

ファカルティレポート

—神戸大学大学院法学研究科・法学部 自己評価報告書—

研究・教育の現状と課題
研究・教育活動報告

9

(2010.4 ~ 2012.3)

下巻

神戸大学大学院法学研究科

目 次

<u>教授（五十音順。以下同じ）</u>	
浅野 博宣（憲法・教授）	1
飯田 文雄（政治学・教授）	2
井上 典之（憲法・教授）	5
上 寫 一高（刑法・教授）	9
宇藤 崇（刑事手続法・教授）	12
浦野 由紀子（民法・教授）	16
大内 伸哉（労働法・教授）	19
大塚 裕史（刑法・教授）	22
大西 裕（行政学・教授）	25
小田 直樹（刑法・教授）	29
檜村 志郎（法社会学・教授）	31
角松 生史（行政法・教授）	35
窪田 充見（民法・教授）	39
栗栖 薫子（国際関係論・教授）	43
近藤 光男（商法・教授）	47
齋藤 彰（国際取引法・教授）	50
坂元 茂樹（国際法・教授）	55
志谷 匡史（商法・教授）	58
品田 裕（選挙制度論・教授）	62
渋谷 謙次郎（ロシア法・教授）	65
島 並 良（知的財産法・教授）	67
泉水 文雄（経済法・教授）	70
曾我 謙悟（行政学・教授）	75
高橋 裕（法社会学・教授）	78
瀧澤 栄治（ローマ法・教授）	81
手嶋 豊（民法、医事法・教授）	82

中川 丈久（行政法・教授）	85
中西 正（民事手続法・教授）	89
中野 俊一郎（国際私法・教授）	92
八田 卓也（民事手続法・教授）	96
馬場 健一（法社会学・教授）	100
春名 一典（法曹実務教授）	104
福田 尚司（法曹実務・教授）	105
増島 建（国際関係論・教授）	108
丸山 英二（英米法、医事法・教授）	110
簗原 俊洋（日米関係史・教授）	115
安井 宏樹（西洋政治史・教授）	119
山田 誠一（民法・教授）	121
山本 顯治（民法・教授）	124
山本 弘（民事訴訟法・教授）	127
行澤 一人（商法・教授）	130
米丸 恒治（行政法・教授）	133
Alexander, Ronni（国際協力政策・教授）	136

准教授

青木 哲（民事手続法・准教授）	138
安藤 馨（法哲学・准教授）	143
飯田 秀総（商法・准教授）	146
池田 公博（刑事手続法・准教授）	149
池田 千鶴（経済法・准教授）	153
興津 征雄（行政法・准教授）	155
小野 博司（日本法史・准教授）	161
木下 昌彦（憲法・准教授）	163
榊 素寛（商法・准教授）	164
櫻庭 涼子（労働法・准教授）	168
島村 健（環境法・准教授）	170

嶋矢 貴之（刑事法・准教授）	174
関根 由紀（社会保障法・准教授）	176
多湖 淳（対外政策論、国際関係論・准教授）	179
田中 洋（民法・准教授）	182
玉田 大（国際法・准教授）	184
藤村 直史（議会研究、日本政治・准教授）	189
前田 健（知的財産法・准教授）	191

専任講師

驛 賢太郎（政治経済学・専任講師）	194
-------------------------	-----

助教

海道 俊明（行政法・助教）	196
平野 淳一（選挙分析・助教）	197

特命講師

飯田 健（政治行動論・特命講師）	198
Knudson, Troy Keith（国際コミュニケーション・特命講師）	201
古谷 貴之（民法・特命講師）	203

平成 23 年度末までに退職した教員

赤坂 正浩（憲法・教授）	206
磯村 保（民法・教授）	208
井上 由里子（知的財産法・教授）	210
小室 程夫（国際経済法・教授）	212
佐藤 英明（租税法・教授）	213
藤井 伊久雄（法曹実務教授）	215
森澤 武雄（法曹実務教授）	216
山地 修（法曹実務教授）	217
稲元 勉（助教）	219

註：ファカルティレポート前号（第 8 号）からの変更点は以下のとおり。

- (1) 対象年度（平成 22 年度・平成 23 年度）中に本研究科に在籍していたが、その後退職し、本号執筆時には本件休暇に在籍していない教員についても、その個人活動報告を掲載している（ただし、事情により、本号執筆期間中に、個人活動報告の原稿を提出しえなかった教員を除く）。
- (2) 「IV 学内活動」のうち、「学内各種委員等」については、上巻（II 1(2)(d)(iii)）にまとめて記載することとした。
- (3) 「外部研究費取得状況」（前号ではVI）についても、上巻（II 4(4)）にまとめて記載することとした。

教授

浅野 博宣（憲法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

通常の講義等に加え、教科書やケースブックの執筆などがあり、研究活動と教育活動との間では、教育活動に大きな比重があった。教科書等は分担執筆による共著であるが、他の執筆者から多々の示唆を得た。優れた研究者・教育者から受けた刺激を自らのものとして取り込むには時間を要しそうであるが、できる限りの努力をしていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
憲法理論の再創造	共著	日本評論社	2011年3月
憲法1ーー統治	共著	有斐閣	2011年3月
ケースブック憲法	共著	有斐閣	2011年4月
公法系訴訟実務の基礎	共著	弘文堂	2011年9月
判例プラクティス憲法	共著	信山社	2012年2月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
ドゥオーキンの法実証主義批判について	公法研究	73号 162-170頁	2011年10月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
ハート・ドゥオーキン論争の第二幕？	公法学会	上智大学	2010年10月10日

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究成果の大部分は、教科書執筆等の教育活動にかかわるものであるが、その作成過程での研究会等を通じて、他の執筆者から得るものは大きかった。それは、判例の読み方、学説の理解の仕方など基本的な部分についても及び、かつ、その重要性を改めて痛感した。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	憲法訴訟 I	4

	憲法訴訟Ⅱ	4
	対話型演習総合法律	0.12
学部	法経総合概論	0.12
全学	国家と法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

LSに関しては、理想とされるLS教育がどのようなものか迷いがあり、反省すべき点が多かった。教科書執筆等の経験を踏まえて、教育方法について考えさせられたので、改めて授業内容を再構成したいと考えている。

「国家と法」は、統治機構論の基礎について講義したもの。他学部学生に関心をもってもらうために、時事的な話題を積極的に取り入れたが、もっと視覚的に訴える工夫をする必要があるように思われた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

相互授業参観や教育改善・教員意見交換会に積極的に参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	公法学会、全国憲法研究会
------	--------------

飯田 文雄 (政治学・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

当該期間は、政治思想学会の企画委員長及び事務局長、という 2 つの役職を相次いでつとめ、当初の予想を大幅に上回る時間と労力を学会活動のために割く結果となった。その中で、教育については一定の成果を確保できたが、研究については多くの課題を先送りする結果となったので、事務局長が終わる 2012 年 5 月末以降巻き返しに努めたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム	単著	全労済協会	2010 年

論			
Globality, Democracy and Civil Society	共著	Routledge	2011年
現代政治理論・新版	共著	有斐閣	2012年

(論文)

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
現代政治思想と格差社会	神戸大学最前線	第13巻18頁	2010年
書評・政治理論：対象 トマス・ポッゲ／立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか：世界的貧困と人権』生活書院、2010年；伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか：グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院、2010年	年報政治学 2012-I	291～293頁	2011年
<u>Towards a Liberal Theory of Returnees</u>	Social Science Research Network pp.	1～31頁	2011年
<u>Can Exit Right Really Save Internal Minorities?</u>	Social Science Research Network pp	1～26頁	2011年

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>自由論題 分科会C(オーガナイザー・司会・討論者)</u>	政治思想学会	東京大学法学部	2010.5.23
ポスト福祉国家時代における共生社会の可能性とベーシックインカム論	全労済協会公募委託調査研究報告会	全労済協会	2010.5.26
<u>短期滞在者の権利理論は可能か？</u>	日本政治学会	中京大学	2010.10.10
<u>Towards a Liberal Theory of Returnees</u>	Western Political Science Association	San Antonio, USA	2011.4.22
<u>Can Exit Right Really Save Internal Minorities?</u>	American Political Science Association	Seattle, USA	2011.9.2
ベーシック・インカム論とニーズ対応型・市民参加型福祉	福祉科学研究会	神戸大学	2011.12.19
最近の多文化主義研究から	多文化主義研究会	神戸大学	2012.1.9
Basic income at the EU agenda? (オーガナイザー・通訳)	福祉科学研究会	神戸大学	2012.1.23
日本型ベーシック・インカム：その可能性？	日仏会館フランス国立日本研究センター一般公開講演会	日仏会館	2012.1.28
最近のグローバル化研究から	グローバル・シティ研究会	東京大学社会科学研究所	2012.2.11

Is Japanese Basic Income Possible?	Chaire Hoover Seminar	Louvain Catholic University, Belgium	2012.2.21
Liberal Autonomy (オルガナイザー・司会・通訳)	神戸大学政治理論研究会、神戸法学会講演会、多文化主義研究会	神戸大学	2012.3.26
マイノリティとシティズンシップ：『少数派』であること、『国民』であること(共同オルガナイザー・通訳)	北海道大学アイヌ・先住民研究センター、北海道大学法学研究科高等法政教育研究センター 講演会	北海道大学	2012.3.29

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

リベラルな多文化主義理論、平等論を中心に研究を進め、APSA, WPSA, 日仏会館、ルーバンカトリック大学等で報告を行い、極めて有益なフィードバックを受けることが出来た。特に、APSA では 2005-11 の 7 年間で 6 回の査読つき報告が受諾されたこととなり、私が属する政治思想史・政治哲学分野の言語障壁の高さを考慮すれば、これは特筆すべき成果と思われる。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学特殊講義	2
学部	政治学	4
	政治学演習 (通年)	4
	政治理論応用研究	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学特殊講義	2
学部	政治学	4
	政治学演習 (通年)	4
	現代政治入門	0.66

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部ゼミ・大学院とも従来のノートを整理し、より幅広い範囲を講義した結果、大多数の指導学生が規定の終了年限で卒業進路を決定することが出来、教育効果は上がっていると言えるが、学部ゼミ・大学院とも指導学生の数が急増しており、今後一層の指導の効率化を進めたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

スタッフランチョンセミナー、国内外学会での教育方法関連パネルなどに積極的に参加した。

〔国際交流活動〕

国際学会での報告 3 回（うち 2 つは査読つき、1 つは招待講演）、研究のための外国出張 2010 年度 4 回、2011 年度 4 回、国際セミナーのオーガナイザー・通訳各 2 回、を各々行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、政治思想学会、アメリカ学会、American Political Science Association、Asian Consortium for Political Research
学会等役員・編集委員	政治思想学会理事、研究企画委員会委員長（～2010.5 月）事務局長（2010.5 月～）、国際交流委員（2010.5 月～） Asian Consortium for Political Research executive committee, Manuscript reviewer for the journal of "Polity" (USA), 政治思想学会年報論文査読者（2 回）、日本政治学会年報論文査読者
研究会活動	東京大学政治理論研究会、神戸大学政治理論研究会
シンポジウム等の主催等	国際コンファレンス “Basic income at the EU agenda?” “ Liberal Autonomy” の開催

〔学外教育活動〕

2010 年度

甲南大学法学部・広域副専攻センター 非常勤講師

2011 年度

甲南大学法学部・広域副専攻センター 非常勤講師

〔社会における活動〕

北海道大学アイヌ・先住民研究センター 客員研究員（2010 年度、2011 年度）

井上 典之（憲法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この 2 年間、特に 2010 年度から 2011 年度前期にかけて、法学研究科長・法学部長という要職にあり、なかなか思うように研究を進めることができなかった。ただ、その中でも、

色々と外からの原稿依頼はあり、また、2010年度より研究代表者として申請した科学研究費補助金（基盤研究（C））の「プロ・スポーツ組織の現状とそのあり方に関する法的規律についての複眼的考察」が採択され、その関係での研究は、若干ながら進めることができ、2012年度以降もその点についての研究をさらに進展させようと考えている。その他、学会での仕事として、2009年度から続いていた学界展望の執筆依頼との関係で、特に人権領域での国内での公表論文を一応すべて確認することで、当該領域での日本の学説状況を概観することができ、また、2011年度からは広く一般的に憲法学界の動向を回顧する仕事にも従事しており、それらが、とりわけ今後の自身の研究活動に活かしていくための準備作業となっている。

教育活動については、研究科長・法学部長職にあった関係で、2010年度はあまり積極的に行えなかったが、その中でも2010年度から法科大学院でのヨーロッパ法の講義担当が始まり、そのための準備と共に講義を行うことで、最低限の部局負担はこなしていたと考える。また、2011年度は、前期も法科大学院の科目担当を行っていたが、後期に入り研究科長職を退いた後には、通常通りの科目負担を行えたのではないかと考えている。今後も、法科大学院・法学研究科・学部の憲法科目に関する講義・演習については、継続して適切な教育活動になるよう努力していくつもりである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
憲法理論の再想像（分担執筆）	辻村みよ子・長谷部恭男（編著）	日本評論社	2011年3月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
憲法入門・国威発揚と個人の尊重	法学セミナー	665号2頁	2010年5月
憲法改正とは	法律時報	82巻10号95頁	2010年9月
学界展望（人権）	公法研究	72号234頁	2010年10月
Les problemation juridiques relatives aux liens entre sportifs professionnels et statu de travailleurs au Japon	Bulletin de droit compare du travail et de la securrite sociale	2010, p. 139	2010年12月
競争制限・国家独占と規制の首尾一貫性	季刊・企業と法創造	7巻5号37頁	2011年3月
憲法67条、68条、69条	新基本法コンメンタール・憲法	374頁	2011年10月
2011年学界回顧	法律時報	83巻13号4頁	2011年12月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
-------------	-------	------	------

Role of Government in Economic Recovery under the Japanese Constitution (Speech),	Workshop, EESC, EUIJ and EUSI, Brussels,	EESC (Brussels)	May 2010
---	--	-----------------	----------

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

科学研究費補助金の研究代表者として、プロ・スポーツをめぐる法的問題の概観についてフランスの雑誌に論文を投稿すると共に、EU法の下での経済活動としてのプロ・スポーツのための資金補助に関連する法的問題についての論文を公表した。また、この問題に関しては、2011年に2月と8月、2012年2月にドイツに出張することで、リスボン条約の下でのスポーツ政策とその法的基盤に関する資料収集を行うことができた。また、それ以外にも、EUの欧州経済社会協議会においてEUIJ関西等とジョイントで「グローバル化の中で協働するEUと日本の市民社会」と題するテーマも下で行われたワークショップにおいて報告を行い、それをきっかけにEU法の研究にもこれまで以上に従事するようになり、それが今期の1つの研究活動における成果となっている。

さらに、従来通り、日本の憲法学における学界動向を検証する作業にも引き続き従事している。この点は、学界展望と共に、2011年度から学界回顧を担当することで、さらに進めていかなければならない内容となっている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（憲法）	2
LS	公法系訴訟実務基礎	0.52
	ヨーロッパ法	0.26
学部	3/4年次憲法演習	4

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（憲法）	2
	憲法問題分析特殊講義	2
LS	比較憲法	2
	対話型演習憲法訴訟Ⅱ（2クラス）	4
	ヨーロッパ法	0.52
	公法系訴訟実務基礎	0.52
	対話型演習・総合法律	0.12
学部	3/4憲法演習	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

教育活動については、この期間の前半は、法科大学院教育もさることながら、学部教育においても十分とはいえない状況であった。但し、新たな科目担当もあり、そのための準

備作業を通じて、最低限のことはできたと思っている。また、2011年度後期は、憲法担当者が小生以外に不在という事情もあり、必要とされる科目担当を行うと共に、法科大学院教材はいちから作成して、今後の教育に活かしていく作業を行った。その点では、これまでとは違う経験ができた。

なお、この2年間は、学部の3/4年次演習をしっかりと担当することで、限られた人数ではあったが、学生と親密に接する機会が多かった。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

法学研究科長・法学部長職にあった関係で、他の教員の行う学部・法科大学院講義への参観を積極的に行い、そこでの教育手法に刺激を受けることができた。また、その職務との関係で、学生の授業評価アンケートに目を通し、その内容をチェックするという作業も行った。

〔国際交流活動〕

2010年5月：ベルギー・ブリュッセル：欧州経済社会協議会（ワークショップ参加）。

2010年10月：台湾・台湾政治大学（協定締結）。

2011年2月：ドイツ・バイロイト大学（研究意見交換と資料収集）。

2011年8月：ドイツ・ライプチヒ大学（研究意見交換と資料収集）。

2011年10月：ブラジル・リオデジャネイロ大学・パラクアイ・ノルテ大学（協定締結）。

2012年2月：ドイツ・バイロイト大学・デュッセルドルフ大学（研究意見交換と資料収集）。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会、国際人権法学会、全国憲法研究会
学会等役員・編集委員	日本公法学会理事、全国憲法研究会運営委員

〔学外教育活動〕

2010年度

神戸女学院大学 非常勤講師

2011年度

神戸女学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

2010年度：旧司法試験第2次試験考査委員（憲法）

2010年度～2011年度：高砂市情報公開・個人情報保護審査会委員長（2001年度より）

2010年度～2011年度：川西市個人情報保護審議会委員（2003年度より）

2010年度～2011年度：豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会委員（2005年度より）

2011年度：兵庫県情報公開・個人情報保護審議会委員

2010年5月3日：HYOGO 憲法タウンミーティング・コーディネーター

（日本青年会議所・近畿地区兵庫ブロック協議会主催）

2010年5月15日：芦屋市立公民会講座・講師

2011年3月15日：兵庫県阪神シニアカレッジ・マイスター教室・講師

2011年8月24日：尼崎市選挙・政治啓発講座・講師

上 寫 一 高 （刑法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

教育活動については、法科大学院における刑法および経済刑法、さらに、法学部科目と全学共通教育科目の授業を行った。研究活動については、刑法総論の分野に関しては、過失犯についての議論を検討した。継続して、医療事故に関する責任追及のあり方についての検討を行った。また、経済犯罪に関しては、背任罪の共犯についての理論的検討や、詐欺罪の最近の動向に関する問題の研究を行い、他大学の研究者等とともに、会社・証券犯罪の問題について共同研究を行うなどした。また、刑法全般について、最近の公判裁判例の動向を明らかにした。この期の活動をもとにして、今後さらに研究の範囲を刑法の問題全般に広げるようつとめることとしたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
注釈刑法第1巻	共著	有斐閣	2010年12月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
刑法判例の動き	ジュリスト	1398号	2010年4月
分譲マンションの各住戸のドアポストに政党の活動報告等を記載したビラ等を投かんする目的で同マンションの共用部分に立ち入った行為と刑法130条前段の罪	刑事法ジャーナル	23号	2010年6月
刑法判例の動き	ジュリスト	1420号	2011年4月
会社・証券犯罪の現状と課題——共同研究の趣旨と概要	刑法雑誌	51巻1号	2011年7月
詐欺罪の成立範囲——権利行使と財産犯	研修	759号	2011年9月
各室玄関ドアの新聞受けに政治的意見を記載したビラを投かんする目的で公務員宿舎である集合住宅の敷地等に立ち入った行為と邸宅侵入罪	ジュリスト	1431号	2011年10月
虚偽不申告による遁脱犯の成立	租税判例百選 第5版		2011年12月

「偽りその他不正の行為」の意義	租税判例百選 第5版		2011年12月
背任罪の広義の共犯	三井誠先生古稀祝賀論文集		2012年1月
最近の裁判例に見る詐欺罪をめぐる諸問題	刑事法ジャーナル	31号	2012年2月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
会社・証券犯罪の現状と課題	日本刑法学会関西部会	キャンパスプラザ京都	2011年1月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

過失犯についての研究を明らかにした。これまでの過失犯の議論を整理し、今後の議論を展望することができるよう検討することを試みた。また、日本刑法学会第89会大会(2011年5月。法政大学)で開催されたワークショップ「過失の競合」において、コメントーターをつとめた。

最近の刑法の公判裁判例について、その動向を明らかにした。刑法典だけでなく、特別法についても対象として、一定期間内における刑法についての問題点を総覧し、認識することができた。

背任罪の共犯について、その理論的検討を明らかにした。近年の重要問題であると認識されているものについて、従来の議論を批判的に検討し、また、判例にも変化がうかがわれる中、議論の変化とその方向性およびその展開を示すようにした。

詐欺罪の最近の判例の動向に配慮し、その問題点とさらなる議論の展望について明らかにした。

会社・証券犯罪について共同研究を行った。その成果は、刑法学会関西部会において報告した。会社法・金融商品取引法研究者や経済犯罪捜査に携わった実務家とも共同し、学説の分析にとどまらない視野を得ることができたことは有益であった。

そのほか、住居侵入等についての最近の最高裁判例について考察し、同罪の本質や違法性について検討する機会を得るなどした。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義(刑事法)	2
LS	対話型演習刑事実体法	4
	経済刑法	2
学部	刑事法演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数

院	実定法特殊講義（刑事法）	2
LS	対話型演習刑事実体法	4
	経済刑法	2
学部	刑事法演習	2
全学	国家と法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法学部においては、刑事法演習を担当した。

最近の刑法についての重要な判例・裁判例についての研究を行った。学生において判例原文と判例解説・評釈をあらかじめ読み、報告者および解説者を中心として、判例の意義・射程、問題点について理解を深めることができるよう配慮して行った。毎回、解説者が作成した文書を全員で読み、自由にコメントをシェアうことを行った。学期の中盤以降は、参加学生において、的確に問題点を把握し、自ら刑法の解釈・適用を明らかにしようとする意欲が、一定程度高まったように思われる。

2011年度は、全学共通教育科目である「国家と法」という授業を担当した。他の法律分野との関係も配慮し、最新の研究成果をふまえつつ、日常生活における事象にも留意しながら、裁判員制度の開始で市民にも一層かわりが深くなった刑事法の基礎となるべき考え方を講じた。専門科目でないにもかかわらず、参加者は熱心に聴講したものと思われ、アンケートでも刑事法についての興味・関心が増したという声が寄せられた。

また、これに関して、全学共通教育科目についての法学部における代表者となるとともに、大学教育推進機構全学共通教育部共通教育部「法と政治」教育部会長を命じられた。多数の部局の関与によって成立する全学共通教育について、全体として、効果的にその実施・内容を改善していくことの難しさを感じるとともに、まずは、かかわる個々の教員がその担当する授業を適切に執行することが必要であるとあらためて認識した。

大学院において、実定法特殊講義（刑事法）を担当した。参加者の関心に応じて、刑事法の重要問題について検討を加えた。

法科大学院においては、対話型演習刑事実体法と、経済刑法を担当した。

対話型演習刑事実体法は、2L後期配当科目である。学生が学部時代あるいは1L期に獲得した刑法理論を、基礎もふまえた上で、より進化させて、事案を前にして自ら考え、刑法を運用する基礎力とともに、本法科大学院のカリキュラムとの関係においては、3L前期配当科目の応用刑事実体法に対応しうる力を、対話型という形式を用いて、与えることを目的として、授業を行った。とりわけ、自ら依拠しようとする見解・理論について、その皮相的な理解にとどまらず、よい根本に遡って考えることを可能にし、また、同時に、それらの見解・理解に対しても批判的検討を可能とすることを意識して、刑法全般について、近年重要とされている問題を取り上げて、検討を行った。西田典之ほか『判例刑法総論』および『同各論』を資料として、判例およびその事案を中心にすえて、基礎理論・知識との融合、およびその展開を可能とするよう試みた。予習段階において、確認事項を配布し、当該問題・単元について、おさえるべき事項を明らかにするとともに、授業後は、関連する事例形式の練習問題を、配布した。これまでのアンケート等から、授業の時間配分について気にかかる学生が少なくないことがうかがわれたことから、とりわけ判例がかかわる重要な問題と認められるものについて重点的に時間配分を行い、授業を執行することに心がけるとともに、補助資料を配布して、学生に自ら課題を理解するよう動機づけを与えるようにした。授業は、とりわけ対立の激しい刑法理論について、学生それぞれが、理論的検討を今後行うことができる基礎力を重視した内容とした。また、学生の刑法の実務的運用についての興味を高めるべく、理論と具体的事例との関わりを示すようつとめた。

経済刑法については、芝原邦爾・経済刑法（岩波新書）を教科書として、授業を行った。事前に、最新の重要判例を中心として編集した教材を配布し、授業の中でできるかぎり、具体的な判例の検討を行うように心がけ、抽象的でなじみの少ない法文に具体性を与えるよう努めた。経済刑法は、広い範囲の経済関係法規を対象とするものであり、参加学生それぞれの知識に差があることから、検討の前提となる基本的な事項については、各法分野についての基本的な情報を提供し、このような差をうめるように努めた。両年度とも、3L生の受講者の比率が高かったため、判例および理論のいずれにおいても、受講者との対話を重視して、授業を行った。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

法科大学院の授業について、刑事法関連科目を担当する教員との間において、共通到達目標モデルとの関係において、神戸大学のカリキュラムにおいて、全体としてどのように刑事法科目を展開することが必要かについて、さかんに議論を行った。また、実務家との懇談会に積極的に参加し、実務法曹として必要な能力の涵養にはどのような教育を行えばよいかについて検討を行った。法科大学院の授業の相互参観に参加し、授業方法の研究を行い、自己の担当科目の実施方法、内容に反映させるよう努めた。各1回の授業の構成のしかたについて考察を深める機会となるだけでなく、他の教員の学生に対する質問の発し方などについて認識を深める機会となり、自らの授業実施においても参考とした。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会
学会等役員・編集委員	
研究会活動	判例刑事法研究会 刑事判例研究会 京都刑事法研究会 大阪刑事実務研究会

〔社会における活動〕

新司法試験考査委員（刑法）

宇藤 崇（刑事手続法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

(1) 研究活動について： 従来、捜査上の処分の適法性基準と違法であった場合の法的処理を研究の柱にして、捜査段階における捜査機関の活動の規律について検討してきた。その際主として念頭にあったのは捜索・差押えの場面であった。本報告対象期間の直前である2007年～2009年には、「捜査段階における権利救済の研究」が科研費・基盤研究Cとして採択されていたこともあり、本報告対象期間の前半は、この研究につきなお残る課題を

含め、捜索・差押えの研究が活動の中心であった。これに対して、本報告対象期間の後半は、捜査機関の活動のうちでも、これまであまり取り組んでこなかった供述証拠の収集、とりわけ取調べの規律に関する研究に着手した。法制審・新時代の刑事司法制度部会も設置され、取調べにより獲得された供述証拠を中心とする刑事司法制度からの転換を迫られていることが背景にある。今後は（すくなくとも）しばらく、これまで進めてきた捜索・差押えの規律の研究とともに、捜査における取調べという捜査手法の位置づけ、適切な規律方法等にも注力する。

また、上記とは別に、刑事実体法と刑事手続法との関係をどのように理解・構築するかについても、研究を進めている。これまで折にふれて、いくつかの論点を検討してきたが、2012年、「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の探究」が科研費・基盤研究Cとして採択されている。そのため、今後はより包括的なかたちで研究を進める予定である。(2) 教育活動について：本報告対象期間において、教育活動の中心は、法科大学院での刑事訴訟法関連授業であった。実務家として求められる知見・思考力を養成するため、今期は次のような点を中心に見直し、実践した。まず、刑事訴訟法学における基本的事項の伝達をより効率化する。次に、受講者から得られる質問とそれに対応する回答を共有する仕組みを作る。これらのことにより、修得してきた知見を整理・再検討する機会を増加させる。この方向での見直しは、今後も発展させる予定である。

学部、および法科大学院以外の大学院での教育についても、一部上記と同様の方向性での見直しの必要性がある。とりわけ学部教育については、すでに見直しを行っている途上である。もっとも、法科大学院以外での教育の場面では、刑事訴訟法および刑事司法の研究課題への知的興味を喚起し、自らのテーマを発見・研究できる能力の養成が求められている。そのため、得られる教育の機会ごとに、受講者を発展段階にあわせて教育方法を研究している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
令状による捜索の範囲 (1)	井上正仁・大澤裕・川出敏裕 [編]『刑事訴訟法判例百選[第9版]』	46頁-47頁	2011年3月
司法取引と量刑的考慮について	刑法雑誌	50巻3号346頁-356頁	2011年3月
コメント・罪数と量刑 [長井秀典]	大阪刑事実務研究会 [編著]『量刑実務大系 1』	306頁-309頁	2011年9月
コメント・余罪と量刑 [増田啓祐]	大阪刑事実務研究会 [編著]『量刑実務大系 2』	225頁-227頁	2011年10月
コメント・違法捜査と量刑 [小倉哲浩]	大阪刑事実務研究会 [編著]『量刑実務大系 3』	316頁-320頁	2011年11月
コメント・社会的制裁・行政処分と量	大阪刑事実務研	271頁-274頁	2011年11月

刑〔西崎健児〕	研究会〔編著〕『量刑実務大系 3』		
いわゆる「利益原則」の意義	法学教室	376号 32頁-37頁	2012年1月
刑事訴訟における罪数論のあり方について	井上正仁・酒巻匡〔編〕『三井誠先生古稀祝賀論文集』	703頁-724頁	2012年1月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
取引と量刑的考慮について	日本刑法学会第88回大会・共同研究分科会II	東北大学	2010年6月
前訴の建造物侵入、窃盗の訴因と後訴の非現住建造物等放火の訴因との間には公訴事実の単一性がなく、前訴の確定判決の一事不再理効は後訴に及ばないとされた事例	判例刑事法研究会	神戸大学	2011年2月
「疑わしきは被告人の利益に」の原則について	刑事手続法研究会	同志社大学	2011年12月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

従来、研究テーマとして、①捜査上の違法の法的処理、②捜査上の処分の適法性基準、③非典型的訴訟障害に基づく形式裁判を掲げてきた。このうち、①・②は、捜査段階における捜査機関の活動の規律とまとめることができる。③は、刑事事件における刑事手続、刑事裁判の役割をどのように考えるかという文脈の中に位置づけることができる。そのため、これまで③との関連で、刑事実体法と刑事手続法との関係がどのようなものであるか、またどのように構築されるべきか、という点も研究対象としてきた。本報告対象期間中も、それぞれ関連する諸論点について研究を進めた。具体的には以下の通り。

(1) まず、捜査段階における捜査機関の活動と規律については、冒頭「研究・教育の活動と今後の展望」でも示したように、これまで進めてきた捜索・差押えの法的規律についての研究に加えて、捜査段階における供述証拠の獲得の位置づけ・方法の規律についての研究にも着手している。例えば、前掲「司法取引と量刑的考慮について」では、いわゆる「司法取引」による影響の1つとして、有罪判決における量刑的考慮を検討している。基本的には、「司法取引」の量刑的考慮が理論的に可能か否か、また可能であるとしてどの範囲にとどまるかという、もっぱら実体法的な考察をまとめたものであるが、「取引」の結果として捜査機関が得るものの中には被告人の自白、または関係証人の供述が含まれ、それゆえ捜査段階での供述証拠の獲得というテーマと密接に関連している。ただし、本報告対象期間では研究に着手したにとどまる。今後は、立法動向等を踏まえながら、取調べ等の供述証拠取得についても、より包括的に研究を深める必要があると考えている。

(2) 次に、刑事実体法と刑事手続法の関係については、本報告対象期間中も折にふれて個別の論点について検討を進めている。前掲「刑事訴訟における罪数論のあり方について」は、罪数論という実体法上の制度が、刑事手続においてどのような機能を果たすのか、それに対応して刑事訴訟法はこれをどのように規律すればよいのかということを検討した。

また前掲・「いわゆる「利益原則」の意義」でも、いわゆる要件事実論を踏まえた立証過程を、いくぶん意識的に検討している。もっとも、これらの研究はなお断片的な検討にとどまっており、ここでもより包括的な検討を行うことが今後の課題として残されている。この課題に対処するため、本研究科に所属し、刑事実体法の研究者である小田直樹教授と、「刑事過失の認定における実体法と手続法の『連結』の探究」をテーマに共同研究をすることとしている。すでに科研費・基盤研究Cとして採択されており、2012年から3か年の予定で補助を受けている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事手続法	4
	応用刑事手続法（2クラス）	4
	裁判・行政の基本構造	0.5
学部	刑事法応用演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（刑事法）	2
LS	刑事手続法	4
	応用刑事手続法（2クラス）	4
	裁判・行政の基本構造	0.52
学部	応用刑事訴訟法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

(1)法科大学院(LS)での教育活動: 3年次生を対象に前期開講される応用刑事手続法、1年次生を対象に後期開講される刑事手続法における授業が、教育活動の中心であった。法科大学院が職業的法律家の養成過程であるため、従来、その必要とされる知見・思考力の育成方法につき、いくつかの試みを進めてきた。本報告対象期間では、各科目の受講者を対象とした授業用サイトをWeb上に開設し、授業に関する情報を共有するようにした。また、応用刑事手続法については、これまでの復習をかねて、授業で取扱う課題と関連する授業準備用のレジュメを配布するようにした。院生が獲得する知見・思考力がどれだけ育成されたかは定かではないが、授業アンケートを見る限り学習意欲を高めるためには貢献しているように思われる。ただし、授業用サイトの運用については、投稿する記事の内容、投稿の頻度・タイミングの点で、おおきな改善の余地があることも明らかであり、今後とも見直し作業を進めていく。

(2) 学部・法科大学院以外の大学院での教育活動: 学部では、3・4年次生を対象とする刑事法応用演習(または応用刑事訴訟法)を担当した。とくに法科大学院への進学を希望する学生のみを対象としたわけではなかったが、結果として、このような進学を希望する者が中心となった。そのため、授業内容も、法科大学院・既修者コースへの進学を念頭におき、進学後の授業に対応できるような知見・学習方法を習得させることを目標とし、授業アンケートの結果も踏まえ、ほぼLSと同様の方針で授業方法等を改善している。

これに対して、法科大学院以外の大学院では、受講者個々人が有している基本的知見，理論的関心，修了後の進路観にかなりの相違があるため，現在のところ，ほぼ学生個人につき個別の教育方針をたて，必要に応じて授業自体も個別に進めている．今後，受講者が増加した場合，別の方針・授業方法もありうるであろうが，現時点では他に現実的な対処方法はなく，同様の方針のもとに授業内容の改善を図るつもりである．

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

教育に関する教員懇談会(各学期に 1 回程度)に参加した．その他，各年度 4 回から 5 回，専門を共通にする本法学研究科の教員と，授業方法等に関する会合の機会を有している．

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	判例刑事法研究会(神戸大学)，大阪刑事実務研究会(大阪高裁・地裁)，刑事手続法研究会(同志社大学)

〔社会における活動〕

司法試験考査委員(刑事訴訟法担当) 2010 年～，司法試験予備試験考査委員(刑事訴訟法担当) 2010 年～，法制審議会・新時代の刑事司法制度部会幹事 2011 年～．

浦野 由紀子(民法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期は、特に親族法、相続法および要式行為に関する諸問題について、研究を行なった。今期の最も大きな成果としては、前期からの懸案であった、他大学の研究者との共同執筆による教科書を刊行することができたことである。今期の教育活動では、大学院で「実定法特殊講義(民法)」の授業を、法科大学院で「民法基礎Ⅰ」及び「対話型演習物権・責任財産法」の授業を、それぞれ初めて担当した。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態(共著者等)	出版機関名	発行年月
Legal Quest 民法Ⅵ 親族・相続	共著(共著者:前田陽一教授・本山敦教授)	有斐閣	2010年10月
18歳からはじめる民法	分担執筆	法律文化社	2010年11月

Legal Quest 民法Ⅳ 親族・相続 (第2版)	共著 (共著者：前田陽一教授・本山敦教授)	有斐閣	2012年3月
-----------------------------	-----------------------	-----	---------

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
秘密証書遺言における「筆者」(最高裁平成14年9月24日第三小法廷判決)(単著)	判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続	168頁	2010年8月
遺言の解釈(最高裁昭和58年3月18日第二小法廷判決)(単著)	判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続	158頁	2010年8月
公正証書遺言の方式(最高裁昭和43年12月20日第二小法廷判決)(単著)	判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続	167頁	2010年8月
証人不適格者が同席した公正証書遺言の効力(最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決)(単著)	判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続	170頁	2010年8月
目が見えない者の証人適格(最高裁昭和55年12月4日第一小法廷判決)(単著)	判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続	169頁	2010年8月
遺言の解釈(単著)	遺言と遺留分(第2版)	第1巻遺言315頁	2011年5月
命名に対する規制を考える(単著)	ジュリスト	1422号2頁	2011年5月
受益相続人先死の場合における「相続させる」旨の遺言の効力(単著)	法学教室	372号48頁	2011年9月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
妻が、夫に対し、夫との間に法律上の親子関係はあるが、妻が婚姻中に夫以外の男性との間にもうけた子につき、離婚後の監護費用の分担を求めることが、権利の濫用に当たるとされた事例(最高裁(二小)平成23年3月18日判決(家月63巻9号58頁))(判例評釈)	神戸大学民事判例研究会	神戸大学	2011年12月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

今期の研究成果は、学生向けの教科書・解説等として出たものが多かった。特に教科書については、これまでの研究・教育の成果や経験に基づき、民法を初めて学ぶ者にとっては理解しやすく、既習者が復習する際には理解を深めるのに役立つような記述・内容となるように工夫した。このような作業を通じ、新たな研究課題のヒントが得られただけでなく、教育手法についての示唆も得られた。今後の研究活動と教育活動に役立てたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民法基礎 I	4
学部	民法 V	2
	3.4 年次民法演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民法）	2
LS	対話型演習物権・責任財産法	4
	対話型演習家族法	2
学部	民法IV	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

大学院で担当した「実定法特殊講義」では、受講者の関心あるテーマ（家族と医療に関する法律問題）に関する論文を毎回 1～2 本とりあげ、受講者の報告をもとに議論する形式で進めた。おおむね良好な内容で行なわれた。

法科大学院では、「民法基礎 I」・「対話型演習家族法」について、詳細な質問項目・予習課題等を記した教材を事前に配布し、質疑応答形式で授業を行なった。「民法基礎 I」では、授業時にパワーポイントも併用した。「対話型演習物権・責任財産法」も予習課題及び判例教材を事前に配布したが、授業運営で学生のニーズに必ずしも的確に応えることができなかった。授業アンケートは、いずれの科目もおおむね良好な結果が得られたが、「対話型演習物権・責任財産法」について、自由記述欄で、授業内容が適切だったとする記述とニーズにあっていなかったとする記述が混在した。次期は、今期の経験を参考に教材や授業運営をさらに改善・工夫したい。

学部では、前期の FR で今後も積極的に活用する旨を明記したとおり、今期もパワーポイントを使用して授業を行なった。前回、レジュメで復習しにくいとの意見があったのをふまえ、各回の授業テーマと指定教科書の該当頁を記載した授業予定表を第 1 回授業時に配布して予習・復習の便宜を図るとともに、パワーポイントスライド中にも適宜教科書や参考書の該当箇所を示すなどした。授業アンケートの結果はいずれの科目も良好であった。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

- ・相互授業参観（2010、2011 年度）
- ・スタッフ・ランチョンセミナーへの参加（2010、2011 年度）
- ・法科大学院教育改善・教員意見交換会への参加（2010、2011 年度）
- ・大阪弁護士会の冒頭修習の見学（大阪弁護士会館会議室、2012 年 2 月 10 日）

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日本家族＜社会と法＞学会
学会等役員・編集委員	日本私法学会運営懇談会委員（2010年10月～）
研究会活動	神戸大学民事判例研究会

〔学外教育活動〕

2010年度

神戸学院大学法科大学院 非常勤講師

2011年度

神戸学院大学法科大学院 非常勤講師

〔社会における活動〕

- ・神戸市特定調達調査委員会委員（2010、2011年度）
- ・三木市情報公開審査会委員、三木市個人情報保護審査会委員（2011年7月～）
- ・法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会・幹事（2011年7月～2012年1月）

大内 伸哉（労働法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、理論的にも、実務的にも、新たな視点で労働法を検討・分析していくことを試み、一定の成果をあげることができた。教育面では、LS中心に変わりはないものの、基礎的な法学教育の重要性を意識して、学部の講義や演習にも力を入れた。

今後も、こうした方向で研究・教育活動を進めていくつもりである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
労働法学習帳（第2版）	単著	弘文堂	2010年4月
ケースブック労働法（第6版）	共著	弘文堂	2010年4月
雇用社会の25の疑問-労働法再入門-(第2版)	単著	弘文堂	2010年9月
最新重要判例200労働法(増補版)	単著	弘文堂	2011年4月
君たちが働き始める前に知っておいてほしいこと(改訂版)	単著	日本労務研究会	2011年8月
君は雇用社会を生き延びられるか-	単著	明石書店	2011年10月

職場のうつ・過労・パワハラ問題に労働法が答えるー			
就業規則からみた労働法(第3版)	単著	日本法令	2011年11月
労働法演習ノート	共著	弘文堂	2011年11月
法と経済で読みとく雇用の世界ー働くことの不安と楽しみー	共著	有斐閣	2012年3月

(論文)

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
労働契約法の課題-合意原則と債権法改正-	日本労働法学会誌	115号 74-88頁	2010年5月
高齢者雇用について法的に考える	エルダー	2010年5月号	2010年5月
判例解説:「いわゆる偽装請負と黙示の労働契約の成否」	ジュリスト	1402号 150-153頁	2010年6月
2010年学界回顧	法律時報	82巻 13号 194-200頁	2010年11月
非正社員に対する法政策のあり方に関する一私論-契約の自由と公正-	ジュリスト	1414号 164-169頁	2010年12月
判例解説:「スキルほか(外国人研修生)事件」	判例時報(判例評論)	2105号 157頁(627号 11頁)	2011年5月
個人事業主等の労働者性に関する最高裁判決と実務上の留意点	労務事情	1209号 31-40頁	2011年6月
書評:西谷敏『人権としてのディーセント・ワークー働きがいのある人間らしい仕事』	季刊労働法	233号	2011年7月
労働法の歴史から“いま”を知る	労務事情		2011年1月～2012年4月
「個人事業主等の労働者性に関する最高裁判決と実務上の留意点」	労務事情	1209号	2011年4月
書評:小嶋典明『労働市場改革のミッション』	日本労働研究雑誌	617号	2011年12月
キーワードからみた労働法	ビジネスガイド		連載中
いまさら聞けない雇用のルール	労働基準		連載中

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間の研究は、法政策論に関係するものが多かった。労働法が大きく変動するなか、いかなる法政策が望ましいかについて、基礎的な研究を積み重ね、今後の具体的な提言につなげていくための準備期間となったと思われる。また経済学者との共著も刊行することができたが、それもこうした政策論のための基礎的な作業をするなかでうまれた成果である。

その他、これまで発表した本の改訂作業を行うと同時に、過労問題についての法的知識の普及を目指して単行本を一冊書き下ろした。さらに、LS生や一般社会人の実践的な労働法の勉強に役立つことを目的とする演習本を編集して刊行した。

自己評価としては、あまり他人のやっていないようなオリジナルな研究活動や執筆活動ができたと思っている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（労働法）	2
LS	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	4
学部	3.4 年次労働演習	4

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（労働法）	2
	労働法特別特殊講義	4
LS	労働法Ⅰ	2
	労働法Ⅱ	4
	R&W ゼミ労働法	2
学部	労働法	4
	3.4 年次労働法演習	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

LS において 6 年ぶりに R&W ゼミを担当し、また 3 年ぶりに学部の労働法講義を担当して、新鮮な刺激があった。LS については、従来からの対話型のスタイルを継続しており、今後も続けたいと思っているが、学部の講義スタイルが、いまのような講義形式でよいのかについては、別のスタイルも模索しながら考えていきたい。

授業評価アンケートに基づき、たとえば LS での対話型講義については、予習不十分な学生との質疑にはあまり長い時間をかけないなど、学生のニーズにあった進め方の改善を行った。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

ランチョンセミナーに参加した。

〔国際交流活動〕

2010 年 3 月は、ヴェネチア大学およびボッコニ大学に出張し、また 2011 年 2 月には、ボッコニ大学に研修に行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本労働学会，日本労使関係研究協会
学会等役員・編集委員	日本労働学会理事，日本労使関係研究協会理事
研究会活動	神戸労働法研究会

〔学外教育活動〕

2010 年度

神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師

2011 年度

神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

兵庫県労働委員会公益委員

兵庫県地方労働審議会臨時委員

JR 西日本企業倫理委員会委員

大塚 裕史（刑法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

これまで、垂直的な過失競合の事案として管理・監督過失の問題の研究に従事してきたが、今期はその成果を論文集に纏める作業を進め、第 1 冊目の論文集の原稿を執筆した。また、それと並行して、明石花火大会歩道橋事件、明石海岸砂浜陥没事件、JR 福知山線脱線事件など全国的にも注目されている過失事件を素材に、水平的過失競合の問題を検討した。今後は、論文集の早期公刊に努めると共に、水平的過失競合についての理論的分析を深めたい。

法科大学院開設以来、未修者・既修者双方の教育に携わってきたが、3L の応用刑事実体法の授業経験から、法科大学院修了段階で身につけておくべき事例分析・法的構成能力を養成するための事例演習書を出版した。他方、刑法の基本的知識を修得する段階の学生にとって何をどのように学ばよいかについて他大学の教員と共同研究を開始し、原稿を分担執筆しては研究会で検討するという作業を続けている。その成果は、近い将来入門的教科書の形で出版する予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
新版医療事故の刑事判例	共著・分担執筆	成文堂	2010 年 8 月
ロースクール演習刑法	単著	法学書院	2010 年 9 月

刑法各論の思考方法[第3版]	単著	早稲田経営出版	2010年12月
----------------	----	---------	----------

(論文)

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
正当防衛における侵害の急迫性と防衛の意思	法学教室	359号11-15頁	2010年8月
正当防衛の基礎理論(1)―急迫不正の侵害と防衛の意思	海上刑事	13号25頁-37頁	2010年10月
正当防衛の基礎理論(2)―防衛の意思(承前)と防衛行為の相当性	海上刑事	14号26頁-43頁	2011年3月
ゼミ紹介:神戸大学・大塚裕史ゼミ(刑法)	法学教室	368号42頁-43頁	2011年5月
過失犯の共同正犯	刑事法ジャーナル	28号11頁-21頁	2011年5月
過剰防衛をめぐる諸問題	海上刑事	15号22頁-41頁	2011年9月
過失不作為犯の競合	井上正仁＝酒巻匡編『三井誠先生古稀祝賀論文集』(有斐閣)	151頁-177頁	2012年1月
ワークショップ1 過失の競合	刑法雑誌	51巻3号416-421頁	2012年3月
介在事情と危険の現実化	海上刑事	16号24頁-42頁	2012年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
過失の競合 (ワークショップオーガナイザー)	日本刑法学会第89回大会	法政大学	2011年5月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

本研究科の刑事法教員と「医療事故の原因究明と法律上の責任追及」について共同研究を行い(科研費基盤研究(B))、主として刑事過失論の立場からの分析・検討を担当した。具体的には、医療はチームを組んで共同作業として行われることが多いことから、第1に、外科医などとの共同作業を行う「麻酔医」の活動に注目し、麻酔事故の刑事責任の問題を検討した(その成果は共著『新版医療事故の刑事判例』参照)。第2に、看護師相互、看護師と医師との間の分業に基づく過誤を検討し、共同作業ゆえにどこまで共同正犯として把握していくことができるかという問題に取り組んだ(その成果は論文「過失犯の共同正犯」参照)。そして、これらの「医療事故」についての検討を通じ、複数の行為者の過失が競合するいわゆる「過失競合」についての理論研究が必要であることを痛感し、日本刑法学会第89回大会のワークショップのオーガナイザーを委嘱されたのを機に、若手・中堅の刑法研究者と共同研究を開始した(その成果は刑法雑誌参照)。また、その過程で、過失競合における正犯的作為義務や予見可能性について理論的解明を深める必要を感じ、その研究にも着手した(その成果は三井古稀論文集参照)。しかし、未だその内容は不十分であり、未

解明の問題点も多く、今後さらにこれらの点についての研究を継続していきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用刑事実体法	4
	総合法律	0.4
学部	刑法Ⅱ	4
	3.4 年次刑事法演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用刑事実体法	4
学部	刑法Ⅱ	4
	3.4 年次刑事法演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部の講義では、2年連続で刑法各論を担当した。刑法各論はその範囲が膨大であるため、重要項目に絞り、その代わり、平板な説明を避け、判例・学説の対立点について、対立の原因を刑法の基本原則・原則に遡って検討することにより、刑法的思考能力が養成できるように工夫をした。また、講義用のテキストとして『刑法各論の思考方法』の第3版を上梓した。同書は、簡単な事例問題を多数掲載し、事例の分析の仕方を解説をしながら刑法の基本知識についての理解を深めさせる内容であることから、同書を使用することにより、講義の中に事例演習的要素を盛り込むことが可能となり、大講義にありがちな知識の一方的伝達型の弊害を少しでも回避することができたのではないかと思う。授業評価アンケートの結果からして、上記の教育目標はおおむね達成できたと思われるが、進度がやや遅いという指摘も一部にあり、教材のさらなる工夫や教科書との有機的連携について一層の努力が必要であると認識した。

法科大学院では、2年連続で3Lの応用刑事実体法を担当した。2Lの対話型演習刑事実体法において刑法に関する基本的な知識を修得した学生に対し、その知識を使えるようにするために毎回事例演習を行い、事前にレポートを提出させ、それを踏まえ、授業では、レポートの問題点を中心に事例の分析の仕方、法的構成の仕方について解説を行った。今期の授業では、学生作成のレポートを教材として使用し、論述上の問題点について皆で共に考えることを実践し、また、学生から寄せられた数々の質問の回答を毎回印刷物で配布し情報を共有するなどの工夫を試みた。その結果、授業評価アンケートでも一定程度以上の評価がえられた。しかし、他方で、応用刑事実体法という科目の位置づけから、受講者が基本的知識を修得したことを前提に授業を行わざるをえないが、本来2Lまでに修得すべき基本的知識の理解・定着が不十分な受講生が多く含まれており、これらの学生の実力を向上させることに十分には役立っていないという問題も生じた。法科大学院の学生のレベルが低下してきているという状況の中で、3L科目の授業の在り方について再検討しなければならないと思った。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

2年間、法科大学院運営委員会教育改善WG及び学生・修了生支援WGの担当者として、教員との教育改善意見交換会の実施、学内成績と司法試験結果との相互関係の分析、修了生に対する法科大学院の教育内容についてのアンケート調査などFD活動には積極的に参加してきた。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会、日本交通法学会、日本医事法学会、中四国法政学会
学会等役員・編集委員	日本交通法学会理事
研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）、刑事法研究会（早稲田大学）、特別刑法研究会（早稲田大学）、瀬戸内刑事法研究会、刑法教育研究会、STRW研究会
シンポジウム等の主催等	日本刑法学会第89回大会ワークショップオーガナイザー

〔学外教育活動〕

2010年度

関西学院大学 非常勤講師

JICA研修（アセアン地域海上安全保安能力強化研修） 非常勤講師

2011年度

関西学院大学 非常勤講師

放送大学兵庫学習センター 非常勤講師

JICA研修（アセアン地域海上安全保安能力強化研修） 非常勤講師

〔社会における活動〕

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会第3部会副部会長（2010年度）、同部会長（2011年度）

独立行政法人大学評価・学位授与機構機関誌査読委員（2010年度）

独立行政法人大学入試センター適性試験実施委員会委員（2010年度）

大西 裕（行政学・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

民主主義体制の持続と性格について、韓国を主たる事例として調査・分析してきた。その軸となるのは、従前からおこなっている利益集団・市民社会調査、選挙管理研究、政党組織調査、政権移行の調査である。これらの調査の成果の一部は既に論文として公表し、

今後選挙学会、比較政治学会等で発表する。選挙管理の研究成果は現在編集作業をおこなっており、平成24年度中に出版する予定である。利益集団・市民社会調査の成果は政治学会年報に発表し、政党組織調査についても今年度中に公表されることが決定している。

今後2年間は、これまでの調査・分析を続けるとともに、政治経済学に関する調査・研究をおこなう。教育については、学部において比較政治学、行政学演習、放送ジャーナリズムワークショップ（Ⅰ・Ⅱ）を担当した。行政の活動や政治過程は、学生に身近なテーマではないので、国会議員に対するインタビューをおこなうなど教育上の工夫をしており、さらに展開していく予定である。大学院では、行政学特殊講義を担当した。今後は、学部については学生のプレゼンテーション能力の向上に加え、政策判断能力育成を図るべく演習を工夫し、大学院ではコースワークの充実と学位の円滑な取得支援を行いたい。

Ⅱ 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
加茂利男・稲継裕昭。永井史男編『自治体間連携の国際比較－市町村合併を超えて』	共著・分担執筆（加茂利男・稲継裕昭。永井史男）	ミネルヴァ書房	2010.4

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Loser's Disconsent in Korean Presidential Primary: Separation of Powers, Electoral Cycles, and Party Organization（共著）	日本選挙学会年報 選挙研究	No.26-1 pp.53-66	2010.6
韓国における選挙サイクル不一致の政党政治への影響（共著）	レヴァイアサン 47 2010 秋【特集】選挙サイクルと政権交代	pp.65-88	2010.10
政権移行チームという悪魔－韓国における制度記憶不活用の政治－	学習院大学 東洋文化研究	13号、pp.93-116	2011.3
途上国の政治経済学の終焉？	アジ研ワールド・トレンド	第17巻第7号、通巻190号、pp.25-28	2011.7
韓国における党支部廃止の政治過程・非党派性の制度化と選挙管理委員会（共著）	年報政治学 2011-Ⅱ『政権交代期の「選挙区政治」』	日本政治学会編、pp.178-205	2011.12

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
政権移行チームという悪魔－韓国における制度記憶不活用の政治－	日本比較政治学会	東京外国語大学	2010年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間の研究成果は、主として韓国における民主政治に関するものである。その視角は、選挙サイクルに関するものと、選挙管理委員会に関するものに分かれる。うち、選挙サイクルに関するものは、”Loser's Disconsent in Korean Presidential Primary: Separation of Powers, Electoral Cycles, and Party Organization”、「韓国における選挙サイクル不一致の政党政治への影響」、「政権移行チームという悪魔－韓国における制度記憶不活用の政治－」が該当し、選挙管理委員会に関するものは、「韓国における党支部廃止の政治過程・非党派性の制度化と選挙管理委員会」が該当する。この他、政治経済学分析として、「途上国の政治経済学の終焉？」を公表した。選挙サイクルや選挙管理は、いずれも民主政治に関する新領域で、類似の研究が少ない中で新たな開拓をおこなったのがこの2年間であったといつてよい。

今後は、現在進行中の科研プロジェクトにあわせて、選挙管理、政治経済学等に関する調査・研究を進めていきたいと考える。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政学特殊講義	2
学部	比較政治学	4
	行政学演習	4
	放送ジャーナリズム・ワークショップ1	2
	放送ジャーナリズム・ワークショップ2	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政学特殊講義	2
学部	比較政治学	4
	行政学演習	4
	放送ジャーナリズム・ワークショップ1	2
	放送ジャーナリズム・ワークショップ2	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部の講義にあたっては、自作の講義資料によりつつ、受講者に適宜質問などをして、講義が単調・一方的にならないように心がけている。講義の内容や形式についてはおおむね好評のようであるが、授業アンケートの指摘を受けて授業に関連する読書案内を配布するようにしている。

学部の少人数教育に関しては、パワーポイントを用いたディベート形式を取り入れ、さらに北海道大学、熊本大学などとの合同ゼミを実施するなどして、プレゼンテーション能力の向上に心がけてきた。授業アンケートから判断していずれも学生から好評を得ており、実際に能力向上が顕著であったので今後とも続けていきたい。学期終了時に作成している論文集についても学生の要望を取り入れ論文指導を充実させた。

大学院においては、行政学を体系的に理解できるよう文献選択を工夫し、コースワーク

型の授業に転換した。大学院でもプレゼンテーション能力を向上させるためにパワーポイントを使用した報告をおこなわせることにしている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

法学研究科ランチョンセミナーに参加した。

〔国際交流活動〕

2011年1月・3月・10月・12月・2012年1月韓国（科研費現地調査）

2010年1月～12月 韓国選挙管理委員会釜山市南選挙管理委員会事務局長 崔哲周氏を招へい外国人研究者として受入れ

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、行政学会、比較政治学会、公共政策学会、現代韓国朝鮮学会、アジア政経学会
学会等役員・編集委員	政治学会監事（2010年10月まで）政治学会理事（2010年10月～）、同書評委員長（2011年10月～）、比較政治学会理事（2006年6月～）、同企画副委員長（2010年6月まで）、同企画委員長（2010年6月～2011年6月）、同編集委員長（2011年6月～）、現代韓国朝鮮学会理事（2004年11月～）、アジア政経学会編集委員（2008年4月～）、政治学雑誌『レヴェイアサン』編集委員（2009年4月～）
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会、朝鮮半島フォーラム
シンポジウム等の主催等	2011年比較政治学会共通論題企画

〔学外教育活動〕

2010年度

関西学院大学 非常勤講師

2011年度

関西学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

京都市市政史編さん委員（1998年～）

財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構・研究調査助成審査幹事会幹事（2008年度～）

独立行政法人日本学術振興会 特別研究員等審査会委員（2011年7月～）

丹波市入札監視委員会委員（2011年1月～）

小田 直樹（刑法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究活動は、独自の問題意識を幾つかの場面で具体化してみた上で、打開策を求める方向を探る作業であった。私見は、事実認定と法適用、実体法と手続法の世界を截然と分ける論旨に疑いの目を向けているので、具体的な解釈問題を扱うにしても、当該「解釈」が拠って立つ「世界」自体を検討対象に取り上げる意識が強い。そこで、議論のための議論という抽象的な性質を免れ難い状態にあり、通常の議論から見ると、その成果は伝えにくい。具体的な事件の解決に現れる「成果」を表現できる題材を探さなければならない。科研のテーマとして、過失犯研究を深めることになったので、そこで「成果」の語り方を探ってみたい。

教育活動は、LS1年次科目に6単位化の改革があったため、思い描く（総論・各論を融合した）実践的思考の育成という理想と（基礎知識の習得を）自学自習に任せきれない現実とのギャップを埋める作業に苦慮した。学部授業もLS受験に向けた仕上げの勉強を期待する学生と基礎知識も不十分な学生とのギャップの中で手探りの状態が続いた。学習の進んだ学生を退屈させることなく「基礎知識」の確認ができる素材を厳選しておくことが必要だと思われる。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
ケースブック刑法（第2版）	分担執筆（共著）	有斐閣	2011年4月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
一連の行為をめぐる実体法と手続法の交錯：共同研究にあたって－問題意識と若干のコメント－	刑法雑誌	50巻1号67-79頁	2010年6月
治療行為と刑法	神戸法学年報	26号1-43頁	2011年3月
こん睡状態患者の治療中止が許容されるための条件－川崎協同病院事件上告審決定	ジュリスト臨時増刊号：平成22年度重要判例解説	1420号200-201頁	2011年4月
防衛後の放置に伴う罪責の存否－行為の捉え方を考える	ロースクール演習	6号130-147頁	2011年8月
過失犯の構造と認定	三井誠先生古稀祝賀論文集	119-149頁	2012年1月
過剰防衛－一連の行為の違法評価について－	刑法雑誌	53巻3号405-410頁	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
過剰防衛―一連の行為の違法評価について―	日本刑法学会	法政大学多摩キャンパス	2011年5月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

一連行為の扱い方・実体法と手続法の交錯関係の捉え方（認定論のいう視角の意味・効用）という、相通じる問題でありながら、それぞれに広がりのあるテーマに絡めて、関西部会で示した問題意識を引き継いで、治療行為論と過失犯論について根本的な検討を加えた。新判例を受けて活発に展開された「量的過剰」に関わる最近の議論を、刑法学（体系）のあり方という視野から再検討する試みとして、刑法学会のWSを企画・実施した。刑法学には、合法的にも見える交渉の中で生じる「犯罪」も、法益侵害と犯意という、意図的犯罪者を想定した枠組みに載せようとする体系志向的な固さがある。それが議論を停滞させることを幾つかの場面で示してきたつもりである。しかし、一つの体系の克服には新たな体系の構築を要するという（刑法学では）常識的な発想が既に、理論と実務の架橋を妨げているようにも思われる。旧来の「体系」とは違う思考モデルの可能性を見極め、その理解を形にして訴えるまで、まだまだ前途多難である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事実体法	4
学部	実定法入門	0.66
	応用刑法	2
全学	社会生活と法	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事実体法Ⅰ	4
	刑事実体法Ⅱ	2
	対演総合法律	0.13
学部	応用刑法	2
全学	社会生活と法	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[教育活動の自己評価]

3年間で仕上げるはずだった「刑事実体法」の授業形態は、「改革」への対応に追われて固まらないままであった。授業アンケートで評価が改善されなかったのは、組み替えに追われ、資料で扱う内容の絞り込みができず、それでいて、授業は元の感覚で話が膨らむことも多かったため、教科書と資料と授業の連動性が曖昧になっていたからである。後期は、

単位増に伴う負担過剰も考慮して、各受講生の質問を掘り起こす作業に重点を置いてみたが、「基礎知識の修得」が十分にできなかったという印象が残ったらしく、これも成功したとは思えない。教科書を読み込む力が十分でない・自分の疑問を言葉にできない、1年次生の教育の難しさを痛感する。

学部到新設された「応用刑法」も、講義と演習（ゼミ）の中間形態という、科目の位置づけの曖昧さもあったので、試行錯誤の2年間であった。判例・学説にからむ報告と質疑応答はゼミで扱うものと想定し、事例演習の形態で論点に出会う経験をさせることを目標として、答案の文章化まで視野に入れた授業を行い、その成果は期末試験で確認する方針を採った。しかし、他の「応用」科目との対比では、要求水準が高いと受け止められたようであり、通常講義では積み残しになってしまう部分の補習授業としての機能を求める声も多い。重要判例を素材とした知識確認の授業と、事例演習～起案に及ぶ授業を組み合わせることが望ましいようである。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

法科大学院における授業改善のための会合、1年次教育担当者による意見交換会、法学研究科のランチョンセミナーに参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会，中四国法政学会
研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学），京都刑事法研究会（京都大学），瀬戸内刑事法研究会（広島大学ほか）

〔学外教育活動〕

2010年度

広島大学法学部 非常勤講師

2011年度

広島大学法学部 非常勤講師

榎村 志郎（法社会学・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期には、前期までに主要な研究活動を行った民事司法実態調査の成果を編著の形にまとめるという成果をあげた。規範を用いるという日常的方法について、エスノメソドロジーの視角にもとづき概観的研究をまとめた。また、身体を媒体とする間主観性の現象の解明という研究に着手し、いくつかの成果をあげた。修復的司法について、日本の現状をまと

めた研究を公表し、また、修復的司法のアメリカおよびドイツでの起源の一部を解明した成果を公表し、その思想的解明に寄与した。今後、それらの研究成果を引き続き公表していきたい。研究教育活動とその成果については、つぎのウェブサイト等でも適宜公表し、論文等の内容の背景の理解・追補その他の理解の助けとしている。

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~skashimu/ShiroKashimura/Welcome.html>

<https://sites.google.com/site/shirokashimura>

<http://notesonsociologyoflaw.weebly.com/>

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
トラブル経験と相談行動	共著・執筆（武士俣敦）	東京大学出版会	2010年10月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
トラブル・支援・相談行動—法使用行動調査の対象と方法	樫村志郎=武士俣敦編，トラブル経験と相談行動（現代日本の紛争処理と民事司法 2），東京大学出版会	3月27日	2010年10月
Hearing Client's Talk as Lawyer's Work: The Case of Public Legal Consultation Conference.	Boudouin Dupret & Tim Berard (eds.) The Parxiology of Law.		Oxford University Press 刊行予定
法社会学にとって「地域社会」とは何か	法社会学	74・78～88	2011年3月
2011年度学術大会緊急企画「災害・救援・復興をどうとらえるか？」について	法社会学	76	2012年3月
法における共通理解の達成と維持	片岡邦好・池田佳子編 コミュニケーション能力の諸相：-「共創能力」を考える，ひつじ書房		2012年印刷中
社会的構築	片岡邦好・池田佳子編 コミュニケーション能力の諸相-「共創能力」を考える，		2012年印刷中

	ひつじ書房		
ハロルド・ガーフィンケル・メモリアル・カンファレンスに出席して、	日本 EMCA 研究会ニューズレター	2月23日号	2012年2月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
人々は法社会学理論を用いて何をなすか／何をなさないか? (単独口頭報告)	2010年度日本法社会学学会学術大会	同志社大学	2010年5月
法的相互行為能力 (招待口頭報告)	「伝達／運用能力を考える」ラウンドテーブル	愛知大学	2011年2月
空間的行為の秩序性—通行・歩行の分析を通じて (共同口頭報告)	2011年度日本法社会学学会学術大会	東京大学	2011年5月
Current States of Restorative Justice in Japan (単独口頭報告)	16th World Congress of International Society for Criminology	神戸国際会議場	2011年8月
Current States of Restorative Justice in Japan (招待講演)	The International Conference and Workshops of Restorative Justice, Human Rights and Peace Education	東吳大學(台北市, 台湾), 長榮大學(台南市, 台湾)	2012年3月
Albert Eglash and the Biblical Roots of Restorative Justice: The Theory and Practices in the U.S. and Germany in 1950s (招待講演)	The International Conference and Workshops of Restorative Justice, Human Rights and Peace Education	東吳大學(台北市, 台湾), 長榮大學(台南市, 台湾)	2012年3月
アルバート・イグラッシュの創造的補償と修復的正義の聖書の起源—台湾カンファレンス「修復的司法、平和教育と人権」の報告をかねて— (招待口頭報告)	第100回RJ研究会	早稲田大学	2012年3月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

2003年以來継続してきた共同研究である民事司法実態調査の成果をまとめた論文集を編集公表した。法律相談に関するエスノメソドロジー・会話分析の方法による分析を進めた成果の一部を英文論文集に寄稿した。修復的司法に関して、4回の国内外での学会等での報告を行い、新たな研究成果を公表した。身体を媒体とする規範的交流を中心に、法社会学とエスノメソドロジーの融合的研究を進め、日本法社会学学会の報告を2度行った。また、言語学、心理学との交流を行う研究会議への参加を機縁として、法的なコミュニケーションに関する理論的考察を行い、公表準備中である。2011年度にはサバティカルを取得し、新

たな研究を開始するとともに、研究成果のまとめを進めることができた。新たな研究は、身体を媒体とする間主観性の経験的解明とそれによる規範的社会現象の理解をめざすものである。その一部として、David Goode “A World Without Words” (1994) の翻訳を行い、近く出版されることとなった。東日本大震災に関して緊急企画「災害・救援・復興をどうとらえるか？」(2011年度日本法社会学会学術大会)を開催した。これらを通じて、おおむね意図する研究成果をあげた。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
学部	法社会学概論	4
	応用法社会学	2
	法社会学演習	4

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法社会学概論および応用法社会学においては、規範現象をわかりやすく提示するためのビデオ教材等を作成し利用している。学部および大学院における講義では、教材配布、連絡および記録のためのウェブページを作成し、活用している。アンケートでは、おおむね評価されている。大学院における特殊講義では、Reading Two Books on Understanding Language and Interacting Bodies とのテーマを設定し、David Goode’s A World Without Words (1994), and Albert B. Robillard’s Meaning of Disability (2003) を精読した。2011年度はサバティカルを取得したため、講義は行っていない。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

Harold Garfinkel 教授追悼カンファレンスに出席し UCLA (John Heritage 教授) ほかと研究交流を行った。2010年ごろより構想し2011年より科学研究費(挑戦的萌芽研究)を得て実施している身体を媒体とする規範的交流の研究に関しては、その著書を翻訳出版を計画している CUNY の David Goode 教授を訪問し、またメールの頻繁な交換を通じハワイ大学 (Albert Robillard 教授) と研究交流を行った。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本法社会学会、犯罪社会学会、社会学理論学会、EMCA 研究会
学会等役員・編集委員	理事(日本法社会学会、1995～)、学術大会運営委員長(日本法社会学会、2009.5～2011.4) 理事長(日本法社会学会、2011.5

	～)
研究会活動	公開研究会として EMCA セミナーを定期的実施している。
シンポジウム等の主催等	緊急企画「災害・救援・復興をどうとらえるか？」(2011年度日本法社会学会学術大会、東京大学、2011.5)

〔学外教育活動〕

近畿大学通信教育部 非常勤講師

〔社会における活動〕

大阪府消費者苦情審査会委員 (会長代理)

角松 生史 (行政法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

法科大学院の授業では日々努力してはいるが、十分な成果を上げたとは言えず、なおいっそうの研鑽の必要性を感じている。法学部では少人数講義に重点を置いているが、法科大学院とのニーズの相違を踏まえた上で大教室講義もそろそろ担当すべきかと思っている。法学研究科では研究科コース・社会人コースともに丁寧な指導を心がけたい。

研究面では活発にくり広げた学際的研究の成果により視野を広げることができた一方で、研究時間の不足により緻密な文献研究を怠りがちであることを反省している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
『世界の公私協働』第4章「協働的プランニングの社会的構成」	共著	日本評論社	2012.2

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
市民参加の社会的構成－シンポジウム趣旨説明	神戸法学雑誌	60巻2号 482-475頁	2010.9
Accountability of Administration in Japan after the Mid-1990s	Zeitschrift fuer Japanisches Recht	Heft 3, S. 5-20	2011.9
「互換的利害関係」概念の継受と変容	水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』	150-178頁	2011.12

「地域像維持請求権」をめぐって	阿部泰隆先生古稀論文集『行政法学の未来に向けて』	477-501 頁	2012.3
都市計画の構造転換と市民参加	新世代法政策学研究	第 15 号 1-29 頁	2012.3
行政のアカウントビリティの展開	法政策学の試み	第 13 集 3-18 頁	2012.3
判例評釈：韮の浦世界遺産訴訟	法学教室 2011 年 3 月号別冊付録判例セレクト 2010(II)	7 頁	2011.3
判例評釈：韮の浦世界遺産訴訟－景観保全と公有水面埋立免許	環境法判例百選 (第 2 版)	178-179 頁	2011.9

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
Right of Access to the Administrative Litigation in Japan	Symposium on the Occasion of 10th Anniversary of the Administrative Court	タイ国行政裁判所	2011.3.9
Changing Role of City Planning Law in Japan	Law of Urban Development in Asian Countries	Songdo Convensia, Incheon	2011.11.10
縮小都市と法	G C O E シンポジウム	北海道大学	2011.9.24
地域像維持請求権をめぐって	民科法律部会春期合宿研究会	那覇市	2012.3.28

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

従来から主要な研究領域としている都市計画・まちづくり・市民参加などについて執筆した。また、「互換的利害関係」および「地域像維持請求権」に関する論文では久しぶりにドイツ法との比較を試みた。とはいえ、緻密な研究の成果ではない鳥瞰的な論文が多くなっていることは否めず、今後いっそう努力したい。

他方、2009 年度より科研費基盤 (B) を取得して主催している S C 研究会では、各年度シンポジウムを開催して学際的研究活動を展開し、自らの研究活動にとっても大きな刺激になっている。その他の共同研究プロジェクトにも積極的に参加している。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
---------	---------	-----

LS	対演行政法 I	2
	行政法基礎	2
	裁判行政の基本構造	0.8
学部	1 年次演習	2
	行政法演習	4
	法経総合概論	1

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法政策論特殊講義	2
LS	公法系訴訟実務基礎	2
	行政法基礎	3
	裁判・行政の基本構造	0.8
学部	行政法演習	4
	法経総合概論	0.53

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法科大学院の授業では、授業評価アンケートも踏まえ、予習事項の明示・各回毎のポイントの明確化など改善の努力を行っているが、十分な成果をあげているとまでは言えない。また、2011 年度の行政法基礎では未修者教育改善のための単位増に伴い、理解を向上させるため事例演習・判例の読解などを組み入れたが、それが効果をあげた学生と、かえって負担過剰のため消化不良に陥った学生がいたようである。学生の学力・理解力の現状、その多様性を正しく把握しながら今後も授業改善に取り組みたい。

法学部教育では主に行政法演習・1 年次演習などの少人数講義を担当した。2009 年度以来行政法演習は、前期は教育ディベートによる政策判断能力とプレゼンテーション能力の向上、後期は任意のテーマでの論文執筆を目標として、別の参加者による演習として運用している。それぞれある程度定着してきた印象がある。また、2009 年度に発足した法経連携教育プログラムでは主に運営サイドに携わっている。

法学研究科では主に社会人を対象とする行政法政策論特殊講義を担当したことに加え、大学院生の修士論文を指導し、また、外国人研究生を 2 名受け入れた（2012 年度よりそれぞれ修士課程・博士課程に進学予定）。定例の指導に加え、勉強会等を適宜行っている。また、法曹リカレントコースの大学院生の第二演習論文を指導した(2011 年度)。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

2011.3.26、2012.2.8 に開催された法科大学院教育方法改善意見交換会に参加した。また、2011.9.26 には、法学教育方法論に関するヤン・ヘンドリック・ディートリヒ教授の講演会(神戸法学会主催)を企画した(同講演の翻訳は神戸法学雑誌に掲載予定)。また、2011 年 7 月(赤坂教授)・11 月(田中准教授)に開催されたランチョン・セミナーにも参加した。

〔国際交流活動〕

科研費基盤（B）によって運営されている研究会（SC研究会）の主催者としてルーヴェン・カトリック大学における国際シンポジウム（2010.9.24 V欄参照）を開催した。ニューヨーク大学フランク・アップム教授講演会（2010.11.10）を企画した。また、同シンポを共同開催したディミトリ・ファンオーフェルベク教授を招聘し、SC研究会主催のミニ・シンポジウム(2011.12.25)での報告を依頼した。

また、法経連携科研総括シンポジウム「エコノ・リーガル・スタディーズの可能性」(2012.2.8)にカール・ハインツ・ラデーア教授、李ナリ教授を招聘し報告を依頼した。上記法学教育方法論に関するディートリヒ教授の講演会(2011.9.24)を企画した。

その他国際シンポジウムにおける報告(2011.3.9 タイ国行政裁判所、2011.5.6 壇国大学校(韓国)、2011.11.10 韓国法制局主催国際シンポ)および研究会報告(2010.12.22 マックス・プランク知財法センター(ドイツ)、2012.1.19 全北大学校(韓国))を行った。

研究滞在・視察としては、2010.12.18-2011.1.6 まで六甲台後援会の助成によりミュンヘン大学・ハンブルグ大学で短期間の研究滞在を行った(その間に上記マックス・プランク知財法センターにおける報告を行った)。また、2012.3.13-18 に科研費プロジェクト(研究代表者：北海道大学教授吉田克己)の研究分担者として、ハンブルグ市及びその周辺の都市計画に関する視察を行った。

教育活動の欄に記したように、外国人研究生を2名(中国)受け入れて指導し、2012年4月にそれぞれ修士・博士課程に入学した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会、日本不動産学会
学会等役員・編集委員	行政法研究フォーラム事務局(2010年度まで)
研究会活動	SC研究会代表
シンポジウム等の主催等	SC研究会主催国際シンポジウム(“Policy and Accountability in Japan after the 1990’s: A Global Perspective” 2010.9.24 ルーヴェン・カトリック大学)、同研究会主催ミニ・シンポジウム(『関係』への社会構成主義的アプローチ) 2011.12.25 上智大学)を主催

〔学外教育活動〕

立命館大学大学院法務研究科 集中講義講師 (H23.2.10)

〔社会における活動〕

三田市情報公開審査会・個人情報保護審査会委員(会長)、川西市環境審議会専門委員(座長)、尼崎市都市計画審議会委員、神戸市都市景観審議会委員、西宮市都市計画審議会委員、神戸市すまい審議会委員、西宮市情報公開・個人情報保護審査会委員、明石市市民参画条例検討委員会(委員長)、明石市市民参画推進会議委員(委員長)、和歌山県景観上支障となる物件に係る施策研究会委員(座長)、和歌山県津波避難路沿いの建築物等の対策に関する条例準備委員会、兵庫県河川審議会特別委員、六甲山森林整備戦略検討会議委員、神戸市公園緑地審議会委員

新司法試験考査委員、国家公務員採用試験専門委員

JDAC(日本ディベート大会)九州ディベート大会審査員

窪田 充見（民法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この2年間においては、従前に引き続いて、不法行為法、家族法の領域を中心に研究活動を行ってきた。

家族法については、単著として、『家族法 — 民法を学ぶ』（有斐閣、2011年）をまとめ公刊したのが成果のひとつである。本書については、その基礎となる法学教室における連載はあったものの、このような形でまとめるに際して、自分の見解を見直し、問題の全体を考えるよい機会になったものと考えている。その他、家族法関係においては親権等中心として、いくつかのものを発表している。

ただし、新しい研究課題への取り組みは、なお十分なものとはいえず、2011年度より開始した「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」（科研A・研究代表）を中心に、特に、不法行為法の領域において、積極的に新たな研究課題に取り組んでいきたいと考えている。

教育活動については、法科大学院、学部において下記のと通りの授業を担当した。授業アンケートにおいても比較的良好な評価をおさめることができ、一定の成果を納めたものと理解している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志編著『民法 III 債権各論』（第2版・日本評論社）287-310頁（うち293-300頁）	共著・分担執筆	日本評論社	2010年5月
前田達明監修高橋眞・玉樹智文・高橋智也編『資料債権総則』558-598頁	共著・分担執筆	成文堂	2010年8月
中田裕康編『家族法改正』	共著・執筆	有斐閣	2010年12月
『家族法 — 民法を学ぶ』	単著・執筆	有斐閣	2011年5月
奥田昌道編『注釈民法(10)II』（有斐閣）533-552頁・517-532頁	共著・分担執筆	有斐閣	2011年12月
大村敦志・河上正二・窪田充見・水野紀子編『比較家族法研究 — 離婚・親子・親権を中心に』	編著・分担執筆	有斐閣	2012年3月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
不法行為法の道案内	山野目章夫編『民法学習ガイド』（日本評論社）	132-151頁	2010年4月
書評 民法学のあゆみ「住田守道『人身損害賠償における非財産的損害論』	法律時報 82巻5号	122-125頁	2010年4月

(1)-(3・完)』法学雑誌(大阪市大)54 巻 1号 1178 頁、同 2号 301 頁、同 3号 1428 頁」			
カルテルと一般消費者の損害賠償(1 最判一小判昭和 62 年 7 月 2 日民集 41 巻 5 号 785 頁、2 最二小判平成元年 12 月 8 日民集 43 巻 11 号 1259 頁)	経済法判例・審決百 選	232-233 頁	2010 年 4 月
有償契約と無償契約	法学教室 369 号	23-27 頁	2010 年 5 月
シンポジウム・家族法改正 ― 討論	私法 72 号	17-27 頁、47-49 頁	2010 年 5 月
家族法 ― 民法を学ぶ 補講第 1 回 家族法と租税法-財産分与と租税をめ ぐる問題(佐藤英明と共同執筆)	法学教室 357 号	64-71 頁	2010 年 5 月
家族法 ― 民法を学ぶ 補講第 2 回 家族法と租税法-遺産分割と租税をめ ぐる問題(佐藤英明と共同執筆)	法学教室 358 号	57-66 頁	2010 年 6 月
特集「交通事故における民事責任の諸 相」 ― 特集にあたって	ジュリスト 1403 号	8-9 頁	2010 年 6 月
定期金賠償の役割と課題	ジュリスト 1403 号	54-61 頁	2010 年 6 月
認知の訴えにおける父子関係の証明	松本恒雄・潮見佳男 編『民法判例プラク ティス III-親族・相 続』(信山社)	65 頁	2010 年 8 月
民法 772 条の類推適用により父子関 係の推定を受ける内縁懐胎子の認知 の訴えと民法 787 条ただし書の適用 の有無	松本恒雄・潮見佳男 編『民法判例プラク ティス III-親族・相 続』(信山社)	64 頁	2010 年 8 月
巻頭言・家族法の難しさ	ケース研究 305 号	1-2 頁	2010 年 11 月
名誉・プライバシー侵害の不法行為の 成否と少年法 61 条-週刊文春事件上告 審判決	法学教室編集室編 『判例セレクト 2001-2008』	135 頁	2010 年 12 月
不法行為法と知的財産法の交錯	著作権研究 36 号	29-57 頁	2010 年 12 月
損害賠償法の今日的課題-損害概念と 損害額算定をめぐる問題を中心に	司法研修所論集 120 巻	1-51 頁	2011 年 2 月
書評 西内康人「団体論における契約 性の意義と限界-ドイツにおける民法 上の組合の構成員責任論を契機とし て(1)-(8 完)」	法律時報 83 巻 4 号	132-138 頁	2011 年 3 月
親権に関する民法等の改正と今後の 課題	ジュリスト 1430 号	4-11 頁	2011 年 9 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
現代家族法の課題と将来的展望	岡山大学法学会講演会	岡山大学	2010年7月
麻酔医の過失と患者の死亡との因果関係（最判平成21年3月27日判時2039号12頁の判例研究）	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2010年12月
書評・西内康人「団体論における契約性の意義と限界・ドイツにおける民法上の組合の構成員責任論を契機として(1)-(8完)」	民法学のあゆみ	キャンパスプラザ京都	2011年1月
債権法改正における民法と消費者法	国際シンポジウム「民法と消費者法」	静宜大学（台湾）	2011年3月
家族法改正	神戸大学法科大学院サマーセミナー	神戸大学大阪サテライト	2011年7月
推定相続人の死亡と遺言の効力（最判平成23年2月22日民集65巻2号699頁の判例研究）	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2011年9月
集団的消費者被害と民事法的アプローチによる救済	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討ワークショップ	神戸大学	2011年11月
フリーライド型不法行為と損害賠償	日弁連業務改革シンポジウム	横浜	2011年11月
家族法における近時の法改正	岡山市講演会	岡山市	2012年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間においては、全体として、家族法関係に関する研究活動が中心となった。家族法に関する研究業績としては、一定の成果をおさめたものとなっているのではないかと考えている。ただし、本格的な論文ということができるものは少なく、その点では、今後、各テーマについて、より掘り下げた研究を進め、それを研究成果として発表していく必要があるものと認識している。

また、不法行為法については、判例評釈等が中心で、必ずしもまとまった研究成果を発表することができなかった。この点は反省すべきところである。

なお、2011年度より開始した「集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」（科研A・研究代表者）においては、集団的消費者被害のほか、集団的名誉（地域等の名誉）等、従前の研究がなお十分でない課題に取り組んでいるところである。これらの問題については、できるだけ早い時点で研究成果をまとめ、各法領域の研究者からの批判を仰ぎたいと考えている。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対演家族法	2
	民事法総合	2
学部	民法Ⅳ	4
	1年次演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対演契約法Ⅰ・不法行為法	2
学部	3・4年次演習（民法）	2
	1年次演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

この2年間は、法科大学院、学部において、講義、少人数教育のそれぞれを担当した。これらについての授業アンケートの結果は、おおむね良好であった。

なお、授業の進度、黒板の使い方等については、以前のアンケートにおいて希望があったところをふまえ改善し、その点についての評価も改善されたものと認識している。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

学内における授業担当者の意見交換会等、各種のFD活動に参加した。

〔国際交流活動〕

静宜大学（台湾）において開催された国際シンポジウム「民法と消費者法」において、パネリストとして参加するとともに、日本の債権法改正をめぐる状況において、特に、消費者契約法の民法への取り込みに関する議論の紹介を中心とする講演を行った。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日本交通法学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	日本交通法学会理事、日独法学会理事、全南大学校（韓国）法学論叢編集委員
研究会活動	民法改正委員会家族法部会、神戸大学民法判例研究会、不動産賃貸借の現代的課題研究会等
シンポジウム等の主催等	

〔学外教育活動〕

弁護士等に向けて行なわれた神戸大学法科大学院サマーセミナー（2011年）等において、講演を行った。

〔社会における活動〕

法制審議会生殖補助医療親子法制部会幹事、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会委員、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会委員、神戸市情報公開審査会委員（2011年4月～9月、同会長）、法科大学院協会常務委員等。

栗栖 薫子（国際関係論・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010年～11年度は前任校から移動して半年から一年半であり、様々な制度・分野・学生対応の相違から試行錯誤の時期であった。また二つのジャーナルの編集委員としての極めて煩雑な業務が重なり、時間の制約に悩まされた。しかし、そのようななかで着実に一定の研究成果をあげることができたと評価している。主たる研究テーマは、二つの科研費基盤研究（C）（双方、代表者：栗栖薫子）を利用して実施した人間の安全保障など規範的概念の普及に関するものと、規範的概念の生成に関するものである。また国連グローバルコンパクトの研究も関連して行い、なぜ企業アクターが国際的な規範を受容するのかについての実証的な調査を実施した。これらの研究は、3つの国際的な外部資金による共同研究とも連携しながら推進することができた。教育については、これまでの手法の継続というよりも新しい出発という側面が強く、強いストレスを感じながら対応と改善に努めた。その結果、大学院における授業はほぼ軌道にのりつつあり、また国際的な研究手法の発展と連動させながら授業内容も変更させるなどプラスのフィードバック・サイクルができつつある。他方、学部を受講生の多い講義においては、授業評価や学生からの要望を聞きながら随時改善に注力する必要があると感じている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
対テロ国際協力の構図	共著（広瀬佳一・宮坂直史編）	ミネルヴァ書房	2010

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Analyzing the Motives and Impacts of Joining the United Nations Global Compact: The Case of Early Adopters in Japan (co-authored with Satoshi MIURA)	a paper submitted to Workshop “CSR in a Globalizing World”	held at University of Michigan	2010年9月
Japan as an Active Agent for a Human Security Norm: from an Initial Recipient to a Norm	a paper submitted to ISA Annual	2011 Annual Conference in Montreal	2011年3月

Entrepreneur	Conference		
現段階の人間の安全保障	国際問題	7/8 月合併号	2011 年 7 月
<u>Japan as an Active Agent for Global Norms: The Political Dynamism Behind the Acceptance and Promotion of 'Human Security' (trans. by R. Kersten)</u>	Asia Pacific Review	18-2: 115-137	2011 年 11 月
書評 足立研幾著『レジーム間相互作用とグローバル・ガバナンス——通常兵器ガバナンスの発展と変容』(選考あり)	国際政治	164 号、2011 年、162-165 頁	2011 年
書評 福島安紀子著『人間の安全保障——グローバル化する多様な脅威と政策フレームワーク』	国連研究	近刊	2012 年

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>Japan as an Active Agent for a Human Security Norm: from an Initial Recipient to a Norm Entrepreneur</u> (上述ペーパーと同一)	International Studies Association Annual Conference	Montreal	March 2010
<u>国際システムにおける権力移行とグローバル・ガバナンスの再編？</u>	共通論題「21世紀アジア・太平洋地域の国際政治——権力移行をどう捉えるか」2011年度国際政治学会	つくば国際会議場	2011年11月
'Japan as an Active Agent for Global Norms: The Political Dynamism Behind the Acceptance and Promotion of 'Human Security'	New Approaches to Human Security in Asia, Hosted by the Australian National University and Fudan University	Center for American Studies, Fudan University	September 2011
国際関係理論から見たアフリカ	上智大学創立100周年記念事業 地球規模の課題解決に向けた21世紀型教育・研究国際連携プロジェクト・シンポジウム「世界の中のアフリカ—国家建設の歩みと国際社会」	上智大学	2011年11月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010年～2011年度は、主に3つの国際共同研究に参画しながら研究を進めた。

[1] 企業の社会的責任（CSR）に関する筒井清輝氏（ミシガン大学、Japan Foundation）ら研究グループとの国際共同研究を進めた。名古屋大学の三浦聡氏とともに日本企業の国際グローバルコンパクトをめぐる意識と行動についての聞き取り調査(30社)に基づく共同研究を行い、2010年に共著の論文を執筆し、ミシガン大学において報告を行った（大学院入試のため欠席せざるをえず、報告は三浦氏が行った）。さらに本論文に加筆・改訂したものを2012年の国際会議において報告し、選考を通過すればオックスフォード大学出版の書籍の一部として出版予定である。国際的な共同研究、また三浦氏との共同研究を通じて、社会学、経営学の専門家たちとの学際的な環境から学ぶところ大であった。

[2] アジアにおける人間の安全保障に関する William Tow 氏（オーストラリア国立大学、Japan Foundation）ら研究グループとの国際共同研究を進めた。人間の安全保障への国別アプローチのうち日本を担当し、一次資料やインタビュー調査にあたり、その成果を上海の復旦大学の国際会議において報告し、また同論文は Asia Pacific Review の査読を通過し掲載された。また本共同研究の成果は、近く Ashgate 社から出版される予定である。

[3] 三つめの国際共同研究は、エセックス大学の Kristian Gleditsch 氏と神戸大学の多湖淳氏率いるもので2011年に開始した。本プロジェクトのネットワークを利用して、さらに PKO の人間の安全保障インパクトに関する国際共同研究へとつなげることができた。後者は、大村啓喬氏（滋賀大学）、本プロジェクトで知り合った Han Dorussen 氏、Ismene Gizelis 氏、ならびにクロス京子氏(神戸大学)によるもので、外部資金をえることができたので2012年度から本格的に始動する。

またこれら以外に、2010年—11年に日本で行った共同研究として、本研究科の簗原俊洋氏、多湖淳氏、関西学院大学の楠綾子氏らと協力を行ったことを挙げる事ができる。若手研究者たちが参加して、20世紀、21世紀に発生した戦争を日米関係を通して理解するという趣旨の著書を執筆した（2012年6月に、簗原氏を編者として朝日選書から出版された）。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
学部	国際関係論 I	4
	国際関係論演習	2
全学	政治の世界	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
学部	国際関係論 I	4
	3.4年次国際関係論演習	2
	現代政治入門	0.67

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

[1]大学院科目「国際関係論特殊講義」ならびに「国際変動論」(国際協力研究科)においては、定性的な社会科学の研究の方法論について授業を行っている。新たに実践的なインタビュー調査法や情報公開請求による資料の取得方法などについての詳しい説明も追加し、近年の方法論的な発展に対応するようにした。受講生の半分は多様なバックグラウンドをもつ国際協力研究科の学生であるため受講生の中に本分野についての知識の差があり、毎回、アサインメントを提出してもらい、受講生の理解度の確認を行うなどの工夫をしている。最終回に実施する論文リサーチデザインの報告と批評によって達成度をはかっているが、どの受講生も授業開始時から大きな進展がみられるため一定の教育効果をあげていると実感している。

[2] 学部の一年生対象の4単位授業「国際関係論1」は、2010年度に初めて担当したが、その際の授業評価では教員は熱心で内容も高いが、授業の進行が速すぎて理解ができない、という厳しいものであった(前任校の講義内容をそのまま量を倍にして行っていた)。そのため、2011年度は講義内容を大幅に変更し、具体的には全体の量を2/3にカットし、時間をかけて説明するようにした。またノートがとれないという近年生じているタイプの問題への対応として、パワーポイントやハンドアウトのバランスを考慮した。しかし、それでもまだノートがとれないというコメントが2011年後期の授業に対してあった。アカデミックスキルを教えるための授業ではないために悩ましいが、今後の課題として対応を模索中である。2010年度は科目移行期で、270人の受講生の対応に苦慮したが、2011年度は210人ほどに落ち着き、なんとか管理できるようになった。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

授業評価をよく精査して、随時改善につなげた。

〔国際交流活動〕

EU インスティテュート関西副代表として、随時、EU 関係の国際セミナーでの討論者、ゲストの接受を行った(～2011年3月)。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	International Studies Association、日本国際政治学会、国際安全保障学会、国連学会、人間の安全保障学会
学会等役員・編集委員	国際政治学会理事、人間の安全保障学会幹事、『国際安全保障』編集委員、『国際政治』編集副主任(独立論文担当)
研究会活動	IR 研究会の実施

〔学外教育活動〕

2010年度

金沢大学 非常勤講師

東京大学大学院総合文化研究科 非常勤講師(客員教授)

2011 年度

東京大学大学院総合文化研究科 非常勤講師(客員教授)

〔社会における活動〕

・国家戦略会議のもとに設置されたフロンティア分科会委員、ならびに平和のフロンティア部会・部会長代理(2011年2月～)。日本の中長期戦略についての協議を行い、報告書の執筆にあたった。

・奈良県国民保護協議会委員

・ひょうご震災記念21世紀研究機構「国際防災協力体制構築の検討」に関する研究会委員

近藤 光男(商法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、商事法全体を研究対象としてきたが、具体的な成果を上げられたのは、会社法および金融商品取引法の分野に限られてしまった。なかでもコーポレートガバナンスのあり方、および金融商品取引法の民事責任のあり方の検討が主要な研究対象となった。今後ともこの分野の研究を発展させていく考えである。比較法的研究は以前から続けてきたアメリカ法研究のほかに、アジア法の研究も可能な限り範囲を拡大していく予定である。

教育面では、法科大学院において、会社法の分野では法改正の動きや重要な判例の蓄積があったことから、会社法の研究成果を活かし、かつ学生に有用な講義をすることを心がけてきたし、今後もその方針に変わりがない。学部の演習においては、会社法判例の研究を通して法的思考や判例の理解の仕方を習得させることに心がけてきた。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態(共著者等)	出版機関名	発行年月
基礎から学べる会社法(第2版)	共著	弘文堂	2010年3月
アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護	共著	商事法務	2010年3月
Sシリーズ商法II(会社)(第8版)	共著	有斐閣	2010年4月
金融商品取引法制の現代的課題	共著	日本証券経済研究所	2010年6月
金融商品取引法入門(第2版)	共著	商事法務	2011年1月
最新株式会社法(第6版)	単著	中央経済社	2011年2月
基礎から学べる金融商品取引法	共著	弘文堂	2011年3月
金融商品取引法コンメンタール第4巻	共著	商事法務	2011年10月
逐条解説会社法第5巻機関2	共著	中央経済社	2011年12月

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
ミューチュアル・ファンドの目論見書における不実記載	商事法務	1888号55頁	2010年1月
役員 of 第三者責任の事例における最近の動向と今後の課題	企業会計	62巻7号1014頁	2010年7月
金融商品取引法制の課題——序	商事法務	1907号4頁	2010年8月
アジア監査制度セミナー:総括	ICD news	45号54頁	2010年12月
金融商品取引法と企業買収法	月刊監査役	577号3頁	2010年12月
法人の専務理事による事故招致	別冊ジュリスト	202号40頁	2010年12月
農業協同組合の組合員代表訴訟における提訴請求	判例リマークス	42号74頁	2011年2月
格付会社とその規制	大阪証券取引所 金融商品取引法 研究会	第5号1頁	2011年2月
最近の株主代表訴訟をめぐる動向(上)	商事法務	1928号6頁	2011年4月
最近の株主代表訴訟をめぐる動向(下)	商事法務	1929号39頁	2011年4月
日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題	ICCLC(国際民 商事法センター)	33号11頁	2011年7月
取締役解任の正当理由	会社法判例百選 (第2版)	96頁	2011年9月
投資会社法における反ピラミッド行為規定違反と民事救済	商事法務	1945号49頁	2011年10月
有価証券報告書の虚偽記載に基づく損害賠償責任(上)	商事法務	1951号4頁	2011年12月
有価証券報告書の虚偽記載に基づく損害賠償責任(下)	商事法務	1953号21頁	2011年12月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題(セミナー報告)	第15回日中民商事法 セミナー	中国・北京	2011年3月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

会社法および金融商品取引法の研究に重点を置いた。会社法については、学説・判例の進展を整理し自説を展開するために著書の改訂を行った。また、研究論文としては、とくに取締役制度、代表訴訟制度を中心としたコーポレートガバナンスをめぐる諸問題についての検討を行って執筆をした。金融商品取引法については、格付制度と開示書類の不実記載に基づく責任を中心に研究を進めた。東アジアの企業法制度の研究も進めてきた。今期

においては、監査制度を中心にとりわけ韓国会社法について幅広く知見を得られた。また、中国においてわが国のコーポレートガバナンスについて研究報告を行い、同時に中国の学者との意見交換ができた。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習商法Ⅰ	2
	対話型演習商法Ⅱ	2
	民事法総合	0.26
学部	商法応用演習	2
	商法Ⅰ	4

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商法特殊講義	2
LS	対話型演習商法Ⅰ	2
	対話型演習商法Ⅱ	2
	民事法総合	0.26
	金融商品取引法	2
学部	3・4年次演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法科大学院の講義については、学生の授業アンケートを検討した結果、いくつかの内容の改善を行った。とくに学説上は議論が盛んであるが、学生に法曹としての能力を身につけるに当たっては必ずしも必要のない分野を簡略化し、また学生に理解の難しい分野を手厚く時間をかけて扱うように修正を施した。

学部の教育では、複雑な会社法の構造を基礎的な知識の不十分な学生にいかんにか理解させるかという角度から講義内容の工夫を行った。同様な考え方から工夫を行い、3、4年次演習では議論の活性化が実現された。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会・日米法学会
研究会活動	金融商品取引法研究会（日本証券経済研究所）、金融商品取引法

	研究会（大阪証券取引所）、神戸大学商事法研究会
シンポジウム等の主催等	2010年日本私法学会で「金融商品取引法制の課題」の代表・司会を務める。

〔学外教育活動〕

2011年7月8月に日本監査役協会関西支部で研修会講師を務める。

〔社会における活動〕

大阪証券取引所規律委員会委員長（2010年・2011年）

法務省法務総合研究所アジア太平洋監査制度研究会委員（座長）（2010年・2011年）

齋藤 彰（国際取引法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面においては、国際取引に関連して主として三つの側面から研究を進めてきた。第1に国際的な私法統一関連して、ウィーン売買条約・ユニドロフ国際商事契約原則やその他の国際的な私法的規律を調和させる動向について研究を継続した。第2に国際取引に関連して生じる紛争を効果的に扱うための紛争解決制度についての研究に多くの時間を費やして取り組んだ。特に国家の司法制度を国際的な取引環境に適応させるための国際裁判管轄をめぐる法制度の理論的整備や、国際商事仲裁などに見られる国家をこえた紛争解決枠組みの進展において、法制度が果たしている役割について、実践に根ざした健全な理論分析を進めることを行ってきた。第3に、国際的な取引の進展においてビジネス法律家が果たす役割を経済学的な視点から分析する研究に取り組んできた。特に、我が国ではまだ理解者の少ない新制度派経済学の理論を用いることによって、法律家が取引に関与することから生み出される付加価値について明らかにするための研究を進めてきた。特にこの第3の点については、法科大学院における国際取引法の教育プログラムにおいてその成果を取り入れることを計画している。

教育については、学生の実践的な能力を伸ばすことを目的として取り組んできた。法科大学院では、国際取引における具体的な取引を念頭に置いて、講義を構成するように心懸けてきた。また国際取引に関連した紛争でますます重要性を増している国際商事仲裁についても、理論と実務の両面から指導ができるよう現在準備を進めており、既にその一部を教育に取り入れている。大学院での研究者養成については、個々の学生の適性や将来の志望を考慮に入れた指導を心懸けてきた。学部生に対しては、法律知識を現実の国際ビジネスにおいて活用できるよう、理論と実務とを架橋するような教育を心懸けてきた。また、学部学生を中心としたチームによって、香港で開催される国際模擬商事仲裁大会に参加するプロジェクトを2007年以降継続してきた。こうしたシミュレーションを用いた法律学の教育方法について一定のノウハウを蓄積することができたので、それを法学教育の他の場面にも拡張することを現在計画している。

以上のように、研究・教育の両面において、着実に取り組んできた2年間であった。今後もその成果をさらに実践へと応用していくことを考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕
(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>ウィーン売買条約と日本：日本の法律家が国際統一私法と正しく向き合うために</u>	国際商取引学会年報	12号 212~229頁	2010年7月
<u>国際的な私法統一条約をめぐる幻想と現実：ケープタウン条約航空機議定書とウィーン売買条約の起草過程を素材として</u> (佐藤育己と共著)	国際商取引学会年報	12号 1~44頁	2010年7月
契約の法政策学に向けて	法政策研究	第12集 21~79頁	2011年3月
International Civil Jurisdiction Based on the Place of Performance of Obligation Relating to A Contract	Japanese Yearbook of International Law	Vol. 54 (2011), pp.295 ~ 310.	2012年
A Review of the Conflicts Law Revolution in the USA: As a part of historical sketch of the theories and methods of private international law	Kobe University Law Review	No. 45, pp.15~50.	2012年3月
オリバー・E・ウィリアムソン「青年よ、規律正しくあれ、学際的であれ、澁刺とした精神を持って：取引費用経済学が実現する学際的社会科学的研究について」(野間恵莉との共訳)	神戸大学・法経連携専門教育プログラム	ELSブックレット No. 2, 1~28頁	2012年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
Ordering Business Transactions in Market Societies: Or How the Values are created by Lawyers? (招待講演)	Public Lecture	Faculty of Law, University of Indonesia	May 12, 2011
Languages and International Commercial Arbitration (招待講演)	漢陽大学主催シンポジウム：Current Issues and Future Challenges in International Commercial Arbitration	ソウル商工会議所 (韓国)	September 16, 2011
Ordering International Business Transactions: or how values are created by business lawyers (招待講演)	Conference on International Business Law for Master 2 Commercial Law	University of Paris 13	March 7, 2012
Languages and International Commercial Arbitration (招待講演)	Conference on International	International Chamber of	March 12, 2012

	Business Law for Master 2 Commercial Law	Commerce in Paris	
--	--	----------------------	--

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究領域をさらに拡張しようと試みた2年間であった。特に、法政策学や国際商事仲裁に関して、新たな研究業績をあげることは苦労があった。そのために、執筆した論文の数がこれまでよりもやや少ないように思われる。また、英文による論文が複数あったため、国際的な発信という意味では成果があったと自己評価している。しかし、この2年間の研究業績を基盤として、現在着手している研究課題が複数あるので、次の2年間には一定の数のまとまった業績をあげることができると考えている。

研究報告に関しては、韓国・インドネシア・フランスとさまざまな法文化を背景に持った聴衆にメッセージを伝えるために苦労をしたが、確実な手応えをえることができた。今後こうした機会があれば、積極的に取り組んで行きたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
LS	国際取引法	4
	R&W ゼミ国際関係法Ⅱ	2
	ヨーロッパ法	2+0.66
学部	国際民事法Ⅱ	2
	国際私法演習	4
	法経総合概論	0.27

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
LS	国際取引法	4
	R&W ゼミ国際関係法Ⅱ	2
	ヨーロッパ法	2+0.66
	アジア法	1
学部	国際民事法Ⅱ	2
	国際私法演習	4
	法経総合概論	0.27

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

大学院では各受講者の研究について、様々な分野の受講生の異なる視点を持ち寄って学際的な検討ができるように講義をリードした。学生によるアンケートでも5点満点の4点台

後半（23年度後期）の評価を得ている。法科大学院では、国際取引法については現実的な問題を中心とし、受講生からの疑問点の指摘等に応えるというインタラクティブな方法を用いることで、全員に対して確実な理解が得られるよう工夫した。ヨーロッパ法については、ダイナミックな変化を正確に捉えることができるように制度的な基盤と各法分野で生じている問題の検討とを組み合わせることを試みた。アジア法では、シンガポール・マレーシアのビジネス法律家であるジェフ・レオン氏の特徴を生かすため、法制度の枠組みに加えて、ASEANをベースに展開される具体的な取引のケーススタディを取り入れて、受講生の実務に対する関心に応える工夫を行った。こうした法科大学院の科目において、授業評価アンケートでも良好な結果を得ている。学部の国際民事法Ⅱでは、特に国際的なビジネス社会の中で法律的知識をどのように活用すべきかを中心として学部上位年次の学生を対象とした講義を行った。学部生に取っては少し高度な問題を扱っているが、授業評価では4.25点（23年後期）という評価を得ている。国際私法演習は、毎年春に香港で開催される模擬仲裁大会に参加するために1年間にわたる準備を遂行するプロジェクト型演習として構成し、海外からの講師による指導の機会を積極的に設定してきた。様々な意味で改善点はそれぞれに残されているが、全体として一応満足すべき教育効果が得られているものとする。また、受講生による授業評価の点数も4点台後半の高い点数を維持している。以上のように、教育活動はほぼ順調であると評価するが、なお一層の向上を目指したい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

神戸大学キャリアセンター副センター長（2010年・2011年）

国際交流委員（全学）（2010年・2011年）

連携推進特別員（2010年・2011年）

神戸法学会理事長（2010年・2011年）

国際提携委員長（2010年・2011年）

学部史編纂委員会委員（2010年・2011年）

法経連携専門教育プログラム・ワーキンググループメンバー（2011年）

〔FD活動への参加〕

法科大学院の教育改善に関する会合に参加した。同僚の授業参観に行った。

〔国際交流活動〕

国際提携委員長として、リオデジャネイロ州立大学法学部との学生委交換細則の更新、国立インドネシア大学法学部との学生交換協定の締結及びシドニーロースクールとの学生交換協定更新（LS生の交換をも可能にした）に関する交渉及び手続を行った。

外国人研究者の招聘・受入は次の通りである。スコットランド・ダンディー大学よりピーター・マッケリーヴィ教授・オード・フィオリニ講師（2010年5・6月）を招聘し、大学院科目「ヨーロッパ国際私法1・2」（各2単位：集中講義）をコーディネートした。香港をベースに活躍する国際仲裁人のサリー・ハーポル氏を招聘して学生対象の仲裁弁論のワークショップを開催した（2010年7月）。カリフォルニア州立大学バークレー校のオリバー・ウィリアムソン教授（2009年度ノーベル賞受賞者）を招聘し六甲台講堂にて学生向けの講演会をコーディネートした（2010年10月）。パリ13大学訪問団を六甲台（法学研究科・経済学研究科）で受け入れた。パリを中心として活躍する著名な仲裁人ロラン・ジェガー氏を招聘して国際商事仲裁の弁論技術に関するワークショップを開催した（2010年12月）。マレーシアで国際ビジネス専門の法律事務所を営むジェフ・レオン氏を招聘し、学生向けのワークショップを開催した（2011年1月）。中国・汕頭大学法学院長のマイケル・パーマー氏を招

聘して大学院生向けのセミナーを開催した(2011年3月)。香港で開催される模擬仲裁大会(Vis East 第8回大会)に学生達とともに参加した。フロリダ大学のラリー・ディマッティオ教授を招聘しウィーン売買条約に関するセミナーを開催した。フランス・香港等で活躍する国際仲裁人のルイズ・バリントン氏を招聘し、国際商事仲裁における口頭弁論に関する学生向けのワークショップを開催した(2011年8月)。マレーシアの著名な法律家であるジェフ・レオン氏を招聘し、法科大学院生対象の正規科目「アジア法」(集中講義2単位)をコーディネートした。シドニーロースクールの訪問団を法学研究科に受け入れた(2010年12月)。フランスで活躍する新進気鋭の仲裁弁護士ジェイムズ・クラクストン氏を招聘して国際商事仲裁の弁論に関する学生対象のワークショップを開催した(2011年12月)。台北大学訪問団を法学研究科に受け入れた(2012年2月)。漢陽大学校法学専門大学院教授である韓忠洙教授を神戸大学招聘教授として六甲台に受け入れた(2012年2月)。中国の仲裁機関 CIETAC の国際部ディレクターであるワン・ジエ氏を招聘し中国の仲裁についての講演を開催した(2012年2月)。香港で開催された模擬仲裁大会(Vis East 第9回大会)に学生とともに参加した。

招待講演以外の国際交流活動として次のことを行った。パリ13大学法学部に招聘教授として滞在し、大学院での講義を担当した(2011年3月)。学生交換についての交渉のために国立インドネシア大学を訪問した(2011年5月)。ソウルで開催された Lawasia Moot に学生とともに参加した(2011年10月)。パリ13大学法学部に2週間招聘教授として滞在し、修士課程の講義を担当した(2012年3月)。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	国際商取引学会；日本私法学会；国際私法学会；比較法学会； 国際法協会日本支部；The Stair Society（スコットランド）； SLS（The Societies of Legal Scholars, UK）；LAWASIA
学会等役員・編集委員	国際商取引学会会長
研究会活動	関西国際私法研究会会員・神戸 TCE 研究会（会長）
シンポジウム等の主催等	「オリバー・E・ウィリアムソン講演会」（2010年9月） 「国際商事仲裁における口頭弁論ワークショップ」（2010年8月） 模擬仲裁日本国内大会（2011年3月） 国際商取引学会全国大会（2011年11月） 模擬仲裁日本国内大会（2012年2月） 国際商取引学会西部部会（2012年3月）

〔学外教育活動〕

関西大学 非常勤講師（2010.9.21～2011.3.31）

講師「貿易実務・ウィーン売買条約」研修（大阪弁護士会）（2010年11月8日）

講師「海外進出・渉外取引実務講座」（京都比較法研究センター主催）2011年1月～5月

〔社会における活動〕

神戸家庭裁判所家事調停委員・参与員

坂元 茂樹（国際法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究活動としては、国際法の分野の中でも、条約法、国際人権法及び海洋法を中心に研究を進めている。

条約法の分野では、国際法委員会（ILC）で採択された条約の留保に対する実行ガイドを中心に研究を進めた。

海洋法の分野では、日本の調査捕鯨に対する環境保護団体シーシェパードの妨害行為に対する海上保安庁による執行管轄権の行使の態様について、論文をまとめた。また、ソマリア沖海賊に対する日本の対応について、論文をまとめた。

国際人権法の分野では、国連人権理事会諮問委員会において、特別報告者として、ハンセン病患者・回復者に対する差別撤廃のための原則及びガイドラインをまとめたが、当該原則とガイドラインは国連人権理事会のみならず、国連総会で採択された。困難な仕事ではあったが、責任を果たし得たことに満足している。また、国際人権法学会理事長のときに企画した、講座国際人権法の第3巻と第4巻を刊行でき、一安心した。

教育面では、法科大学院で、「国際人権法」のシラバス及び教材作りを行った。

今後とも、条約法、海洋法及び国際人権法の研究を進める予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
講座国際人権法 3 国際人権法の国際的実施	共著・共同編集	信山社	2011年3月
講座国際人権法 4 国際人権法の国内的実施	共著・共同編集	信山社	2011年3月
ベーシック条約集 2012	共訳・編集代表	東信堂	2012年3月
現代国際法の思想と構造	共著・共同編集	東信堂	2012年3月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
調査捕鯨船への妨害行為に対する我が国の管轄権行使について	海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究（第2号）	85-100頁	2010年3月
公海漁業の規制と日本の対応—IUU漁業をめぐる—	日本における海洋法の主要課題	271-299頁	2010年7月
Challenges to a Human Rights Mechanism in the Asia-Pacific Region: The Experience of the Universal Periodic Review of the United Nations Human Rights Council	Routledge	pp.49-63	2011年

ソマリア沖で拘束した海賊に対する対応について	海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究	第3号 85-99頁	2011年3月
日本の裁判所における国際人権規約の解釈適用—一般的意見と見解の法的地位をめぐって	講座国際人権法3 国際人権法の国内的实施	45-75頁	2011年3月
『条約の留保に関するガイドライン』についての一考察—人権条約の実施機関の実行をめぐって—	変革期の国際法委員会	345-373頁	2011年4月
事情変更の原則と強制による条約の無効—漁業管轄権事件（1973）	別冊ジュリスト号『国際法判例百選（第2版）』	124-125頁	2011年9月
普遍的管轄権の陥穽—ソマリア沖海賊の処罰をめぐって—	現代国際法の思想と構造	第2巻 156-192頁	2012年3月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
日本の裁判所における国際人権規約の解釈と適用	国際人権規約と刑事法	台湾東海大学	2010年4月
Importance of CSR activities towards improving the status of Shipping Industry focusing on shortage of seafarers	Seminar on the Problem of the Global Shortage of Seafarer and the Role of Shipping Industry through CSR activities	International Maritime Organization (IMO)	2010年5月
Piracy off the Coast of Somalia and Coping Strategy of Japan: On New Anti-piracy Act in Japan	4 th Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea	東北大学	2010年10月
国連人権理事会諮問委員会—最近の活動状況について	国際人権法学会	明治大学	2010年11月
坂本龍馬と万国公法—海洋法の深化を求めて	海洋政策学会	東京海洋大学	2010年12月
Legal Character of the Japan-China Joint Press Statement 2008	5 th Sino-Japanese Workshop on the Law of the Sea	大連海事大学	2011年11月
Light and Shadow of the Peace Line from the Japanese Perspective	International Seminar on 60 Years after the Declaration of the Peace Line by the R.O.K. Government: Legal Retrospect	ソウル大学	2011年11月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

国連人権理事会のシンクタンクである諮問委員会の委員（18名）の選挙で再選された。特別報告者としてまとめたハンセン病者・回復者に対する差別撤廃のための原則及びガイドラインが、2010年9月の国連人権理事会に続き、同年12月に国連総会で採択された。

日本海洋法研究会会長として、中国国際法学会との交流を続け、2010年10月に東北大学で第4回日中海洋法ワークショップを、2011年11月に大連海事大学で第5回日中海洋法ワークショップを開催し、それぞれソマリア沖海賊問題と東シナ海ガス田問題につき報告した。このほか、国際海事機関（IMO）、上海社会科学院、ソウル大学における海洋法に関するシンポジウムに招待され、講演を行った。また、2011年6月、司法研修所において、地方裁判所の総括判事に対して国際人権法の講演を行った。尖閣諸島海域で発生した中国漁船船長逮捕事件について、朝日新聞などで論評するとともに、みずからの専門領域である条約法、海洋法、国際人権法について、それなりに着実に学術論文を執筆しえたのではないかと考えている。定年までの時間も少なくなってきたので、残された時間でできるだけこれまでの作業をまとめたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際法特殊講義	2
	国際法政策論特殊講義	2
LS	国際人権法	2
学部	国際法Ⅰ	2+0.66
	国際法Ⅱ	2
	専門演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際法特殊講義	2
	国際法政策論特殊講義	2
LS	国際人権法	2
学部	国際法Ⅰ	2
	国際法Ⅱ	2
	専門演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

授業評価アンケートで示された改善点、とりわけ板書についてはできるだけいねいに板書するよう心がけた。また、授業における配布物についても、できるだけ増やすようにした。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

法学研究科のFD意見交換会、ランチョン・セミナーに参加した。

〔国際交流活動〕

国連人権理事会諮問委員会委員としてジュネーブの欧州本部で開催された、第4回（2010年1月）、第5回（2010年8月）、第6回（2011年1月）、第7回（2011年8月）の会期に出席した。その他、国際シンポジウムに出席するため、台湾、英国、中国、韓国などに出張した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	(財) 国際法学会、国際人権法学会、世界法学会、アジア国際法学会、国際法協会 (International Law Association)
学会等役員・編集委員	(財) 国際法学会庶務主任 (常務理事)、アジア国際法学会日本協会前代表理事、世界法学会 (理事)、国際人権法学会 (監事)、Japanese Yearbook of International Law 編集委員
研究会活動	京都大学国際法研究会、東京大学国際法研究会、日本海洋法研究会 (会長)、国際立法研究会、世界人権問題研究センター第1部 (部長) 研究会

〔学外教育活動〕

2010 年度

龍谷大学 非常勤講師

関西学院大学 非常勤講師

2011 年度

同志社大学 非常勤講師

関西学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

国連人権理事会諮問委員会委員 (2008 年～)、国家公務員 I 種 (法律職) 試験専門委員 (国際法) (2007 年～)、入国者収容所等視察委員会委員 (西日本地区委員長) (2010 年～)、大学設置・学校法人審議会専門委員 (法学) (2008 年～2010 年)、外務省国際法局海洋室海洋政策研究会委員 (2007 年～)、財団法人海上保安協会海洋法調査研究会委員 (2007 年～)、(公財) 世界人権問題研究センター第1部 (国際人権法) 部長 (2004 年～)、安達峰一郎賞推薦委員 (2007 年～)、京都市人権文化推進委員会委員 (副座長) (2005 年～)、大阪市人権施策推進協議会委員 (副会長) (2008 年～)、大阪市人権相談事業委託業者選定委員会委員 (会長) (2009 年～)

志谷 匡史 (商法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

会社法の研究については、教科書レベルの解釈に甘んずることなく、実務との架橋を意識した、より高次の解釈論、さらに立法論を展開したいと願っている。しかし、現状ではこの域に達する手掛かりさえ掴めてはいない。金融商品取引法については、内容の不十分さは残るが、現時点の研究結果を出版する目処が立った。

教育面では、法科大学院および大学院博士課程の学生に対する研究成果の還元はある程度達成されていると思われるが、学部学生に対する還元を意識した取組みを強化したいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
基礎から学べる金融商品取引法、第2章、第6章、第7章Ⅰ～Ⅱ	共著	弘文堂	2011年3月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
特別目的法人の経営破綻と格付会社の責任	商事法務	1902号55～58頁	2010年6月
企業買収規制のあり方	商事法務	1907号5～14頁	2010年8月
企業内容開示制度(1)	法学教室	361号74～82頁	2010年10月
特定の種類の商品先物取引について差玉向かいを行っている商品取引員が委託者に対して負う説明義務および通知義務	判例時報	2084号188～19頁	2010年10月
投資者保護の現代的課題	商事法務	1912号4～11頁	2010年10月
商品取引所法上の受託業務保証金制度等における払渡対象債権の範囲	商事法務	1920号126～130頁	2011年1月
シンポジウム 金融商品取引法制の課題	私法	73号94～140頁	2011年4月
内部統制と経営責任－ヤクルト事件のインパクト	月刊監査役	582号44～53頁	2011年4月
2008(平成20)年金融商品取引法改正－多様で質の高い金融サービスの提供－	大証金融商品取引法研究会	第5号99～144頁	2011年5月
商事法から見た会社・証券犯罪	刑法雑誌	51巻1号109～128頁	2011年7月
社債等振替法154条3項所定の通知の要否	民商法雑誌	144巻6号784～801頁	2011年9月
会計監査人の責任	会社法判例百選 [第2版]	156～157頁	2011年9月

インサイダー取引規制の課題	ジュリスト	1438号 36～41頁	2012年3月
---------------	-------	--------------	---------

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
企業買収規制のあり方	日本私法学会第74回大会 シンポジウム	北海道大学法学部	2010年10月
商事法から見た会社・証券犯罪	日本刑法学会2010年度冬期例会	キャンパスプラザ京都	2011年1月

*報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

論文数で見ると、会社法関連が3本、金商法関連が6本、両者にまたがるものが1本、その他が2本である。金商法については体系書の執筆に目処が立ったことも併せ考えると、研究は進展しているといえる。会社法は停滞気味であって、その理由は実務を満足させるに足りる研究成果を挙げていないことに尽きる。一層の注力を要する課題である。この壁をどのようにすれば打破できるか、かなり厳しい。

もっとも、会社法に関連して、科学研究費補助金の支援の下、他分野の研究者と共同研究を2010年度から開始しており、まだ具体的成果は挙げていないが、段階的に共同作業を進めている。これが会社法研究の進展につながるよう努力する所存である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義(商法)	2
LS	対話型演習商法Ⅰ	2
	金融商品取引法	2
	対話型演習商法Ⅱ	2
学部	商法演習	2
全学	社会科学のフロンティア	0.13(2/15)

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習商法Ⅰ	2
	対話型演習商法Ⅱ	2
学部	応用商法	2
	商法Ⅱ	4

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[教育活動の自己評価]

学部教育においては、2011年度に商法Ⅱ(後期)および応用演習(前期)を開講した。学部における多人数向けの講義は久しぶりであり、内容は商法総則・商行為・手形・小切手の分

野を対象とした。これまで同僚の講義を参観した経験が生きて、レジュメを毎回配布し、その中身も簡潔で図解を利用したものに工夫した。その結果、学生の授業アンケートの評価は好評であり、学部生として必要な知識を効果的に提供できたものと考えている。授業参観・授業アンケートは教育改善の重要な手段であることを改めて認識した。少人数科目である応用商法は、講義で修得したはずの知識がどの程度身に付いたかを、対話型により確認しつつ、授業を進めた。もっとも、授業アンケートでは、レジュメの内容充実やホワイトボードの字の見にくさなど、全体としては評価が高いものの、不満も聞かれたところである。次年度で改善すべき点のはっきりした。

博士課程の院生を対象とする授業は、2010年度の後期に開講した。最新判例のレビューと院生自身の研究成果の発表を中心に、大学院にふさわしい内容であったと考えている。授業アンケートによってもそれは裏付けられている。もっとも、大学院博士課程の授業参観は経験がなく、同僚の創意工夫を応用するチャンスがない。これは反省点といえよう。

法科大学院については、相変わらず、授業アンケートの結果が、前期が比較的良いのに対して、後期の授業についての学生諸君の評価が比較的辛い。アンケートに付された学生諸君の声を授業に活かしていく作業に甘いところがあるようだ。同僚の授業を参観して得た知見をふまえた一層の努力を要するところである。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

学部の授業参観、および、法科大学院における検討会議・授業参観に参加した(神戸大学)

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日米法学会、金融法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	日本私法学会・理事(2009年度～2010年度)
研究会活動	神戸大学商事法研究会、京都大学商法研究会、大証金融商品取引法研究会、大商法律懇話会

〔学外教育活動〕

2010年度

神戸薬科大学 非常勤講師

2011年度

神戸薬科大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

司法試験考査委員(商法) 2008年度～

品田 裕（選挙制度論・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この2年間の研究の関心は、主として政治家の活動・政策を計測し記述すること、最近のわが国の有権者の動きを政策面から明らかにすること、および選挙管理の実態理解と選挙制度の考察にあった。政治家については、従来からのデータ作成・整備・加工の作業を続行した他、選挙公約に加え、地方自治体首長に対する調査データを作成分析した。有権者については、二次データを利用した分析を継続している。また選挙啓発等から全国の選挙管理委員会の業務の実態に関心をもち調査を実施した。方法的には、従来のような計量データに加え、インタビュー等の質的データの作成に鋭意、取り組んだ。選挙制度については都道府県間の衆議院の定数配分について実証的に考察した。学会活動としては、日本政治学会年報の編集を担当した(11年度)ほか、日本選挙学会編集委員会に10年度は副委員長として、11年度は委員長として参加した。また、10年度日本政治学会分科会 B6(討論者)、10年度日本選挙学会共通論題(報告)、09年度日本選挙学会分科会 E(報告)に参加した。

今後は、現在行っている選挙公約に関連する分析を中心に、以下の項目についても方法を十分留意しつつ、研究を進めたい。(1)地方議員の政治活動、(2)選挙管理委員会の組織や活動、(3)選挙制度、(4)有権者の政治意識、特に政党支持の類型、(5)選挙区レベルの政治の実態。

他方、教育については、通常の授業に加え、学部教育の改善を心がけた。文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム」事業として採択された「21世紀型市民としての法学士育成計画」の実施及び成果のとりまとめに取り組んだ。また、従来、主に大学院向けに開講していた、朝日新聞社・讀賣新聞社・神戸新聞社のご協力による「ジャーナリズム・プログラム」を継続的に実施した。同プログラムの一環として、朝日新聞社のご後援を得て、学生・一般向けシンポジウムを学内(10年度は講堂、11年度はプレゼンテーションホール)で開催した。また、学部 GP の後継事業として11年度より開始されたパブリックコミュニケーションセンターの立ち上げ・活動に参加した。今後は、学部、大学院における体系的・実質的な教育態勢の確立に努めるとともに、個人的にも新しい授業方法を取り入れるなどの試みを考えていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『加西市史第二巻 本編2 近世Ⅱ・近現代』、第八章「現代の加西」第三節「市制施行後の加西」	単著	加西市史編さん委員会	2011年3月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
2009年総選挙における選挙公約	選挙研究	26巻2号29～43頁	2010年12月
「はじめに」(『政権交代期の「選挙区政治」』)	年報政治学2011-II	3～6頁	2011年12月
衆議院選挙区の都道府県間の配分について－最高裁の違憲判決を受けて代替案を考える－	政策科学	19巻3号	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
「2009年総選挙における選挙公約」	日本選挙学会	明治大学	2010年5月
「地方政治における県議の活動と政党組織」	日本選挙学会	関西学院大学	2011年5月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間、選挙公約データなどを引き続き充実させると共に、地方首长サーベイデータを作成するなど、独自のデータベースを引き続き発展させることができた。これらのデータを駆使した分析を今後、展開していきたい。これらのデータを介し、他研究者との交流も行っている。公約関連では、若手研究者との共同データ作成・研究に加え、それを応用した政策投票ナビゲーションサイトを運営している。また試験的な公開は徐々に行っているが、今後もデータの公開普及と利用促進をはかる予定である。これらのデータ作成作業に軸足を置きながら、新しい研究を内容・方法、双方の面で開始した。地方政治については、この分野に関心を持つ契機となった加西市史について市制施行以降の部分執筆したほか、地方議員の実態を解明するためにインタビュー調査を行うと共にアンケート調査を共同で作成実施し、これを分析した。また、これまでほとんど研究されていなかった選挙管理委員会の業務を明らかにするため、各地の選挙管理委員会を対象にインタビュー調査・資料収集を行った。これらのデータを利用、分析した論文の執筆が次の課題である。選挙制度についても、先の最高裁の違憲判決を受けて、衆議院議席の都道府県間の適正な配分について考察し、論文にまとめた。

また、学術的なものではないが、各地の選挙管理委員会との連携により、投票啓発に一定程度、貢献できた。今後は、質的研究も含め、方法論上の関心を広くもちながら、選挙公約・選挙制度についての研究を中心に学術的な発表をしていきたいと考える。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治過程論特殊講義	2
	計算機社会科学	0.13
学部	政治文化論	4
	政治データ分析	2
	社会分析基礎演習	2
	社会問題自主研究	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治過程論特別講義	2
学部	政治文化論	4
	政治データ分析	2

	社会分析基礎演習	2
	社会問題自主研究	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

大学院・学部においては、例年通り、授業および指導を担当した。特に「質の高い大学教育推進プログラム」事業については、実施と評価などの成果とりまとめなどの調整作業を行った。また、その一環として、少人数授業「社会分析基礎演習」(2年次配当)を担当するにあたり、学生の分析力・プレゼンテーション力が高まるようクラス運営を工夫した。

授業評価アンケートについては、結果は、ほぼ想定の範囲内であったが、今後は、学生が内容に関心を持ち、意義をより認めるように、努めたい。また授業の際の話す速さについて、指摘に基づき要点についてゆっくりと繰り返し話すように心がけた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

年4回～5回、専門を共通にする学内教員と授業方法等に関し、また随時、「質の高い大学教育推進プログラム」関連(2010年度)、あるいは「パブリックコミュニケーションセンター」関連(2011年度)の教員と授業の内容・方法等について、話し合いを行っている。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会・日本選挙学会・日本比較政治学会
学会等役員・編集委員	日本政治学会理事・日本選挙学会査読委員長(2010年5月まで)・日本選挙学会年報編集委員長(2011年度)・日本比較政治学会監事(2011年度)
研究会活動	比較政党組織論研究会(2010・2011年度)、選挙管理研究会(2010年度)、ボートマッチ研究グループ(2010・2011年度)、選挙ガバナンス研究会(2011年度)、選挙区政治研究会(2010・2011年度)
シンポジウム等の主催等	ジャーナリズム・プログラム関連のシンポジウムを開催(2010・2011年度)。

〔学外教育活動〕

2010年度

京都大学大学院 非常勤講師

同志社大学 非常勤講師

京都女子大学 非常勤講師

2011年度

京都大学大学院 非常勤講師

公立大学法人大阪市立大学 非常勤講師

同志社大学 非常勤講師

京都女子大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

大阪市明るい選挙推進協議会副会長、加西市史編纂委員(2010年度)。

その他、兵庫県、栃木県、京都府、香川県、広島県、尼崎市、芦屋市等で投票啓発等のため講演。

渋谷 謙次郎 (ロシア法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

個々の研究成果(論文・書評等)については、ここ2年ほど、必ずしもそれらの内的連関が明らかではないが、研究分担者をつとめていた多言語政策の比較研究等の科研プロジェクトがひと段落したこともあり、今後、ロシア法思想の歴史やロシア国家法の諸問題に関する研究に重点的にシフトしていく予定である(現在はその過渡期にあたる)。

教育活動については、学部および大学院の主たる担当科目について、教材およびレジメの充実に比重を置いてきたが、履修者の要望やニーズにこたえる形で、今後、マイナーチェンジやモデルチェンジを図っていく必要があると考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態(共著者等)	出版機関名	発行年月
テリー・マーチン『アフーマティ ブ・アクションの帝国：ソ連の民族と ナショナリズム 1923年～1939年』	共訳	明石書店	2011年5月

(論文)

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
書評「ヴィクター・セバスチャン著『東 欧革命 1989』」	週刊読書人	2830号	2010年3月
書評「白井聡著『物質の蜂起をめざし て』」	週刊読書人	2852号	2010年8月
言語権の視点からみた危機言語問題 (山田隆夫氏との共著)	パトリック＝ハ インリッヒ、下 地理則編『琉球 諸語記録保存の 基礎』	42-66頁	2011年3月
書評「藤田勇『マルクス主義法理論の 方法的基礎』」	社会体制と法	12号、89-101頁	2011年6月
書評「塩川伸明著『民族浄化・人道的 介入・新しい冷戦—冷戦後の国際政治	ユーラシア研究	45号、68-69頁	2011年11月

一』			
ルカーチとパシュカーニス：物象化世界における哲学と法学	早稲田法学	87巻2号、301-323頁	2012年1月
ソ連の言語政策：その歩みと特徴	砂野幸稔編『多言語主義再考－多言語状況の比較研究』（三元社）	194-214頁	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

多言語政策の比較研究に関する科研プロジェクトにおける役割分担を通じて、いくつかの単著および共著の論文を、論文集の形で公表することができた。また共同翻訳者として加わっていた、テリー・マーチンの大著『アフーマティブ・アクションの帝国』が公刊された。これらは、従来からの研究テーマと密接に関連するものである。また比較的最近の「ルカーチとパシュカーニス：物象化世界における哲学と法学」（『早稲田法学』）は、恩師の追悼論文として、自らの浅学非才を省みずに寄港したものだが、同時にロシアの法思想の特徴を考えるきっかけともなり、今後、日本では必ずしも知られていない19世紀から20世紀にかけてのロシアの法思想・法理論を研究対象として行きたい。このテーマに関する自己の研究蓄積は、はなはだ心もとない状況だが、現在、拙稿を執筆中である。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	ロシア法特殊講義	2
LS	法文化	2
	ヨーロッパ法	0.13
学部	ロシア法	4
	社会科学原理	2
	外国書講読（英米法）	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	ロシア法特殊講義	2
LS	法文化	2
	ヨーロッパ法	0.13
学部	社会科学原理	2
全学	政治の世界	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

ロシア法特殊講義：例年、履修者が少数であるため、シラバスを基調としつつ履修者の

関心分野や要望をとり入れる形でゼミナール形式をとった。

法文化：授業アンケートの結果をふまえ、法科大学院における基礎法系科目でありつつも、履修者が関心を持てるように教材の選択や年度ごとの入れ替えを工夫した結果、学生の理解度が増したと思われる。

ロシア法（隔年開講）：履修者の理解度を上げるために、ロシア史に関する基礎知識や各種図解やデータ等を教材に取り込み、ロシアの国家と法、社会の複合的な理解を重視した。

社会科学原理：授業アンケート結果をふまえ、講義でとりあげる複数のテーマの内的連関についての説明を重視した。

外国書購読（英米法）：留学生（とりわけ中国から）の履修者が多いことから、日本社会と法に関する法文化的な英語教材を用い、異文化理解の視点を重視した。

全体的に学生のアンケート評価は悪くはないが、かといって特別よいとも言えないので、今後、講義の進め方やテーマのとりあげ方、進度などについて、なお工夫が必要と考える。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

学部講義の授業参観に出席し、また自身の学部講義を参加していただき、有益な意見をいただいた。スタッフ・ランチョンセミナーに逐次参加した。

〔国際交流活動〕

科研プロジェクトで招聘した外国人研究者のセミナーに参加し、討論しおよび情報交換をした。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	比較法学会
学会等役員・編集委員	「社会体制と法」研究会運営委員・編集委員

〔学外教育活動〕

2010 年度

東北大学法学部 非常勤講師

東京大学法学部 非常勤講師

近畿大学法科大学院 非常勤講師

2011 年度

東京大学法学部 非常勤講師

近畿大学 非常勤講師

島並 良（知的財産法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究上は、知的財産法を取り巻く現代的なトピックの分析を通じて、基礎理論の構築に努めるといふこれまでの方針を、この 2 年間も維持したつもりである。そう長くはないであろう残る実質的研究者寿命を、いかに計画的に送るかが課題である。

教育上は、LS、博士課程大学院、学部それぞれにおいて、引き続き満遍なく授業を担当した。今後も研究の成果を十分に活かし、広がりや深みのある授業を行っていききたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
知的財産権と涉外民事訴訟	共著	弘文堂	2010年8月
ケースブック知的財産法（第3版）	共著	弘文堂	2011年3月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
職務発明の承継対価と使用者の利益 －2009年に下された2つの知財高裁 判決によせて	ジュリスト	1394号46頁	2010年2月
観音仏頭部のすげ替えと著作者死亡 後の人格的利益－駒込大観音事件	L&T	48号63頁	2010年7月
オープン・イノベーションと知的財産 法政策	ジュリスト	1405号92頁	2010年8月
知的財産権侵害の差止めにかわる金 銭的救済	片山先生還暦記念『知的財産法 の新しい流れ』 (青林書院)	669頁	2010年11月
書籍の「自炊」	法学教室	366号2頁	2011年3月
知的財産法 尖閣ビデオ流出事件で 学ぶ著作権法の仕組み	法学セミナー	676号53頁	2011年4月
著作権制限の一般規定	村林先生傘寿記念『知的財産権 侵害訴訟の今日的課題』	482頁	2011年4月
一知的財産法学者から見た日本にお ける知的財産法と独占禁止法	公正取引	731号10頁	2011年9月
普通名称の事後的な商品表示性獲得	三山・松村先生 還暦記念『最新 知的財産判例 集』	468頁	2011年10月
電子書籍と著作権－読書環境の変化 を中心に	年報知的財産法	2011年版236頁	2011年12月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
電子書籍と著作権 (口頭報告)	電子出版をめぐる著作権法上の課題	早稲田大学	2010年11月
知的財産法と競争法の相互関係について (口頭報告)	エコノ・リーガルスタディーズ	神戸大学	2011年3月
通常実施権の対抗制度・総論 (口頭報告)	日本工業所有権法学会シンポジウム	名古屋大学	2011年5月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

多くは外部からの執筆・報告依頼に応じて、その範囲内で関心の赴くままに思考を巡らした2年間であった。学内外での行政的職務が急激に増加した中での成果としては概ね満足しているが、より内発的・体系的な研究の比重を強めていく必要性を痛感している。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	知的財産法	2
LS	著作権法	4
学部	社会分析基礎演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	知的財産法	2
LS	特許法	4
	著作権法	4
学部	外国書講読 (英米法)	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[教育活動の自己評価]

すでに複数回担当経験のあるLSの授業(特許法、著作権法)は、詳細なレジュメも完備しており、また特に著作権法は自作(共著)の教科書もあることから、授業方法については確立してきた(もちろん、法改正や裁判例の情報は適宜補充している)。それでも毎年、学生から受ける刺激によって、何かしらの「気づき」があるのは面白い。

博士課程大学院の授業は、留学生を中心とした大学院生を対象に、各履修者が自己の研究成果を報告し全員で討議するというゼミ形式で実施し、母国の大学で知財法専門の教員として就職する者を輩出するなど、一定の成果を上げている。今後は、日本人研究者の養成に対していかに貢献するかが課題である。

学部の授業は、この2年間は少人数のゼミのみを担当した。社会分析基礎演習は法と経済学を、外国書講読は著作権法の歴史的形成をテーマとした。報告日以外の参加学生の学

習意欲をいかに喚起・維持するかが課題である。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業相互参観へ数回参加したほか、スタッフランチョンセミナーに全て出席した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本工業所有権法学会、著作権法学会
学会等役員・編集委員	日本工業所有権法学会常務理事
研究会活動	東京大学、早稲田大学、明治大学等で開催された知的財産法関連の研究会に多数参加した。
シンポジウム等の主催等	日本工業所有権法学会において、2010 年度個別報告のコメントと司会を、2011 年度シンポジウム（於・名古屋大学）の企画、報告、司会をそれぞれ担当した。

〔学外教育活動〕

2010 年度

香川大学法学部 非常勤講師 「知的財産法」

2011 年度

立命館大学大学院法務研究科 集中講義講師 「Intellectual Property Law in Japan」
(英語)

〔社会における活動〕

総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会・プロバイダ責任制限法検証WG」構成員（2010 年 10 月～2011 年 2 月）

泉水 文雄（経済法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究においては、2009年には科学研究補助金の基盤研究(A)を「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」について、この3年間、研究代表者として学際的研究を行い、研究会、ワークショップ、国際シンポジウム等を開催した。とくに2011年3月には「グローバル経済における知的財産法と競争法の相互補完」と題する国際シンポジウムを主催した。

共著の教科書『経済法 (LEGAL QUEST)』ならびに共編著『経済法判例・審決百選』を出版するなどし、さらに、平成21年の独占禁止法改正を踏まえて、教科書、参考書全4冊を

改定した。

そのほか、論文欄掲載の審判決例の研究を行い、さらに「重要判例解説」（ジュリスト増刊）の経済法分野の編集作業、「経済法判例・審判決例の動き」の執筆を行った。

このほか、いくつかの組織において入札監視委員等の仕事を行った。

教育においては、法科大学院での教育のほか、研究者・社会人コースの大学院の授業を行った。

この期間は、法科大学院の専攻長であったために、その仕事が一定の負担ではあり、その点では教育活動の比重が大きかったが、個人的にもそれなりの研究成果と教育はできたと考えている。2012年にはより研究・教育活動に専念したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
ベーシック経済法—独占禁止法入門—（第3版）	分担執筆	有斐閣	2010年4月
経済法判例・審決百選	共同編集	有斐閣	2010年4月
独占禁止法（第3版）	共同編集	弘文堂	2010年6月
ケースブック独占禁止法（第2版）	共同編集	弘文堂	2010年6月
経済法（N J 叢書）（第5版）	分担執筆	法律文化社	2010年6月
経済法（LEGAL QUEST）	共著	有斐閣	2010年7月
現代アメリカ経済論	分担執筆	ミネルバ書房	2012年4月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
通信カラオケ事業者による競争者に対する取引妨害（第一興商事件）（公取委審判審決平成21年2月16日審決集55巻500頁）	NBL	925号62頁	2010年3月
日本知识产权法同反垄断法的关系—以最近违反反垄断法的案例为素材—	2010 IPR Nanhu Forum: International Conference on “Perfection o IPR Systems and the Implementation of IPR Strategies in the Context of Economic Globalization” 論文集	（下）932—940頁	2010年4月
経済法判例・審判決例の動き	『平成21年度重要判例解説』（ジュリスト1398号）	262-268頁	2010年4月

FTTH サービス市場における競争者の排除	『経済法判例・審決百選』(別冊ジュリスト199号)	280-281頁	2010年6月
マイクロソフトによる非係争条項の効果ー垂直的関係の技術開発のインセンティブの研究ー	http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/cr-0110.pdf http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/cr-0110.pdf		2010年9月
独禁法ルールの微妙なバランスと制度設計(OPINION)	ビジネスロージャーナル	33号1頁	2010年12月
消費者と競争政策	公正取引	725号2-8頁	2011年3月
東日本電信電話の光ファイバ施設に関する私的独占事件最高裁判決ー最判平成22年12月17日判時2101号32頁	公正取引	726号74-83頁	2011年4月
経済法判例・審決例の動き	ジュリスト	1420号282-289頁	2011年4月
一経済法学者のウェブの利用方法	公正取引	728号96頁	2011年6月
グローバル経済における知的財産法と競争法	公正取引	731号2-9頁	2011年9月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
搾取的行為の考え方(最終報告)(中間報告等は省略し最終報告のみ記載)	競争政策研究センター第101回ワークショップ	公正取引委員会	2011年4月
競争法は効率、所得再分配、消費者利益をどう考えるか	市場の機能とその補正ー法経連携研究の課題と展望	神戸大学六甲台キャンパスアカデミア館5階502教室	2011年6月
最近の審・判決について	関西経済法研究会	公正取引委員会近畿中国四国地方事務所	2011年6月
争法は効率、所得再分配、消費者利益をどう考えるか	市場の機能とその補正ー法経連携研究の課題と展望	神戸大学六甲台キャンパスアカデミア館5階502教室	2011年6月
日本の電力産業とエネルギー政策の将来ー法と経済学からの視点	法と経済学会「日本の電力産業とエネルギー政策の将来ー法と経済学からの視点」	京都大学法経本館法経第7教室	2011年7月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

1で述べたように、2009年に科学研究補助金の基盤研究(A)を「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」を獲得し、最終年を含む2年間、研究代表者として学際的研究を行い、研究会、ワークショップ、国際シンポジウム等を開催した。その成果は、IIの論文欄および研究報告欄に掲載のとおりであり、とくに2011年3月には「グローバル経済における知的財産法と競争法の相互補完」と題する国際シンポジウムを主催し、またその成果の一部は公正取引729号の特集「知的財産法と競争法」として掲載された。

共著の教科書『経済法 (LEGAL QUEST)』ならびに共編著『経済法判例・審決百選』を出版した。また、『現代アメリカ経済論』を分担執筆し、米国の裁判・法制度につきマイクロソフト事件を中心に紹介した。さらに、平成21年の独占禁止法改正を踏まえて、教科書、参考書全4冊を改定した。そのほか、非係争条項、マージンスクイズ等に関する判審決研究等を行った。さらに「重要判例解説」(ジュリスト増刊)の経済法分野の編集作業を行い、「経済法判例・審決例の動き」の執筆を行った。

さらに研究成果をあげていきたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	経済法特殊講義	2
LS	経済法 I	4
	経済法 II	2
	R&W ゼミ経済法	2
学部	法経連携法と経済	0.53

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	競争政策法特殊講義	2
	実定法特殊演習	2
LS	経済法 I	4
	経済法 II	2
	ヨーロッパ法	0.26
学部	法経連携法と経済	0.53

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

教育においては、法科大学院での教育および研究者・社会人コースの大学院の授業を行った。

法科大学院の経済法 I では、手作りのレジュメを配布し、『ケースブック独占禁止法』および『独占禁止法』を用いて授業を行った。授業に臨んでは、あらかじめレジュメと『ケースブック独占禁止法』を読み、審判決等に関する手設問等を考えてくることを求めた。授業アンケートではほとんどの項目において高い評価を得ることができた。アンケートにおいて、授業の最後に配った資料は最初に配ったほうが有益だとの意見などがあり、変更を

行った。

法科大学院での教育のほか、研究者・社会人コースの大学院および法学部の授業を行った。研究者・社会人コースの大学院の授業は少人数で例年通り外国人留学生・社会人が多かった。それぞれにあったテーマを割り当て、報告をさせて、質疑応答をした。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

法科大学院の専攻長として、法科大学院の各種のFD活動を企画し、それらに参加した。その他、授業方法の改善に関する学内会合に参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本経済法学会 日本国際経済法学会 日本私法学会
学会等役員・編集委員	日本経済法学会理事、同・運営委員、常務理事（2011年10月から） 日本国際経済法学会理事、同・編集委員 神戸大学法政策研究会の雑誌『法政策学の試み』の監修者
研究会活動	関西経済法研究会、関西E C競争法判例研究会、大阪弁護士会独禁法研究会などに参加
シンポジウム等の主催等	「グローバル経済における知的財産法と競争法の相互補完—The Interface between IP Law and Competition Law in the Globalized Economy—」神戸大学大学院国際協力研究科大会議室（2011年3月6日）

〔学外教育活動〕

2010年度

北海道大学大学院法学研究科非常勤講師

〔社会における活動〕

公正取引委員会・競争政策研究センター客員研究員

国土交通省近畿地方整備局入札監視委員会委員（委員長代理、第2部会委員長）

尼崎市入札調査委員会委員（委員長）

本州四国連絡高速道路橋株式会社入札監視委員会委員

兵庫県入札監視委員会委員（2011年3月から）

兵庫県弁護士会懲戒委員会予備委員（2011年）

経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」研究会委員

文化庁委託研究「諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究」委員会委員

一般社団法人電力系統利用協議会中立会員

林野庁近畿中国森林管理局入札監視委員会委員（2010年）

新司法試験委員（経済法）（2010年）

曾我 謙悟（行政学・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究においては、地方政治の分野を中心に、いくつかの成果を公表した。他方で、選挙管理機関と政党の中央・地方関係に関する研究プロジェクトに関わってきたが、いまだ成果をあげていないので、これらの公表が次期の課題となる。

研究と教育にまたがることになろうが、行政学に関する単著の教科書の執筆を進めている。これも2012年度中の公表となるが、研究面でも学問の体系的理解についての問い直しを行うとともに、これまでの研究成果を広く社会に還元するものとなる。

教育面では、大学院において多くの指導学生を抱えるようになったのが、この二年間の大きな変化である。大きな破綻はないものと思うが、より質の高い指導を行えるよう、指導方法について模索を進めているところである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態(共著者等)	出版機関名	発行年月
政策変容と制度設計	共著	ミネルヴァ書房	2012年3月
京都市政史 第2巻	共著	京都市	2012年3月

（論文）

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
都市化と一極集中の政治学:一極集中は地方分権により緩和されるのか	都市と政治的イノベーション〔日本比較政治学会年報第12号〕	89-110	2010年6月
書評 小西秀樹『公共選択の経済分析』	選挙研究	26(1): 130-131	2010年6月
書評 平田彩子『行政法の実施過程:環境規制の動態と理論』	法社会学	73: 262-267	2010年8月
書評 村松岐夫『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』	季刊行政管理研究	130: 63-67	2010年9月
書評 辻中豊・伊藤修一郎編著『現代市民社会叢書 3 ローカル・ガバナンス:地方政府と市民社会』	公共政策研究	10:117	2010年12月
書評 真淵勝『官僚』	季刊行政管理研究	133: 60-64	2011年3月
政治学における時系列・横断面(TSCS)データ分析	オペレーションズ・リサーチ	56(4): 209-214	2011年4月
都道府県議会における政党システム:	年報政治学	122-146	2011年12月

選挙制度と執政制度による説明	2011-II 政権交代期の「選挙区政治」		
----------------	-----------------------	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
政権交代と政策変化: 比較政治制度論の観点からの素描 (報告)	「民主黨能改變『五五體制』嗎?」學術研討會	台湾・国立政治大学	2010年9月
“Political Economy of Institutions and Expectations,” (討論)	Waseda University Global COE GLOPE II, International Symposium	早稲田大学	2010年12月
自治体ガバナンスの比較制度分析 (討論)	日本行政学会	金沢市	2011年5月
官僚制と民主制 (報告)	日本比較政治学会	北海道大学	2011年6月
地方政治研究の新潮流 (討論)	日本政治学会	岡山大学	2011年11月
日本與世界 (討論)	全国大学院日本研究センター連合年会	台湾・国立台中技術学院	2011年11月
いかにして実験は社会科学の『共通言語』となりうるか (討論)	実験社会科学カンファレンス	早稲田大学	2011年12月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

2010と11年度は、書評を多く書いた。たまたま依頼が集中したに過ぎないが、政治学専門雑誌の『レヴァイアサン』書評委員となったこととあわせ、書評に縁が深い2年間になった。

学会雑誌に三本の論文を掲載したので、量的にはまずまずだが、深く関わってきた研究プロジェクトである選挙管理機関に関する研究と政党組織の中央・地方関係論について、研究成果を公表に至らなかったのは残念である。書籍は、日本の中央行政に関するものと都市政治史に関するものであり、雑誌の三本が、都市政治と計量分析に関する研究だったこととあわせ、地方政治についての研究を継続的に行ってきた成果が出てきている。

今後は、上述の成果の発表に加え、行政学のテキストの公表を通じ、行政学の体系的理解のあり方について学界に問うとともに、広く社会に研究成果を還元したいと考えている。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学リサーチデザイン	2
学部	行政学	4
	比較政治応用研究	2
	現代政治入門	0.67

	地域ジャーナリズム・ワークショップ	1
--	-------------------	---

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政学特殊講義	2
	学外企画研究特殊講義	1
	政治学方法論特殊講義 II	1
学部	行政学	4
	地域ジャーナリズム・ワークショップ	2
	日本政治応用研究	1
	現代政治入門	0.67
	社会問題自主研究	1

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部 4 単位の行政学について、講義内容の組み替えや更新を続けてきた。教科書として執筆を続けており、2012 年度中には刊行予定である。教科書を出版し、それとの組み合わせを行うことで、さらに教育効果を高めることができるものと思う。

大学院については、2010 年度に博士後期 1 名、博士前期 4 名の指導教授となった。2011 年度にはさらに博士後期 2 名、博士前期 1 名の指導教授となった。また、2010 年度入学の博士前期 4 名は、2011 年 3 月に無事、全員が修士号を取得した（うち一名は博士後期課程に進学した）。少なくとも形式的には問題ないが、指導する学生が多いため、十分な指導ができたのかどうか、自問するところが多い。集団的な指導の確立など、この点については、依然としていくつかの方策を模索しているところである。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

海外出張：イタリア（2011 年 3 月）、台湾（2010 年 9 月、2011 年 11 月）

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本行政学会、日本政治学会、日本比較政治学会、日本公共政策学会
学会等役員・編集委員	日本公共政策学会 2011 年度学会賞選考委員地方行財政部門小委員長、日本行政学会年報編集委員（2010-11 年度）、日本政治学会 2011-II 号年報編集委員、レヴァイアサン誌書評委員（2011 年 4 月～）

〔学外教育活動〕

2010 年度

関西大学 非常勤講師

早稲田大学 非常勤講師

2011 年度

関西大学 非常勤講師

早稲田大学 非常勤講師

高橋 裕 (法社会学・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

いくつかの条件が重なるなか、教育活動についてはともかくも、研究活動は思わぬ足踏みをした 2 年間であったけれども、その過程で得られた視座の重要性は小さくない。次期には或る種の使命感を持ちながら研究にいったんまとめをつける必要があると考えている。そしてそのような研究活動の成果を次期以降の教育に反映させることの必要性もむろんである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「日本人の訴訟嫌い」——？ 問題設定の細密化を目指して	JCAジャーナル	57 巻 4 号 2-6 頁	2010 年 4 月
利用者はどのように弁護士を評価しているのか	利用者はどのように弁護士を評価しているのか	131-143 頁	2010 年 8 月
利用者はどのような動機で訴訟を行うのか	『利用者が求める民事訴訟の実践 ——民事訴訟はどのように評価されているか——』	6-22 頁	2010 年 8 月
家族からみたトラブル——トラブルの社会学的把握の視角をめぐって——	『トラブル経験と相談行動 [現代日本の紛争処理と民事司法 2]』	29-46 頁	2010 年 10 月
明治中期の法律雑誌と大阪攻法会——梅謙次郎「日本民法和解論」に導かれて——	法と政治 [関西学院大学]	62 巻 1 号 II 784-746 頁	2011 年 4 月
ADR とトラブル・紛争	法律時報	2011 年 6 月号 11-17	2011 年 6 月

		頁	
--	--	---	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
イギリスの司法統計について／イギリスにおける司法統計の成立—その条件と帰結— (一般報告)	日本法社会学会	同志社大学	2010年5月
ミニ・シンポジウム「アジア諸国の民事紛争解決と法整備支—映し出された日本像—」へのコメント (パネラー)	日本法社会学会	東京大学	2011年5月
ELS (法経連携研究) の課題と展望 (パネラー)	ELS シンポジウム「市場の機能とその補正—法経連携研究の課題と展望」	神戸大学	2011年6月
エコノ・リーガル・スタディーズの方法論的課題 (パネラー)	ELS シンポジウム「エコノ・リーガル・スタディーズの可能性」	神戸大学	2012年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

今期こそADR研究の総括を果たすことを目標としていたのだが、残念ながら果たせなかった。これは、これまでの諸検討結果を的確に整理しうる枠組みになお到達し得なかったことによる部分が大きいけれども、同時に、自分自身の法社会学研究のあり方自体を大きく見直す必要性を感じ始めたことにも起因する。ややもすれば「ガラパゴス化」とでも評しうるような研究動向を示している日本の法社会学の状況を建設的に打開しうるとすればそれはどのような方法・視角のもとにおいてか、という問題意識がそこにはある。根本的な問題に逢着しつつあることの自覚があるが、回避することなく引き続き検討していくことが次期の重要な課題となろう。なお、今期にもまた、歴史社会学的観点からの研究成果を得られた。機会に恵まれれば次期もその方向性での検討をも続けていきたいと考えている。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
LS	ADR 論	2
学部	3・4年次演習	4
	外国書講読	2
	法経総合概論 I	0.27
全学	社会科学のフロンティア	0.13

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
LS	R&W 法社会学	2
	ADR 論	2
学部	法社会学入門	2
	応用法社会学	2
	3・4年次演習	4
	法経総合概論 I	0.27
	社会問題自主研究	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

今期から大学院における法社会学特殊講義を担当することとなり、法社会学（およびそれを含む基礎法学）の研究者養成にとって効果的な教育のあり方とはどのようなものであるかについて考える機会が多くなった。テキストの選択・授業の進め方のいずれについても試行錯誤のさなかであるが、次期にもいっそうの改善を期したいと考えている。法科大学院における教育、とりわけADR論の授業の実施にあたっては、授業評価アンケートでの受講生からの希望も踏まえつつ、実践的な側面の比重をいっそう高めつつある。そのことの教育的意義は小さくないけれども、理論研究とのバランスは改めて検討しなければならないだろうとも考えている。

また、2010年度から法学部と経済学部との共同プロジェクトである法経連携専門教育プログラムが本学において始動したことに伴い、関連授業の企画および分担を今期より行なうこととなった。全国的に見ても類例のないプロジェクトであるだけに一から作り上げる必要性が高い事項が山積という状況であったが、そのための試行と努力とが法社会学の教育および研究へポジティブに反映されるという面も少なくないことは望外の幸いであった。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

教員相互の授業参観活動に参加し、いくつかの授業を参観するとともに、複数回のスタッフランチョンセミナーに出席した。

〔国際交流活動〕

- ・2010年9月 刑事陪審員に対するインタビュー調査の予備準備（ベルギー）
- ・2011年2月 司法活動の経済的測定に関する調査（英国）
- ・2011年3月 刑事陪審員に対するインタビュー調査の実施打ち合わせ（ベルギー）
- ・2011年8月 司法活動の経済的測定に関する調査（英国）

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本法社会学会，民主主義科学者協会法律部会，日米法学会，
------	------------------------------

	環境社会学会，仲裁ADR法学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会編集委員（2011年5月まで），日本法社会学会理事（2011年5月より），仲裁ADR法学会理事（2010年7月まで）

瀧澤 栄治（ローマ法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

ローマ私法全般についてあらためて研究し直し、それをそのまま教育において反映させると言うことが、今の課題である。その準備はある程度整ったということができる。数年後には教科書、教材を出版することができる見込みが立つまでに至った。しかし、専門的な学術論文を公表することができていないのは残念である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の概要と自己評価〕

ローマ私法全般についての教科書を翻訳という形で出版するための準備を進めている。そのために、関係文献資料を収集し、原文の翻訳を行っている。また、教科書と同時に、ローマ私法上の重要な法源史料を抜粋して、補助教材を作成し、出版することを計画しており、史料の翻訳および解説の作成も行っている。

ローマ法についての知識をより分かりやすく、より容易に我が国でも得られるようにすることが、現在の私の研究課題であり、この課題のための準備についてはかなり達成できたが、その反面、専門的な論文を書くことができていない点については、反省すべき点かも知れない。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋法史特殊講義	2
LS	法思想	2
学部	西洋法史	4
	西洋法史演習前期	2
	西洋法史演習後期	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ヨーロッパ法	0.26
	法思想	2

学部	一年次演習	2
	西洋法史演習前期	2
	西洋法史演習後期	2
	西洋法史（後期）	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

ローマ法を分かりやすく学んでもらうよう努めている。残念ながら我が国では日本語で書かれた文献がやはり十分ではないので、いくつかの授業において補助教材の作成を行った。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	法制史学会、九州法学会
------	-------------

〔学外教育活動〕

2010年度

九州大学大学院

2011年度

東北大学大学院法学研究科

岡山商科大学

手嶋 豊（民法、医事法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期も、研究分野の社会的進展に伴って以前に刊行した著書を増補改版することにより、各種課題に対する対応を示すことにより、タイムリーな形での法分野の研究進展に寄与することができた部分がある。また、本邦では十分議論がなされていない各種論点、及びこれまでの研究からの継続的課題について、外国法を参照した業績を一定数公にすることにより、今後の法制度設計に対する情報を提供すること等も継続した。さらに、問題演習を定期的に公表する機会を得られ、これは教育面へのフィードバックとしても有益であった。

今後、これまでの研究での課題を継続する一方、研究分野が他方面へ関わっていることとの関連で、法的分析にとどまらない多様な知見をも参照しつつ、成果を出してゆきたいと考える。教育活動の面でも、学生のニーズをより適切に汲み上げる工夫を継続する。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
レクチャー生命倫理と法	共著	法律文化社	2010年2月
専門訴訟講座4 医療訴訟	共著	民事法研究会	2010年2月
医療訴訟	共著	民事法研究会	2010年2月
慰謝料算定の理論	共著	ぎょうせい	2010年4月
確認医事法用語 250	共著	成文堂	2010年11月
医事法入門（第三版）	単著	有斐閣	2011年5月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
アメリカにおける「診療契約論」について	神戸法学雑誌	59巻4号 346～324頁	2010年3月
乳児の気管切開部位に装着した医療器具による換気不全と製造物責任等	消費者法判例百選	182～183頁	2010年6月
医療過誤と交通事故の競合	ジュリスト	1403号 38～45頁	2010年7月
インフォームド・コンセント法理の歴史と意義	インフォームド・コンセントと医事法	医事法講座第2巻	2010年12月
医療における共同意思決定について	神戸法学雑誌	60巻3・4号 454～436頁	2011年3月
演習民法	法学教室	367号 132～133頁 368号 154～155頁 369号 178～179頁 370号 132～133頁 371号 154～155頁 372号 154～155頁 373号 160～161頁 374号 160～161頁 375号 172～173頁 376号 148～149頁 377号 144～145頁 378号 148～149頁	2011年4月 2011年5月 2011年6月 2011年7月 2011年8月 2011年9月 2011年10月 2011年11月 2011年12月 2012年1月 2012年2月 2012年3月
入院患者に対して抑制具を使用するなどした行為と診療契約上の義務違反	平成 22 年度重要判例解説	100～101頁	2011年4月
元従業員の競業行為により会社が被ったとする損害賠償請求が認められなかった事例	速報判例解説	8巻 107～110頁	2011年4月
医療事故被害者救済制度の可能性	変動する日本社会と法	747～767頁	2011年11月

医療事故無過失補償制度の創設への課題	ジュリスト	1435号2～6頁	2011年12月
診療ガイドラインと民事責任	医療事故と医事法	医事法講座第3巻	2012年2月
適切な医療行為を受ける期待権の侵害のみを理由とする不法行為訴訟の可否	私法判例リマックス	44号38～41頁	2012年2月

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

医療と法との関わりの領域を研究する層が従来に比べて増加していることから、議論が多様化している中で、なお論じられていない問題は少なくなく、こうした点にも焦点を当てて研究を継続してゆく。

平成23年度に基盤研究(C)「がんの治療をめぐる医事法上の諸問題の研究」が最終年度であったことから、それについての調査研究を進め、その結果として自己決定の重要性とそれを制度的に担保するための方策を充実させることが改めて確認されるなど、本研究を通じて、今後の他方面への展開にも有益な視座を得ることができた。他方、基盤研究(A)「少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究」の研究代表者として、多領域・他国の研究者との交流・意見交換を行う機会を数年度にわたって得ることができ、これによって研究領域を今後より広げていくことができるものと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義(民法)	2
LS	対話型演習不法行為・契約法Ⅰ	4
	対話型演習民事法総合	2
学部	民法演習	2
	実定法入門	0.66
	応用民法	2
全学	神戸大学研究最前線	0.13

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習民事法総合	4
学部	1年次演習	2
	民法Ⅲ	4
	応用民法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

専門職大学院、学部における授業について、それぞれに求められている講義形態に最適の形がどのようなものであるか、模索を続けているが、受講生の質的な変化も見受けられ、固定した状況のものはないと感じている。学部教育ではパワーポイントを用いた講義を実施し、アンケート結果をみても概ね評価されていると思われる。しかし学生の要請には相反するものがあることが例年見受けられ、最大公約数的な方法を選択せざるを得ない現状である。今後、教科書・講義教材・講義内容のより有機的な関連付けをより意識的に考慮することで、こうした相互矛盾する要請に可能な限り対応できる講義に更に工夫してゆきたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

法科大学院における授業方法改善のための会合を主宰し、参加した。

〔国際交流活動〕

アメリカ出張（カリフォルニア大学バークレー校・ヘイスティング校）	2011年9月
ニュージーランド出張（オークランド大学）	2012年2月
カナダ出張（ブリティッシュコロンビア大学）	2012年3月

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日本医事法学会、日本生命倫理学会、日本法社会学会
学会等役員・編集委員	日本医事法学会理事・編集幹事、日本生命倫理学会評議員

〔学外教育活動〕

2010年度

山口大学大学院医学系研究科 非常勤講師

大阪市立大学 非常勤講師

2011年度

神戸学院大学 非常勤講師

山口大学大学院医学系研究科 非常勤講師

〔社会における活動〕

京都大学合同医の倫理委員会委員、大阪市立大学医学研究科倫理委員会委員、兵庫県精神医療審査会委員、神戸市企画調整局指定管理者候補者選定委員会委員、医療基盤研究所外部委員、名古屋大学臨床研究検証委員会委員、西神戸医療センター倫理委員会委員

中川 丈久（行政法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、従来から取り組んでいる行政法基礎理論として、「議会と行政」（『行政法の新構想』所収）をあしかけ4年をかけて仕上げる事ができた。法治主義の意味と機能を、行政国家の成立から現状までのほぼ200年の歩みのなかに位置づけたものである。10年以上前に、助教授の時に執筆した「行政活動の憲法上の位置づけ」（神戸法学年報所収）とほぼ同じテーマを、現時点でさらに深めたものである。

行政訴訟については、法科大学院での授業経験を踏まえて、実務系教材である『公法系訴訟実務の基礎』の第2版の完成に、かなりの時間をかけた。この後、雑誌（法学教室）の共同連載や、古稀記念論集において、行政訴訟の個別のテーマについて、かなり速いペースで論稿を発表することができた。

平成22年度から、消費者法を新たな研究テーマとしている。これは、消費者庁設置直前の国民生活審議会への参加に始まり、消費者庁設置後は、消費者委員会の安全専門調査会、消費者庁の種々の検討会（消費者被害回復、事故調査、食品表示、行政手法）に関わりをもったことを機縁としたものである。消費者庁の設置は、公法としての消費者法の立法を加速させている。

教育面では、法科大学院創設以来、2Lと3Lのすべての授業（対演行政法IとII、および公法系訴訟実務基礎）を1クラス担当することを続けている。学部では、基本的に演習だけを担当している。なお、平成22年度（2010年度）においては、法科大学院協会及び文科省において、コアカリキュラム（行政法）の作成に従事した。

今後の課題は、『公法系訴訟実務の基礎』に続き、法科大学院における教育と研究の結合の仕方を示すことができるような教科書を執筆することである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
セレクト六法平成23年度版	その他	岩波書店	2010年10月
公法系訴訟実務の基礎（第2版）	共著	弘文堂	2011年10月
セレクト六法平成24年度版	その他	岩波書店	2011年10月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
自己申告票提出義務不存在確認訴訟	法学教室	354号 別冊付録判例セレクト2009（II）11頁	2010年3月
実質的証拠法則	経済法判例・審決百選	別冊ジュリスト199 語230～231頁	2010年4月
法科大学院教育と行政法（行政法教育の変化と司法試験）	Law School 研究	15号43～48頁	2010年4月
消費者被害の回復－行政法の役割	現代消費者法	8号34～42頁	2010年9月
消費者行政－消費者庁の設置と今後の法制展開	ジュリスト	1414号51～59頁	2011年1月
公法訴訟・連載開始にあたって（座談会）	法学教室	368号77頁	2011年5月

授業方法－双方向型から講義型への 回帰？	ロースクール研 究	17号 83～89 頁	2011年 5月
行政実体法のしくみと訴訟方法	法学教室	370号 60～72 頁	2011年 7月
集団的消費者被害救済制度と行政法	消費者法	3号 24～32 頁	2011年 9月
もんじゅ行政訴訟差戻し後控訴審判 決	環境判例百選 (第2版)	210～211 頁	2011年 9月
消費者法と行政法	法学セミナー	681号 14～17 号	2011年 10月
議会と行政	行政法の新思想 I	115～166 頁	2011年 11月
国・地方公共団体が提起する訴訟	法学教室	375号 92～109 頁	2011年 12月
確定処分 of 違法と国家賠償	租税判例百選 (第5版)	222～223 頁	2011年 12月
『職権取消しと撤回』の再考	水野武夫先生古 稀記念論文集 『行政と国民の 権利』	366～395 頁	2011年 12月
処分性を巡る最高裁判所の最近の展 開について	新・裁判実務体 系 25 行 政 争 訟 (改訂版)	139～145 頁	2012年 3月
行政法の体系における行政行為・行政 処分の位置付け	安部泰隆先生古 稀記念論集『行 政法学の未来に 向けて』		2012年 3月
Participatory Administrative Law: Is It Emerging in Japan?	Journal of Japan-Netherl ands Institute Vol.X	203-219.	2010

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
行政裁量の審査	日弁連司法シンポジ ウム	日本弁護士会 館	2010年 9月 11日
集団的消費者被害救済制度と行政法	日本消費者法学会	明治大学	2010年 11月 7日
日本における消費者行政	北海道 GCOE シンポ ジウム	北海道大学	2011年 7月 17日
行政法の観点からのコメント	国際人権法学会	北海道大学	2011年 11月 5日

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

自分にとって理論面できわめて重要な「議会と行政」を上梓し、他方、行政訴訟における実務と理論を結合した授業形態を反映する教材である『公法系訴訟実務の基礎』の改訂

版（第2版）を完成させたことが、大きな節目となった。平成22年度（2010年度）までは、このふたつにかなりの時間を取られた。

他方、平成23年度（2011年度）から、論稿の量産体制に入っている。ほぼ毎月一本の割合で執筆することができている。

以上、この2年は研究活動の成果発表という点で、満足のいく時期であったと自己評価している。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（行政法）	2
LS	対話型演習行政法Ⅰ	2
	対話型演習行政法Ⅱ	2
	公法系訴訟実務基礎	1.73(13回/15回)
学部	実定法入門	0.66(5回/15回)
	行政法演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（行政法）	2
LS	対話型演習行政法Ⅰ	2
	対話型演習行政法Ⅱ	2
	公法系訴訟実務基礎	2
学部	行政法演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法科大学院については、その設置以来、2Lと3Lのすべての授業（1組分のみ）を担当するという体制を維持している。独自教材を用いているが、かなり整理されてきたところである。

学部では、基本的に演習だけを担当している。受講生が法科大学院進学希望者と公務希望者とに分かれるので、事例問題および条例制定演習をおこなっている。

実体法特殊講義は、研究者志望の行政法専攻者を相手に、英文を読んでいる。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

法科大学院および法学部授業のアンケート結果の検討、および授業参観をした。

〔国際交流活動〕

北海道大学 GCOE 主催の国際シンポジウムに参加して講演した。また、国際港湾協会 (IAPH) の法律委員会委員として、2010 年度にはアメリカ合衆国ジョージア州サバンナ会合、2011 年度には韓国釜山会合に主席した。

2010 年 8 月にはイギリスにて在外研究、同年 11 月には消費者庁の依頼でアメリカのニューヨーク州等における消費者被害の行政的回復制度の調査を行い、12 月には韓国における類似制度の調査を行った。2011 年 8 月にはイギリスにて在外研究、同年 9 月には日本弁護士連合会のメンバーとともに、アメリカにて ALJ 制度等の調査を行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会，日米法学会
学会等役員・編集委員	編集委員（日米法学会）
研究会活動	行政法判例研究会，関西行政法研究会，関西アメリカ公法学会，行政法研究フォーラム

〔学外教育活動〕

2010 年度

神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師

2011 年度

神戸松蔭女子学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

国際港湾協会(IAPH)・法律委員会・委員

人事院・国家一種(総合職)試験考査委員 (2010 年度、2011 年度)

消費者委員会・消費者安全専門調査会 (座長代理)

消費者庁・集团的消費者被害救済制度検討会 (委員)，事故調査機関検討会 (委員)，食品表示一元化検討会 (座長代理)，消費者財産被害に係る行政手法検討会 (委員)

財務省・関税等不服審査会 (委員)

経産省・輸出入取引審議会 (委員)

大学評価・学位授与機構・法科大学院認証評価・運営連絡会議 (委員)

神戸市・開発審査会 (委員)、個人情報保護審議会 (委員)

兵庫県・情報公開・個人情報保護審議会 (副会長)

大阪府・個人情報保護審議会 (会長代理)

中西 正 (民事手続法・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

平成 22 年度、23 年度は、これまでの倒産実体法の研究を完成させつつある段階に達したと思われる。あと数本の論文で、これまでの研究は一応の完成を見るので、論文集、体系書の執筆に移りたい。

教育は、教材の充実の点で進歩したと考える。今後も、改善を続けて行かねばならないと

思う。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
倒産法概説 [第2版]	共著	弘文堂	2010年4月
民事訴訟法判例百選 [第4版]	共著	有斐閣	2010年10月
新注釈民事再生法・上 [第2版]	共著	金融財政事情研究会	2010年12月
ロースクール民事訴訟法 [第3版補訂2版]	共著	有斐閣	2011年3月
民事再生法判例の分析と展開	共著	経済法令研究会	2011年3月
実務解説・一問一答・民事再生法	共著	青林書院	2011年5月
民事執行・保全判例百選 [第2版]	共著	有斐閣	2012年3月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
プレ DIP ファイナンスに基づく債権の共益債権化	銀行法務 21	718号 44頁	2010年7月
財団債権性・優先的倒産債権性の承継可能性	銀行法務 21	727号 38頁	2011年2月
倒産法と将来債権譲渡の効力	銀行法務 21	731号 46頁	2011年6月
濫用的会社分割と否認権・債権者取消権	銀行法務 21	736号 46頁	2011年11月

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究の中心は、これまでどおり、倒産実体法である。倒産法上の相殺、相殺禁止につき、最高裁、高裁レベルで一定の影響を与えた論文を執筆できた。

これから執筆を予定している3本の論文の執筆を終えると、倒産実体法の研究は一応終了するという段階に達することができた。これからも、集中力を維持しつつ、研究に励みたい。

ロースクール民事訴訟法 [第3版補訂2版] は、Unit9を全面的に書き直した。極めて具体的な事例で、弁論主義・自白の理論的問題を問うもので、新たな一面を開拓できたと自負している。

なお、2012年4月にこれまでの研究を集成した論文が2本発表されたこと、2012年4月、7月に、これまでの研究成果に基づく出版があったこと等から、今回の研究成果は、この2年間の研究成果を必ずしも正確に反映できていない。そのため、今回は研究成果が乏しいように見えるが、例年どおりの実績を挙げることができたと考えている。

このほか、第10回全国倒産処理弁護士ネットワーク沖縄大会のシンポジウム（2011年11月）において基調となる論文を執筆し、シンポジウムの指導に当たった。論文自体は2012年4月に出版されている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民事手続法）	2
LS	倒産法	4
学部	教養原論	2
	続・民事訴訟法	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民事手続法）	2
LS	倒産法	4
	エクスターンシップ	2
学部	民事執行・保全法	2
	続・民事訴訟法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

教材の収集が進んだこともあり、理論を具体的に説明する技術が進歩し、学生諸君の評価も幾分と改善されたと思う。

しかし、今後とも、理論水準の高さと、分かりやすさの両立に努めたいと思う。

まだまだ改善が要求されていると思われる。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本民事訴訟法学界
学会等役員・編集委員	事業再生実務家協会理事
研究会活動	事業再生実務家協会、倒産実務交流会

〔学外教育活動〕

倒産実務交流会を通して、中堅の弁護士に論文執筆を指導している。

中野 俊一郎（国際私法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究期間の前半は、早稲田大学 GCOE プログラムによる国際知的財産法原則日韓共同提案の取りまとめの一部を担当し、労力を費やしたが、その過程で得るものも多かったように思う。2011 年度は、従来から継続してきた国際仲裁と国家法秩序の関係に関する研究に一定の進展をみたほか、当事者自治原則の正当化根拠についてあらためて検討する機会を与えられたことは幸いであった。次年度は、東アジア国際民事手続法共通原則のあり方に関する科学研究費の最終年度にあたるため、その取りまとめのためのシンポジウムを韓国で開催し、一定の成果を示すことに力をそそぎたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
演習ノート国際関係法[私法系]	共著	法学書院	2010年10月
判例講義民事訴訟法	共著	悠々社	2010年10月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
中野俊一郎＝阮柏挺（共著）「新・国際商事仲裁関係判例紹介」	JCA ジャーナル	57 巻 1 号 64～65 頁	2010 年 1 月
知的財産事件の国際裁判管轄－特許侵害事件を中心として－	台湾司法院ホームページ	http://www.judicial.gov.tw/IProperty/	2010 年 4 月
国際商事仲裁関係判例紹介 35	JCA ジャーナル	57 巻 5 号 66～67 頁	2010 年 5 月
公海上での外国籍船舶間の衝突事故に基づき、船舶の最初の到達地で提起された外国法人間の損害賠償請求訴訟とわが国の国際裁判管轄」（仙台地判平成 21 年 3 月 19 日判時 2052 号 72 頁）	私法判例リマックス	41 号 2010[下]134～137 頁	2010 年 7 月
仲裁判断を確認する外国判決の執行	JCA ジャーナル	57 巻 8 号 2～8 頁	2010 年 8 月
中国人夫婦間での離婚・養育権争いと国際訴訟競合」（東京高判平成 17 年 9 月 14 日 LEX/DB28131221）	戸籍時報	659 号 74～84 頁	2010 年 9 月
国際商事仲裁関係判例紹介 39	JCA ジャーナル	57 巻 9 号 66～67 頁	2010 年 9 月
対外国民事裁判権法について	JCA ジャーナル	57 巻 10 号	2010 年 10 月
道垣内正人 編著 『ハーグ国際裁判管轄条約』	国際法外交	109 巻 3 号（2010 年 11 月）193～198 頁	2010 年 11 月
知的財産関係事件の国際裁判管轄	企業と法創造	7 巻 2 号 22～39 頁	2010 年 11 月
知的財産関係事件における外国判決の承認・執行	企業と法創造	7 巻 2 号 83～103 頁	2010 年 11 月

国際商事仲裁関係判例紹介 43	JCA ジャーナル	58 巻 1 号 68～69 頁	2011 年 1 月
<u>国際仲裁と国家法秩序の関係</u>	国際法外交	110 巻 1 号 53-75 頁	2011 年 5 月
国際商事仲裁関係判例紹介 47	JCA ジャーナル	58 巻 5 号 (2011 年 5 月) 62～63 頁	2011 年 5 月
仲裁法制の課題と展望	法律時報	83 巻 7 号 45～50 頁	2011 年 6 月
長田報告コメント	国際商取引法学会年報	13 号 (2011 年 7 月) 217～219 頁	2011 年 7 月
国際商事仲裁関係判例紹介 51	JCA ジャーナル	58 巻 9 号 (2011 年 9 月) 72～74 頁	2011 年 9 月
不法行為事件の国際裁判管轄	金文煥先生停年記念論文集・New Horizon for International Trade Law	第 1 巻 423～438 頁	2011 年 11 月
日韓共同提案における国際裁判管轄権	企業と法創造	8 巻 1 号	2011 年 12 月
国際商事仲裁関係判例紹介 55	JCA ジャーナル	59 巻 1 号 (2012 年 1 月) 76～77 頁	2012 年 1 月
民間調停で紛争が解決されないときに裁判手続を開始する旨の合意の効力 (東京高判平成 23 年 6 月 22 日判決、判時 2116 号 64 頁)	判例時報	2133 号 166～171 頁	2012 年 2 月
『法の明らかな無視』による仲裁判断取消し	JCA ジャーナル	59 巻 2 号 2～8 頁	2012 年 2 月
<u>Agreement on Jurisdiction</u>	JAIL	No.54 pp.278-294	2012 年 2 月
当事者自治原則の正当化根拠	立命館法学	339・340 号	2012 年 3 月
アルゼンチン人女性から日本人男性に対する婚約・内縁の不当破棄に基づく損害賠償請求 (東京地判平成 22 年 3 月 25 日 2010WLJPCA03258009)	戸籍時報 680 号	680 号	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
外国判決の承認・執行に関する法規則案	日韓国際民事訴訟法共同研究会	成均館大学	2010 年 6 月
国際商事仲裁と国家法秩序	国際法学会	神奈川大学	2010 年 10 月
長田真理報告 (「新国際裁判管轄立法と国際取引」) に対するコメント	国際商取引学会	神戸学院大学	2010 年 11 月
日韓共同提案における国際裁判管轄	知的財産法・国際私法シンポジウム「東アジア		2011 年 1 月

	アにおける国際民事紛争処理の現代的課題」		
独占禁止法に基づく請求と国際仲裁	仲裁 ADR 法学会	神戸大学	2011 年 7 月
クラス・アービトレーションと仲裁における消費者保護	日本・韓国・台湾国際民事訴訟法シンポジウム「東アジアにおける国際民事紛争処理の現代的課題」	同志社大学	2011 年 9 月
小林一郎報告コメント	国際商取引学会	日本大学	2011 年 11 月
李圭鎬報告に対するコメント	早稲田大学 GCOE 国際シンポジウム「東アジアにおける知的財産の利用システムの研究」	早稲田大学	2012 年 1 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

国際法学会における研究報告においては、国際仲裁と国家法秩序との関係が、裁判と国家法秩序の関係と類似する面もあるが、その結合の程度において相違しており、それが国際仲裁の法規制の様々な面に影響を及ぼしていることを指摘した。独占禁止法上の請求と国際仲裁の関係、クラス・アービトレーション、仲裁判断を確認する外国判決の効力問題は、いずれも足がかり的な研究にとどまるが、自分なりに一定の視野を設定することはできた。調停前置合意の効力に関する論稿は、単なる判例批評にすぎないが、論じられることのなかった問題について、外国法の紹介を含め、先駆的意味あいをもつ問題提起ができたのではないかと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
LS	国際私法・国際民事訴訟法	4
	R&W ゼミ国際関係法（私法系）	2
学部	国際民事法 I	2
	国際私法演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際民事法特殊講義	2
LS	R&W ゼミ国際関係法（私法系）	2
	国際私法・国際民事訴訟法	4
学部	1 年次演習	2

	国際民事法 I	2
--	---------	---

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部、院、LS のいずれの講義についても、受講者に対する質問を適宜さしはさむことで、講義が単調・一方的にならないよう心がけている。また、常時パワーポイントを使用することにより、効率性と理解度を高めるよう工夫した。もっとも、スライドを配布資料として受講生に与えることは、ノートのとりのやすさという面で概ね好評ではあるが、逆に、参考書を用いて予習・復習する意欲をそいでいる面がないではない。この点は、授業アンケートの数字にも顕れており、これにどう対処すべきかはやや悩ましい問題である。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

研究科が実施する授業参観やランチョン・スタッフセミナー、講義手法研鑽のための検討会に参加した。

〔国際交流活動〕

2010 年 6 月及び 9 月に韓国での国際シンポジウムに参加し、報告を行った。また、2010 年 10 月には台湾での国際研究集会に参加した。さらに、2011 年 3 月には米国での国際仲裁シンポジウムに参加した。以上のほか、国内で開催される各種の国際シンポジウムや共同研究集会に参加し、報告を行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	国際私法学会、仲裁・ADR 法学会、国際法学会、国際商取引学会、民事訴訟法学会、LAWASIA、International Law Association、International Association of Procedural Law
学会等役員・編集委員	国際私法学会理事、仲裁・ADR 法学会理事 (2010 年 7 月まで)、国際商取引学会理事
研究会活動	関西国際私法研究会、日韓国際民事訴訟法共同研究会、国際民事執行・保全法研究会、国際家事事件判例研究会
シンポジウム等の主催等	日韓国際民事訴訟法共同研究会「国際的訴訟競合及び外国判決承認・執行に関する規則モデルの構築」(2010 年 6 月 26 日～27 日、成均館大学) 日本・韓国・台湾国際民事訴訟法シンポジウム「東アジアにおける国際民事紛争処理の現代的課題」(2011 年 9 月 24-25 日、同志社大学)

〔学外教育活動〕

2010 年度

神戸市外国語大学 非常勤講師

2011 年度

関西学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

神戸家庭裁判所調停委員

神戸家庭裁判所参与員

学術振興会・科学研究費委員会専門委員

六甲台後援会理事（～2011年3月）

凌霜会評議員

八田 卓也（民事手続法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

教育面では、この期間も、ほぼ法科大学院における教育活動に専念する形となった。法科大学院では、従前通り、「スタンダード」「オーソドックス」な理論の伝達を意識しつつ、単なる通説・判例理論の紹介に留めず知的好奇心を喚起する授業をするよう心がけている。但し、未修者初年次向けの授業においては、知的好奇心の喚起よりは、基礎的理解の充実にここ2年間は重点を置くようにした。この2者はある程度ジレンマの関係にあり、その間の均衡点を見いだすのが今後の一つの課題かと感じている。学部においては、成功しているかどうかはともかく、法律の理屈を理解し、(批判的に)分析できる力を育成できるような授業内容・授業方法を試みているつもりであり、今後もこの傾向を継続したい。

研究面では、2009年度までと同様現在でも、①不利益陳述の取扱い、②当事者適格論、③ドイツにおける訴訟物論史の再検討の三本の軸を立てて取り組んでいる。これらのうち、この2年間は、②に注力することが多くなった。

研究・教育のバランスとしては、2010年度・2011年度においても、それまでと同様、教育の比重が重くなりすぎたかと感じている。教育において受ける刺激はあるので、これをうまく研究面に生かしていることが、今後も課題であると感じている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
中西正=中島弘雅=八田卓也著・民事執行・民事保全法【共著】	共著	有斐閣	2010年3月
鎌田薫=加藤新太郎=須藤典明=中田裕康=三木浩一=大村敦志・民事法I第2版【分担執筆】	共著	日本評論社	2010年4月
長谷部由起子=山本弘=笠井正俊編・基礎演習民事訴訟法【分担執筆】	共著	弘文堂	2010年4月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
-----------	------	-------	------

事実認定と証明	法律時報	82 巻 2 号 34～39 頁	2010 年 2 月
検証第 5 回新司法試験民事系科目(3) 〔民事訴訟法〕	ロースクール研究	16 号 45～54 頁	2010 年 10 月
不利益変更の禁止(2) —一部請求と 相殺の抗弁(最判平成 6.11.22)	民事訴訟法判例 百選(第 4 版)	240～241 頁	2010 年 10 月
独立当事者参加	法学教室	363 号 34～38 頁	2010 年 12 月
分割保険料支払の証明責任(最判平成 9.10.17)	保険法判例百選	30～31 頁	2010 年 12 月
再生計画による 100%減資と株主の原告 適格(東京地判平成 16.10.14)	金融・商事判例	1316 号 124～125 頁	2011 年 3 月
民事訴訟法—「民訴」を「眠素」にし ないために	法学セミナー	676 号 38～42 頁	2011 年 3 月
明示的一部請求に対する相殺の抗弁 と控訴	神戸法学雑誌	60 巻 2 号 302～288 頁	2011 年 6 月
任意的訴訟担当論の現況についての一 考察	神戸法学雑誌	60 巻 3・4 号 213～ 255 頁	2011 年 9 月
権利能力なき社団であるマンション 管理組合が原告となり、自己に訴訟物 たる給付請求権が帰属すると主張して 提起された訴訟において、自己が権 利主体であると主張する以上、当該マ ンション管理組合には原告適格があ るとされた事例(最判平成 23.2.15)	私法判例リマ ークス	44 号 122～125 頁	2012 年 2 月
住民訴訟における共同訴訟参加の申 出につき、これと当事者、請求の趣旨 及び原因が同一である別訴において 適法な住民監査請求を前置していな いことを理由に訴えを却下する判決 が確定している場合には、その判決の 既判力により、当該共同訴訟参加の申 出は不適法として却下されるべきで あるとされた事例(最判平成 22.7.16)	判例評論	637 号 166～170 頁	2012 年 3 月
消費者集合訴訟の追行者と当事者適 格	民事訴訟雑誌	58 号 93～105 頁	2012 年 3 月
会社の被告取締役への補助参加 -- 手 続法からの分析(補助参加の利益)	法律時報	1045 号 31～37 頁	2012 年 3 月
仮差押解放金(高松高決昭和 57.6.23)	伊藤眞＝上原敏 夫＝長谷部由起 子編『民事執 行・保全判例百 選〔第 2 版〕』	182～183 頁	2012 年 3 月
複数の全部義務にかかる債権が存在 する場合の、複数債権全体を単位とし た開始時現存額主義の適用の有無(最	金融法務事情	1942 号 81～85 頁	2012 年 3 月

判平成 22.3.16)			
--------------	--	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
消費者集合訴訟の追行者と当事者適格	日本民事訴訟法学会 第 81 回大会		2011 年 5 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

2008 年度・2009 年度においては、①不利益陳述の取扱い、②当事者適格論、③ドイツにおける訴訟物論史の再検討の三本の柱のうち、②の研究に従事することが多かった。

中でも、2011 年 5 月に民事訴訟法学会において消費者集合訴訟の当事者適格について報告をした関係で、消費者集合訴訟における当事者適格についての研究に多くの時間を割いた(その成果として、「消費者集合訴訟の追行者と当事者適格」民事訴訟雑誌 58 号掲載)。又、研究生活をはじめ以来の自身のテーマである任意的訴訟担当について、日本の議論の現況を素描する論稿を公表する機会を得た(「任意的訴訟担当論の現況についての一考察」神戸法学雑誌 60 巻 3・5 号掲載)。そのほか、未刊行ではあるが、独立当事者参加・共同訴訟参加についての民事訴訟法の条文注釈を執筆する機会があり、これらの制度について深く勉強する機会を得た(その準備作業として、法学教室 363 号に「独立当事者参加」を掲載した。また、共同訴訟参加につき、「住民訴訟における共同訴訟参加の申出につき、これと当事者、請求の趣旨及び原因が同一である別訴において適法な住民監査請求を前置していないことを理由に訴えを却下する判決が確定している場合には、その判決の既判力により、当該共同訴訟参加の申出は不適法として却下されるべきであるとされた事例(最判平成 22.7.16 判批)」を判例評論 637 号に掲載した)。他にも給付訴訟の当事者適格や補助参加についても研究する機会を得(「会社の被告取締役への補助参加 - 手続法からの分析(補助参加の利益)」法律時報 1045 号掲載、「権利能力なき社団であるマンション管理組合が原告となり、自己に訴訟物たる給付請求権が帰属すると主張して提起された訴訟において、自己が権利主体であると主張する以上、当該マンション管理組合には原告適格があるとされた事例(最判平成 23.2.15)」私法判例リマークス 44 号掲載)、自分にとっては、2010 年度・2011 年度は、当事者論についての理解を深める研究期間となったと感じている。

しかし、消費者集合訴訟における当事者適格については、2011 年 5 月の学会報告で、一定の研究成果は得たものの、必ずしも物事の本質には迫れなかったという忸怩たる思いがあり、この研究を深めることが今後の課題の一つであると感じている。また、それも一つの手がかりとして、当事者適格論一般に通用するような議論の構築を試みたいと考えている。

①(不利益陳述の取扱い)については、自説として主張責任に従った処理を妥当とする見解に到達するまでに至ったが、その積極的論拠付けに苦戦している。③(訴訟物論・既判力論)については、この期間に行えた研究はほとんど無い。しかし、近時、学界において、口頭弁論終結後の承継人への既判力拡張のあり方や、既判力矛盾関係の理解等を巡り、既判力の作用のあり方についての新たな問題提起がなされているので、その成果を踏まえつつ、既判力の作用のあり方を再検討する方向の研究を今後進めたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民事訴訟法	4
	応用民事訴訟法	2
	裁判・行政の基本構造	0.5
学部	1年次演習	2
	倒産法	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	民事手続法	4
LS	民事訴訟法	4
	応用民事訴訟法	2
	裁判・行政の基本構造	0.5

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法科大学院では、未修者初年次の民事訴訟法の授業が4年目・5年目となり、成功しているかどうかは心許ないが、これまでの試行錯誤・暗中模索の結果、法律の初学者を対象として、勘所を押さえつつ、分かりやすく民事訴訟法を理解してもらえようことを目的とした授業の方法について、自分なりの一定の型を確立しつつあると感じている。この間、授業アンケートの結果を踏まえ、講義する内容の順番は、標準とする教科書に沿うようにする等の修繕も行った。もっとも、わかりやすさを重視する余り、民事訴訟法に対する興味や知的好奇心を喚起するような側面が弱くなっているかも知れず（その旨の指摘を2011年度の授業アンケートで受けた）、分かりやすくありつつも、その先への関心を引くような授業が今後の課題であるかを感じている。また、この期間において、はじめて、既修者1年目の民事訴訟法の授業も担当し、民事訴訟法の重要論点をピックアップして基礎的理解から出発してより深い内容の議論に進んでいくという授業を試み、自分自身にとっては、非常によい刺激となった。

学部においては、1年次演習では、法律入門用の教科書を精読し要約を作成するというゼミを行ない、文章の読解力と論理的な文章の記述力を養うことを試みた。法を学ぶ学生の基礎的素養を涵養する一つの方策であると信じて、この方式は、今後も継続したいと考えているが、他方、ディベート形式により効果的な議論の仕方を身につけることを目的とする授業形態の導入も検討したいと考えている。倒産法の授業は、今回が、法科大学院設置後初めての学部での専門科目の講義となった。倒産法の授業としては、倒産という事実としての現象に着目してその解説を試みる形式の授業と、法律論・法解釈論としての倒産法理を説くことを主眼においた授業の二通りが考えられる。しかし、今回の授業は、より詳しい事柄については法曹を目指す学生は法科大学院にて学ぶ機会があることを意識しつつも後者を選択し、要点を絞りつつ倒産法の規律の基本的仕組みや考え方を解くように心がけた。「法学」の学習を目指す学部の授業としては、基本的には、この方式が相当であると感じている。また、判例を出来るだけ扱い、また、解釈論として重要な箇所においては、学説の展開も丁寧に追う、ということも心がけたが、その方針は、授業アンケートや、他教員による授業参観によるコメントでもある程度の評価をえることができたので、今後も継続していく方針で考えている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本民事訴訟法学会、私法学会
------	----------------

〔学外教育活動〕

2011 年度

国立大学法人熊本大学 非常勤講師

馬場 健一（法社会学・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面においては、引き続き司法制度関連・司法制度改革関連を中心にしつつ、方法的・内容的に新しい展開も模索してきたところである。

2010 年度においては、従来からの司法制度改革問題（特に裁判官制度改革問題）に引き続き関心をもち関連論考を発表しつつ、社会的にも関心の的とされている弁護士人口増とその帰結につき、計量的・統計的分析を行った。2011 年度においては、司法制度改革からは一步距離を置き、行政争訟の現実的機能というより一般的な含意を持つ論点につき、実証的な研究成果を公表し、関連して法科大学院時代の実務と法学教育との関係にかかわる論考も発表した。なお従来課題としてきた公教育における子どもへの暴力（体罰）事故処理問題関連のの実証的、歴史的、比較法的研究の再開も行い、近く論考を公表予定である。

今後の研究の方向性としては、①司法制度関係を中心としてかなりの蓄積を持ってきた既発表論文等を集めて書籍としてして公表することができないか検討すること、②その他の既発表諸論考や教育実践を踏まえたより一般的な法社会学のありかたについての体系的考察、③公教育に関わる体罰事故問題の実証的、歴史的、比較法的研究の継続、の三本柱を基軸に進めていきたいと考えている。

教育活動については、講義科目では遅まきながらプレゼンテーションソフトを活用した視聴覚に訴えるダイナミックな講義形態を全面的に導入し、受講生の関心を引き付け、教育効果の挙がる方法を模索した。法科大学院の講義では、実際の訴訟資料を用い訴訟戦略や裁判官としての判断を考えさせるなど、周辺科目ながらも法科大学院生にとって興味を引き、実用的な意義も感じさせる実践的講義をも試みた。3, 4 次演習においては「質の高い大学教育推進プログラム」の補助を受けることで、学外実習を実践することもでき、大いに教育効果を上げることができたほか、毎期ごとに扱う内容や運営手法を変え、さまざまな試みを行った。今後も、自らの研究の蓄積と展望をも踏まえつつ、学生のニーズや関心にも応えることとするよう引き続き努めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
弁護士任官制度のこれから—展望を開くための検討と提言—	日本弁護士連合会機関誌『自由と正義』	61巻8号14-17頁	2010年8月
書評：棚瀬孝雄編『司法の国民的基盤—日米の司法政治と司法理論』	法社会学	73号256-261頁	2010年9月
書評：西川伸一著『裁判官幹部人事の研究—「経歴的資源」を手がかりとして—』	明治大学社会科学研究所紀要	49巻2号	2011年3月
弁護士増は訴訟増をもたらすか—司法統計からの検証—	法社会学	74号163-190頁	2011年3月
行政はいかに法を学ぶか—情報公開問題から見た「法治行政」の現実と行政争訟の機能—	法社会学	75号187-206頁	2011年9月
法律学と法実務との連携のための課題—ある情報公開最高裁判例を素材に—	法律時報	83巻3号68-72頁	2012年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
司法統計からみた弁護士人口増と裁判所利用の変化について—弁護士増は訴訟増につながるか—	日本法社会学会学術大会個別報告	同志社大学	2010年5月
法治行政の構築的実現を考える—ある情報公開請求を素材に—	日本法社会学会学術大会個別報告	東京大学	2011年5月
法律学と法実務との連携のための課題—裁判官報酬減額問題と情報公開訴訟を素材に—	日本学術会議第5回基礎法学総合シンポジウム報告	早稲田大学	2011年7月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

弁護士からの裁判官への任官(弁護士任官)問題を扱った第一の論考は弁護士会からの依頼に基づいて考究した実践的提言であり、第二第三の書評論考と併せて、従来の研究の延長線上にある裁判官制度研究に位置づけられるものである。第四論文は戦後の長期にわたる、またこの十数年の急激な弁護士人口増が、それぞれ訴訟利用、裁判所利用につながっているか、どのような効果を持っているか等を、司法統計データに基づき実証的に検討したものであり、意外にも類似研究が少ない中、学術的にも実務においても重要な貢献をしたものと自負している。第五論文は実際の自治体の情報公開をめぐる取消訴訟のプロセスを素材に、法的争訟が行政の法遵守や法理解にもたらす機能につき検討した参与観察型の経験研究であり、これもユニークなものになりえたと考えている。なおこれら2本の論考は、いずれも匿名の査読者二名の審査を受けて掲載相当と認められたものである。こうした査読手続を受けることは、重要なプロセスであると認識しており、これからもできる限

り続けていきたいと考えている。第六の論考は日本学術会議のシンポジウム報告をもとにしたもので、法科大学院時代の法学教育と実務との関わりにつき、やはり実際の訴訟と判決、関連した法的論点などを素材に論じたものである。以上相当数のオリジナルな論考をものすことができたものと考えている。引き続き努力していきたい。

また3本の研究報告はいずれも関連論考の内容を口頭で発表したものであり、両者の有機的な関連に意を用いている。2本の日本法社会学会学術大会個別報告は、いずれもプレゼンテーションソフトを用い、視覚的にも分かりやすいものとすることに努めた。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	現代法社会学	2
LS	現代司法論	2
学部	法社会学入門	2
	3・4年次演習	2+2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	法社会学特殊講義	2
	現代法社会学	2
LS	現代司法論	2
	R&W 法社会学	2
学部	法社会学概論	4
	3・4年次演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

受講生の多い講義科目（法社会学概論）では毎回プレゼンテーションソフトを活用した視聴覚に訴えるダイナミックな講義形態を全面的に導入し、文字情報のみならず画像や音声つき動画なども適宜組み入れ、表示形態にも動的効果を取り入れるなど、非常な努力をして受講生の関心を引き付け、教育効果の挙がる方法を模索した。1回の講義のための準備に数日を要することも多く、大変な経験だったが、授業評価アンケート等から受けとった受講生の評価は概して高いものであり、苦勞が報われたと感じた。なおこれらのプレゼンデータは、同時に配付資料としてプリントアウトを配布したのみならず、試験前にはPDFファイルに変換したものをネットに載せ、受講生に入手可能なものとした。試験前には多くの学生がそれを使って学習していることを確認することができた。

法科大学院の講義(現代法社会学)では、実際の情報公開に関わる取消訴訟の準備書面や書証、判決等の訴訟資料を用い、原告・被告双方の代理人になったと仮定した場合の採るべき訴訟戦略や当該事件の担当裁判官としてどのような判断をだすべきか等を考えさせるなど、法社会学という基礎法科目ながらも実務家を目指す受講生が興味をもつことができ、実用的な意義ももつ実践的講義をも試み、受講生の評価も高く、受講意欲・態度も総じて良好であった。

2010年度の3，4次演習においては、前年度に引き続き「質の高い大学教育推進プログ

ラム」の補助を受けることで、北海道にまで学外実習に行くことができた。北海道大学法学部・法学研究科の教員や学生・院生等との合同ゼミと交流、札幌や旭川の弁護士会や裁判所、検察庁等への視察を行い、旅行後に報告書も作成し、大きな教育成果を上げることができた。

この3, 4年次演習のほか、大学院講義や法科大学院における少人数講義などでは、受講生の人数やニーズなどに応じ、每期ごとに扱う資料や文献などの内容や授業の進め方をいろいろ変えるなど、試行錯誤を試みた。

引き続き、自己の研究成果と連動させつつ、受講生のニーズや関心にも応えうる充実した教育実践を進めていきたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

学部及び法科大学院において授業参観に毎回参加し、相当数の授業担当者に参観内容の報告をし講義内容の改善を促した。スタッフランチョンセミナーにもほぼ毎回参加して意見交流を行った。

〔国際交流活動〕

2011年5月日本法社会学会学術大会(東京大学)における英語部会ミニシンポジウム「Lawyers Everywhere? Reflecting the First Decade of Judicial Reform in Japan」を聴講し、質疑応答に参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本法社会学会 日本教育法学会
学会等役員・編集委員	日本法社会学会理事
研究会活動	日本法社会学会関西研究支部メンバー

〔学外教育活動〕

2011年度

龍谷大学法務研究科 非常勤講師

〔社会における活動〕

「学校体罰問題とはどのような問題なのかー歴史的な位置付けー」

2010年06月26日(土)

福岡県弁護士会主催シンポジウム「体罰について考える」報告
(於博多市民センター1階ホール)

「第一回法曹一元連続シンポジウム」

2011年4月9日(土)

京都弁護士会主催シンポジウムパネリスト参加・報告
(京都弁護士会地階大ホール)

春名 一典（法曹実務教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

法科大学院、司法試験、司法修習、弁護士研修という連続した法曹養成の観点から理論と実務を架橋するような教育活動を目標とし、その活動に必要な情報を収集する研究活動を行なってきた。今後も基本的な考え方に変更はないが、よりいっそう努力と工夫を重ねたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕
（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
地震・津波等による損害と保険金・共済金請求（共著）	NBL	950号10頁	2011年4月

〔研究活動の概要と自己評価〕

一般民事・家事事件とは別に中小企業が直面する法的紛争について会社法、独禁法、金商法などの観点から紛争解決を目指す手法を研究している。今後は、若手弁護士や司法修習生、LS生に、その手法を示し、経験を伝えていきたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習 法曹倫理	2単位
	R&W 企業法務	2単位
	法律文書作成演習	2単位

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

授業アンケートでは「具体的なイメージが持てない」という回答もあり、多くのことを伝えたいという思いが強すぎて、学生がやや消化不良になってしまう傾向があるので、これを反省し、もっと基本的な部分をゆっくり時間をかけて、個人的な経験も交えつつ、学生が関心をもって課題に取り組めるように心掛けたい。法曹倫理は実務に就いたときに直面する問題をケーススタディとして取り上げているが、学生が事案を十分理解できず問題の所在を認識できていないことがあるので、より一層丁寧な解説に努めたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	仲裁 ADR 学会
研究会活動	2011 年度、2012 年度の大会へ参加

〔社会における活動〕

兵庫県弁護士会及び日本弁護士連合会における ADR、非弁護士活動取締等の諸活動。

福田 尚司（法曹実務・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

法務省からの派遣検察官教員として、法科大学院における刑事実務科目の授業を担当し、2L前期ないし3L後期の各段階に応じて、捜査から公判に至るまでの刑事手続（実務）の理解習得、各種事案の処理を通じての事実認定及び法令適用の実践、法律文書作成等の実践等の実務教育に従事した。法科大学院における教育は2010年度が初めてであり、当初は学生のレベルや傾向を把握するのに若干の時間を要したが、質問対応の時間を十分に確保すること等を通じて、多くの学生が陥りがちな思考やつまづきがちな事項の把握に努めるとともに、これらの点を随時授業に反映させることにより、実務家の目線から見て学生に欠けていると思われる点を手厚く補うことを心がけた。なお不十分な点や改善を要する点は少なくないものの、実務法曹を目指す法科大学院生にとって必要不可欠な事案分析・処理能力（実践的能力）の向上を図る上で一定の効果を上げることができたのではないかと考えている。

また、研究活動としては、実務家として、裁判員裁判における立証活動の在り方や今後の刑事司法の在り方について研究を行ったほか、経済刑法及び刑事手続法分野における研究報告に参加した。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
会社・証券犯罪の現状と課題（共同研究）	日本刑法学会関西部会	キャンパスプラザ京都	2011年1月
前科に関する証拠のうち犯行に至る経緯、犯行の手段方法に関するものが本件の犯人性を立証するための証拠として関連性があるとされた事例（単独）	判例刑事法研究会（神戸大学）	神戸大学	2012年2月

〔研究活動の概要と自己評価〕

会社・証券犯罪の現状と課題に係る共同研究に参加し、実務家の立場から、最近における金融商品取引法の罰則規定の適用状況について分析・検討を行うとともに、刑法及び商法の研究者との間で意見交換を行った。また、裁判員裁判において被告人の同種前科に関する証拠の取り扱いが問題となった事例について報告を行い、裁判員裁判における事実認定の在り方を含めて、研究者及び実務家との間で意見交換を行った。

〔法曹実務経験の概要と自己評価〕

1997年の検事任官後、神戸、大阪、名古屋の各地方検察庁において各種事件（いわゆる一般刑事事件のほか、財政経済事犯・汚職事犯等を含む。）の捜査・公判活動に従事するとともに、この間、法務省刑事局付として、少年法改正・刑法改正の立案作業等にも従事した。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続実務	2（×2）
	実務刑事法総合	2（×2）
	R&W ゼミ刑事実務	2
	対話型演習法曹倫理	0.13（×2）

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続実務	2（×2）
	実務刑事法総合	2（×2）
	R&W ゼミ刑事実務	2
	対話型演習法曹倫理	0.13（×2）

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2010～2011年度とも、前期は、2L生対象の対話型演習刑事手続実務（必修）を、後期は、3L生対象の実務刑事法総合及びR&Wゼミ刑事実務を担当した。

対話型演習刑事手続実務は、未習からの進級直後及び既習の入学直後の2L生を対象に、捜査から公判に至るまでの刑事手続（実務）を理解習得させることを目的として、殺人等被疑事件の捜査及び終局処分並びに強盗致傷被告事件（共犯）の公判活動等について、受講生に実務法曹の立場で主体的に検討を加えさせる内容の授業を行った。受講生は、実際の刑事手続（実務）に触れるのは初めての者が大半ということもあって、刑事訴訟法の教科書等の記載の意味が初めて具体的に理解できた、教科書等の記載と実務運用との相違点を知り興味深かった、手続法の勉強は無味乾燥というイメージを持っていたがその面白さを認識した、事実の捉え方や評価の仕方を学ぶことができた等の反応が数多く見られた一方、理論的・体系的な解説が少ないため分かりにくく感じた等の反応も見られた。2L前期の段階では刑事訴訟法の基本的理解がまだまだ不十分な者もいることから、かかる受講生も理解できるような説明方法等を更に工夫したい。

実務刑事法総合は、刑事実体法及び手続法について一通りの学習を終えた3L生を対象に、具体的事例における事実認定及び法令適用を実践しその能力の向上を図ることを目的

として、事案の特質や証拠関係の異なる様々な事件を題材に用い、受講生に実務法曹の立場で、犯人性の検討、罪責（擬律判断）の検討、手続法上の問題点の検討等を行わせる内容の授業を行った。3L後期という仕上げの段階にあることを踏まえ、司法修習に円滑に移行させることも意識して、修習・実務において大きなウェイトを占める事実認定のトレーニングに相当の時間を費やすとともに、罪責の検討や手続法上の問題点の検討に当たっては、より完成度の高い、きめの細かい検討と表現を実践できるよう指導することを心がけた。最近の司法修習生の傾向として、基本的事項の理解が不十分といわざるを得ない者が少なくないとの指摘も耳にすることから、授業においては基本的な事項を一つ一つ丁寧に検討させることに重点を置いたが、受講生からは、大事なところを繰り返し丁寧に学べて良かったという意見と、授業の進度がもう少し速くても良かったという意見の双方が見られた。受講生のレベルに開きがあることを踏まえ、それぞれが進度に応じて授業を最大限活用できるよう、検討対象事件の選定等を更に検討したい。

R&Wゼミ刑事実務は、刑事実体法・刑事手続法上の様々な問題点を含む事例（判例を素材とするものと含む。）につき、担当の受講生が、判例・学説等の調査を行い、自己の検討結果等をまとめた文書を起案・提出した上、授業でその報告を行い、教員及び受講生全員で討議を行う、というゼミ形式の授業であり、実務で求められる事案処理能力、法的論証能力、法律文書起案能力及び口頭報告能力等を向上させることを目的としている。刑事実務への関心が高い受講生が中心の少人数ゼミであることから、司法修習生ないし若手実務家への指導に準じて、やや厳しい目で起案や報告を見るようにしているが、受講生は概ね意欲的に吸収していた。

以上のほか、対話型演習法曹倫理の授業の1回を担当し、検察権の行使の際に生じる様々な問題の検討を通じて検察官の倫理を受講生に検討させたほか、経済刑法の授業の1回に参加し、具体的な経済事犯の実務的処理について受講生に検討を行わせた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

相互授業参観，教育改善意見交換会に参加した。

また、学外の活動であるが、他の法科大学院に派遣されている派遣検察官との間で定期的に意見交換する機会を持ち、教育の質の向上を図っている。

V 学外活動

〔学界における活動〕

研究会活動	判例刑事法研究会（神戸大学）
-------	----------------

〔学外教育活動〕

2010～2011年度とも、関西大学法科大学院客員教授（派遣検察官）として、元裁判官教員及び弁護士教員と共に、刑事模擬裁判、刑事実務特殊講義及び法曹倫理の各授業を行った。

〔社会における活動〕

新司法試験考査委員（刑事訴訟法）2010年度～

増島 建（国際関係論・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、ここ数年の課題は、(1) 1990年代以降の先進国・途上国関係の変化、(2) 地域主義における開発の役割、(3) EUにおけるメンバー国外交の役割、であり、いずれにおいても作業はそれなりに進展させることができた。しかし成果の刊行という点では不満足なものであり、今後に期したい。教育面では、学部においては授業アンケートの結果等にみられる今の学生の姿勢・要望に合わせた工夫が必要であると強く感じるようになったが、試行錯誤の連続であり、今後ともなお一層の改善に努めていきたい。大学院では、一部の留学生による報告を本人の希望から英語で行うことを認めているが、今後もこうした学生の要望には柔軟に対応していきたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
グローバル社会における政治・法・経済・地域・環境	星野昭吉編 増島は「地域主義のための援助は可能か？－予備的考察の試み－」 (243-255頁)を執筆	亜細亜大学ブックセンター	2011年3月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Development and Security in Foreign Aid: Ever Closer Partners?	Kobe University Law Review	No. 45	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>L'APD japonaise et le regionalisme en Asie</u>	Le Japon dans la nouvelle Asie – enjeux et avenir	Paris (France)	2010年3月
<u>Aid and Regionalism: Japan's ODA toward Southeast Asia</u>	International Conference "The Transformative Power of Europe: The Diffusion of Regional Integration"	Berlin (Germany)	2010年12月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010年はEUIJ関西政治サブグループによる共同研究として、EUIJ関西の資金でヨーロッパの国際政治研究者を4名招聘していただき、グループ参加の日本側研究者と共同で「EU対外行動におけるメンバー国外交の役割—フランス、ドイツ、イギリス」をテーマにした国際ワークショップを開催した。また後期には安倍フェローとして引き続き「地域主義における開発」に関する研究を進めた。現地調査をヨーロッパ、南米、北米において実施し、各国の地域主義研究者との交流も深めることができた。その成果の一部は、小論ではあるが「地域主義のための援助は可能か?」と題して発表した。2011年には、地域主義に関する研究を継続するとともに、開発援助が民主化・ガバナンス・紛争といった政治的性格の強い課題を包含するに至った過程について従来からの研究のとりまとめ作業を行ったが、刊行には至っていない。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係論特殊講義	2
	国際関係史特別特殊講義	4
学部	国際関係史	4
	3.4年次国際関係論演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際関係史特別特殊講義	4
	国際関係論特殊講義	2
学部	3.4年次国際関係史	4
	国際関係論演習	2
	国際政治応用研究	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2010年は転出した教員の後任である国際関係論教員の着任に伴い、国際関係論科目の再編と担当科目の変更があった。そのため新たに国際関係史（移行措置経過後は国際関係論ⅠⅠ）を担当した。4単位の新規科目の講義準備で時間をとられ、講義ノートを作成しながら講義を進めたため、学生にはわかりにくかったかもしれない。ビデオなどを多用して感覚的に開発・紛争とはどのようなものかを理解してもらうように配慮した。学部演習は、ここ数年、毎年6-7月に開催される「関西国際関係論合同ゼミ」（12-13ゼミ参加）に参加している。後期は教員になってから初めての長期在外研究（半年間）のため、栗栖薫子教授に大変お世話になった。大学院の国際関係論特殊講義では、主権論をテーマにした。2011年は、学部・国際関係史（国際関係論ⅠⅠ）では、授業前に要望を聞くアンケートを実施し、また毎回課題を課し、それに関してコメント・解説を行ってフィードバックをするように努めた。また外務省による出張講義を実施していただいた。学部・国際政治応用研究は、40名を超える参加者に対して少人数教育をどのように実施するか試行錯誤の連続であった。学生アンケートでもその点が指摘されたが、学生にとってもフ

ラストレーションがあったのだと思う。トランスナショナル関係をテーマにしたが、幸い法学会及びパブリック・コミュニケーション・センター（PCC）の支援で、元駐バチカン大使（国際政治における宗教）、ジャーナリスト（日本における移民労働者）による第一線の情報を学生たちに提供することができたと思っている。大学院の国際関係論特殊講義では、地域主義をテーマにした。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

2010年にはEUIJ関西国際ワークショップ参加者との交流を行った。2010年後期に、ボルドー大学政治学院（フランス）、ブリュッセル自由大学（ベルギー）、米州開発銀行（アメリカ）、ユニホルテ大学（パラグアイ）等に滞在し、現地調査を行うとともに、研究会で報告を行った（ボルドー政治学院、ブリュッセル自由大学）。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、比較政治学会、日本国際政治学会、日仏政治学会、日本EU学会、国際開発学会、日本平和学会、Association for the Study of Modern and Contemporary France
学会等役員・編集委員	日仏政治学会理事・幹事
研究会活動	EUIJ関西リサーチグループ・政治サブグループ責任者
シンポジウム等の主催等	EUIJ関西国際ワークショップ主催（企画・コメンテーター・司会）”National Foreign Policies of the Member States and External Action of the EU: The Cases of France, Germany, and United Kingdom” 2010年2月10日於神戸大学

丸山 英二（英米法、医事法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この期間における研究活動は、主に、臨床研究、遺伝医学、生殖補助医療、個人情報保護・医療記録、臓器移植、終末期医療など医療・医学に関する法律・生命倫理問題とアメリカ法の概説を対象とするものであった。2009年に第2版を出した講義案『入門アメリカ法』について、同年3月の連邦民訴規則改正や2010年6月のMcDonald v. City of Chicago判決などを織り込むとともに、不正確・不適切な記述を改めるため、第2版第2刷を刊行した。しかし、出版界の状況は厳しさを増す一方で、今後は増刷毎の補訂は許されず、次の改訂は第3版とせざるを得ないようである。その際には、契約法や専占などの部分の改訂に注力したい。

2012年1月に倉持武先生（元松本歯科大学教授）との共編著として『脳死・移植医療（シリーズ生命倫理学第3巻）』を出すことができた。脆弱な編集体制にも拘らず刊行を急ぐと

いう出版社の意向で編者の負担が重かったが、倉持先生の尽力で何とか刊行にこぎつけることができた。

時間的能力的制約が年ごとに厳しくなっており、この先いかほどの研究成果を挙げられるかはなはだ心許ないが、あきらめず努力を積み重ねていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
倉持武・丸山英二『脳死・移植医療（シリーズ生命倫理学第3巻）』（共編著）	共著・編集	丸善出版	2012年1月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
インフォームド・コンセント	甲斐克則編『レクチャー生命倫理と法』（法律文化社）	17～29頁	2010年2月
代理母・代理出産（特集・産婦人科に関わる法と倫理の現状）	産婦人科の実際	59巻13号2123～2129頁	2010年12月
生命倫理4原則と医学研究	日本義肢装具学会誌	27巻1号58～64頁	2011年1月
<u>Tamakoshi A, Matsui K, Sato K, Masui T, Maruyama E., Three Critical Issues to Consider before Implementing A New Genome-Cohort Study in Japan.</u>	J Epidemiology	21(2):158-9	2011年3月
ゲノム時代のコホート研究-マネジメントの考え方を取り入れて（玉腰暁子，佐藤恵子，松井健志，増井徹，丸山英二）	週刊日本医事新報	4551号26～31頁	2011年7月
終末期医療および臓器移植と家族	年報医事法学	26号125～132頁	2011年8月
イレッサ訴訟とインフォームド・コンセント	リーガルマインド	319号1～33頁	2011年10月
夏の終わり——終末期医療について	医療と法ネットワーク会報	10号1～2頁	2011年10月
臓器移植法——経緯，改正，課題	森島昭夫・塩野宏編『変動する日本社会と法（加藤一郎先生追悼論文集）』（有斐閣）	723～745頁	2011年11月
中山研一先生の思い出——脳死・臓器移植研究会	「中山研一先生を偲ぶ」文集刊	233～235頁	2012年2月

	行委員会編『定刻主義者逝く——中山研一先生を偲ぶ』（成文堂)		
--	--------------------------------	--	--

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
臓器移植法の改正をめぐって: 法的立場から	第 113 回日本小児科学会学術集会シンポジウム5	盛岡市民文化ホール	2010年4月
臨床研究倫理指針の改正と産業保健	第 83 回日本産業衛生学会倫理審査委員会研修	福井県国際交流会館	2010年5月
<u>General Consent to Research Use of Biological Samples and Health Information</u>	18th World Congress on Medical Law	Westin Zagreb, Croatia	2010年8月
臨床研究と生命倫理と法	愛知医科大学倫理講習会	愛知医科大学	2010年10月
改正臓器移植法——脳死臓器移植に対するドナーの事前意思とそれがない場合の取扱い	医療事故・紛争対応研究会第5回年次カンファレンス	九州大学百年会館	2010年11月
臓器移植法の改正をめぐって——法的立場から	日本生命倫理学会第22回年次大会	藤田保健衛生大学	2010年11月
終末期医療・臓器移植と家族	第40回日本医事法学会総会	東洋大学白山キャンパス	2010年11月
医療安全とインフォームド・コンセント	医療安全ワークショップ・セミナー2010	広島国際会議場	2010年12月
米国の遺伝子情報差別禁止法(GINA)について	ゲノムELSIユニット	東京国際フォーラム D7	2011年2月
医療過誤とインフォームド・コンセント	トップセミナー(人権研修)	大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター	2011年3月
法的観点からみた脳死	第53回日本小児神経学会総会	パシフィコ横浜	2011年5月
病院における個人情報の保護	済生会兵庫県病院平成23年度個人情報保護研修会	済生会兵庫県病院	2011年6月
イレッサ訴訟とインフォームド・コンセント	医薬品企業法務研究会2011年7月度例会	メルパルク大阪	2011年7月
アメリカ合衆国における臨床研究規	第41回日本医事法学	岡山大学津島	2011年11年

制	会総会	キャンパス	
本人への不告知を家族から依頼された場合——不告知に対する裁判所の考え方：日米比較	医療事故・紛争対応研究会第6回年次カンファレンス	パシフィコ横浜	2011年12月
インフォームド・コンセントと個人情報保護	加古川西市民病院・医療安全講座	加古川西市民病院	2012年1月
倫理指針	第44回医学系大学倫理委員会連絡会議	ホテルグランヴィア岡山	2012年2月
臨床試験と個人情報保護——法的倫理的観点から	日本臨床試験研究会	福岡国際会議場	2012年2月
医と倫理	神戸市産業振興財団2011年度第2回医工連携人材育成セミナー	神戸市産業振興センター	2012年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

自らの関心のままに研究対象が広がるとともに、仕事量も依頼されるままに増加したため、個々の仕事にあてる時間が不足しがちになってきている。初心に帰り、丹念に仕事をするよう心懸けたい。

最近では、原稿を無理に書くようにし向けてくれる編集者、講演で話すように半ば強制してくれる人・団体、講演会や研究会のようところで過ちを指摘してくれる人、新しい内容の授業をするよう求めてくる大学、など、周囲の方々のおかげで、自分の自由意思ではとてもやろうとは思わないこと、できるとは思えないことをさせられ、結果的には、不十分なものであるが、なにがしかの成果が残り、また、何よりも得難い体験・経験を積み重ねて戴いている。このことに思いを致し、あらためて感謝したい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法演習	2
	英米法特殊講義	2
LS	アメリカ法	4
学部	英米法	4
	1年次演習	2
医学部	全人医学（医学部・オムニバスで丸山は「医療・医学研究と倫理と法」を担当）	0.33

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院・LS・学部	サバティカルのため担当なし	
医学部	全人医学（医学部・オムニバスで丸山は「医療・医学研	0.33

	究と倫理と法」を担当)	
--	-------------	--

*院=大学院科目, LS=法科大学院科目, 学部=法学部専門科目, 全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

アメリカ法に関しては, 英文資料をさほどためらうことなく処理できる能力の涵養を目指して授業を行ったが, 英文資料の取扱いにてこずり, また, 受講生の講義の準備に費やすことのできる時間も限られているので, どのようなあり方がよいのか暗中模索の状態にある。とりあえずは, 教材・資料からあまり離れることなく, わかりやすい授業を提供に努めたい。

授業アンケートにおける指摘に関しては, アメリカ法に関して, 授業の展開の方向を予告することに努力し, 併せて, 契約法の比率を高めることに努めている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

対象期間中に特記すべきことはない。

〔国際交流活動〕

2010年8月にザグレブ(クロアチア)で開かれた18th World Congress on Medical Lawにおいて General Consent to Research Use of Biological Samples and Health Information の演題で報告した。批判も受けたが, 賛意を示してくれる参加者がかなりいたことが嬉しかった。なお, 2011年にそれをベースとした英文原稿を書くことを約束していたが, (私事にわたるが) 同年に母と姉を看取ったこともあり果たせず, 編者と出版社に迷惑をかけたことが悔やまれる。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本医事法学会, 日本生命倫理学会, 日米法学会, 比較法学会, 法と精神医療学会, 日本疫学会, 日本移植学会, 日本遺伝カウンセリング学会, 日本脳死・脳蘇生学会
学会等役員・編集委員	日本医事法学会, 日本生命倫理学会, 日米法学会, 比較法学会の各理事, 日米法学会, 日本生命倫理学会の編集委員。
研究会活動	文部科学省科学技術試験研究委託事業「精神・神経疾患克服のための研究資源(リサーチリソース)の確保を目指した脳基盤の整備に関する研究」(業務実施機関・独立行政法人国立精神・神経医療研究センター, 業務主任者・有馬邦正)において, ブレインバンク法倫理検討委員会委員長を務め(2011年10月), 研究会活動を主宰した。
シンポジウム等の主催等	第40回日本医事法学会総会シンポジウムⅡ「医療と家族」(2010年11月)および第41回日本医事法学会総会シンポジウム「臨床研究」(2011年11月)の企画に参画した。

〔学外教育活動〕

千葉大学医学部「生命倫理と法学」講師（H22.4.15 および H23.4.14）

〔社会における活動〕（各種審議会委員ほか）

※期間を明記したもの以外は、全期間にわたって委員を務めた。

厚生労働省医薬品の安全対策等における医療関係データベースの活用方策に関する懇談会構成員（～2010年7月）、同臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班班員（～2010年5月）、同医療情報データベース基盤整備事業協力医療機関ワーキンググループ特別参考人（2011年12月～）、神戸市保健医療審議会委員。

神戸市立医療センター中央市民病院倫理委員会委員、同生体肝移植症例検討委員会委員、兵庫県立こども病院倫理委員会委員、兵庫県災害医療センター倫理委員会委員、神戸赤十字病院倫理委員会委員、国立成育医療センターヒトES細胞研究倫理審査委員会委員、独立行政法人医薬基盤研究所運営評議会委員、同実用化研究評価委員会委員、同研究倫理審査委員会委員、先端医療振興財団生命倫理審議会委員、同治験審査委員会委員・医薬品等臨床研究審査委員会委員、同臨床研究情報センター倫理委員会委員、ヒューマンサイエンス振興財団資源供給審査委員会委員、同研究資源バンク倫理審査委員会委員、(社)日本臓器移植ネットワーク中央評価委員会委員（2011年9月～）、同西日本支部運営委員会委員、同地域評価委員会委員、三菱田辺製薬(株)ヒトES細胞研究倫理審査委員会委員、シスメックス(株)中央研究所研究倫理審査委員会委員。

日本人類遺伝学会倫理審議委員会委員、日本疫学会倫理審査委員会（西日本）委員、日本小児科学会子どもの脳死臓器移植プロジェクト委員、(財)日本公衆衛生協会先端医科学研究に関する倫理的・法的・社会的問題についての調査研究ELSI委員会委員、日本多施設共同コーホート研究社会的諸問題検討委員会委員（～2012年3月）、日本学術振興会ゲノムテクノロジー第164委員会ELSI分科会委員（2009年11月～）。

簗原 俊洋（日米関係史・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この間の研究活動としては、編著を中心とするグループ・ワークをこなすことができた。また、私自身が編者としてまとめた一冊が刊行されたことはとりわけ喜ばしいことであった。複数の執筆者を統括するのは多くの困難を伴ったが、これらは今後の研究活動に活かすことができると考える。なお、従来の研究は戦前に日本外交・日米関係に焦点を当てていたが、この期間戦後（それも2000年代）の日米関係について論文を上梓できたことはとりわけ大きな収穫であり、大きな達成感をもたらした。今後も戦後期に関する研究を徐々に増やしたいと思う。なお、次の課題としては現在研究を進めている単著を是非とも完成が挙げられ、こちらは今後二年の間に達成すること目指している。他方、教育活動に関しても下記に述べる新たな手法を導入し、学生に対して一方的に情報・知識を提供するのではなく、リサーチ能力及び思考能力の向上を試みた。このように今後の展望は概ねポジティブなものであるが、本年度に実施される大幅な給与削減は生活を直撃するため、モチベーションを維持するのが大きな挑戦となろう。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
解明・昭和史——東京裁判までの道	共著・分担執筆	朝日新聞出版	2010年
ゼロ年代・日本の重大論点——外交・安全保障で読み解く	単著・編集	柏書房	2011年

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
ペリー提督	文藝春秋	8月号 313-314	2010年
書評:Oros, Andrew L., <i>Normalizing Japan: Politics, Identity, and the Evolution of Security Practice</i>	<i>Journal of Asian Studies</i>	69. 607-610	2010年5月
書評:Miller, Edward, <i>Bankrupting the Enemy</i>	『日経新聞』 (2010.11.7)	19	2010年11月
書評:Schlichtmann, Klaus, <i>Japan in the World: Shidehara Kijuro, Pacifism and the Abolition of War</i> , 2 vols.	<i>Pacific Affairs</i>	83. 772-775	2010年12月
日米新時代の幕開け——ポーツマス会議とローズヴェルト	『文藝春秋』	12月臨時増刊号 196-201	2011年
書評:ロジャー・ディングマン著『日が昇る国を解読』	『国際政治』	第163号 169-173	2011年1月
21世紀の日米関係——その将来と展望	『トイロビジネス』	1月号 16-17	2012年

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
危機における政策決定とインテリジェンス: 太平洋戦争前夜の日本外交をケース・スタディーとして	三金会（日本インテリジェンス研究会）	霞ヶ関ビル	2010年8月
Overview of Modern Japanese Diplomacy from Late Edo to the Showa Period.	日台学術会議	精華大学	2010年8月
The Intelligence Dimension to Japan's Decision for Pearl Harbor.	日台学術会議	精華大学	2010年8月
Fog of Intelligence: The Collapse of U.S.-Japan Negotiations and the Decision for the Pacific War.	日韓関係研究会	ソウル大学、日本研究所	2010年8月
Foreign Influences on Japanese Diplomacy in the late 19th century.	韓国の近代化研究会	成均館大学	2010年8月
Japan's Defense and Security Policy Evolution amidst the Rise of China.	東アジアの国際情勢フォーラム	国防研究所（ポルトガル）	2010年11月
The Geopolitical Context of Japanese Foreign Relations and National Security Policy.	自治大学学術フォーラム	リズボン自治大学	2010年11月

The Intelligence Dimension to Japan's Decision for Pearl Harbor.	日本研究会議	カトリカ大学 (ルーバン)	2011年5月
A Historical Perspective of US-Japan Relations and Korea: Toward a New Cornerstone Alliance?	日韓関係研究会	延世大学	2011年11月
Pride and Prejudice: Japan's Struggle with Race and the Preservation of National Prestige.	日韓学術交流フォーラム	延世大学	2012年3月
A Historical Perspective of Japan-US-Korea Trilateral Relations and the Future Direction.	日韓米安全保障フォーラム	仁荷大学	2012年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2年間という限定された期間ではあるものの、海外を中心に精力的に学術発表の活動ができたと思う。こうした研究交流によって数多くの学者と知り合うことができ、アカデミック・ネットワークを構築・強化できたことは今後大きな知的資産となることは間違いない。世界的に日本から関心が離れるなか、広報外交という側面からも貢献できたと思う。出版面でもそれなりに成果はあったように思うが、次期FD期間中には単著の出版を目指したい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	現代政治入門	0.67
	日本政治外交史	4
	政治外交史演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治史特別特殊講義	4
	現代政治論演習	4
学部	日本政治外交史	4
	特別講義国際ジャーナリズムⅠ	2
	政治外交史演習	2
	特別講義国際ジャーナリズムⅡ	2
	社会分析基礎演習	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

充実した教育活動を行うことができた。政治外交史演習にはかなり労力を投入し、学生もそれに応えてくれているのは嬉しい。特別講義国際ジャーナリズムは読売新聞との調整

コストは高いが、学生の反応もよく、有意義な教育環境を提供できているのではと考える。なお、日本政治外交史の講義では学生による独自のリサーチ及びプレゼンテーションを試験的に導入し、従来の講義形式とは異なった講義スタイルを用いた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業参観によって得られたコメントを講義に反映した。具体的にはパワーポイントの使用に関する工夫や新たな機能の使用についてノウハウをいただいた。早速試してみたところ、学生からの反応は好評であった。

〔国際交流活動〕

Association for Asian Studies の年次大会においてパネルの chair を担当

ソウル大学国際問題研究所への客員教授としての派遣

海外からの留学生（研究生）の受け入れ（セルビア、中国）

外務省及び国際交流基金のスキームでの海外の研究者との知的交流

韓国、及び台湾の学者との学術交流

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	国際政治学会、国際安全保障学会、Association for Asian Studies, Society of American Foreign Relations, British Commission for Military History, British International History Group
研究会活動	日本政治外交史研究会、三金会、関西政治史研究会、20 世紀と日本研究会、パクスアメリカナと海洋研究会、サイバー研究会、転換期の日米関係研究会
シンポジウム等の主催等	Mapping the Mental Landscapes of EurAsia を KUBEC（神戸大学ブリュッセルセンター）にて開催

〔学外教育活動〕

2010 年度

大阪大学 非常勤講師

関西学院大学 非常勤講師

大阪市立大学 非常勤講師

立命館大学 非常勤講師

2011 年度

大阪大学 非常勤講師

関西学院大学 非常勤講師

甲南大学 非常勤講師

神戸女学院大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

安井 宏樹（西洋政治史・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期は、①ドイツ政党政治の変容、②ドイツ福祉国家の構造変容といった面を中心に研究を進めた。これらの研究をつなぐ総括的な見取り図を作り上げていくことが、前期から引き続き残されている課題である。

教育面では、まだ不十分な面もあるとは思われるものの、学生からの授業評価アンケートでの要望や、授業参観の際に他の教員から寄せられた声などを反映させていくことによって、改善の方向に向かいつつあるものと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『ヨーロッパ政治ハンドブック』 「ドイツ」	共著	東京大学出版 会	2010年5月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
The “Agenda 2010” Reform under the Schröder Government: German Governance in Transition?	Kobe University Law Review	Vol. 44, pp. 1-17	2011年3月
（書評）近藤正基著『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』	大原社会問題研究所雑誌	Vol. 638, pp. 67-70	2011年12月
ドイツにおける「小連立」政権の運営：小政党の影響力とその限界	神戸法学年報	Vol. 27, pp. 1-23	2012年3月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
戦後ドイツ政党システムの変容：多党化と遠心化	オーストラリア学会 秋学期公開講座「オーストラリアの2010年連邦総選挙：2党制の終焉？」	慶應義塾大学 （東京）	2010年12月
ドイツにおける大政党と小政党による政権運営	日本比較政治学会 2011年度研究大会	北海道大学 （札幌市）	2011年6月
現代ドイツ福祉国家の主導勢力――	基盤研究(A)「少子高	神戸大学	2011年11月

「福祉連合」から「自由主義連合」へ?: 近藤正基(著)『現代ドイツ福祉国家の 政治経済学』を手がかりに	齢化時代におけるニ ーズ対応型・市民参加 型福祉システムに関 する国際比較」研究会	(神戸市)	
---	--	-------	--

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

戦後ドイツ政党システムの変容についての研究報告を2010年12月にオーストラリア学会秋学期公開講座で行い、イギリスやオーストラリアといった二党制の国と比較検討する機会を得た。そして、そこで得られた知見をベースにして、ドイツにおける政権運営の態様の変化についての研究報告(2011年6月の日本比較政治学会研究大会)を行い、論文にまとめて『神戸法学年報』に掲載した。

戦後ドイツ福祉国家の構造変容に関しては、シュレーダー政権による「アジェンダ2010」改革についての英語論文を公刊した他、この分野における意欲作である近藤正基氏の『現代ドイツ福祉国家の政治経済学』(ミネルヴァ書房、2009年)を対象とする書評論文を執筆した。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	比較政治特殊講義	2
学部	西洋政治史	4
	社会分析基礎演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	西洋政治史特殊講義	2
	現代政治特殊講義Ⅱ	2
学部	1年次演習	2
	西洋政治史	4
全学	神戸大学の研究最前線	0.13

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部で担当している「西洋政治史」の授業では、授業評価アンケートで不満が多く出されていた授業進行の遅れという問題を改善すべく、2010年度後期の授業からプレゼンテーションソフトの利用を開始した。これによって、板書に要していた時間を短縮できるようになり、授業評価アンケートでも、遅れに対する不満は大きく減少した。しかし、今度は、授業の進行が早すぎてノートがとれない等の不満が増えてきてしまっており、授業で配布しているレジュメをもっと詳細なものにする等の対処を検討している。

2010年度後期に学部で担当した「社会分析基礎演習」では、納税者番号制度導入の是非という問題をテーマとして設定し、前半は基礎的な知識の確認や調査、情報整理などに重点を置き、後半は最終レポートの作成に向けての中間報告・討論・最終報告を中心に演習

を行った。報告と討論を繰り返したことによって、各履修者の問題意識や立論が明確さを増していき、最終レポートの水準向上に寄与したものと考えている。

2011年度前期に学部で担当した「1年次演習」では、ねじれ国会を全体的なテーマとしつつ、読む力、書く力、話す力、調べる力の涵養を目指して、文献の要約、文献の内容に対する論評、文献資料の探索、国会改革案の立案と発表・討論等を行った。

2011年度後期の全学共通授業科目「神戸大学の研究最前線」では、2009年の拙稿「ドイツの分割政府と立法過程」を題材として授業を行ったことに加え、コーディネータとして全15部局にわたる授業担当者間の調整を行った。

2010年度後期に大学院で担当した「比較政治特殊講義」では、導入として政党についての講義を行った後、政党を通じての政治的リーダーシップに関する研究書を講読し、学期末には、任意の国における「政治的リーダーシップの個人化」についての研究報告をさせた上で、レポート作成を課題として課した。また、2011年度前期に大学院で担当した「現代政治特殊講義Ⅱ」では、野党の活動について比較研究した文献を講読した後、任意の国における野党のあり方や活動についての研究報告とレポート作成を課した。いずれの授業においても、最終レポートには力作が多く、一定の成果は挙げられたものと考えている。

2011年度前期に大学院で担当した「西洋政治史特殊講義」では、ドイツ・イタリアの国民国家形成について簡単に講義した後、このテーマを扱った研究書を講読した。質疑応答も活発で、一定の教育効果は達成されたものと考えている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

本研究科僚友会主催のランチョン・スタッフセミナーに随時参加した他、他の教員の授業参観を行った。

〔国際交流活動〕

2009年9月から2010年9月まで、ベルリン自由大学（ベルリン（ドイツ））にて客員研究員として在外研究を行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、日本比較政治学会
研究会活動	関西政治史研究会、東京大学政治史研究会、東京大学比較現代政治研究会、歴史政治学研究会

山田 誠一（民法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

民法全般について教育・研究を行なうとともに、信託、金融取引法、保険契約法、および、

罹災都市借地借家臨時処理法について、特に関心をもって、研究を行なった。今後も、同様の研究を行なう予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌・掲載図書名	巻・号・頁	発行年月
複数債権者・複数担保権者に係る問題	動産・債権譲渡担保融資に関する諸問題の検討	35-49 頁	2010 年 6 月
有限責任事業組合の責任財産法的検討	信託及び資産の管理運用制度に関する法的規律のあり方	131-147 頁	2010 年 7 月
預金・為替 概観	金融法務事情 (金融判例研究)	1905 号 (20 号) 4-6 頁	2010 年 9 月
民法判例の動き	ジュリスト	1420 号 73-87 頁	2011 年 4 月
会社分割をめぐる諸問題—判例を材料に派生論点を考える(座談会)(井上聡=小林信明=三上徹=村田渉=山田誠一=山本和彦)	金融法務事情	1923 号 40-81 頁	2011 年 6 月
預金・為替 概観	金融法務事情 (金融判例研究)	1929 号 (21 号) 4-6 頁	2011 年 9 月

〔研究活動の概要と自己評価〕

担保物権、有限責任事業組合、自己信託、信託財産に対する強制執行、マンション管理組合、銀行(預金)取引、詐害的会社分割、生命保険契約の失効・復活、および、優先借地権・優先借家権について、研究を行ない、その一部について、研究の成果を発表した。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	民法特殊講義	2 単位
LS	民法基礎Ⅲ	4 単位
学部	民法Ⅱ	4 単位
	民法演習	2 単位

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習契約法Ⅱ (2 クラス)	4 単位
	民法基礎Ⅰ	4 単位
学部	民法Ⅴ	2 単位
	民法演習	2 単位

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

(法学部)民法Ⅱ(2010年度前期)は、債権総論を扱い、民法Ⅴ(2011年度後期)は、親族および相続を扱った(両科目とも2008年度開始カリキュラム)。民法演習(2010年度前期)は、金融取引法をテーマにして、重要な最高裁判決を素材にして行ない、民法演習(2011年度前期)は、契約法をテーマにして、重要な最高裁判決を素材にして行なった。これらは、いずれも良好な内容で行なわれた。

(大学院実務法律専攻)民法基礎Ⅲ(2010年度後期)は、債権総論および担保物権を扱い、教材を作成し、学期開始時に配布し、教材中に掲載されている例題の検討を、授業中学生とともに行なう(双方向授業)などした。民法基礎Ⅰ(2011年度前期)は、民法総則および物権(担保物権を除く)を扱い、教材を作成し、学期開始時に配布し、教材中に掲載されている例題の検討を、授業中学生とともに行なう(双方向授業)などした。対話型演習契約法Ⅱ(2011年度後期)は、債権総論の一部、契約、事務管理および不当利得を扱い、教材を作成し、学期開始時および学期中に配布し、教材中に掲載されている検討項目の検討を、授業中学生とともに行なう(双方向授業)などした。いずれについても、作成する教材の改善を行なうなどし、いずれも良好な内容で行なわれた。

(大学院理論法学専攻)民法特殊講義(2010年度後期)は、民法上の組合等をテーマに検討を行なった。良好な内容で行なわれた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

同僚教員の授業参観をするとともに、同僚教員に授業参観をしていただいた。法科大学院授業改善会合(2011年3月など)に出席した

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、比較法学会、日仏法学会、金融法学会、信託法学会
学会等役員・編集委員	日仏法学会企画運営委員(2011年3月まで)、日仏法学会理事(2011年3月から)、金融法学会常務理事(全期間)、信託法学会理事(全期間)

〔社会における活動〕

金融審議会専門委員(2012年1月まで)

法制審議会幹事(全期間)

平成22年司法試験(新司法試験)考査委員(2009年10月から2010年10月まで)

平成23年司法試験考査委員(2010年10月から2011年10月まで)

平成23年司法試験予備試験考査委員(2010年10月から2011年11月まで)

兵庫県弁護士会懲戒委員会予備委員(2011年3月まで)

兵庫県弁護士会懲戒委員(2011年4月から)

山本 顯治（民法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010-11年度の研究活動においては、一方では、「契約の経済学」の知見に基づき、契約法における救済法理論の再構築を推し進め、加えて、不完備契約論に基づく「関係的契約理論」の新たな解釈を呈示・検討する作業を行った。他方では、「行動経済学」の知見を参照しつつ、消費者・投資家の意思決定に存在するシステムティック・アノマリーに着眼した不法行為理論の検討を進めた。これらの研究成果の一旦については学術論文の形で公表する機会を得た。今後は、これらの問題についての更なる研究成果の公表、および、契約責任論の中核的諸問題に関する論文の公表、さらに、隣接領域を横断する論文の公表を予定している。また、以前より続いている大学・学部を超えた学際研究ネットワークの中での研究活動を、今後とも継続して行いたいと考えている。

教育活動においては、学部教育、LS教育、研究者コース大学院生の指導のいずれにおいても成果をあげることができたように思われる。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>関係的契約理論による損害賠償論の試み——私的自治の射程</u>	法の理論 29	43～68 頁	2010 年 10 月
<u>契約の経済学と契約責任論(上)</u> (共著)	NBL	942 号 11～21 頁	2010 年 12 月
<u>契約の経済学と契約責任論(下)</u> (共著)	NBL	943 号 28～35 頁	2010 年 12 月
シュミット-リンプラー再読——交渉秩序と競争秩序	高等研報告書 「スンマとシステム——知のあり方」	123～149 頁	2011 年 3 月
書評 石川博康著『「契約の本性」の法理論』	ジュリスト	1424 号 109 頁	2011 年 6 月
巻頭言：投資家の心理メカニズムと勧誘規制法理	先物取引被害研究	37 号 1 頁	2011 年 10 月
行動経済学と勧誘規制法理	先物取引被害研究	37 号 7～23 頁	2011 年 10 月
<u>モデル分析と意思の規範化について——二つのコメントへのリプライ</u>	法の理論 30	263～269 頁	2011 年 11 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
投資家の非合理性と投資勧誘行為の違法性～法と行動経済学の出会い	先物取引被害全国研究会第 65 回大会	パシフィックホテル沖縄	2011 年 4 月
藤原政則著「ネット契約としてのフランチャイズ契約？——最判平成 20 年 7 月 4 日判時 2008 号 32 頁を契機に、ドイツでの同様の事件との対比で (1)(2・完)」北法 60 卷 6 号、61 卷 1 号 (2010) について	民法学のあゆみ	同志社大学	2011 年 7 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010-11 年度に公表した学術論文においては、「契約の経済学」あるいは「行動経済学」の知見を元に契約法理論、および、不法行為法理論の再構築を試みた。

契約法理論の領域においては、契約の経済学における主要モデルである、「非対称情報モデル」・「不完備契約モデル」・「取引費用モデル」という基本モデルを検討しつつ、近時欧米のみならず我が国においても注目を集めている「救済法」の再構築を試みた。厚生 of 最大化という観点からの「損害賠償」・「強制履行」の救済方法選択基準と考慮事由、損害賠償の内容画定基準を明らかにし、さらに「再交渉」も、これらと並んだ法的救済方法として極めて重要な役割を果たすことを明らかにした。また、契約締結時点において一回的・終局的に契約ルールは確定されているとする「古典的契約法理論」を批判する「関係的契約理論」によれば、契約ルールは契約締結前後に存在する継続的な当事者関係のなかで生成されると主張されるが、この理論に不完備契約論の知見を導入することにより、契約の経済学に基づいた関係的契約理論の新たな発展の方向を呈示した。

不法行為法理論の領域においては、行動経済学の知見を取り入れ、投資家の意思決定に存在するシステマティック・アノマリーに着眼し、投資勧誘行為の違法性評価に関する理論的提言を行った。投資取引においては、セールストークの許容性を越えたグレーゾーンに属する勧誘行為の違法性に光りを当てる判断枠組みが必要となる。この目的のために有効なのがカーネマンとトゥベルスキーにより構築された「プロスペクト理論」である。特に、損失領域において投資家は、被った損失を挽回しようとリスク・テイクになるとの実証的知見は、取引開始後の損益発生という投資家の意思決定に大きな影響を与える要因をこれまで全く考慮に入れてこなかった民事勧誘規制法理に大きな反省を迫るものである。幸い、プロスペクト理論に基づく投資勧誘規制法理は、違法勧誘問題の現場に携わる実務法曹によりその実践的有効性に対する支持を得ることができた。投資取引被害の一線に立つ実務法曹により開催された全国大会における講演を契機として執筆・公表した論文においては、かかる知見の紹介・検討に加え、最判平成 17 年 7 月 24 日民集 59 卷 6 号 1323 頁におけるオロ千晴裁判官補足意見に現れた「助言義務」について、プロスペクト理論に照らした解釈を提示した。

契約の経済学や行動経済学の知見に取り組み、市場機能や人間の(限定)合理性を踏まえた契約法理論・不法行為法理論を構築しようとする研究は、これまで米国が大きく先行してきた。しかし、近時においてはドイツ法においても、若い世代を中心にこれらの知見に取り組み新たな研究が陸続と現れており、彼の地においては世代間ギャップとさえ呼び得る状況にある。もっとも、契約法・不法行為法への経済学的思考の導入という壮大なプロジェクトはドイツ法においてはその緒についたばかりである。翻って我が国民法学の現状は、平井宜雄博士により世界的にみても早い時期にその重要性が指摘され、展開が試みられたにもかかわらず、博士に続いてその重要性を理解し、自らの研究において積極的に取り組もうとする民法研究者はなお極めて少数にとどまっている。今後、我が国において民法学

と経済学の相互交流を促すためには、これまでの相互交流の成果として積み重ねられた共有知識の我が国における紹介・検討が必要であると同時に、様々な態様・水準での多様な試みが積み重ねられる必要がある。その一つの手掛かりとなるべく、今後とも上記研究を進展させてゆきたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	民法基礎Ⅱ	4
	対話型演習契約法Ⅱ	2×2
学部	民法Ⅰ	4
	民法応用演習	2
	法経総合概論Ⅰ	0.13

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民法）	2
LS	民法基礎Ⅲ	5
	対話型演習総合法律	1
学部	民法Ⅱ	4
	民法演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

まず、学部・LSの教育に共通することとして、「深さ」・「わかりやすさ」・「進行度合い」の三要素のバランスを探りつつ、民法の思考を受講生が体感できるよう工夫をこらした。特に知識の伝達のみならず、学生が「考える力」を体得することを学部授業・LS授業の目標とした。学生の質疑内容のレベル、期末試験、さらに、ゼミ生のLS進学成果等に照らすならば、学部講義・演習、LS授業科目のいずれにおいても大きな成果が挙げられていると言えることができる。

学部講義民法Ⅰ、Ⅱでは大型プロジェクタとタブレットPCを使用するという新たな試みを行った。従来型の板書に比べ、いくつかの点で顕著なアドバンテージがあるように思われた。また、例年通りインターネットの掲示板を活用し、講義の補足・質疑応答に活用した。また、学年末の受講生によるアンケート、および、学内FDによる授業参観を受け、特に講義中の説明のスピードに配慮した。この結果、学年末の受講生による講義評価アンケートでは、マークシート、および、自由記述欄のいずれにおいても極めて高い評価が寄せられた。このことは、講義内容の工夫に加え、新たな試みが奏功したことの査証であるように思われる。

LSにおいては受講生間で基礎的知識・素養のばらつきが年々顕著となっていると感じた。LS教育の現場では、受講生側の咀嚼力のばらつきを念頭におき、講義の工夫を凝らしつつ、同時に演習のレベルを落とさないという舵取りがますます重要となっており、そのためにさまざまな試みを行った。その結果、LSにおいても、学年末の受講生による講義評価アンケートでは、マークシート、および、自由記述欄のいずれにおいても極めて高い評価が寄

せられた。このことは、授業内容、授業方法の両面における創意工夫が奏功したことの査証となっているように思われる。

教育活動に関しては、学部、LSの教育と共に、特に次世代研究者の養成が極めて重要な課題となっている。博士後期課程研究者コースに在籍する大学院生を2010年度は3名、2011年度は2名指導した。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

教員相互授業参観において同僚教員の授業を参観し、また、同僚教員による授業参観を得た。さらに、教育改善・教員意見交換会、スタッフランチョンセミナーに参加した。これらは、いずれも授業改善を図るための重要な契機となった。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日独法学会、日米法学会、法哲学会、法社会学会、日本倫理学会
学会等役員・編集委員	日本私法学会理事（2011.10～）
研究会活動	民法学のあゆみ研究会会員、北海道大学大学院法学研究科グローバルCOE・連携研究者、科学研究費補助金「構造改革型統治システムへの公法学を軸とした学際的接近」（研究代表：角松生史）・研究分担者、科学研究費補助金「責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考案」（研究代表：唐沢穰）・連携研究者

山本 弘（民事訴訟法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期の前半は、研究科長時代に依頼されていたが多忙により執筆するいとまのなかった仕事、特に商事法務から刊行予定の法科大学院生向けの倒産法の教科書の担当部分の執筆等に従事した。結局、他の共同執筆者も多忙のゆえになかなか執筆に至らず、今回の報告書の対象期間内には刊行が実現することなく、この報告書を執筆している最中に漸く刊行された（山本克己ほか編著『破産法・民事再生法』（商事法務））。

また、今期の後半は、法学教室の連載の執筆に忙殺された。毎月の連載がいかに負担となるか身にしみて感じた。編集部からの当初の依頼は2年間であったが、2年はとても持たないと感じ、1年で降板を申し出て了承された。しかし、その結果連載は必ずしも民事訴訟法上の諸問題を網羅するものとはならないこととなった。当初は2年分の連載をまとめて本として上梓する予定であったが、中途半端に終わってしまったことが残念ではある。なんとか、残りの部分を補充して本にできればと考えている。

今後は、教科書および演習書の改訂を行う予定であるほか、古稀を迎えられる先生方に献呈する論文と有斐閣から刊行予定の民事訴訟法の注釈書の担当部分の執筆に専心したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『基礎演習民事訴訟法』	長谷部由起子学習院大学教授、笠井正俊京都大学教授との共編著	弘文堂	2010年4月

そのほかに、有斐閣『判例六法』および『判例六法 Professional』の2011年版および2012年版の編集に協力した。

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
①「私的整理と法的再建手続との連携」	ジュリスト	1401号4頁～11頁	2010年6月
②「『法学教室と私』」	法学教室	361号67頁	2010年10月
③「営業譲渡についての総会決議の代替許可の要件（東京高決平成16年6月17日）」	金融商事判例	増刊1361号38頁～41頁	2011年3月
④「民訴法判例の動き」	法学教室	判例セレクト 2010 II 25頁～26頁	2011年3月
⑤「上告理由としての弁論主義違反(1)」	法学教室	367号97頁～105頁	2011年4月
⑥「上告理由としての弁論主義違反(2・完)」	法学教室	368号123頁～132頁	2011年5月
⑦「法人格否認の法理による既判力・執行力の拡張」	法学教室	369号147頁～157頁	2011年6月
⑧「確定判決の反射的効力(反射効)」	法学教室	370号99頁～108頁	2011年7月
⑨「遺産分割をめぐる民事訴訟法上の諸問題」	法学教室	371号124頁～131頁	2011年8月
⑩「遺言執行者の当事者適格」	法学教室	372号123頁～132頁	2011年9月
⑪「主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟」	法学教室	373号128頁～134頁	2011年10月
⑫「法人格なき社団をめぐる民事手続法上の諸問題(1)」	法学教室	374号127頁136頁	2011年11月

⑬「法人格なき社団をめぐる民事手続 法上の諸問題（２・完）」	法学教室	375号141号～152 頁	2012年1月
⑭「基準時後における形成権行使と既 判力の遮断効」	法学教室	376号119頁～125 頁	2011年12月
⑮「送達の瑕疵と判決の無効・再審」	法学教室	377号112頁～121 頁	2012年2月
⑯「確認の利益—遺言無効確認の訴え を中心に」	法学教室	378号123頁～129 頁	2012年3月
⑰「民訴法判例の動き」	法学教室	判例セレクト 2011 Ⅱ 24頁～25頁	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
「個人の倒産手続の法律上の諸問題」	司法研修所平成23年 特別研究会	司法研修所	2011年7月
「国際裁判管轄法制の概要について」	関西民事訴訟法研究 会	エルおおさか	2011年10月
「国際裁判管轄 民事訴訟法改正を うけて」	関西大学法学研究所 第46回シンポジウム	関西大学法学 研究所	2011年12月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

先にも記した通り、法学教室の連載（⑤～⑯）が今期の研究発表の軸をなしている。各論文とも、判例の平板な解説を避け、判例相互の有機的な繋がりや相互の整合性を検討したり、判決文に書かれていないが結論を左右したであろう事案の特殊性などをえぐり出したりするよう、意識した。その結果、毎回予定の頁数を超過し、学部生や法科大学院生向けの論述というより、同業者を意識した内容のものとなった観がなきにしもあらずである。

①は日本航空の会社更生事件を契機としたジュリストの特集への執筆である。題名通り私的整理と法的再建手続との架橋の問題を扱ったものであるが、DIP ファイナンスの法的再建手続における共益債権化などという具体の解釈問題に対しては消極的な結論に留まった。ADR と民事訴訟手続との架橋の問題にも同じ困難があり、解釈論による解決には限界があるし、立法による解決にはADR 手続の特長を損ないかねない危うさがある。

③は判例評釈、②はエッセイである。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院（LS）	対話型演習民事訴訟法	2×2
	民事執行・保全法	2
学部	民事訴訟法応用演習	2

	民事執行・保全法	2
--	----------	---

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院 (LS)	対話型演習民事訴訟法	2×2
	民事執行・保全法	2
学部	倒産法	2
	応用民事訴訟法	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

研究科長であった 2008 年度から、現在の応用民事訴訟法の前身である民事訴訟法応用演習を担当している。授業では、市販の教材を使用せず、自ら作成した事例問題を学生に事前配布し、問題ごとに学生に解答を求めるものである。事例も民事訴訟法の様々な問題を横断的に把握できるような内容のものとなっている。事例問題は毎年の実践で得られた反省を踏まえ改訂を重ねている。内容的には法科大学院生向けの教材といっても過言でないもので、学部生諸君には相当の予習を求めるものとなっているが、今期の 2 年間のゼミ生の中からは、毎年 10 名以上の学生が当法科大学院に進学を果たしており、その他にも、東大、京大等の法科大学院に進学した学生も多数いる。もちろん、わたくしのゼミに参加した結果そうだったという訳ではないが、教育効果は確実にあったと実感している。この事例教材は今後何らかの形で公にしたいとも考えている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

毎学期 1 回は法科大学院の授業を参観するよう心がけている。

行澤 一人（商法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010 年 4 月から 2012 年 3 月までの研究活動における特徴は、第一に教育的観点から主に法学部生・法科大学院生を主たる読者として想定する原稿執筆の機会を得たこと、第二に 2011 年 4 月より私が代表科研を務める研究プロジェクト（3 年計画）がスタートしたことである。なお、この科研プロジェクトは、同一メンバーによる先行プロジェクトである「信頼理論モデルによる株主主権パラダイムの再検討」（科研平成 19 年度—21 年度）の研究成果を踏まえて、これを発展させようとする試みとして位置付けられるものである。

今後も、会社法・金商法分野を中心に、教育と研究相互の相乗効果が期待し得るような研究教育活動に積極的に取り組んでいきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Law Practice 商法 Commercial Law 3,4,5,6,31,32,33,34,35,36,37,58,59	共著・分担執筆	商事法務	2011.9
金融商品取引法コンメンタール 4 金 商法 199 条 - 203 条 金販法 1 条 - 2 条(600 - 627 頁,735 - 759 頁)	共著・分担執筆	商事法務	2011.10

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
取締役の監視義務	法学教室	No.362,pp31-35	2010.11
保険金受取人変更手続き中の被保険者の死亡	保険法判例百選	No.202,pp150-151	2010.12
公開会社法制の検討・社外取締役制度の強化について～日米における近年の動向を概観しつつ～	大証金融商品取引法研究会	Vol. 4、pp1-87	2011.1
名板貸責任法理と代理法理の交錯	法学教室	No.370,pp92 - 98	2011.7
株主代表訴訟と担保提供	会社法判例百選 〔第2版〕	No.205,pp142-143	2011.9
募集株式の有利発行と市場価格	法学教室	No.374,pp119-126	2011.11
全部取得条項付種類株式を利用した少数株主締出しと企業再編	法学教室	No.378,pp114-122	2012.3

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
公開会社法制の検討・社外取締役制度の強化について～日米における近年の動向を概観しつつ～	大証金商法研究会	大阪証券取引所	2010年6月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

今期は、商法の主要論点をほぼ網羅する演習書を共同執筆する機会を得たこと、さらに法学教室における連載企画（「会社法重要判例を紐解く」）の共同執筆陣に加えられたことが大きい。なぜなら、自分の執筆した分野について過去の研究教育上の成果をブラッシュアップすることができ、その果実をその後の教育面に効果的に還元することができたと思うからである。さらには、演習書執筆に際しては、他の執筆者との検討会議を通じて、研究教育の点で知的な刺激を得、自分自身が必ずしも詳らかではなかった領域についても最先端の議論に触れ得たことが大変意義深い。

また、今期は、科研による共同研究プロジェクトとして、「株式市場価格が持つ法的意義と機能～会社法・金商法を中心に」というテーマの下、近年実務的関心が急速に高まり、

判例も量産されつつある企業再編に焦点を当て、その過程において株式市場価格が有する様々な経済的機能を法的にどのように基礎づけることができるかという研究に着手した。このような包括的なテーマの下で会社法や金商法を構造的に捉えるための議論を、本研究科の商法スタッフに加えて、本研究科出身者たる学外の俊英と共に重ね得ることは、私にとって得難い経験となっている。このプロジェクトを通して、株式市場が持つ経済的な機能を法律学の概念として語り得る法的枠組みづくりに何とか少しでも到達したいと思っている。

以上から、今期 2 年間ににおける研究活動としては、概ね満足すべき成果を挙げ得たのではないかと考える。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	商取引法（前期、2組）	2
	会社法（後期）	4
	民事法総合（後期）	0.26
学部	社会分析基礎演習（前期）	2
	3・4年次演習（後期）	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	商取引法（前期、2組）	2
	会社法（後期）	4
	民事法総合（後期）	2×0.06
学部	3・4年次演習（前・後期 通年）	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

①法学部教育としては、今期も前期に引き続き、3・4年次演習に携わった。特に 2011 年度は、前期・後期と合わせて通年ゼミを設けたが、年単位にすることによってより大きな教育効果が見込まれることが分かった。すなわち、通年ゼミにすることで、演習内容として商法をより網羅的に扱うことができることのメリットはもちろんのこと、学生相互の人間関係が作りやすくなることで、チュートリアル・メソッド（商法上の主要な判例に係る研究報告を 3 年生に割り当て、4 年生がチューターとして各報告者を指導する）の教育効果が高まったように感じた。この点で、以前のアンケート評価において、ゼミの人間関係が希薄に感じる、という回答があったことに対して、一定の改善をなしたのだと考える。

②法科大学院においては、前期と同様、未修者を対象とする会社法及び 3 年次生を対象とする商取引法、民事法総合を担当した。未修者のための会社法では、特に 2011 年度は、本法科大学院が公表した「学習到達目標」のドラフトをベースに授業を組み立てた。結果、アンケート結果からは、量が膨大であった、予習の内容が大きくなりすぎる、等の意見が寄せられた。ここから、学習到達目標をそのまま授業で確認するというよりは、復習を中心とする自習ベースで学生が習得知識を確認するツールとして位置付ける方が、授

業との連携という点でも効果的であるという反省点を得たので、今後の取り組みに生かしたい。その点でも、既成の教科書を採用するよりも、やはりオリジナルな教材がより効果的であると感じた。ぜひ、次期には独自の教材開発に挑戦したい。

商取引法の分野では、できるだけ現在進行中の会社法改正、民法・債権法改正の動向を反映させ、カレントな問題関心を組み込むことに努めた。民事法総合では、民法・商法の融合的なテーマという所期の意図をできるだけ実現できるように、テーマ・判例素材の選択の更新を心がけた。この点、アンケート評価においても、概ね良好な結果をいただいている。

③以上から、今期 2 年間における教育活動に関する評価としては、前期において認識された教育課題に概ね十分取り組むことができたものとする。

IV 学内活動

[学内各種委員等]

上巻を参照。

[FD 活動への参加] 【FD 講演会】

- ・ 下記講演会に参加した。

日時：2010 年 7 月 1 日（木）午後 3 時 10 分～

場所：大会議室（本部事務局棟 6 階）

演題：「広島大学における到達目標型教育プログラムの取組み」

講師：「広島大学学士課程会議議長（医歯薬学総合研究科教授）

小澤孝一郎先生

- ・ 下記法科大学院教育改善意見交換会に参加した。

日時：平成2012年2月8日（水）午後6時より

意見交換テーマ「神戸大学法科大学院が作ろうとしている実務家像」

発題：森澤武雄（弁護士）氏

V 学外活動

[学界における活動]

所属学会	私法学会、信託法学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、企業立法研究会、大阪証券取引所金融商品取引法研究会、アジア太平洋会社情報提供制度研究会

米丸 恒治（行政法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

現代的な行政法のコントロールの研究として、現代行政における私化、行政のオンライン化・電子化に関わる研究を継続してきているが、今期は、特に、行政のオンライン化と行政の双方の私化に関わるテーマとして、官民連携の基盤整備として eID の導入動向の研究を進め、日本での動向の参考事例を提供することができた。今後は、制度設計等にかける具体的な提言等ができるような研究を進めたい。

教育活動の点では、教材の抜本的な更新についても検討したが、実施することなく、従来と同様の教育活動を進めている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『私人行政一法的統制的比較研究一』	単著・執筆	中国人民大学出版部	2010年4月
『アクチュアル地方自治法』	共著・執筆	法律文化社	2010年4月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
国内外の電子社会の現状と電子文書の原本性への取り組み--ドイツで進められている eID カードと市民ポータル制度、TransiDoc プロジェクトの学べきポイント	日本データ通信	171号 2-7頁	2010年1月
ドイツにおける eID カード(電子身分証)の概要と特徴-eID の官民共用と個人情報保護のしくみ-	行政&情報システム	46巻1号 32-37頁	2010年2月
電子取引における認証と個人情報保護-ドイツ新電子身分証明書における認証と個人情報保護技術-	Law&Technology	51号 54-63頁	2010年4月
ドイツ De-Mail サービス法の成立-安全で信頼性ある次世代通信基盤法制としてのドイツ版電子私書箱法制-	行政&情報システム	6月号 30-35	2010年6月
判例評釈・市の発注した工事に関し談合をしたとされる業者らに対して市長が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使しないことが違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断に違法があるとされた事例(最 3 小判平 21・4・28 判時 2047号 113頁)	判例評論	616号 174頁	2010年6月
権利実現のための行政規制	長尾治助編『レクチャー消費者法(第5版)』法律文化社		2011年5月
ドイツ De-Mail サービス法案の概要-インターネット上の安全で信頼性ある通信基盤法制整備の試みとして-	情報ネットワーク・ローレビュー	第10巻 149-158頁	2011年8月
ドイツDe-Mailサービス法-安全で信頼性ある次世代通信基盤法制として	多賀谷一照・松本恒雄編『情報	2731-2741頁	2011年9月

の認証付メール私書箱法制-	ネットワークの法律実務』第一法規		
地方自治法 大都市特例関係条文解説	基本法コメントール 地方自治法	168-179 頁	2011 年 11 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
ドイツ De-Mail(市民ポータル)構想の概要と示唆	情報ネットワーク法学会研究大会研究報告	成城大学	2010 年 11 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

情報法に関わって、日本でも基盤的な次世代の法制度整備の参考となるドイツの法制度の研究を中心に進めたものを公表した。科研費研究に関わる基盤研究としての意味も持っているものであるが、当事者間の認証を行う eID の制度化・導入、安全で確実な電気通信基盤制度としての De-Mail 制度である。この分野では、重要な比較法的研究成果を公表することができた。

行政法プロパーの研究としては、若干の制度解説や判例評釈等を書くことができた。

III 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法過程論特殊講義	2
LS	公法系訴訟実務基礎	2
学部	行政法 I	4
	応用行政法	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	行政法過程論特殊講義	2
LS	対演行政法 2	2
学部	行政法 II	4
	応用行政法	2
	実定法入門	0.83

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

[教育活動の自己評価]

行政法関連の科目を連番で担当してきているが、教科書を指定しない授業方式がよいか

どうか、「レジュメとプレゼンテーションソフトを組み合わせる方法などについて、授業参観や授業アンケートを踏まえた教育改善の成果を組み込みつつある。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業参観には、行政法関連の科目に参加して、授業改善につなげつつある。

〔国際交流活動〕

平成 24 年度末に実施する予定であったドイツカッセル大学のアレクサンダーロスナゲル教授の講演会、研究会が体調不良のために中止となった。体調管理に留意することの重要性を実感した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会、日本地方自治学会、日本医事法学会、法とコンピュータ学会、情報ネットワーク法学会、日本消費者学会
学会等役員・編集委員	日本消費者学会理事
研究会活動	関西行政法研究会、官僚制研究会、司法 IT 研究会など

〔学外教育活動〕

2010 年度

新潟大学法学部 非常勤講師

名古屋経済大学 非常勤講師

甲南大学大学院法学研究科 広域副専攻センター 非常勤講師

2011 年度

名古屋経済大学 非常勤講師

甲南大学大学院法学研究科 非常勤講師

〔社会における活動〕

舞鶴市情報公開・個人情報保護審議会委員、尼崎市公文書公開・個人情報保護審議会委員、財団法人 日本データ通信協会・タイムビジネス信頼・安心認定制度諮問委員会委員、神戸市公正職務審査会委員、神戸市土地利用審査会委員、財団法人日本情報処理開発協会「電子認証等の民間制度・基盤の確立に関する委員会」委員、神戸市情報公開審査会委員など

Alexander, Ronni (国際協力政策・教授)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究テーマは主に二つを取り上げています。一つは、グアム島における基地問題で、ジェンダーの視点から分析を進めています。もう一つは、ポーポキ・ピース・プロジェクトの実践や東日本大震災後に始めた「ポーポキ友情物語」プロジェクトを通して、「記憶」/「記録」の表現や意味についての研究です。これらを含めて、「ボーダー」とは何かという大きな研究にまとめる予定です。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
The Gender Imperative: Human Security vs. State Security	共著	Routledge	2010年
Gender, War and Militarism	共著	Praeger	2010年
Philosophy After Hiroshima	共著	Cambridge Scholars Publishing	2010年
Development in an Insecure and Gendered World	共著	Ashgate	2011年
グローバル政治理論	共著	人文書院	2011年6月
ポーポキ友情物語 東日本大震災で生まれた私たちの平和の旅	単著	エピック社	2012年1月

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
ポーポキ、平和って、なに色？人権・平和教育の新しい試み	国際学学会	米国	2010年2月
軍事化された記憶～沖縄とグアムの場合	国際学学会	米国	2010年2月
グアム島における米軍基地反対活動	オセアニア国際学学会	ニュージーランド・オークランド大学	2010年7月
軍事化された記憶～太平洋島嶼国を中心に	グローバルランゲージ(地球語)として平和	東京・国際基督教大学	2010年11月
グアム島における軍事化された記憶	International Studies Association	カナダ	2011年3月
戦争と平和を批判的に表現する～	国際学学会	カナダモントリオール市	2011年3月
グアム島における基地問題～理論と実践	アジア太平洋平和研究学会	京都市立命館大学	2011年10月
2011.3.11 東日本大震災 ～ポーポキ友情物語を通して見えてきたもの～	部落解放研究第32回 兵庫県集会	城崎	2011年10月

ポーポキ友情物語プロジェクト ～共に明日へ	神戸大学ホームカミング ディ	神戸大学	2011年10月
--------------------------	-------------------	------	----------

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

時間との戦いの中で、国内外の研究会等を通じて、研究の焦点を絞ることができると思います。20年近くサバティカルなしですので、海外に言って、自分の研究を深めたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	社会問題自主研究（前・後）	単位数2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	社会問題自主研究（前・後）	単位数2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

この科目を受講する学生が少ない。論文指導はしますが、状況が厳しい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕 国際協力研究科にて行う。
上巻を参照。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本平和学会、日本国際政治学会、日本クイア学会、ISA PJSA
学会等役員・編集委員	日本平和学会 理事

〔社会における活動〕

ポーポキ・ピース・プロジェクトを通じて、多数。

准教授

青木 哲（民事手続法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

1 研究活動

不動産執行における執行債務者と不動産の所有者の関係について研究を行い、日本民事訴訟法学会において研究報告をした。関連して、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属している不動産に対する強制執行および民事保全の方法について、研究を行った。今後は、これらの問題についての研究を深めていきたい。

2 教育活動

学部の「民事訴訟法」の授業と法科大学院の「応用民事訴訟法」(A)の授業を行った。適切な事例を示して説明することを通じて、わかりやすい授業を目指した。また、それを通じて、自らの解釈論についての理解を深めた。今後は、適切な典型例と限界事例を示すことで、よりわかりやすく伝えられるよう工夫をしたい。

II 研究活動の内容と自己評価

[研究成果]

(論文)

論文名(執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
①原裁判所による特別抗告の却下	平成 21 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊 1398 号)	pp. 145-146	2010 年 4 月
②複数債権のうち一部の債権の全額弁済と開始時現存額主義の適用	速報判例解説(法学セミナー増刊)	No. 7 pp.331-334	2010 年 10 月
③不利益変更の禁止(1)——相殺の抗弁	民事訴訟法判例百選[第 4 版](別冊ジュリスト 201 号)	pp. 238-239	2010 年 10 月
④相続財産法人は養子縁組無効確認の訴えの原告となることができるか(積極)	私法判例リマックス	No. 42 pp.114-117	2011 年 2 月
⑤抵当権に基づく物上代位権の行使に対する中止命令	民事再生法判例の分析と展開(金融・商事判例増刊 1361 号)	pp. 74-75	2011 年 3 月
⑥権利能力のない社団における構成員の総有不動産に対する金銭執行の方法	金融法務事情	No. 1918 pp. 75-82	2012 年 3 月
⑦不動産執行における執行債務者と所有者の関係について	民事訴訟雑誌	No. 58 pp. 147-154	2012 年 3 月
⑧権利能力のない社団に対する強制執行の方法	民事執行・保全法判例百選(第 2 版)(別冊ジュリスト)	pp. 19-20	2012 年 3 月
⑨権利能力のない社団の債権者によ	判例セレクト	p. 27	2012 年 3 月

る第三者名義で登記された不動産の仮差押え	2011[II](法学教室 378 号別冊付録)		
----------------------	--------------------------	--	--

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
(a) 債務者の破産手続開始の決定後に物上保証人が複数の被担保債権のうちの一部の債権につきその全額を弁済した場合には、複数の被担保債権の全部が消滅していても、債権者は破産手続において上記弁済に係る債権を行使することができない。(最判平成 22 年 3 月 16 日民集 64 卷 2 号 523 頁)	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2010 年 5 月 21 日
(b) 訴訟追行を授権した者の当事者適格について	東京大学民事訴訟法研究会	東京大学	2010 年 6 月 12 日
(c) 信託財産と信託財産責任負担債務	新信託法研究会	はばたき総合法律事務所	2010 年 10 月 2 日
(d) 権利能力のない社団の不動産に対する金銭執行の方法	関西金融法務懇談会	住友ビル(大阪市中央区)	2010 年 11 月 13 日
(e) 不動産執行における執行債務者と所有者の関係について	財産管理科研の研究会	神戸大学	2011 年 2 月 21 日
(f) 不動産執行における執行債務者と所有者の関係について	東京大学民事訴訟法研究会	東京大学	2011 年 3 月 5 日
(g) 不動産執行における執行債務者と所有者の関係について	関西民事訴訟法研究会	エルおおさか(大阪市中央区)	2011 年 3 月 26 日
(h) 不動産執行における執行債務者と所有者の関係について	日本民事訴訟法学会	一橋大学	2011 年 5 月 14 日
(i) 第三者を登記名義人とする不動産の差押え・仮差押えについて	財産管理科研の研究会	神戸大学	2011 年 9 月 12 日
(j) 権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義を有する債権者が、当該社団の構成員全員に総有的に帰属し、当該社団のために第三者がその登記名義人とされている不動産に対して強制執行をしようとする場合における申立ての方法(最判平成 22 年 6 月 29 日民集 64 卷 4 号 1235 頁) 権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を有する債権者が、当該社団の構成員全員に総有的に帰属し、当該	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2012 年 1 月 20 日

社団のために第三者がその名義人とされている不動産に対して仮差押えをする場合における申立ての方法（最決平成 23 年 2 月 9 日民集 65 卷 2 号 665 頁）			
(k) 権利能力のない社団の不動産に対する強制執行と民事保全	日本民事訴訟法学会 関西支部研究会	堂島ビルヂング（大阪市北区）	2012年2月4日
(l) 受託者複数の信託における信託財産に属する財産に対する強制執行について	新信託法研究会	はばたき綜合法律事務所	2012年3月17日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

1 判決手続

(1) 相続人不存在の場合における養子縁組無効確認の訴えの原告適格について、④の判例評釈（大阪高判平成 21 年 5 月 15 日判時 2067 号 42 頁）を執筆した。

(2) 選定者の当事者適格と民法上の組合における組合員の当事者適格について、(b)の研究報告をした。

(3) 相殺の抗弁と不利益変更禁止原則について、③の判例解説（最判昭和 61 年 9 月 4 日判時 1215 号 47 頁）が公表された。

(4) 民事訴訟法の注釈書のうち、「抗告」の部分の執筆をした。

(5) 原裁判所による上告・特別上告・特別抗告の却下（原審却下）に関する①の判例解説（最決平成 21 年 6 月 30 日判時 2052 号 48 頁）が公表された。

2 執行・保全手続

(1) 不動産に対する金銭執行としての差押えおよび仮差押えにおいて、執行債務者名義の登記がされていることが必要とされることの根拠について研究を行った。その成果として、(e), (f), (g), (i)の研究報告を行った。また、日本民事訴訟法学会において(h)の研究報告を行い、⑦を執筆した。関連して、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属している不動産に対する強制執行および民事保全の方法について、研究と判例評釈（最判平成 22 年 6 月 29 日民集 64 卷 4 号 1235 頁および最決平成 23 年 2 月 9 日民集 65 卷 2 号 665 頁）を行った。その成果として、(d)の研究報告を行い、⑥を執筆した。また、(j), (k)の研究報告を行い、⑧, ⑨を執筆した。これらの研究によって、不動産執行において執行債務者と登記名義人とが一致することの必要性の根拠を明らかにするとともに、権利能力のない社団の構成員の総有に帰属する不動産に対して、第三者名義のままで強制執行や仮差押えの手続を開始する際に必要となる文書の意義を明らかにしようとした。

(2) 研究者と弁護士を構成員とする執行法制研究会（代表者：三木浩一慶應義塾大学教授）の調査として、ドイツにおける財産開示制度と動産執行（特に、インターネットを利用した競売）について、研究者および裁判官・執行官への聴き取り調査を行った。

3 倒産手続

(1) 開始時現存額主義の研究を行い、判例解説（最判平成 22 年 3 月 16 日民集 64 卷 2 号 523 頁）として、(a)の報告をし、②を執筆した。

(2) 抵当権に基づく物上代位権の行使に対する中止命令について、判例解説（大阪高決平成 16 年 12 月 10 日金商 1220 号 35 頁）として、⑤を執筆した。

4 信託法

研究者と実務家を構成員とする新信託法研究会（代表者：山田誠一教授）に参加し、平成18年に制定された信託法の理解を深めるとともに、信託財産に属する財産に対する強制執行について、(c)および(i)の研究報告を行った。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用民事訴訟法（A）	2
	民事法総合	0.13
	総合法律	0.53
学部	民事訴訟法	4
	社会分析基礎演習	2
	社会問題自主研究	1

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	応用民事訴訟法（A）	2
学部	民事訴訟法	4
	社会分析基礎演習	2

*院＝大学院科目，LS＝法科大学院科目，学部＝法学部専門科目，全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

1 「民事訴訟法」（学部）（2010年度前期，2011年度前期）

学部3・4年次生を対象に、判決手続のうち、複雑訴訟形態・上訴・再審を除く部分を扱った。授業においては、授業参観および授業アンケートの結果を踏まえ、制度の趣旨を詳しく説明し、具体例を挙げて説明するようにした。また、学期の途中に小テストを実施し、学生に復習の機会を与えるとともに、受講生の理解を確認するようにした。また、小テストと期末試験の答えは、簡単なコメントを付して希望者に返却した。

2 「応用民事訴訟法（A）」（LS）（2010年度前期，2011年度前期）

法科大学院の未修者コース2年次（2L）生を対象に、複雑訴訟形態・上訴・再審の部分を扱った。授業参観および授業アンケートの結果を踏まえ、制度の趣旨を詳しく説明し、具体例を挙げて説明するようにした。また、事前に配付するレジュメには、事例に簡単な質問を付けることで、授業参加者が予習をしやすいように配慮した。

3 「社会分析基礎演習」（学部）（2010年度後期，2011年度後期）

学部2年次生を対象とする演習形式の授業である。

2010年度は、授業参加者が、それぞれ裁判例を1つ選んで、その裁判例について調査・報告をした。複雑な法律問題を含む事件について、興味を持って取り組んでもらうことができた。

2011年度は、新カリキュラム（2011年度入学生から適用）で導入された「法解釈基礎」の授業を先取りする内容とした。法解釈と法律文書（答案）作成の基礎について説明し、授業参加者が与えられた課題について、実際に答案を作成した。

4 「社会問題自主研究」（学部）（2010年度後期）

学部学生による、政教分離に関する判例研究に、助言をした。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

相互授業参観の期間中、授業に参観し、参観を受けた（2010年度、2011年度）。教育改善・教員意見交換会に参加した（2010年度、2011年度）。これらの成果は、今後の授業の改善に役立てていきたい。

また、スタッフランチョンセミナーに参加した（2010年度、2011年度）。

〔国際交流活動〕

2011年10月18日と19日に、ドイツ（ケルン大学、ケルン区裁判所）にて、財産開示制度と動産執行について聴き取り調査を行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本民事訴訟法学会，日本私法学会
研究会活動	日本民事訴訟法学会関西支部研究会，関西民事訴訟法研究会，関西金融法務懇談会，神戸大学民法判例研究会，東京大学民事訴訟法研究会

〔学外教育活動〕

2011年度（後期）

岡山大学法学部 非常勤講師（「民事執行・保全法」）

安藤 馨（法哲学・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010年度10月に本研究科に赴任し、私にとって初めての教育機会を与えられることとなったため、報告対象期間に於ける研究教育活動に於いて、自身の教育活動の基盤を固める作業が極めて大きな割合を占めることとなった（その反面で、研究面については、その過程で行ったサーヴェイを含め、得るところは多かったものの、現段階ではその展開・公表に繋がっていないことは認めなければならない）。しかし、その甲斐があったというべきか、教育については一定の安心を以て実施できるようになった。研究面では、一般法理論を中心とする法概念論研究にひとまずの区切りをつけ、個々の諸概念の哲学的分析を対象とする法概念論分野に取り組み始めた。また、この関係で、自由意志論などの古典的な哲学的問題と法概念論に於けるその関わりについて研究作業を進めている。教育面については、今期に一定の時間資源を投入した講義準備を活用すべく、作成した講義ノートを概説的教科書の類として公刊することを視野に入れ作業を進めていく予定である。全体として

教育と研究の有機的連関を達成することが来期の課題だといえよう。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態 (共著者等)	出版機関名	発行年月
『経済政策のオルタナティブ・ヴィジョン』 「幸福・福利・効用」	共著	ナカニシヤ出版	2010年
『自由への問い 4 コミュニケーション:自由な情報空間とは何か』 「功利主義と自由——統治と監視の幸福な関係」	共著	岩波書店	2010年
『講座 人権論の再定位 第5巻』 「功利主義と人権」	共著	法律文化社	2010年

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「制度とその規範の正当化——帰結主義と社会規範の関係を巡って」	『新世代法政策学研究』	第8号 pp. 283-307	2010年
「論争する法哲学 (書評): 評者への応答」	『リスク社会と法: 法哲学年報2009』	pp.137-143	2010年
「功利主義からサンデルまでの長い話」	『法学セミナー』	第677号(2011/05) pp.10-13	2011年
書評 児玉聡 著『功利と直観: 英米倫理思想史入門』 (勁草書房 二〇一〇年)	『社会と倫理』	26号	2012年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
「統治理論としての功利主義」(統一シンポジウム口頭報告)	日本法哲学会 2011年度学術大会	一橋大学	2011年11月
「〈社会的なもの〉を社会学はいかに思考するか」(シンポジウム口頭報告)	第84回日本社会学学会大会	関西大学	2011年9月
「規範理論の再検討」(シンポジウム口頭報告)	立命館大学: 国際カンファレンス「カタストロフィと正義」	立命館大学	2012年3月
嶋津格『問いとしての〈正しさ〉: 法哲学の挑戦』(NTT出版、2011) 合評会	東京法哲学研究会	法政大学	2011年12月
児玉聡『功利と直観』(勁草書房、2010) 合評会	京都生命倫理研究会	京都女子大学	2011年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

これまで公表してきた研究結果が主として功利主義理論に関わるものであったこともあり、外部から期待されまた依頼される研究報告は、どうしても功利主義理論や分配的正義論に関わるものになりがちである。自身の研究活動においては、法概念論に一定期間注力し、一定の成果を得てはいるものの、著書としての公刊作業が滞りがちであることが、このことの遠因にあるので、今後はこの点を積極的に改善していくことを課題としたい。なお、私がこれまで主題的には取り組んで来なかった、責任や自由といった特定の規範的諸概念についての哲学的分析について取り組み始めたことをひとまずは自身の研究の展開として挙げておきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法文献研究	2
	現代の法哲学特別特殊講義	2
学部	現代の法哲学	2
	外書講読（英書）	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法文献研究	2
	現代の法哲学特別特殊講義	2
	法哲学特別特殊講義	4
学部	現代の法哲学	2
	外書講読（英書）	2
	法哲学	4

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

期間中に担当した科目のうち、講義を中心とする「現代の法哲学」と「法哲学」については、相当の時間資源を投入して準備を行うこととなった。特に学部学生にとっては難解になりがちな主題について一定の精確かつ包括的見通しを与える、という相反的要求をある程度まで満たすべく、講義ノートを充実させ（これは両科目を併せて 30 万字ほどのものである）、なおかつそれを学習資源として学生に（教科書・概説書の不在という状況を補正すべきものとして）提供し得たことは、一定の成果だと考える。初年度の授業評価アンケートに示された要望から、理解しやすさの向上を図るべく改訂を施し、講義時には講義ノートの理解を更に助けるべく更に説明を丁寧にし、かつ、例を挙げるなど具体的なものとなるよう心がけた（この際に相互授業参観に於いて得られた私の講義様態に対する他教員の感想は大いに参考になるものであった）。外書講読（英米法文献研究）では、英米法的文脈に於ける現代的法理学文献と古典的法理学文献の双方を教材として選択し、単なる英文読解に終わらせないように心がけたが（その事自体は授業アンケートから見るに学生から歓迎されているようではあるが）、なお一定の試行錯誤中である。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

本研究科で開催されているランチョンセミナーに複数回参加した。また、相互授業参観を行い、授業改善に取り入れた。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本法哲学会
学会等役員・編集委員	学術大会実施委員（日本法哲学会）
研究会活動	東京法哲学研究会・法理学研究会

飯田 秀総（商法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究については、株式買取請求権に関する助教論文の公表を開始することができ、一区切りをつけることができた。これまでの研究の成果の延長上で研究を発展させるとともに、新たなテーマへの取り組みを開始したい。

教育については、商法 I の講義を初めて担当した。特に会社法の基本をいかに分かりやすいロジックで伝えるかという課題に取り組んだ。試行錯誤を続けて、ベストなものを作り上げていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
会社法制見直しの視点	共著（大杉謙一、太田洋・森本大介、加藤貴仁、松井秀征、北川徹、太田洋・柴田寛子）	商事法務	2012年3月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
私法における法と経済学（単著）	法学教室	365号10頁	2011年2月
カネボウ少数株主損害賠償請求事件 最高裁判決の検討（単著）	商事法務	1923号4頁	2011年2月

会社法学習のための金商法入門(第6回・最終回)公開買付け・大量保有開示制度(単著)	法学教室	366号17頁	2011年3月
非対称的な発動基準の定めのあるライセンス・プランの導入の適法性(単著)	商事法務	1930号62頁	2011年4月
公開買付規制の改革—欧州型の義務的公開買付制度の退出権の考え方を導入すべきか—(単著)	商事法務	1933号14頁	2011年6月
2008年改正「多様な資産運用・調達機会の提供:プロ向け市場、ETF」について(研究報告記録)	大証金融商品取引法研究会	6号	2011年9月
判例紹介:株式買収の「公正な価格」決定—平成23年4月26日最高裁第三小法廷金融・商事判例1367号16頁(単著)	民商法雑誌	145巻3号390頁	2011年12月
トップ・アップ・オプションを用いた二段階買収の差止めが否定された事例(単著)	商事法務	1958号51頁	2012年2月
MBOを行う取締役の義務と第三者に対する責任(単著)	ジュリスト	1437号96頁	2012年2月
株式買収請求権の構造と買収価格算定の考慮要素(1)(単著)	法学協会雑誌	129巻3号505頁	2012年3月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名(発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
支配株主は従属会社を安く買収しているか?:企業買収における利益相反と株式買収請求権(研究報告)	GCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」<法の経済分析>研究会	北海道大学	2010年7月
非対称的な発動基準の定めのあるライセンス・プランの導入の適法性(研究報告)	神戸大学商事法研究会	神戸大学	2010年12月
企業再編における株式買収請求権の機能と買収価格の考慮要素(研究報告)	法の経済分析ワークショップ	学習院大学	2011年1月
2008年改正「多様な資産運用・調達機会の提供:プロ向け市場、ETF」について(研究報告)	大証金融商品取引法研究会	大阪証券取引所	2011年4月
トップ・アップ・オプションを用いた二段階買収の差止めが否定された事例(研究報告)	神戸大学商事法研究会	神戸大学	2011年10月
MBOを行う取締役の義務と第三者に対する責任(研究報告)	東京大学商法研究会	東京大学	2011年10月

会社法における株式価値の捉え方～株式買取請求権と市場価格（研究報告）	企業立法研究会	神戸大学	2012年2月
------------------------------------	---------	------	---------

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

企業買収に関する会社法・金融商品取引法上の問題についての研究を主に行った。株式買取請求権と公開買付けについて、解釈論・立法論上の課題についての研究を進めた。この分野における法的規整を論じるには、各制度のみに特化した解釈論を展開するには限界があり、諸制度の制度補完性を考慮に入れて、包括的に議論を行う必要がある。上記の諸論文においては、その基礎的な作業として、現在の解釈論はどのようなものであるか、どのような問題を抱えているか、立法論として考慮すべき要素は何かを検討している。今後は、さらに、比較法の対象を広げつつ、法的規律の整理を包括的に提言することが課題である。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	金融商品取引法	2
	英米法文献研究	2
学部	外国書講読	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	英米法文献研究	2
学部	外国書講読（英米法）	2
	商法 I	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

金融商品取引法・商法 I については、網羅的に基本を見直し、分かりやすく伝えることに注意を払った。しかし、情報量が多すぎたことと、学生の理解度がよくわからなかったこともあり、進度が速すぎた面があった。授業アンケートの結果をふまえて、より基本的な問題に情報を集中し、学生の理解の徹底を図るように改善を試みたい。

外国書講読については、会社法を履修したことのない学生が多数いる中で、会社法のアメリカ・イギリスの文献を読んだ。文章のエッセンスの把握を中心に行ったが、授業アンケートによれば、学生にとっては分量の多さに挫折しかけた者も少なくなかった。そこで、分量を減らして精読する回を何度か実施した。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

相互授業参観、及び、スタッフ・ランチョンセミナーに毎回参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日本海法学会、法と経済学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、企業立法研究会、東京大学商法研究会、京都大学商法研究会、大証金融商品取引法研究会

池田 公博（刑事手続法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、2008 年以降関心の対象としている司法取引に関する問題について引き続き検討を加え、成果を得ることができた一方で、電磁的記録物の収集保全、あるいはその証拠としての利用について検討を加える機会があった。いずれも、刑事司法制度が現状において抱える重要な課題に関わるものであり、対象年度における業績はその成果である。これを端緒としてさらなる研究の深化を目指したい。

教育面では、引き続き、学部の刑事訴訟法の講義、および法科大学院における対話型演習を担当したほか、2011 年度に、ヨーロッパ法の一部（欧州における刑事司法協力）を、また、学部の 2 年次生を対象として、法律解釈の実践を主眼とする少人数授業を、それぞれ担当した。とりわけ後者は、新しい試みによるものであり、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
ドイツの刑事裁判と合意手続（単著）	刑事法ジャーナル	22 号 23-31 頁	2010 年 5 月
写真・ビデオ撮影（単著）	法学教室	364 号 10-14 頁	2011 年 1 月
犯行状況等の再現結果を記録した実況見分調書（単著）	刑事訴訟法判例百選〔第 9 版〕	別冊ジュリスト 203 号 180-181 頁	2011 年 3 月
電磁的記録を含む証拠の収集・保全に向けた手続の整備（単著）	ジュリスト	1431 号 78-84 頁	2011 年 10 月
韓国の国民参与裁判の実情（井上正仁教授らと共著）	ジュリスト	1435 号 98-105 頁	2011 年 12 月
共犯者の供述による立証（単著）	三井誠先生古稀祝賀論文集	629-658 頁	2012 年 1 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
即決裁判における上訴制限の合憲性	神戸大学判例刑事法研究会	神戸大学	2011年6月
宅配便内容物のエックス線検査	東京大学刑事判例研究会	東京大学	2011年12月
プレス自由と取材源秘匿—コメント	ドイツ憲法判例研究会	専修大学	2011年12月
共同研究「自白の証拠能力」	日本刑法学会関西部会冬季例会	大学コンソーシアム京都	2012年1月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

前期から引き続き、司法取引とそれに関連して問題となる事項について中心的に検討を加え、一定の成果を挙げることができた。これに関連する、「自白の証拠能力」と題する研究報告の成果も、2012年度中に「刑法雑誌」において公刊の予定である。司法取引、捜査協力といった分野については、なお議論が緒に就いたばかりであるため、次期においても、これまでの成果を踏まえつつ、ある程度体系的なとりまとめを行うことも視野に入れて研究を継続したい。

並行して、写真データや、電子計算機等の電磁的記録を含む証拠の取扱いについて検討を加える機会を得た。有体物を規律の標準とする従来の捜査法、証拠法との関係で、困難な検討を必要とする問題を多く含んでおり、そうであるがゆえに、執筆の過程では基本的な制度や概念の理解を問われることとなった。電子機器の利用が日常生活に根付いてから相当期間が経過しているものの、刑事司法制度を規律する概念等には、必ずしもそのような状況に対応したものとはいえない部分が残る。今後もあるべき規律を検討するべく、立法論も含めて研究を継続していく必要がある。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続法 (2クラス)	4
学部	刑事訴訟法	4
	社会分析基礎演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習刑事手続法 (2クラス)	4
	ヨーロッパ法	0.4
学部	刑事訴訟法	4
	社会分析基礎演習	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部では、「刑事訴訟法」の講義を担当した。対象年度においては、講義終了時に次回講義で使用するレジュメを配布し、受講生の予習の便宜を図っている。アンケートを通じ、この授業ほど予習が大事であると感じた授業はない、あるいは、レジュメが予習の役に立った、といった感想が寄せられており、所期の目的が果たされたものと考えている。また、授業参観を通じて、他の教員が、各種の映像機器を使用することによりわかりやすい授業を心がけ、かつ実践されていることを知り、レジュメの記載において、ナンバリングを整理したり、あるいは余白の大きさを工夫するなどして、講義と視覚情報のバランスをとることを意識している。

他方で、学部の少人数講義として、2009年度から引き続き、対象年度を通じて、2年次生を対象とする「社会分析基礎演習」を担当した。これは、「文部科学省質の高い大学教育推進プログラム」として実施された、「21世紀型市民としての法学士養成計画」の一部として行われたもので、2010年度までは、学生の自発的な提案に基づいて、問題の調査、分析および課題解決に向けた提案の作成、そして文章によって一連の作業を表現することを主眼としてきた。しかしその後、当然のことかもしれないが、プレゼンテーション等を優秀に行う能力が、必ずしも高度の法的分析能力を担保するものではないことに気付かされる機会があった。確かに、法学部において習得することのできる能力は多様であり、その意義を否定するものではないが、法学部で実定法学を中心に学んだ学生が、文章により実定法の解釈論を展開する能力を有するに至らないことは、その他の能力の習得によって補われてよい問題ではなかろう。そのような考えから、学生の法的分析力および文章表現力を涵養するため、2011年度の「社会分析基礎演習」は、法律解釈論による解決を必要とする問題を含む事例を素材とし、条文をはじめとする、一般的に妥当するルールの内容を解釈した上で、これを事案に適用して一定の結論を得る、という作業を繰り返し実践する内容に改めて実施した。その成果は、現時点で必ずしも明らかではなく、受講生の反応も様々ではあるが、現在の法学部学生のニーズに応える授業を提供できているのではないかと考えている。なお、2011年度入学生から適用されている法学部規則において、上記のコンセプトに基づく演習は、「法解釈基礎」との科目名により実施されており、私も、2012年度において引き続き担当している。

次に、法科大学院において担当している対話型演習刑事手続法は、授業の進め方が確立してきた。具体的には、1学期をかけて行なわれる2単位の授業全体を、13の単位についての講義および2回の小テストに分けたうえで、各単元の講義を次のような3つの部分に分けて行うこととしている。すなわち、①制度の概要、およびその趣旨や問題となる点の確認（5ないし10分程度）、②ケースブックを使用し、具体的な問題点を題材とし、これに関する学生との質疑を通じた検討（90分程度）、③以上を踏まえての問題点の整理（5分程度）というものである。授業アンケートの結果として、2010年度は、1組4.38、2組4.39と、研究者教員が担当する2年次生対象の必修科目の中で、対話型演習契約法Ⅱと並んで両クラスとも最高の評点を与えられ、また2011年度は、1組4.73、2組4.77と、上記趣旨においていずれのクラスにおいても最高の評点を与えられた。今後も学生の意向を踏まえつつも、その理解および能力の向上に資するべく、授業方法・内容の改善に取り組むこととしたい。

また、本講義は、対象年度（2010年度）において実施された外部評価に際し、評価委員による授業参観の対象となり、その後、「神戸大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書（2011年3月）」（以下「報告書」という）を通じて評価委員の方から、授業のあり方（進め方のみならず内容の如何にわたる部分もある）に関するご指摘をいただいた。その多くは、批判にわたる部分も含め真摯に受け止めている。しかし、評価委員の1人である野呂雅之氏による評価については、特に注意すべき内容を含むため、応答の趣旨で一言しておきたい。

評価委員の授業参観を受けたのは、およそ10分間であり、その10分間の授業では、あ

る単元（具体的には、訴因変更の可否）に関する問題点の整理（上記の授業の構成では、③にあたる）が行なわれ、続けて次の単元（同じく、公判前整理手続、とりわけ証拠開示）に関する制度の概要、およびその趣旨や問題となる点の確認（上記の授業の構成では、①にあたる）が行なわれた。そのため、参観を受けた10分間の授業では、学生との対話による論点の掘り下げは行なわれず、評価委員の指摘には、授業方法に関して、対話による進行が予想に反して少ないとするものがあり、野呂氏も、その趣旨のことを述べている。しかし野呂氏はさらに進んで、「司法試験に合格するには疑問をもつようなことはせず、ひたすら知識を詰め込むことが必要なのはわかる。教官が公判前整理手続^{ママ}について論点を説明したりすると、逆に余計なことをするなど学生は反発するかもしれない」（報告書41頁）とし、加えて、授業の印象として、「ロースクールとは悪く言えば職業訓練校だなというような思いを非常にまた強くした」（報告書63頁）と述べている。

野呂氏のこうした表現からは、野呂氏が参観した授業科目だけでなく、本学法科大学院の授業科目のいずれにおいても、授業に出席する学生が唯々諾々と知識を詰め込まれ続けているとの印象が生じよう。しかし、上記の通り、授業の参観は10分間であったこと、および、参観された授業は学生との対話によって進行する部分（授業時間の85～90%が当てられている）とそうでない部分（同じく、おおむね10～15%が当てられている）とがあり、参観されたのはちょうどその学生との対話によって進行するのではない部分であったことから、そのような印象は、本法科大学院のすべての授業について直ちに妥当するものではなく、また、私の授業との関係でも、事実を反映していない。このような意味において、野呂氏の評価は、慎重に避けるべき過度の一般化を伴っていて、その結果本学法科大学院に対して、否定的な方向に歪んだ評価を述べるものであり、その文面通り受け取られてはならないものであると言わなければならない。同じ授業を参観されたその他の評価委員の方々が、野呂氏のような一般的な表現をとられていない中で、野呂氏一人が、私の授業及び本学法科大学院に対する否定的な評価を断定的に示されていることも、野呂氏の評価がどのような意義を持つかを考える際には、併せて考慮されるべきであろう。

なお、野呂氏は、報告書の他の箇所において、自身の知見や取材経験に基づいて、私の授業内容に意見を述べておられるが、参観した部分以外の授業の内容がどのようなものであるかについて関心を持つとする姿勢が感じられない方からの意見にしたがう理由は見当たらない。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

学部・大学院を通じ、授業相互参観に参加した（2010・2011年度）。

ランチョン・スタッフセミナーに参加した（2010・2011年度）。

法科大学院の教育改善に向けた意見交換会に出席した（2010・2011年度）。

〔国際交流活動〕

科学研究費基盤研究（B）「西欧の素人裁判官による陪参審制度評価の調査—市民の司法参加の正統性基盤—」（研究代表者・尾崎一郎北海道大学教授）の研究分担者として、ベルギー王国ブリュッセル市、アントワープ市およびトンゲレン市等において、ベルギー陪参審制度に関する現地調査を行った（2011年3月、10月、2012年3月）。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	神戸大学判例刑事法研究会、東京大学刑事判例研究会、同志社大学刑事手続法研究会、大阪地裁刑事実務研究会

池田 千鶴（経済法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この2年間のうち、とくに教育・研究面で重要な出来事は、2010年7月14日から2011年9月1日まで、神戸大学若手教員長期海外派遣制度による支援を受けて、米国ワシントン DC にあるジョージタウン大学ローセンターにて、客員研究員として在外研究を行い、また米国における反トラスト法の授業やゼミに参加して、彼の地における教育手法を間近で見る機会を得たことである。また、2011年5月23日から7月29日の2か月強の間、連邦取引委員会の国際課でインターンをする貴重な機会を得たことも、今後の研究・教育活動に活かされると思われる。今後は、在外研究中に得た着想を具体的な研究成果に結びつけるべく、着実に研究を進めていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
不当な取引制限における意思の連絡—郵政省郵便区分機談合事件審決取消請求訴訟差戻審判決	平成 21 年度重要判例解説	272～274 頁	2010 年 4 月
製鉄会社間の合併の競争制限効果と問題解消措	経済法判例・審決百選		2010 年 4 月
企業結合規制（審査手続及び審査基準）の見直し	公正取引	729 号 11～19 頁	2011 年 7 月
米国における競争法と知的財産権—競争法と知的財産権とが交錯する分野における米国法とその展開（翻訳）	公正取引	731 号 24～31 頁	2011 年 9 月
独占禁止法判例研究会（21）独占禁止法に基づく差止請求と競合避止義務違反の告知による競争者に対する取引妨害：ドライアイス取引妨害事件 [東京地裁平成 23・3・30 決定]	NBL	971 号 84～92 頁	2012 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
-------------	-------	------	------

ハマナカ毛糸の再販売価格拘束事件の審判請求棄却審決 [平成 22・6・9]	大阪弁護士会独禁法実務研究会	大阪弁護士会館	2010年6月24日
イノベーション競争と企業結合規制について—Genzyme/Novazyme 買収事件の FTC による審査打ちりのケース (2004年)—	独禁法研究会	大阪倶楽部	2011年11月5日
独占禁止法に基づく差止請求と競争回避義務違反の告知による競争者に対する取引妨害：ドライアイス取引妨害事件 [東京地裁平成 23・3・30 決定]	独占禁止法判例研究会	神戸大学	2011年12月11日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間に、2010年7月14日から2011年9月1日まで、米国ワシントンDCにあるジョージタウン大学ローセンターにて、客員研究員として在外研究を行ったほか、5本の論文や評釈、翻訳を公表し、主な研究報告を3回行った。在外研究中に得た着想についてさらに研究を進め、具体的な研究成果に結び付けていきたい。

なお、「イノベーションが重要な市場における企業結合規制のあり方に関する総合的研究」というテーマで、科学研究費補助金（若手研究（B）, 平成23年度～平成26年度）を得ている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	ヨーロッパ法	0.53 (4/30)
学部	1年次演習	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	R&Wゼミ経済法	2
学部	経済法	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

学部・法科大学院の講義科目では、シラバスに記した授業計画に沿って、総合的な理解に資するよう、詳しく講義するとともに、学生の理解に資するようレジュメを作成・配布し、適切な資料を選んで追加配布した。また、学部・法科大学院の少人数教育では、学生の個性や習熟度に合わせて、適切に指導するように心がけた。また、授業後やオフィスアワーにおいて、学生からの質問に応じた。R&Wゼミ経済法では、これまでの授業経験やアンケート結果を踏まえて、ゼミのやり方を改善し、学生がより着実に基礎的な知識を定着させ、その知識を活かして個別事案を分析する能力を高めることができるように工夫した。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

学内の FD 活動に積極的に参加した。

〔国際交流活動〕

2010 年 7 月 14 日から 2011 年 9 月 1 日まで、神戸大学若手教員長期海外派遣制度による支援を受けて、米国ワシントン DC にあるジョージタウン大学ローセンターにて、客員研究員として在外研究を行った。受入教授である Howard Shelanski 教授や、Steven C. Salop 教授、Robert Pitofsky 教授の反トラスト法の授業やゼミに出席して、最新の知見を得た。また、2011 年 5 月 23 日から 7 月 29 日の 2 か月強の間、連邦取引委員会でインターンをする貴重な機会を得た。国際課に所属し、国際的な競争法の執行の現場や競争当局間の国際交流を間近に見ることができ、大変有益な機会であった。また、私の在外研究中に、同時期にアメリカン大学で在外研究をされておられた Paul Nihoul 教授（ルーヴァン・カトリック大学）とも知己を得て、EU 競争法研究者が参加する学会 ASCOLA をご紹介いただいた。

また、2011 年 3 月 6 日には、神戸大学大学院法学研究科と経済学研究科の連携プロジェクト「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（代表：泉水文雄教授）の活動として、「グローバル経済における知的財産法と競争法の相互補完—The Interface between IP Law and Competition Law in the Globalized Economy—」というテーマで国際シンポジウムを開催し、当日のシンポジウムの司会進行を務めた他、当日のゲストスピーカーである連邦取引委員会国際部 IP&国際反トラスト顧問 Dina Kallay 氏の招聘に尽力した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	経済法学会，国際経済法学会
研究会活動	独禁法研究会，関西経済法研究会，独占禁止法判例研究会

〔社会における活動〕

神戸市特定調達調査委員会（2012. 1 から）

明石市入札監視委員会委員（2010. 7 まで）

総務省情報通信行政・郵政行政審議会電気通信番号委員会専門員（再任）

興津 征雄（行政法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では初の単著を刊行したこと，教育面では法科大学院で初めて単独授業を担当したことが，今期中の特筆すべき出来事であった。詳しくはそれぞれの項目を参照されたい。

学内外における業務上の負担は、大きく増えることも、大きく減ることもなく、小康状態を保っているけれども、FR前号に記したとおり「いかにして自分なりの問題関心を保持し続け、それに沿って一貫した研究活動を遂行できるかどうか」は依然として大きな課題として残ったままである。特に最近、学生向けの書き物を“短く”“簡単に”“わかりやすく”書くことを条件に依頼されることが多く、結果として、自己の内発的な関心を発展させることにもならなければ、新たな問題の発見にもつながらないようなものばかりが増えてきてしまった。今後は、依頼原稿については、脚注を付すことができないもの、または、自己の見解の表明が期待されていないものは、できるだけセーブする方針を採りたいと思う。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
違法是正と判決効——行政訴訟の機能と構造	単著	弘文堂	2010年7月
条解行政情報関連三法	共著	弘文堂	2011年11月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
第一種市街地再開発事業の事業計画の処分性	自治研究	86巻6号145-161頁	2010年6月
取消判決の効力	法学教室	360号26-30頁	2010年9月
違憲審査における確認訴訟の意義	法学セミナー	674号23-25頁	2011年2月
行政裁判法典の改正——行政裁判所における論告担当官および口頭弁論期日の進行に関する2009年1月7日のデクレ第14号、行政裁判所の管轄配分および運営に関する2011年2月22日のデクレ第164号	日仏法学	26号144-150頁	2011年7月
特許付与・無効審判・侵害訴訟——行政法学的分析——	日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告30号『審判及び関連する制度の研究（中間報告）』 パテント64巻別冊6号	64巻別冊6号1-18頁	2011年7月
医師優遇税制と修正申告——概算経費を選択した医師の修正申告における実額経費への変更の可否	租税判例百選〔第5版〕（別冊ジュリスト207号）	186-187頁	2011年11月
検察審査会の起訴議決に対する行政事件訴訟の可否	判例セレクト	5頁	2012年3月
	2011-II（法学教		

	室 378 号別冊付録)		
抗告訴訟における第三者の出訴可能性と処分性——相対的行政処分概念の示唆するもの	高木光ほか編『行政法学の未来に向けて——阿部泰隆先生古稀記念』（有斐閣）	655-672 頁	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
特許付与・無効審判・侵害訴訟——行政法的分析——	日本弁理士会中央知的財産研究所関西支部「審判及び関連する制度の研究」	日本弁理士会近畿支部室	2010 年 5 月
特許付与作用および特許無効審判の行政法上の位置づけ——特許権侵害訴訟とのダブルトラック問題に寄せて——	関西行政法研究会	大阪学院大学	2010 年 11 月
Les pouvoirs administratifs d'investigation au Japon - un aperçu	23ème Session du Séminaire de droit public comparé, européen et global	Sciences Po, Paris	2011 年 2 月
L'organisation des grandes agglomérations japonaises	La France intercommunale : La communautarisation des territoires à la lumière de la loi du 16 décembre 2010	パリ 東部マルヌ・ラ・ヴァレ大学	2011 年 4 月
圏央道高尾山トンネル・八王子南 IC 等事業認定・収用裁決取消訴訟	行政判例研究会	第一法規 (株)	2011 年 10 月
行政救済制度改革の展望 ～行政事件訴訟法と行政不服審査法～	日本自治学会分科会 E	岡山大学津島キャンパス	2011 年 11 月
行政作用としての特許権発生と特許無効——特許法 104 条の 3 の法ドグマ——	北海道大学大学院法学研究科グローバル COE シンポジウム “特許審判・審決取消訴訟手続と行政法学”	北海道大学	2012 年 1 月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

2010 年度はそれまでの研究成果を体系化し公表することに力を注ぎ、初の単著『違法是正と判決効——行政訴訟の機能と構造』を上梓することができた。この著書においては、抗告訴訟を中心とする行政訴訟の機能と構造を分析し、抗告訴訟を《違法判断+是正措置(救済)》の二重構造で捉える視点を提示した。また、この視点から取消訴訟と義務付け訴

訟の関係を検討し、いくつかの解釈論および立法論を提示した。なお、同書については、東京大学公法研究会において書評会を企画していただき（2011年3月8日）、参加者（特に太田匡彦教授（東京大学）と木庭頭教授（同））からきわめて厳しい批判を受けた。そのすべてに応答することは研究者人生のすべてをかけても恐らくかなわないと思うが、いただいた指摘を今後の糧にしていきたい。身に余るコメントをくださった書評報告者の山本隆司教授（東京大学）にもあわせて、感謝申し上げたい。

この著書刊行後に公表した2本の論考において、著書において示された判決の効力に関する成果をコンパクトにまとめるとともに（「取消判決の効力」）、著書においては十分に検討することができなかった当事者訴訟の位置づけについて一定の見通しを示した（「違憲審査における確認訴訟の意義」）。「第一種市街地再開発事業の事業計画の処分性」および「抗告訴訟における第三者の出訴可能性と処分性——相対的行政処分概念の示唆するもの」は、同書で得られた視点を処分性という新たな問題に応用しようとするものである。

2009年9月から2011年8月まで日本弁理士会中央知的財産研究所「審判及び関連する制度の研究」研究部会に研究員として参加し、その成果として「特許付与・無効審判・侵害訴訟——行政法学的分析——」を公表した。これは、東京大学大学院在学中に研究会で報告したきり原稿が公表できていなかった最判平成12・4・11民集54巻4号1368頁（いわゆるキルビー判決）の評釈が、約10年ぶりに日の目を見たという意味をも持つ。同部会の座長を務められ、参加をお褒めいただいた鈴木将文教授（名古屋大学）および鈴木教授への紹介の労を執ってくださった小島立准教授（九州大学）に、この場を借りて御礼申し上げる。なお、北大GCOEシンポジウムにおける「行政作用としての特許権発生と特許無効——特許法104条の3の法ドグマーティク——」と題する報告は、前掲「特許付与・無効審判・侵害訴訟」を見咎めて逸早くご連絡くださった田村善之教授（北海道大学）のお誘いで実現したものであり（田村教授とはその際のやり取りが初めてであった）、その内容は、大幅に加筆したうえで、『知的財産法政策学研究』38号（2012年6月）に掲載された。田村教授にも謝意を表したい。

以上のとおり、単著刊行後の研究は、処分性に関するものと、特許法に関するものに分かれているが、今後は、他の個別法分野（例えば都市法・土地法）をも含めて、これを行政行為（行政処分）の効果・効力という観点から体系化する作業に取り組みたい。

これらとは別系統の仕事であるが、今期中に日本の行政法・地方自治法についてフランス語で報告する機会を与えられ、またフランスの大学で授業をする機会を得た（V参照）のは、またとない経験となった。自国法を外国人に理解できるように説明するためには、語学力の研鑽もさることながら、ふだん当たり前と思って気にも留めないようなところをこそ丁寧に解きほぐす必要があり、自国法の新たな理解にもつながるものがあつた。今後も機会を捉えてチャレンジを続けたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習行政法Ⅱ	2
	ヨーロッパ法	0.4
	対話型演習総合法律（2クラス）	0.8
学部	行政法Ⅱ	4
	行政法応用演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	フランス法文献研究	2
LS	対話型演習行政法 I	2
	ヨーロッパ法	0.52
	対話型演習総合法律	0.4
学部	1 年次演習	2
	行政法 I	4
	外書講読 (仏書)	2
全学	社会科学のフロンティア	0.14

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2010 年度後期に初めて法科大学院の授業を単独で担当し (対話型演習行政法 II), 2011 年度前期も別の科目を担当して (対話型演習行政法 I), 法科大学院 2 L における行政法教育を一回り経験できたことが, 今期中の教育活動における最大の成果であった。両学期とも, 中川丈久教授作成の膨大な判例教材を用い, 基礎知識の体系的な伝達とともに個別事例に即した紛争解決という法曹実務家としての基礎的能力の養成にも心を砕いた。また, 両学期とも, ファカルティ・ディヴェロップメントの一環として, 中川教授の担当された別クラスの授業を時間の許す限り参観し, 自らの授業運営に反映させた。なお, 中川教授の行政法理論に初めて体系的に接触することができたことは, 研究面でも裨益するところが大きかった。

学部では, 2010 年度前期に 2 回目となる行政法応用演習を担当した。前年度担当時の反省点 (FR 前号参照) を踏まえ, “一人一回は発言して帰ること” をルールとし, また学生の発言に対しては根拠を尋ねるなどこちらから積極的な問いかけを行った。教材 (高木光=高橋滋=人見剛『行政法事例演習教材』有斐閣 (2009 年)) の難易度がやや適切ではなかった感が残るものの, 熱心な履修者に恵まれたこともあり, 結果としては大成功であったと自己評価している。同じ演習を 2 年続けて担当したことにより, 自分なりの演習運営方法が見えかけた矢先でもあったが, 2004 年カリキュラムがこの年で終了し, 行政法応用演習の授業も廃止となってしまったのはきわめて残念であった。

その代わり, 2011 年度前期に 1 年次演習を初めて担当し, 低年次教育の意義と問題点を実感することができた。すなわち, 意義としては, 入学直後の数ヶ月間に教員との距離が近いところでインテンシヴな教育を受けることの効用は決して過小評価されるべきではなく, 運営方法には改善の余地があるとしても制度自体は維持されるべきことを感じた。それに対し, 問題点としては, 希望を出したうえで抽選でクラスを振り分けられることとなるため, 学生によってはモチベーションを維持するのが難しいこと, また, 授業時間に比して提供すべきとされる内容が多く, 消化不良になりがちなことがある。2012 年前期も 1 年次演習を担当しているが, これらの反省を活かして授業方法の改善を試みている。なお, 低年次教育はこれさえ教えておけば大丈夫という定番カリキュラムが存在せず, 実際に学生を教える中で試行錯誤をくり返す性質のものであるため, その充実化のためにはなるべく多くの教員が教育経験を共有することが望ましく, 1 年次演習の担当が特定の層の教員 (特にシニア准教授) に集中しないような制度的配慮が望まれる。

2011 年度後期に担当した行政法 I では, これまでの授業アンケートで寄せられた要望 (学生の理解度を把握しながら授業をしてほしい, ペースメーカーとして中間テストやレポートを課してほしい) を踏まえ, テークホーム式の中間テストを実施し, 最終成績に反映さ

せた。学生にとっても事例問題に取り組む機会が得られ、教員としても学生の学習状況やつまづきやすいところを把握することができ、有益だったと思う。

2011年度後期には全学共通教育科目「社会科学のフロンティア」をオムニバスで1コマだけ担当した。それはよいのだが、学部教務委員長の指名により授業全体の取りまとめを務めることになり、一部の他部局教員との折衝に大いに難渋したため、授業負担以上に徒労感のみが残った。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

教員相互授業参観、法科大学院教育改善・教員意見交換会、スタッフランチョンセミナーに随時参加した。中川教授担当の対話型演習行政法Ⅱ（2010年度後期）および対話型演習行政法Ⅰ（2011年度前期）をほぼ毎回参観した（Ⅲ参照）。

なお、2011年度は、法学研究科僚友会幹事として、スタッフランチョンセミナーを3回企画し、司会を務めた。報告をお引き受けいただいた赤坂正浩名誉教授、田中洋准教授および飯田秀総准教授に御礼を申し上げる。

〔国際交流活動〕

2011年2月、フランス出張（都市法に関する調査および日本の行政調査に関する報告のため）

2011年4月、フランス出張（日本の大都市法制に関する報告のため）

2011年8月～9月、アメリカ合衆国出張（行政法に関する調査のため）

2012年3月、フランス出張（パリ第13大学における日本行政法に関する講義のため）

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会，日仏法学会，Association française pour la recherche en droit administratif
研究会活動	行政判例研究会，フランス行政法研究会，関西行政法研究会，東京大学公法研究会・公法判例研究会

〔学外教育活動〕

2011年度

パリ第13大学 招聘教授

〔社会における活動〕

神戸市情報公開審査会委員（2011年10月～）

三木市情報公開審査会委員・個人情報保護審査会委員（2011年7月～）

明石市情報公開審査会委員・個人情報保護審議会委員（2011年4月～）

消費者庁貴金属等の訪問買取りに関する研究会委員（2011年7月～12月）

日本弁理士会中央知的財産研究所研究員（「審判及び関連する制度の研究」研究部会）（2009年9月～2011年8月）

小野 博司（日本法史・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

本学には2011年4月1日付で着任した。

研究活動については、以前から取り組んでいる戦前の行政裁判制度改革に関する研究を継続して行った。また、2009年度から3年間分担者として参加していた公衆衛生法制に関する科研との関係で戦前の公衆衛生法制に関する研究も継続して行った。一方新たに戦時期の法と法学に関する研究会に参加し、それに関する研究も開始した。教育活動については、正直前任校との学生気質の違いに戸惑ったこともあり、授業の進め方や説明の仕方、配布するレジュメについてこれまでのやり方を大幅に見直すことになった。今後は、研究活動については現在取り組んでいるテーマの完成を、教育活動についてはより充実した授業の展開を目指したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
学界回顧（日本法制史・近代）	法律時報	1029号・312～313頁	2010年12月
明治30年代の行政裁判法改正事業の意義	四天王寺大学紀要	51号・37～66頁	2011年3月
戦時期の行政裁判所	四天王寺大学紀要	52号・225～263頁	2011年9月
学界回顧（日本法制史・近代）	法律時報	1041号・318～319頁	2011年12月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
山脇長官期の行政裁判所	法制史学会近畿部会	京都大学	2010年11月
日本における法治主義の崩壊	戦時法史研究会	一橋大学	2011年1月
戦時期の行政裁判所	戦時法史研究会	主婦会館プラザエフ	2011年5月
美濃部達吉・杉村章三郎	戦時法史研究会	上智大学	2011年10月
1937年保健所法の制定	公衆衛生科学研究会	同志社大学	2011年12月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

前記Iで記した研究テーマの完成に向けて、自ら収集した資料も使用した学術論文の執筆およびそれに基づく研究報告ができたので着実に成果をあげることができたと思う。しかし前任校に比べ授業負担や委員会活動なども少なくかなりの時間的余裕もできたことを

鑑みれば、もう少し成果をあげることができたのではないかと反省している。また公衆衛生法制に関する科研の成果を学術論文として発表できなかったことは大いに反省している。今後は、当該期間に開始した戦時期の法と法学に関する研究とともに、これまでは研究があまり拡散しないようにと考え、以前に手を付けたもののその後進めてこなかった法学史や植民地法史の分野の研究も積極的に行っていきたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本法史特別特殊講義	4
	英米法文献研究	2
学部	日本法史	4
	外国書講読（英書）	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2011 年 4 月に赴任したばかりで学生の気質や能力を掴み兼ねたこともあり、受講生が期待する授業を必ずしも十分には行うことはできなかったと思う。そのため授業アンケートでも厳しい意見が見られ、授業の進度・説明の仕方・配布資料について大いに改善が必要であることを認識した。2012 年度は前年度の課題を踏まえて授業のやり方を大幅に変更した。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

教員相互の授業参観活動に参加し、いくつかの授業を参観した。

〔国際交流活動〕

2012 年 3 月 公衆衛生行政に関する聞き取りおよび資料調査（中華民国）

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	法制史学会
研究会活動	日本近代法制史研究会、近代法学史研究会、戦時法史研究会

〔学外教育活動〕

2011 年度

大阪市立大学 非常勤講師

四天王寺大学 非常勤講師

近畿大学通信教育部 非常勤講師

木下 昌彦（憲法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010年2月に東京大学に提出した助教論文は、財産権や統治権といった伝統的な法概念に対する脱構築的な解体を試みるものであったが、その後続くべき、構築的な議論、新たな世界観の提示が同論文では十分に描けておらず、その問題に悩み続けた2010年、2011年度であった。そのようななか、2011年10月の本学着任後、本学でおこなった「“Gerald Frug, The City as a Legal Concept”を読む」という報告会は一つの大きな転機となるものであった。今後は、公共的議論への市民の参加の機会の拡大とその実質化という一つの理想的世界観を軸に助教論文をまとめ直し、早期に公表できるように努力していきたいと考えている。なお、教育については、2011年後期より、はじめて憲法に関わる講義を担当することとなり、2012年度より法科大学院での講義を担当している。教育については、比較的詳細なレジュメを作成しており、2、3年をめどに、学生にとって利用しやすく、一方で、理論的に妥協しないテキストの作成を目指している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
法学的研究者という道	法学セミナー	682号46頁	2011年11月
学会展望＜憲法＞	国家学会雑誌	124巻11・12号111頁	2011年12月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
“Gerald Frug, The City as a Legal Concept”を読む	科学研究補助金基盤研究A『ネットワーク社会における都市空間のガバナンス——新たな実定法パラダイムの構築』	神戸大学	2011年11月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究については、2010年度以降の、大きな作業として、2009年度に東京大学に提出した助教論文の改訂作業があったが、併せて、表現の自由理論の体系的な研究にも大きな時間を割くことになった。特に、表現の自由の基礎理論と内容規制・内容中立規制二元論あるいは明白かつ現在の危険法理との関係に重点を置いた。この研究については、助教論文をはじめ優先して公表しなければならない課題が多々あることから、しばらく公表が先になると思われるが、2012年度から担当することとなった法科大学院での教育に活かされている。また、Iで記述したように、2011年11月に本学でおこなった報告会

は、自身にとって極めて意義のあるものであったが、このときの報告をさらに深める作業をおこない、2012年7月、新世代法政策学研究16号にて『自由・権力・参加—地方公共団体の法的地位に対する批判的研究』を公表するに至っている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	外書講読	2単位

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

教育については、2010年度および2011年度の前期に、前任校（東京大学）にて、法科大学院における未修者の補講として位置づけられた刑法と商法の講義を担当した。専門としている憲法とは大きく異なる分野であったこともあり、準備等に大幅な時間を費やした。ただ、現在の法科大学院生の悩みや苦勞などの教育相談を受けたことは、今後の法科大学院教育において極めて参考になるものであったうえ、刑法や商法にも、憲法上の観点から詰められない重要な論点があるということなどいくつかの発見があった。2011年度、後期からは、本学において外書講読を担当することになり、憲法という分野で講義をもつことは、これがはじめての経験となった。アメリカ憲法における最もオーソドックスな教科書を扱った。難解な英語を一文ずつでも読むというのは学生にとってもこれまでにない経験となったようである。文法的にも、論理的にも難解な英語をじっくり読むのか、それとも、比較的容易に読める文献を一つ読み切るという方針がいいのかは今後の課題として残った。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

- ・学部及び法科大学院の授業参加（2011年度）
- ・法学研究科におけるランチョン・セミナーへの参加（2011年度）

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会
------	--------

榊 素寛（商法・准教授）

Ⅰ 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010 年度及び 2011 年度の研究活動においては、従来から行ってきた保険契約法・保険業法の両分野を中心とする商法全般への研究を継続しつつ、在外研究中より研究を開始した巨大リスクに関する研究を深化させてきた。

教育活動においては、学部の少人数科目と法科大学院科目の割合が増加した。従来多く担当してきた学部の大講義と異なる、履修者の属性に応じた授業の組み立ては試行錯誤の連続であったが、この経験の蓄積を、今後の教育活動において活かしていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
商法判例集（第 4 版）	分担執筆（山下友信・神田秀樹編）	有斐閣	2010 年 9 月
新基本法コンメンタール・会社法 2	分担執筆（奥島孝康・落合誠一・浜田道代編）	日本評論社	2010 年 9 月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
代理店による保険料の立替払い	保険法判例百選	24-25 頁	2010 年 10 月
損害保険代理店の立場を悪用して団体傷害保険契約に加入した無資格の被保険者による保険金の請求が権利濫用に該当すると判断された事例	損害保険研究	72 巻 3 号 249-268 頁	2010 年 11 月
保険業法逐条解説(XXV)	生命保険論集	173 号 229-252 頁	2010 年 12 月
生命保険契約における無催告失効条項と消費者契約法 10 条	私法判例リマックス	42 号 94-97 頁	2011 年 2 月
保険業法逐条解説(XXVI)	生命保険論集	174 号 213-254 頁	2011 年 3 月
保険業法逐条解説(XXVII)	生命保険論集	175 号 191-219 頁	2011 年 6 月
告知義務違反における因果関係不存在特則の意義	損害保険研究	73 巻 3 号 21-61 頁	2011 年 11 月
うつ病患者への乗換募集後の自殺と説明義務違反・告知妨害による不法行為	保険事例研究会レポート	259 号 10-17 頁	2012 年 3 月
CGL 保険と D&O 保険における防御費用の配分	旬刊商事法務	1961 号 58-62 頁	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
保険業法 309 条	関西保険業法研究会	住友生命本社	2010 年 4 月
不法行為給付・社会保障給付と生命保険給付～同時多発テロの私法的側面・各論（1）	生保・金融法制研究会	住友生命本社	2010 年 5 月

損害保険代理店の立場を悪用して団体傷害保険契約に加入した無資格の被保険者による保険金の請求が権利濫用に該当すると判断された事例	損害保険判例研究会	損害保険事業総合研究所	2010年7月
店舗総合保険契約に適用される普通保険約款中に、保険の目的が受けた損害に対して支払われる水害保険金の支払額につき上記損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があるときには同保険契約に基づく保険給付と調整する旨の条項がある場合における、同条項にいう「他の保険契約」の意義	東京大学民事法判例研究会	東京大学	2010年11月
人身傷害補償保険契約において保険者が代位取得する損害賠償請求権の範囲	京都大学商法研究会	京都大学	2011年2月
CGL 保険と D&O 保険における防御費用の配分	神戸大学商事法研究会	神戸大学	2011年4月
堪航能力担保義務違反に基づく責任が否定された事例	東京大学商法研究会	東京大学	2011年11月
同時多発テロの私法的側面	法の経済分析ワークショップ	学習院大学	2011年12月
乗換募集と不法行為責任	保険事例研究会（大阪）	コンベンションルーム AP 大阪	2012年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

従来同様に、保険契約法・保険業法を中心としつつ、会社法・海商法等の商法全般に対する研究を行うという研究方針のもと、多くの分野の研究を行ってきた。報告済みの判例研究の一部について公刊に至らなかったこと、執筆した論文が保険契約法・保険業法の分野に偏り、巨大リスクに関する研究が公刊に至らなかったことは心残りではあるが、これは次期の課題である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	商取引法	2
	民事法総合	0.26
	対演総合法律	0.26
学部	一年次演習	2
	商法基礎演習	2

	商法Ⅱ	4
--	-----	---

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	商取引法	2
	民事法総合	0.26
	対演総合法律	0.26
学部	一年次演習	2
	社会分析基礎演習	2
	神戸大学の研究最前線	0.13

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

○ 学部について

学部の一年次演習については、専門性を有さない段階の学部生に対し、法学の考え方や方法論の基礎の修得、文章読解作成能力の向上等を目標に、学生・教員自身の双方に負荷（リーディング・レポート提出・添削等）をかけ、学生の能力向上に心血を注いだ。賛否は分かれるも、少なくとも意欲ある学生には好評であった。

社会分析基礎演習は、テーマを決めず、履修者の興味あるテーマや方法論を尊重し、主としてリサーチ能力・リーディング能力・ライティング能力の育成に力点を置いて指導を行った。本科目は、授業の進め方が配当学期や履修者数・履修者の関心に依存する科目であり、2011年度は、2009年度に担当したときに比べ、自由度を高めることとした。

商法Ⅱについては、単位数が2009年度の2単位から4単位に増えた。これにより、特に商法総則・商行為法のコマ数が増え、時間的なゆとりが生まれたため、ペースを多少落とすことができた。また、商法総則・商行為法の分野では、国際売買を含めた新たな体系作りのため、既存の体系とは異なる体系で講義をしたが、参照すべき教科書が存在しないため学習しづらいとのコメントが多く、次回の担当時（2012年度後期）には、これに対応することが必要と考えている。

○ 法科大学院について

商取引法は、初めて担当する法科大学院の授業であったが、3L前期という学生の負担の重い学期に配当されていること、大部分の学生が商法総則・商行為法及び有価証券法の前提知識を有さないことから、学生の負担を軽く、講義方式を中心として授業を組み立てた。理解すべき事項の細部については教科書に委ねることを前提に、各分野の基本的な制度や重要判例について説明をする反面、学説の対立については最小限紹介するにとどめるというスタイルで講義を行った。また、2010年度は商法総則・商行為法については対話型と講義を半々程度とし、有価証券法は講義中心としたが、教室での理解度合いや、アンケートの結果を受け、2011年度は、商法総則・商行為法についても講義の比重を増やすこととした。両年度とも、講義の早さの点で批判があり、わかりやすさ、参照すべき判例の明示、事前のスライドのアップロードなどの点で評価が高い。

また、2010年度の授業を担当して、有価証券法の知識がない学生に対し、主要制度・判例の説明から入っても、その理解が困難であることが実感できた（その旨のアンケートでの指摘もあった）ため、2011年度は、1コマを、手形法の全体像を説明する回とし、手形・小切手という制度それ自体の説明や、法分野の俯瞰図を示すこととした。この点については、理解度の向上に資したものと考えている。

なお、本科目では、小テストにおいて、採点済み答案のコピーに加え、採点結果の詳細を記した採点シートを全学生に返却した。この点についても、好評だったようである。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業参観、教育改善・意見交換会への出席、スタッフランチョンセミナーへの出席。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会、日本海法学会
研究会活動	神戸大学商事法研究会、関西損害保険研究会、関西保険業法研究会、企業立法研究会、京都大学商法研究会、生保・金融法制研究会、東京大学商法研究会、東京大学民事法判例研究会、法の経済分析ワークショップ、保険業法に関する研究会、保険事例研究会（大阪）

〔学外教育活動〕

2011 年度

神戸学院大学法科大学院 非常勤講師

櫻庭 涼子（労働法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010 年 8 月から、六甲台後援会の支援を得て、イギリス・ケンブリッジ大学の法学部と経営大学院の客員研究員として研究に従事した。2010・2011 年度のうち、海外に滞在していたこの約 1 年半の期間は、教育活動は行っていない。2010 年度前期のみ、学部の労働法や法科大学院のゼミなどを担当した。研究については、従来から進めている年齢差別問題について、英語で論文を執筆し口頭発表することもできた。そのほかの雇用差別に関して在外研究期間に得た成果を合わせて公表することを今後の第一の課題としたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
Japan Report	Schlachter, M., (ed.), The Prohibition of Age Discrimination in Labour Relations (Nomos)	pp.333-355	2011 年

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
雇止め法理の根拠と効果	季刊労働法	230号 213-224頁	2010年
イギリス	報告書『非正規雇用問題に関する労働法政策の方向—有期労働契約を中心に—』	239-266頁	2010年
「フィールド・アイ：イギリスから① 炭鉱閉鎖後の地域再生・雇用政策」	日本労働研究雑誌	612号 71-72頁	2011年6月
「フィールド・アイ：イギリスから② 雇用と年齢	日本労働研究雑誌	611号 86-87頁	2011年7月
「フィールド・アイ：イギリスから③ 食と安全と職業の教育」	日本労働研究雑誌	613号 73-74頁	2011年8月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
Age Discrimination in Employment	Clare Hall Law Society, University of Cambridge	Clare Hall, University of Cambridge	2011年3月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

対象期間のうち1年半は、イギリスのケンブリッジ大学において客員研究員として研究に従事していた。その間、同大学で開かれる講義・セミナーを積極的に受講するとともに、海外における研究・議論動向を知る良い機会と考え、イギリス国内とヨーロッパにおける学会・セミナーにもできるだけ参加するよう努めた。さらに、イギリスの研究者はもちろん、ILOやEUの政策担当者、北欧の研究者などを訪れ、雇用差別禁止法についてのインタビューを行い、新しい視点からの分析を行うこともできた。また、自己の研究内容について報告することを通じて、多くの有益な知見を得ることができた。

今後は、これらの経験から得られた知見を合わせて公表していくことを課題としたい。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	R&Wゼミ労働法	2
	ヨーロッパ法	0.4
学部	労働法	4
	法経総合概論 I	0.13

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

法科大学院で 2006 年度以来連続して担当した R&W ゼミでは、独自に用意した具体的説例について各受講者にレポートを執筆し報告してもらおうという形式をとり、法的論点や裁判例について自身でリサーチする能力、説得的に議論を展開する能力の涵養に努めた。最初の数年間の授業アンケートでは、授業負担が重いとの意見がみられたことから、リサーチすべき範囲をあらかじめ指定しておくなどの工夫を行った。授業アンケートの結果をみる限り、学生からは一定の評価を得ているように思われる。

学部の労働法では、毎回、復習・予習課題を出し、その次の回に課題について回答してもらったうえで授業を進めるという形式をとっている。この形式をとるようになってから学生の期末試験の解答が全般的に相当改善してきているように思われる。今後ともこの形式を続けていく予定である。

客員研究員として滞在したケンブリッジ大学では、学部・大学院の授業に複数参加し、パワーポイントの使用の仕方など授業手法についてさまざまなヒントを得ることができた。今後、それらを参考にして自身の授業を改善することができるか、検討していきたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

相互授業参観の期間において、自身の講義について参観者からアドバイスをもらった。

〔国際交流活動〕

2010 年夏からイギリス・ケンブリッジ大学で研究する機会を得た。ケンブリッジ大学の Clare Hall Law Society における研究発表等を行うことができた。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本労働法学会、国際労働法社会保障法学会
研究会活動	東京大学労働法研究会、神戸労働法研究会、関西労働法研究会

島村 健（環境法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

II・IIIの記述を参照。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
-----------	------	-------	------

環境政策の実現手法(4)—合意形成手法	浅野直人=柳憲一郎編『演習ノート環境法』法学書院	18-21	2010年8月
自主的取組・協定	環境法政策学会編『気候変動をめぐる政策手法と国際協力』環境法政策学会誌	13号 11-34頁	2010年8月
国際環境条約の国内実施—バーゼル条約の場合	新世代法政策学研究9号	139-164	2010年12月
環境裁判例の動向	現代民事判例研究会編『民事判例 II 2010年後期』	85-93	2011年4月
公有水面埋立免許差止めの訴えが認容された事例(判例評釈)	ジュリスト臨時増刊1420号平成22年度重要判例解説1420号	64-66	2011年4月
公害防止協定の法的拘束力(判例評釈)	自治研究87巻5号	106-127	2011年5月
神奈川県環境影響評価条例事件—住民のアセスメント実施請求権(判例評釈)	別冊ジュリスト206号環境法判例百選第2版	144-145	2011年9月
関西水俣病訴訟の勝訴原告について、補償協定に基づく請求が否定された事例(判例評釈)	法学セミナー増刊・速報判例解説第9号	317-320	2011年10月
主張立証責任	高橋滋=斎藤誠=藤井昭夫編『条解行政情報関連3法』弘文堂	473-490	2011年10月
環境と法・政策—3.11以後のエネルギー・環境政策	神戸大学環境管理センター編『環境学入門』アドスリー	148-173	2011年10月
2条	高橋滋=斎藤誠=藤井昭夫編『条解行政情報関連3法』弘文堂	203-230	2011年10月
合意形成手法とその限界	松村弓彦=柳憲一郎=大塚直編『環境法大系』森嶋昭夫先生喜寿記念論文集 商事法務	305-330	2011年12月
環境団体訴訟の正統性について	高木光ほか編『行政法学の未来に向	503-541	2012年3月

	けて』阿部泰隆先生古稀記念論文集有斐閣		
--	---------------------	--	--

〔研究活動の概要と自己評価〕

・公表物

平成 22 年度、23 年度の公表業績は前掲のとおり。

・グループ研究活動

兵庫県立大学・新澤秀則教授を代表者とする研究プロジェクト（温暖化防止の国際的枠組み）が平成 23 年度をもって終了した。中間成果物は、2010 年 2 月に公刊しているが（ファカルティレポートの前号参照）、最終成果物については、公刊準備中である。

北海道大学・児矢野マリ教授を代表者とする、国際環境条約の国内実施に関する研究プロジェクトの一員として活動している。2010 年 12 月に北大・新世代法政策学研究に、その段階までの研究成果を公表した。このプロジェクトは、平成 24 年度以降も続く。

神戸大学法学研究科の窪田充見教授を代表とする、集团的・集合的利益の保護・救済に関する研究プロジェクトが平成 23 年度に開始された。私もこのグループに属しており、平成 23 年度末には、環境団体訴訟に関する論文（前掲）を公表した。

その他、東京大学（城山英明教授）、名古屋大学（高村ゆかり教授）の科研・研究プロジェクトの一員として活動している。

・今後の展望

平成 22 年度、23 年度には、チリおよびドイツに水利権制度に関する調査のために出かけた。ドイツの水利権制度に関する調査報告を早急にまとめておきたい。また、自然公園法上のいくつかの制度について、調査を始めた。平成 24 年度も、現地調査、ヒアリングを続けている。

以上を含め、書きかけで眠っており、公表に至っていない原稿がいくつかあるので、それらをできる限り早く公表したいと考えている。また、前号にも書いたが、環境責任に関する法的検討についても、なるべく早い時期に、これまで行ってきた作業の一応のとりまとめをしたいと思っている。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	環境法 I	2
	環境法 II	2
	R&W ゼミ環境法	2
	総合法律	0.13
学部	環境法	2
	1 年次演習	2
全学	環境学入門	0.13

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	環境法 I	2

	環境法Ⅱ	2
	R&W ゼミ環境法	2
	総合法律	0.06
学部	環境法	2
	社会分析基礎演習	2
全学	環境学入門	0.13

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

・法科大学院の環境法教育について

実体法 2 単位、争訟法 2 単位という区分の仕方が妥当か、悩んでいる。また、合計 4 単位では、やや時間がたりない面があり、単位数を増やすことも含め、今後検討したい。R&W 環境法は別であるが、これまで、環境法Ⅰ、環境法Ⅱは、一方通行的な授業となることが多かった。選択科目であるということ、あるいは、無数の法令からなる法領域であるということから、そのような方式になりがちであるが、今後は、もう少し双方向的なやり方がないか、検討したいと思う。

・学部の環境法について

2 単位で扱うことのできる範囲には限りがある。そこで、これまでは、環境法の分野の一部について掘り下げた検討を行うという方法をとってきた。このやり方では扱う分野が極めて限られてしまう、という問題がある。また、温暖化対策という分野を取り上げたこともあって、情報の一方的な提供となってしまった反省もある。ファカルティレポートの前号にも書いたことであるが、これまでの方式を維持すべきか否かという点や、知識を提供しつつも双方向的な要素を加えた授業のやり方はないかといった点について、平成 24 年度後期の授業の機会に、再度検討しようと思っている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

学内の教員および専門を同じくする学外の教員の授業参観を受け、そのレポートを踏まえて、授業内容の改善に向けた検討を行った。

ランチョン・スタッフセミナーに参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	環境法政策学会 農業法学会
------	---------------

〔社会における活動〕

農政調査会 農地制度研究会委員

全国農業会議所 農業委員会制度・組織に関する検討会委員

嶋矢 貴之（刑事法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この2か年度は、前報告時に行った長期在外研究で得た知見を研究、教育に生かしつつ活動を行った。研究については、詳細後述のとおり、従来の研究を発展的に拡大する研究を主として行った。それらを総括する形での業績を公刊するとともに、新たな分野に研究対象を広げることが今後の課題である。教育については、従来からの担当科目の実施につき微修正を加えるとともに、新たな担当科目につき、いくつか試行的な手法を実施した。それらを安定的に運営することが今後の課題である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
注釈刑法 第1巻(61条～63条)(西田典之ほか編) 884-951頁	分担執筆	有斐閣	2010年12月
確認刑法用語 250(佐伯仁志編)	分担執筆	成文堂	2011年3月
判例プラクティス刑法II 各論(249～256事件)(成瀬幸典ほか編)	分担執筆	信山社	2012年3月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
賄賂罪における「職務に関し」の意義	法学教室 別冊 付録判例セレクト 2010[I]	38頁	2011年1月
過失競合と過失犯の共同正犯の適用範囲	三井誠先生古稀 祝賀論文集	205～227頁	2012年1月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
不作為による殺人の共同正犯が認められた事例	神戸大学判例刑事法研究会	神戸大学	2010年6月
過失競合と過失犯の共同正犯	日本刑法学会 ワークショップ1	法政大学	2011年5月
北海道開発庁長官の職務と賄賂罪における職務関連性	刑事判例研究会	東京大学	2012年2月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

従前からの研究蓄積を有する共同正犯、事後強盗、賄賂罪に関する発展的・応用的なテーマについて研究を拡大する作業を行い、いくつかの業績を公表した。まず、共同正犯についての研究を、発展させ、教唆・幫助（狭義の共犯）について射程を広げて研究を行っ

た。その成果を前掲注釈刑法における担当箇所において執筆した。また、過失犯の共同正犯について、過失犯の単独正犯との関係にかんする研究を進め、刑法学会ワークショップで報告するとともに、その後、前掲古稀論文集において献呈論文として執筆した。

賄賂罪については、上記解説・報告に関わる最高裁判例につき検討を行い、職務密接関連行為と通常の職務行為の限界に関する研究を行った。事後強盗罪については、その「機会継続性要件」を中心に研究を行ってきたが、上記「判例プラクティス」の判例解説の際に、その余のテーマについても研究を広げ、そこで得た知見をもとに、より包括的な事後強盗・強盗に関する論文を執筆する予定である。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事学	2
学部	刑法Ⅰ	4
	外国書講読（独書）	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	刑事学	2
学部	刑法Ⅰ	4
	1年次演習	2
	実定法入門	0.8（4/5）
全学	社会科学のフロンティア	0.13（2/15）

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

従来担当してきた刑法Ⅰ、刑事学に加えて、新たに実定法入門、1年次演習の担当を行った。学部での刑法Ⅰについては、アンケート結果は安定しており、特に大きな改善を要する点はない。自由記述等で好評である模擬小テストの添削・面談については引き続いて行った。刑法Ⅰ以外を担当する場合にも同様に実施したいと考えている。刑事学についても特に大きな改善を要する点はないが、授業参観等で参考となった教育手法について一部試行的に行いたいと考えている。

新たに担当した実定法入門および1年次演習については、なお試行的な面がある。1年次演習においては、法律学習の基本事項について確認的宿題を課しつつ学習させるとともに、小説を素材として、法律適用の基本、法律上の論点が生成するプロセス等を、多様な立場から検討し討論することにより実感し慣れることを旨として行った。アンケート結果は比較的好評であり、微修正の上、内容の充実を図っていきたい。実定法入門については、大人数講義科目ではあるが、ドイツでの在外研究の際の見聞を用いつつ、一部で対話的な教育を試みている。自由記述欄を見る限り、比較的好評である。また、内容面については、刑法学習の前提知識として、刑事学的知見をどの程度講義に盛り込むべきかにつき検討しながら、さらに内容の整備を行っていきたい。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕
上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

平成 22 年度には、授業参観を後期 4 回行い、教育改善懇談会に 2 回、スタッフ・ランチョンセミナーに 3 回参加した。平成 23 年度には、授業参観を前期 3 回、後期 3 回行い、教育方法改善ワーキンググループによる意見交換会に 2 回、スタッフ・ランチョンセミナーに 2 回参加した。また、毎年度、1～2 回、同分野の教員とともに教育改善のための会合をもっている。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本刑法学会
研究会活動	刑事判例研究会（東京大学）、判例刑事法研究会（神戸大学）、大阪刑事実務研究会（大阪地裁）

関根 由紀（社会保障法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

今期は、前々期に開始していたヨーロッパ研究を再開し、神戸大学が大阪大学・関西学院大学と共に組織し、幹事校を務める EUIJ 関西（EU に関する教育・学術研究の促進を目的とした大学間コンソーシアム）を通して、欧州連合の公的諮問機関である経済社会評議会（EESC）において日本企業の社会的責任、および中高齢者の雇用促進政策について報告をし、欧州の関係者との意見交換を行う機会に恵まれた。欧州連合では東欧への拡大、および経済危機への対応する等、注目すべき法や政策の展開が見られ、今後も引き続き研究を続ける。

欧州関連ではまた 2012 年 5 月に行われた欧州社会政策に関する学会報告の準備を進めた。

また前期に続き、最低所得保障における公的扶助と最低賃金の役割分担に関する研究を進め、2012 年 7 月に発行予定の社会保障講座に投稿する論文をまとめる作業を行った。

教育の面では、新たに神戸大学保健学科において看護政策論の授業に参加することとなり、医療の提供者に関わる法を教えることにより社会保障法の教育にも参考になった。また法学と経済学の教員が連携して授業を行う法経連携教育プログラムに参加し、日本の医療保障および公的年金制度を経済学の教員と共に紹介し、互いに議論する形態の授業を行い、大変興味深く有意義であった。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
Travailler plus, plus longtemps - le Japon, age-free malgré lui	Bulletin de droit comparé	numéro 93-109 頁	2009 2010 年 1 月

	du travail et de la sécurité sociale		
多重就労者に係る労働時間の管理（フランス）	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『多重就労者に係る労働時間管理の在り方に関する調査研究』報告書	63～72 頁	2011 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
「新宿区勤労者福祉サービスセンター事件」（東京地判平 18.8.25）判例報告	東京大学労働判例研究会	東京大学	2010 年 5 月 21 日
Employment Policy and Old-age Pension in Japan: Their Interactions	How to Encounter Demographic Changes? - an EU-Japan Comparison -	神戸大学 EUIJ 関西	2010 年 9 月 22 日
精神障害と労災：使用者の責任—フランス法の展開との比較も交えて—	神戸労働法研究会	神戸大学	2010 年 10 月 23 日
Corporate Social Responsibility and Employment in Japan	Between Survival and Sustainability – The Corporate Social Responsibility in the Times of Economic Crisis”	欧州経済社会評議会（ブリュッセル）	2011 年 3 月 3 日
「国・園部労基署長（障害等級男女差）事件」（京都地判平 22.5.27）判例報告	東京大学労働判例研究会	東京大学	2011 年 6 月 17 日
最低賃金と生活保護の関係—セーフティネット機能の分担—	神戸労働法研究会	神戸大学	2011 年 9 月 24 日
Managing Japan’s Ageing Workforce: Legal Aspects	Ageing Impacts on the Labour and Welfare Situations in Japan and Europe	欧州経済社会評議会（ブリュッセル）	2012 年 3 月 15 日

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

今期は、前期に主として行っていた最低所得保障に関する研究を成果としてまとめる作業を行い、報告の機会を得、大変有意義であったが予定していたよりも長い期間を要し刊行が次期になってしまった。

新たな研究としては EU 法の競争法および起業・開業の自由と社会政策との相互の影響を中心に研究し、学会報告の準備を進め大変有意義であったが、今期中に成果とならなかったことが悔やまれる。次期では学会で報告し、具体的な成果としてまとめる見込みである。

る。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	労働・社会保障法政策論特殊講義	2
LS	社会保障法	2
	ヨーロッパ法（オムニバス）	0.5
学部	社会保障法	2
	外国書講読（仏書）	2
全学	看護政策論（オムニバス）看護学生3年生対象	1回/2単位

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	労働・社会保障法政策論特殊講義	2
LS	社会保障法	2
	ヨーロッパ法	3回/4単位
学部	1年次演習	2
	社会保障法	2
	法経総合概論	2回/2単位
	看護政策論（保健学科）	1回/2単位
全学	社会科学のフロンティア	1回/2単位

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

期間中、引き続き社会保障法および1年次演習を行い、新たには看護政策論、法経連携授業として、社会保障を一橋大学小塩隆士教授と共に行った。

法科大学院および法学部での社会保障法の講義に関しては、引き続き、中間アンケートおよび学期末アンケートでの意見を参考にし、特に配布資料について復習に重点を置くよう工夫を加えた。1年次演習に関しては、学生のイニシアチブ、及び国際的な視点の養成に重点を置くよう、工夫をした。

新たな講義に関しては、1年目の手探りの状況から、学生アンケートを経て2年目にはより焦点、要点を絞り、学生の理解を深める工夫を加えた。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

神戸大学が大阪大学および関西学院大学と締結し、幹事校を務める大学間コンソーシアム「EUIJ 関西」と連携し、神戸大学ブリュッセル・オフィスの開設シンポジウム、及び翌

年の欧州経済社会評議会において報告をし意見交換を行った。この際、ベルギーの大学の法学部教員と今後の研究教育で協力をすることに向けた話し合いをし、次期に実行する。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	社会保障法学会
学会等役員・編集委員	社会保障法学会誌編集委員
研究会活動	東京大学労働判例研究会・関西社会保障法研究会

〔学外教育活動〕

2010 年度

帝塚山大学 非常勤講師

〔社会における活動〕

- ・兵庫県地方最低賃金審議会公益委員
- ・近畿地方交通審議会 船員部会委員
- ・兵庫県労働委員会 公益委員（第 42 期）

多湖 淳（対外政策論、国際関係論・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010 年 10 月より日本学術振興会の海外特別研究員としてアメリカ・カリフォルニア大学サンディエゴ校（UCSD）政治学部に派遣された。在外研究中は、同学部のエリック・ガーツキー准教授との共同研究（安全保障をめぐる国際制度に付随するクロスカッティング・コミットメントの分析）に加え、海外の他の研究者との研究推進に力を注いだ。たとえば、ドイツ・コンスタンツ大学のシュナイダー教授との株価と安全保障政策の転換をめぐる計量研究、イギリス・エセックス大学のグレディッシュ教授とアメリカ・プリンストン大学の田中世紀研究員との同盟における制度化に関する研究、カナダ・オタワ大学のヴセティック助教授との次期戦闘機選定をめぐる比較政治研究などが該当する。このほか、スイス・連邦工科大学（チューリヒ）のボーメルト助教授と NATO のピルスター研究員とともに、有志連合形成時における国内政治の影響と政軍関係が大量殺戮の生起確率に与える影響についてそれぞれ共著論文を執筆した（現在、英文ジャーナルに投稿中である）。個人研究については、2007 年以降の有志連合をめぐる一連の研究に一応の区切りをつける論文を執筆した。そのほかは、自衛権発動の公式通報を政治学的に説明する論文を執筆し、そしてそこから転じて国際法の政治学的分析を（アメリカの「流行」とは距離を置きつつ、しかし彼らとも対話をする形で）進めるべく準備をしている。

教育については、本 FR では 2010 年春学期のみが該当するが、現代外交論・対外政策論の授業を双方向的な内容にすることに力を入れた。航空自衛隊の中矢氏（当時本学大学院法学研究科に在籍）の協力を得て、防衛予算に関する「模擬予算折衝」という集中的な実験教育を実施した。準備不足もあって課題は残されたが、ロールプレイングによる教育の可能性を強く意識できた。今後、同様の形態についてより準備を整えて導入を図っていきたいと考える。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
武力行使の政治学 単独と多角をめぐる国際政治とアメリカ国内政治	単著	千倉書房	2010年1月
民主的平和論	その他	ナカニシヤ出版	2011年5月

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>Explaining the onset of mass killing, 1949-87</u>	Journal of Peace Research	47(1):3-13	2010年1月
国際政治学における計量分析 (特集 政治現象の計量分析)	オペレーションズ・リサーチ	56(4):215-220	2011年4月
Alliance Commitment to East Asian Countries and US Party Politics	Journal of Social Science	63(3・4): 23-37	2011年12月
Predicting the Horizontal Proliferation of Nuclear Weapons	Kobe University Law Journal	45: 51-68	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>The Redistributive Effect of Arms Exports: An Event Study Analysis of the Japanese Case</u>	American Political Science Association	Washington DC	2010年9月
<u>The Economic Consequences of Nuclear Madness: Financial Market Reactions to the North Korean Nuclear Policy</u>	International Studies Association	Montreal	2011年3月
<u>Election Cycle and Coalition Participation</u>	European Political Science Association	Dublin	2011年6月
<u>Why Do States Formally Invoke the Right of Individual Self-Defense?</u>	American Political Science Association	Seattle	2011年9月
<u>Why Do States Formally Invoke the Right of Individual Self-Defense?</u>	Peace Science Society (Int'l)	Los Angeles	2011年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究活動の概要は総括部分に記載したので省略する。自己評価については、成果物の刊行数という当然あるべき基準からすれば、必ずしも満足のいくものではなかった。しかし、ワーキングペーパーや学会報告として徐々に研究が形になりつつある。早々に公刊できるように努力したい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	特別講義地域ジャーナリズム・ワークショップ	1
	現代政治特殊講義	2
	現代外交論特別特殊講義	4
学部	現代外交論	4
	一年次演習	2
	現代政治入門	0.8

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

在外研究のために教育負担が一学期に集中する形での授業となったが、そのこともあって準備不足が否めなかった（深く反省すべき点である）。ただ、そうした状況下でも極力オフィスアワーを実施し、学生とのインタラクションを重視する教育形態を追求した。この点は授業評価を見ても学生から評価を得たように感じる。今後も、オフィスアワーを重視する姿勢は引き続き維持し、教育の質を担保したいと考える。一般論として、法学部・法学研究科における政治学教育の位置づけは常に難しいが、「教養ある市民」を生み出すにあたって国際政治学・対外政策に関する思考力をつけることは極めて重要だと考える。必ずしもテーマに関心がない学生にも響く授業を行っていきたいと思っている。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業参観において複数の授業を見学し、授業方法に関して自分が工夫すべき点（たとえば、プリントアウトの活用方法、TA の在り方など）について理解をできた。

〔国際交流活動〕

日本学術振興会の二国間交流経費を得て、イギリス・エセックス大学のクリスチャン・グレディッシュ教授とともに日英研究交流を実施した（2011 年度）。2011 年 9 月に神戸で、2012 年 3 月にエセックスでセミナーを開催し、①世論と武力行使、②同盟管理、③人間の安全保障と内戦という三つの分野で共同研究を開始することとなった。このほか、ドイツ、スイス、NATO（ベルギー）、カナダ、アメリカの各研究機関在籍の研究者と共同研究プロジェクトを進め、論文執筆と投稿を行っている。

Ⅴ 学外活動

〔学会における活動〕

所属学会	日本国際政治学会、アメリカ政治学会、アメリカ国際関係学会、欧州政治学会、Peace Science Society (International)
------	---

学会等役員・編集委員	日本国際政治学会英文誌『International Relations of the Asia-Pacific』編集委員
シンポジウム等の主催等	エセックス・神戸共同研究プロジェクト

〔学外教育活動〕

2010年度

同志社大学総合政策科学研究科 非常勤講師

田中 洋（民法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010年4月に本学准教授に着任した。

研究については、京都大学大学院法学研究科在籍中（2010年3月まで）に執筆した助教論文について、その手直しと公表を行った。これは、ドイツ法を検討対象に、売買における買主の追完請求権についてこれまで行ってきた研究を取りまとめたものである。また、これをもとにして、日本私法学会において研究報告を行った。今後は、以上の研究を踏まえた上で、これと関連する契約責任の諸問題やその背後にあるより基礎的・方法論的な問題へも考察対象を広げていきたい。

教育については、少人数の外国書講読（独書）のほか、講義形式の授業をはじめ担当した。授業の方法については、まだ試行錯誤をしている段階であるが、学生に興味をもたせ、かつ、分かりやすい授業を展開できるよう、今後も工夫をしていきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして（一）	神戸法学雑誌	60巻1号1頁	2010年6月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして（二）	神戸法学雑誌	60巻2号1頁	2010年9月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして（三・完）	神戸法学雑誌	60巻3=4号1頁	2011年3月
ふっ素による土壤汚染と売主の瑕疵担保責任—最判平成二三年六月一日民集六四巻四号九五三頁	神戸法学雑誌	60巻3=4号163頁	2011年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして	京都大学民法研究会	京都大学	2010年3月
判例研究報告 (最判平成23年6月1日民集64巻4号953頁)	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2011年2月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして	京都大学民法研究会	京都大学	2011年9月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして	神戸大学民法判例研究会	神戸大学	2011年9月
売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定—ドイツにおける売買法の現代化を手がかりとして	日本私法学会	神戸大学	2011年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

対象年度においては、主として、京都大学大学院法学研究科在籍中に執筆した助教論文である「売買における買主の追完請求権の基礎づけと内容確定」について、手直しと公表へ向けた作業を行った。その結果、上記論文の全部について公表を終えることができた。

また、以上の研究をもとにして、2011年度の日本私法学会において研究報告を行った。そこでは、著名な先生方から多くの貴重な質問を頂戴し、充実した議論の機会を得た。

このほか、上記助教論文のテーマとも密接に関連するものとして、瑕疵担保責任の「瑕疵」概念に関わる最高裁判決について判例研究報告を行い、判例評釈として公表した。

これらはいずれも売買における瑕疵担保責任という個別問題に関わるものであるが、こうした個別問題の中から契約責任論・契約解釈論に関する基礎理論へのアプローチを図ろうとしたものである。今後も、個別問題と基礎理論との相互的なフィードバック関係を意識して他の問題領域についても研究を進めていきたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	外国書講読 (独書)	2
	法経総合概論Ⅱ	0.53

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	実定法入門	0.8
	外国書講読 (独書)	2

	法経総合概論Ⅱ	0.53
--	---------	------

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

対象期間において、はじめて講義形式の授業を担当した。授業の方法については、レジュメやスライドを用いるなど試行錯誤を繰り返している段階であるが、とくにレジュメやスライドに記載する事項と授業において口頭で説明する事項のバランスについて課題を残している。レジュメ・スライドなどの配布資料の内容を充実させると学生が授業に集中しない可能性が高まるのに対して、学生の予習・復習や自主学習に資するという点では配布資料の内容を充実させることが望ましい面もある。これについては、学生アンケートの結果等も参考にしつつ工夫していくことにしたい。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

本研究科で開催されたスタッフ・ランチョンセミナーに参加している（2011 年度には、自ら「売買における買主の追完請求権」をテーマとする報告を行った）。また、相互授業参観を行い、自らの授業方法を考える際の参考にしている。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本私法学会
研究会活動	神戸大学民法判例研究会、京都大学民法研究会、関西若手研究者民事判例研究会

玉田 大（国際法・准教授）

Ⅰ 研究・教育活動の総括と今後の展望

〔研究〕 2010-2011 年度の研究活動は 3 つの柱からなる。第 1 に、これまでの国際裁判研究（判決効論）をまとめて著書にする作業である。分析過程で理論分析の不足箇所と各論レベルで補強を要する点が見つかったので、これらの点について今後も研究を継続する。(2) 国家責任論における賠償法理についての基礎研究を開始した。完全賠償原則と金銭賠償については論じるべき争点が明らかとなったので、2012 年度以降は原状回復や精神的満足の分析に広げる予定である。(3) 国際投資法の体系的な研究。各論レベルでは幾つか分析を行ったに止まるが、徐々に国際投資法の全体像や理論的問題に関心を広げている。

〔教育〕 概ね例年通りの講義スタイルを維持している。なお、2010 年度後期には、「社会問題自主研究」において「ジュサップ国際法模擬裁判大会」への学生参加を行った（申述書提出まで）。また、「一年次演習」（2010 年度・2011 年度）で国際法模擬裁判を取り入れた授業を展開した。限られた講義時間の中で、基本知識の習得に加えて、実際の事象に対

する法的評価を行う能力を養うために講義内容を工夫している。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
『国際法基本判例 50』	共著・分担執筆	三省堂	2010年

(論文)

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
欧州人権条約上の財産権保護要件	榎本悟・成廣孝 編著『地域間の 統合・競争・協 力—EU と東ア ジアの現実と可 可能性—』	8-26 頁	2010年4月
補償と賠償	小寺彰編著『国 際投資協定—仲 裁による法的保 護—』	196-211 頁	2010年4月
国際司法裁判所における瑕疵治癒原則	岡山大学法学会 編『法学と政治 学の新たなる展 開』（岡山大学創 立 60 周年記念 論文集、有斐閣）	275-294 頁	2010年4月
投資協定仲裁の多角化と司法化	国際問題	597号 44-53 頁	2010年12月
アビエイ事件（常設仲裁裁判所裁定 2009年7月22日）	神戸法学年報	26号 139-168 頁	2011年3月
国際投資協定における知的財産権の 保護可能性—自由な技術移転と対価 回収の確保—	財団法人国際貿 易投資研究所公 正貿易センター 『投資協定仲裁 研究会』報告書 （平成 22 年度）	平成 22 年度版 51-75 頁	2011年3月
国際裁判における理由附記義務	神戸法学雑誌	61 巻 1・2 号 1-39 頁	2011年9月
先決的抗弁の分類—ニカラグア事件 （管轄権・受理可能性）	小寺彰・森川幸 一・西村弓編『国 際法判例百選』 （第 2 版、有斐 閣）	第 2 版 186-187 頁	2011年9月
<u>Bonheur d'une minorité en cas de bombardement atomique : une approche de l'utilitarisme juridique</u>	Malik Bozzo-Rey et Émilie	pp.233-243	2012年1月

	Dardenne (sous la direction de), Deux siècles d'utilitarisme		
ジェノサイド条約適用事件 (クロアチア対セルビア、先決的抗弁判決、2008年11月18日)	国際法外交雑誌	110 巻 4 号 59-78 頁	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
国際法と EU 法の関係: カディ事件判決	EUIJ 関西・法サブグループ会合	神戸大学六甲台キャンパス・フロンティア館 6 階 604 号	2010 年 7 月 17 日
国際投資仲裁における仮保全措置手続	国際法研究会	京都大学法経本館東棟 4 階大会議室	2010 年 10 月 2 日
海賊に関する普遍的管轄権の根拠	海上保安大学「海上での普遍主義に基づく権限行使に関する研究会」	学士会館	2010 年 11 月 23 日
国際投資協定における知的財産権の保護可能性—自由な技術移転と対価回収の保護—	投資協定仲裁研究会 (経済産業省、財産法人国際貿易投資研究所公正貿易センター)	経済産業省本館 17 階第 2 特別会議室	2011 年 1 月 31 日
投資協定仲裁における仮保全措置—「投資利益共同体」の再現?—	位田隆一先生記念論文集検討会	京都大学総合研究 2 号館法科 4 演	2011 年 2 月 18 日
国際法上の reparation の懲罰性—ホルジョウ定式とアンチロッチの懲罰論—	国際法における「責任」の諸態様とその相互関係研究会	東京大学駒場キャンパス 2 号館 308 会議室	2011 年 6 月 18 日
アマドゥ・サディオ・ディアロ事件 (ギニア共和国 v. コンゴ民主共和国) 先決的抗弁判決 (2007 年 5 月 24 日)、本案判決 (2010 年 11 月 30 日)	国際司法裁判所判例研究会	京都大学法経本館 3 階小会議室	2011 年 10 月 10 日
国際法上の賠償法理—ホルジョウ定式とアンチロッチの賠償懲罰論—	国際法研究会	京都大学法経本館東棟 4 階大会議室	2011 年 11 月 19 日
ジェノサイド条約適用事件 (先決的抗弁判決 2008 年)	国際司法裁判所判例研究会	京都大学総合研究 2 号館 (法科大学院棟) 3 階第 5 演習室	2011 年 12 月 23 日

「国際法の訴訟化」とは何か？—制度的思考様式から手続的・実践的対応への転換—	坂元科研研究会「国際法の訴訟化への理論的・実践的対応」	神戸大学法学部第2学舎3階 中会議室	2012年2月10日
--	-----------------------------	-----------------------	------------

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

(1) 国際裁判研究：判決効に関する国際裁判研究が一段落した。成果については2012年度夏に著書として発行する予定である。理論的にはまだ詰めるべき点が残るが、実証研究としては扱うべき論点は網羅できたと考えている。なお、司法推論研究や管轄権問題など、近年の国際裁判で喫緊の課題も多く見つかったため、できるだけ理論的な視点から最近の裁判動向にも注目していく予定である。(2) 国家責任研究：国際法上の賠償法に関する研究を開始したが、道程が長い。完全賠償原則（ホルジョウ定式）に遡って、アンチロッチの懲罰論を分析している最中である。現段階では「懲罰性」が議論の1つの軸になるかも知れない、という点は明らかになった。今後は、原状回復、金銭賠償、精神的満足とすべての賠償形態を個別に検討し、賠償論の全体像を描き出す作業に入っていく予定である。(3) 国際経済法研究：全体として拡散しており、投資財産保護、知的財産権保護、金融政策といった大きな枠組みを個別に研究している段階に止まる。恐らくあと数年は基礎的な知識の蓄積に止まるものと思われる。今後はできるだけ実体経済と金融経済の相互関連性を意識した研究を行っていきたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際紛争と法特別特殊講義	2
	国際法特殊講義	2
L S	国際法	4
	ヨーロッパ法	0.4
学部	国際法Ⅲ	2
	1年次演習	2
	社会問題自主研究（前期後期）	2
	外国書購読（仏語）	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際紛争と法特別特殊講義	2
	国際法特殊講義	2
L S	R & W国際関係法（国際公法）	2
	国際法	4
	ヨーロッパ法	0.26
学部	国際法Ⅲ	2
	1年次演習	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

担当している「一年次演習」と「社会問題自主研究」において模擬裁判形式（国際法模擬裁判）を取り入れていることから、類似の形態をとっている国際模擬仲裁の授業（斎藤ゼミ）における学生宣伝用模擬仲裁の傍聴を行った。学部の3, 4回生の外国語による模擬仲裁弁論を傍聴することができ、国際大会で必要とされる英語&プレゼン能力についてよく理解できた。また、1年次演習の受講生（1回生）にも傍聴を勧めたところ、実際に傍聴した学生は英語弁論技術についての実感と距離感がつかめたようで、教育効果が高いことが分かった。

なお、現在は主として一年次演習において模擬裁判を取り入れており、基礎的な勉強や勉強方法が未確立である時点でかなり実践的な研究資料・判例等のリサーチ、裁判書類の作成、口頭弁論をすべてこなさせているため、やや無理が生じている。他方で、1年段階ではまだ入試英語の延長で英語の読解力があることから、（日本語を通じてではなく）英語文献から直接に知識を吸収する練習をするにはよいタイミングであると考えている。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

国際商事仲裁を実施している国際取引法演習（斎藤彰ゼミ）において学生が学内用の宣伝大会を開催したのを傍聴した。

〔国際交流活動〕

- (1) 2010年9月3日：神戸大学ブリュッセル・オフィス（KUBEC）開所式に参加し、ロジ関係のサポートを行った。ベルギー大使、ベルギー各大学長などを迎え入れる作業を補佐。
- (2) 2011年3月2日：神戸大学ブリュッセル・オフィスにおいて、神戸大学とオックスフォード大学の協定締結式に参加。
- (3) 2011年3月3日、4日：KUBEC Opening Symposium (Square Brussels Meeting Centre) 開催に関して、事前準備作業のためにブリュッセルに出張し（2011年1月）、さらに3月のシンポジウムにおいて会場ロジ運営担当として開催をサポートした。
- (4) 国際提携委員として、パリ第13大学の担当者と連絡を取り合い、招聘の件を相談した。
- (5) 2011年8月23日～9月5日：英国（ケンブリッジ）とベルギー（ブリュッセル自由大学）において短期間の研究を行った。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	国際法学会、世界法学会、アジア国際法学会、国際法協会日本支部
学会等役員・編集委員	国際法学会庶務幹事、アジア国際法学会研究企画委員会委員、アジア国際法学会研究者実務家勉強会委員
研究会活動	国際法研究会（京都大学）、関西国際機構研究会、国際司法裁判所判例研究会、EUIJ 関西・法サブグループ（ヨーロッパ統合研究会）等

〔社会における活動〕

- ・経済産業省通商機構部経済連携課、財団法人国際投資貿易研究所公正貿易センター投資協定仲裁研究会委員（2010年10月～2011年3月）
- ・海上保安大学校・国際海洋政策研究センター、海上での普遍主義に基づく権限行使に関する研究会客員研究員（2009年4月1日～2012年3月31日）
- ・第5回日中韓FTA産官学共同研究（2011年6月27日、北九州国際会議場）
- ・経済産業省通商政策局通商機構部国際知財制度研究会委員（2011年8月～2012年3月）

藤村 直史（議会研究、日本政治・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究に関しては、従来からのテーマである議員行動や立法組織について取り組んでいる。2010、11年度の2年間は、複数の新しい知見を見つけることができ、その成果を、学会報告として公表した。さらに、成果公表の最終段階として、そうした研究を論文にまとめ、海外の雑誌に投稿中である。現在の課題は、こうした研究を論文公表という形で結実させることである。また、新しい研究の着想もいくつか浮かびつつあり、研究会での報告やデータの収集の段階になる。こちらの研究を発展させることも、重要な課題である。

教育については、本研究科赴任以来2年が経ち、ペースはつかめてきた。少人数、大人数の授業それぞれに明確な目的と意図をもって運営してきた。授業評価アンケートから判断すると学生は一定の満足を得ているようであるが、授業が盛り上がらなかったり、伝えたいことを伝えられなかったりするなど、自身の未熟さを痛感することも多かった。今後はアンケートや学生からの意見を参考に、授業内容を改善していきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
政権末期における自由民主党の政策形成と議員行動の変容 2009年自由民主党議員への政治意識調査から	法学論叢	第169巻第6号	2011年9月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
大統領制の議院内閣制化：岡山県を事例とした政党の都道府県組織と地方政治	日本選挙学会	関西学院大学	2011年5月
<u>Legislative Organization of the Democratic Party of Japan</u>	Association for Asian Studies	Hawaii Convention Center	2011年4月
<u>Alternative Paths to Party</u>	Association for Asian Studies	Hawaii	2011年4月

<u>Polarization: External Impact of Intraparty Organization in Japan</u>	Studies	Convention Center	
<u>Alternative Paths to Party Polarization: External Impact of Intraparty Organization in Japan</u>	South Political Science Association	Hotel InterContinental New Orleans	2011年1月
立法組織の制度分析：民主党政権下での役職配分	日本政治学会	中京大学	2010年10月
政策形成と議員行動の変容：政権交代前後の自民党	日本政治学会	中京大学	2010年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

現在の研究の中心は、政党が、いかに組織を形成し、それが政治的帰結にいかなる影響を与えるのかについて理論、実証両面から検討を加えることである。I で記述したように、学会報告などを経て、現在学術誌に投稿中である。学会報告については、2年間で6の報告を行ない、特にそのうちの3報告については海外の学会において行なったものであり、研究を国際的な場において公表し批評を受ける機会をもつことができたという点で、一定の成果が得られたと考える。一方、論文公表については、2年間で1本というのは痛恨事であり、厳しく自省するところである。その原因は、学術誌の査読に苦戦していることが挙げられる。現在複数の論文を投稿中であり、自身の課題を客観的にふまえたうえで修正し、これらの論文を公表に結びつけることを目指す。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	外国書講読（英書）	2
	政治過程論基礎	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	政治学リサーチデザイン特殊講義	2
学部	政治学過程論基礎	2
	外国書講読（英書）	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

200人程度の学生を対象とした政治過程論基礎は、学生が教員の話長時間一方的に聞かなくてはならない講義という性格上、学生を飽きさせず、集中力を切らせないように努力している。アンケートによれば、比較的満足度は高いようであるが、一方で、早口で聞き取りづらいという自由回答もいくつか見られた。この点は、毎回留意することで改善したい。

また、外国書講読については、1年目は15人程度で各学生の関心や疑問にそって運営できたと思うが、2年目は受講生が30人となり、異なる学生の関心や要望に応えることが十

分にできなかった。今後、担当することがあれば、運営を工夫したい。

大学院の政治学リサーチデザイン特殊講義は、学生に研究の方法論を教えることを目的としている。自身の研究と重なる部分があり、毎回相当の意図をもって授業に望んだ。受講した学生は、高い理解度を示してくれた一方、研究上の一面的な考えを押し付けていなか十分な検証が必要である。学生が多角的な考えを身につけられるように、今後工夫したい。

また、他の教員の授業を参観させていただくことで、何をどのように教えるか、いかにして学生の知的好奇心を喚起し集中力を維持させるかについて、学ぶところが多かった。今後自らの授業に反映させたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

授業を教員間で相互に参観することで、改善を図った。

〔国際交流活動〕

アメリカの学会への参加（2011年1月ニューオーリンズ、4月ハワイ、9月シアトル）

アメリカでの選挙管理についての政治家・公務員への聞き取り調査（2012年2月-3月ニューヨーク、ボストン、タラハシー）

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本選挙学会、日本政治学会
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済研究会、実証政治学研究会、神戸大学政治学研究会

〔学外教育活動〕

2011年度

同志社大学 非常勤講師（政治過程論）

関西学院大学 非常勤講師（議会政治論、原典講読）

前田 健（知的財産法・准教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2011年4月に本学に着任した。それ以前の2011年3月までは東京大学に助教として在籍し研究に専念していた。2010年度中は主として東京大学における助教論文の執筆に注力していた。2011年は、前期については着任直後であり主に教育の準備に力を注いだ。研究への着手は2011年後期からが主となっている。次年度以降は、両者のバランスをうまくとりさらなる飛躍につなげたいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
進歩性判断の法的な構造 (共著)	パテント	63 巻 7 号 119 頁	2010 年 5 月
明細書の開示内容のクレーム解釈への参酌の方法	ジュリスト	1406 号 161 頁	2010 年 9 月
米国の法と政策における遺伝子診断の特許適格性 (1) (和訳)	知的財産法政策学研究	35 号 51 頁	2011 年 9 月
米国の法と政策における遺伝子診断の特許適格性 (2) (和訳)	知的財産法政策学研究	36 号 181 頁	2011 年 12 月
侵害主体論と著作物の私的利用の集積	パテント	64 巻 15 号 103 頁	2011 年 12 月
先行処分が存在する場合に特許権存続期間の延長登録が認められる要件及び延長された特許権の効力について	A.I.P.P.I	57 巻 3 号 154 頁	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
特許法における明細書による開示の役割	北海道大学グローバル COE プログラム知的財産法研究会	北海道大学	2010 年 12 月
The Function of the Disclosure Requirement in Patent Law(英語)	北海道大学グローバル COE プログラム国際シンポジウム	北海道大学	2011 年 2 月
特許法における明細書による開示の役割	助教論文報告会	東京大学	2011 年 3 月
医薬品の製造承認と特許権の存続期間延長制度	AIPPI 判例研究会	尚友会館	2011 年 11 月
地域団体商標について	「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」第 2 回ワークショップ	神戸大学	2012 年 2 月
スローガンと商標的使用	商法研究会	東京大学	2012 年 2 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010 年度中は、助教論文の執筆及び関連する小論文の執筆に注力していた。2011 年度前

期は、引き続き助教論文の修正・発展を行っていたが、中心は教育であり、研究は小休止していた。2011年後期からは研究活動も幅を広げ、新たに著作権法の間接侵害論・権利制限規定に関する研究に着手し、短い論文の公表も行っている。今後はこの研究をさらに発展させ、助教論文で取り組んだテーマとともに、研究の大きな2つの柱として引き続き取り組むつもりである。

その他にも商標をめぐる問題や、特許権の延長登録をめぐる問題など、様々なテーマを対象とし、知的財産法の全体を有機的に関連させつつ研究に取り組んでいる。現時点では、相互の関連は漠たるものにとどまるが、さらなる連携・深化を図りたいと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	R&W 知的財産法	2
学部	知的財産法	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2011年は着任初年度であり、手探りの中でのスタートとなった。ごく最近まで学生だった経験を踏まえて、学生目線のわかりやすくかつ有意義な内容の講義を行うことを心掛けた。特に、知的財産法分野の全体像をわかりやすく伝えること、細かい論点の暗記よりも背景にある考え方を理解してもらうことに重点を置き、今後の自主的な勉強の素地を与えることに注力したつもりである。もっとも、初年度のため不慣れな点、改善が必要な点があったことは否めない。

学生からの意見には丹念に目を通し、そこで指摘された点を踏まえて来年度以降につなげたいと考えている。特に、時間の制約が多かったため全体的に授業の進度が早すぎた点、一方的にしゃべることが多く学生の主体的な参加が十分でなかった点については、改善したいと考えている。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

知的財産法を担当教員間で相互に授業参観を実施し、教育内容及び方法の改善に努めている。また、教育改善・教員意見交換会、スタッフランチョンセミナーにも積極的に参加している。

〔国際交流活動〕

2012年3月に、英国ロンドンで開催された日本の著作権法改正をめぐる日英シンポジウムに出席した。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	工業所有権法学会、著作権法学会
------	-----------------

研究会活動	中央知的財産所明細書部会、コンテンツビジネス研究会、AIPPI判例研究会、同志社大学知的財産研究会
-------	---

講師

驛 賢太郎（政治経済学・専任講師）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

2010年4月に着任し、研究面において、主に2つのテーマを中心に活動を行ってきた。第一に、2010年1月に博士学位論文として提出したものをブラッシュアップさせ、公表出版の準備を行なった。第二に、科学研究費若手研究（研究活動スタート支援）「わが国の中核的執政の変容と財政再建をめぐる政策形成過程の分析」の支援を受け、90年代移行の日本の執政ネットワークの変容についての分析を行ってきた。第一のテーマについては、2013年に刊行が予定され一定の成果を収めたと言えるが、第二のテーマについては、研究成果について公表が遅れており、今後の研究課題として取り組みたい。

教育面において、大学院留学生向けの「日本政治概説」と「日本法概説」を担当した。両科目は、留学生に対する入門的な性格を持つものであり、語学的問題や日本政治や法律に対する基礎知識等に配慮する必要がある。受講者の理解を確認しながら、教員と受講者との双方向性のやり取りに重きを置き、講義を進めた。試行錯誤しながらも、この2年間で、受講生の日本政治や法律に関する理解や学びのニーズについて、おおよその把握が出来たと考える。これまでの蓄積をもとに、留学生がより深く日本の政治や法律を理解できるよう講義内容を工夫したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
「金融制度改革の政治学（仮）」（木鐸社）	単著	木鐸社	2013年発行予定

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「第3章：日本の政策と課題について」、「第4章：組合活動」（分担執筆・報告書）	『第47回共同調査 組合員政治意識総合調査報告』		2011年5月
「高度成長期における産業政策論の再検討ーレント概念を手掛かりにしてー」（単著・論文）	『神戸法学雑誌』	第62巻第1・2号	2012年9月28日発行予定

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
「日本型金融システムの変容をめぐる政治・行政過程－高度経済成長からバブル経済 (1990 年代前半) までの事例を中心に－」	関西政治学研究会	神戸大学	2010 年 3 月 26 日

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

この 2 年間の研究活動として、第一に、2010 年 1 月に提出した博士論文を好評出版すべく、大幅な加筆修正作業を行なってきた。この成果については、2013 年に出版を予定しており、これまでの研究に一区切りが付けることができたと考える。これと並行して、第二に、科学研究費若手研究 (研究活動スタート支援) の支援を受けて、90 年代以降の日本における財政再建をめぐる政策形成過程について、中核的執政論 (Core Executive) を分析の理論的手掛かりに研究を進めてきた。理論としての中核的執政論の整理・レビュー、それを用いた事例分析など、学内の研究会などで発表を行なってきたが、これらの成果について論文として公表に至っておらず、この分野の研究をさらに進め、今後、順次公表を行なっていくとしたい。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

[担当科目]

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治概説	2
	日本法概説	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	日本政治概説	2
	日本法概説	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

[教育活動の自己評価]

担当している「日本政治概説」と「日本法概説」は、日本語また日本の政治事情・法制度に不慣れな留学生に対して開講されていると理解しており、日本語能力の向上と基礎的な知識の修得を目的として講義を展開した。講義後、小レポートを課し、質問の受付を行うとともに、講義内容の理解についての把握を行い、次回講義での補足説明を行うなど工夫を行なった。また、受講生の日本語能力を高めるため、レポートの添削を行っている。この点については、講義の回を重ねるごとに、受講生のレポートの質が高まること、また鋭い質問が出されるようになることなど、一定の成果が出ていると感じるとともに、受講生からもレポート指導は好評を受けており、今後も継続して行うとしたい。

Ⅳ 学内活動

[学内各種委員等]

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

スタッフ・ランチョンセミナーへの参加

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会 日本行政学会
研究会活動	関西行政学研究会 関西政治経済学研究会 神戸大学政治学研究会 実証政治学研究会

助教

海道 俊明（行政法・助教）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究に関しては、博士課程後期課程在籍時からリサーチしていた行政処分間の違法性の承継という問題について、行政裁判所時代から現代までの判例・学説を中心に歴史的な分析を加え、その根拠論及び基準論につき一定の書面としてまとめることができたが、まだ公表はできておらず加筆・修正中である。研究報告としては、関西行政法研究会において最判平成 21 年 7 月 10 日判時 2058 号 53 頁につき判例評釈を行った。なお、教育に関しては、講義を受け持っておらず行っていない。

今後は、上記違法性の承継論についての論文を公表できる段階まで仕上げ、助教論文のテーマにつきリサーチを開始する予定である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
判例評釈・最判平成 21 年 7 月 10 日判時 2058 号 53 頁—公害防止協定の司法的規制における判断枠組みの考察を中心に—（研究会報告）	関西行政法研究会	大阪学院大学	2012 年 1 月 22 日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

研究報告においては、産業廃棄物処理場に関する規制権限を有しない市町村と事業者間で締結されたいわゆる公害防止協定について、協定の内容に対する司法的規律の判断枠組みにつき判例評釈を行い、その上で協定の有効性審査における民法 90 条の運用方法について発展的な考察を加えた。後者は、経済法分野と行政法分野のそれぞれの考え方を折衷したものであり、公害防止協定の内容審査における新しい視点になり得るものと考えている。

平野 淳一（選挙分析・助教）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

この2年間はこれまで続けてきた日本の市長選挙に関する研究成果の公表に重点を置き、活動を行ってきた。期間内に公表した業績は公表論文と書評が一本ずつ、研究報告が一件である。当初予定していた通りのペースで研究を進めることができなかったため、公表が2012年度にずれ込んだ業績もあったことは大きな反省点である。

今後の展望としては、査読付き雑誌への投稿を積極的に行うことを第一に考えている。また、博士論文を含めたこれまでの研究成果を単著としてまとめ、出版することも更なる目標としている。併せて、研究活動の充実のために科研費をはじめとした外部資金の獲得についても実現したいと考えている。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
革新市政後退の要因：市長選挙結果の分析から	神戸法学雑誌	第61巻・第1-2号・41-77頁	2011年9月
<書評>河村和徳著『市町村合併をめぐる政治意識と地方選挙』木鐸社、2010年	選挙研究	第27巻・第2号・133-134頁	2011年12月

*論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
市長をめぐる選挙過程：候補者属性と選挙結果の分析から（単独・口頭報告）	日本選挙学会2011年度研究会、分科会H（地方部会）「首長をめぐる政治過程」	関西学院大学	2011年5月

*報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

この2年間の研究活動では、それまで構築してきた市長選挙データを用いて、公表論文一本の執筆と学会報告一件を行った。まず、公表論文については、「革新市政後退の要因：市長選挙結果の分析から」において、1970年代後半から始まった革新市政後退の要因を市長選挙結果から明らかにした。また、日本選挙学会2011年度研究会において、「市長をめぐる選挙過程：候補者属性と選挙結果の分析から」を主題として学会報告を行った（2011年度選挙学会賞優秀報告部門受賞）。本報告では、近年生じている市職員出身者の減少や相乗りの減少、脱政党化といった市長属性の変化の実態を明らかにすると共に、それらを引き起こしている要因について探索的な分析を行ったものである。この他に、『市町村合併をめぐる政治意識と地方選挙』（河村和徳著）の書評を『選挙研究』に掲載した。

上記の研究成果の公表を通じて地方政治における市をはじめとした基礎自治体レベルの研究の意義を示すことができたと考えている。論文として公表した「革新市政後退の要因：市長選挙結果の分析から」では、それまで必ずしも実証的な根拠を伴う形で議論されてこなかった革新自治体の退潮を実際の選挙データを用いて分析したものである。また、2011年度日本選挙学会で報告した「市長をめぐる選挙過程：候補者属性と選挙結果の分析から」は、それまで当選者にのみ分析対象が偏っていたのを立候補者全体にまで広げ、その前職や党派性の実態を明らかにすると共に、統計的手法によって市長選挙における党派性の規定要因を探ったものである。いずれも既存研究とは異なるレベル、アプローチによって興味深い知見を得ることができたと考えている。ただし、総括部分でも述べた通り、期間内に十分な数の業績の公表を行うことができなかったことは大きな反省点であり、今後はよりコンスタントに研究成果の公表を続けていくことを第一の目標としたい。

III 教育活動の内容と自己評価

IV 学内活動

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、日本行政学会、日本比較政治学会、日本国際政治学会
研究会活動	関西行政学研究会、関西政治経済学研究会、神戸大学政治学研究会、実証政治学研究会

特命講師

飯田 健（政治行動論・特命講師）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面においては、基本的に依頼原稿をこなすことに終始した。今後は、英語で単著論文を執筆し海外査読誌に投稿すること、日本語で単著本を執筆することにできるだけ注力したい。

教育面においては、世界的に標準的な内容になるように心がけた。今後の課題としては講義形式の授業においていかに学生とコミュニケーションをとるか、ということである。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
吉野孝・前嶋和弘編著『オバマ政権は	分担執筆、「オバマ支持	東信堂	2010年7月

アメリカをどのように変えたのか：支持連合・政策成果・中間選挙』	連合の政策選好：政権運営へのインプリケーション」、pp.5-27.		
鴨川明子編著『アジアを学ぶ：海外調査研究の手法』	分担執筆、「計量分析を初めて学ぶあなたへ」、pp. 17-30	勁草書房	2011年11月
吉野孝・前嶋和弘編著『オバマ政権と過渡期のアメリカ社会：選挙、政党、制度、メディア、対外援助』	分担執筆、「2010年中間選挙におけるティーパーティーのインパクト：集計・個人レベルデータを用いた実証分析」、pp.3-29.	東信堂	2012年3月

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
「世襲議員の実証分析」(上田路子・松林哲也との共著)	『選挙研究』	26号(2), pp.139-153.	2010年12月
"Popular Culture and Regional Identity in East Asia: Evidence from the Asian Students Survey 2008." (Hiro Katsumata との共著)	Waseda University Global COE Program Global Institute for Asian Regional Integration Working Paper Series.	E-3, pp.1-19.	2011年6月
「選挙研究における因果推論の研究動向」(松林哲也との共著)	『選挙研究』	27号(1), pp.101-119	2011年6月

*論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
「有権者の失望、期待と政権交代：早大・読売共同調査の分析」(口頭発表)	日本選挙学会	明治大学	2010年5月
"Political Dynasties and Democratic Representation in Japan." (口頭発表、浅古泰史・上田路子・松林哲也との共著)	日本経済学会春季大会	千葉大学	2010年6月
"Why Do Voters Become Hopeful for New Leadership?: Voter Risk Attitude and Hope for Opposition Party." (口頭発表)	The Annual Meeting of the Southern Political Science Association	New Orleans, LA	2011年1月
"Under What Condition Can Voters Make Rational Choice?: Voter Preference and Choice in Old-Age	The Annual Meeting of the Southern Political Science	New Orleans, LA	2011年1月

Pension Reform in Japan." (口頭発表、Tsuyoshi Adachi、Masahisa Endo、Kohei Kamaga との共著)	Association		
"Collective Identity Perceived by Others: The Determinants of Japanese Attitudes toward South Korea and North Korea." (口頭発表)	The Annual Meeting of the Southwestern Political Science Association,	Las Vegas, NV	2011年3月
「保守主義の形成における政治的・社会的要因：日米保守主義の比較実証分析」(口頭発表)	日本政治学会	岡山大学	2011年10月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010年度、2011年度の研究は主に次の三つに分類される。第一に、自らの主要な研究テーマである、政権交代に結びつくような日本の有権者の投票行動の急激な変化が発生するメカニズムの解明である(文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)(課題番号:21730127)「有権者の「失望」、「不安」、「期待」と政権交代の可能性」(研究代表:飯田健)、平成21~23年度)。第二に、近年のアメリカ政治における有権者の政治意識の解明である(文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(B)(課題番号:23330046)「危機のアメリカ『選挙デモクラシー』:社会経済変化と政治的対応」(研究分担者、研究代表:吉野孝)、平成23~27年度)。第三に、アジア太平洋地域の人々の間でのアジアアイデンティティの形成メカニズムの解明である(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科グローバルCOE)。いずれのテーマも、対象とする地域は異なるものの政治エリートではなく、一般市民の政治意識・行動に焦点を当てているという点で共通している。

反省点としては、後二者においてはある程度テーマが与えられた中での研究であり、それなりにアウトプットが出たが、第一のテーマである自らの個人研究についてはメインの研究テーマであるにもかかわらず学会発表の他には目ぼしいパブリケーションが出せなかったことである。現在も成果を出版物の形でまとめるべく取り組んでいるが、今後この研究テーマで英語の論文を執筆し、海外査読誌に投稿することや、単著本の形でまとめることが課題である。学会報告については海外でのものも含めて、精力的に取り組めたとと思う。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	公共選択論	2

* 院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

私は常々、大学の授業は国際的な標準を満たしているべきであると考えている。これは「高いレベルをもつべき」ということではなく、例えば「公共選択論」という授業名であれば、海外、とりわけアメリカの大学の「Public Choice」の授業の内容と基本的には同じ内容で標準的であるべき、ということの意味する。つまり、授業は担当教員の独りよがりな見解を示すものではなく、その分野の代表的な理論や実証、それらをめぐる論争を系統立てて紹介するべきである、ということである。この基準に照らすと、自らの担当授業はまずまず

の内容をもっていたと自己評価することができると思う。

ただし、そのことは必ずしも学生にとって興味深い授業であるということの意味しない。とりわけ、今後の課題としては講義形式の授業における学生とのコミュニケーションをいかに高めるか、ということである。この点について工夫を行いたい。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

多湖淳准教授が代表を務める神戸大学とエセックス大学との共同研究プロジェクトに参加した。慶応義塾大学現代韓国研究センターの「日韓比較政治制度」プロジェクトに参加した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本政治学会、日本選挙学会、公共選択学会、アメリカ学会、American Political Science Association、International Political Science Association
学会等役員・編集委員	日本選挙学会 2011 年度研究大会企画委員
研究会活動	関西政治経済学研究会、実証政治学研究会

〔学外教育活動〕

2011 年度

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師

東京工業大学工学部社会工学科 非常勤講師

Knudson, Troy Keith (国際コミュニケーション・特命講師)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

In 2010 and 2011, I conducted research for and wrote my doctoral dissertation. Having submitted my dissertation in February 2012, I will receive my Ph.D. from Waseda University in September of 2012. My goal now is to publish three articles, based on the findings in my dissertation, in political communication and international communication journals.

Regarding teaching activities, I was in charge of one course in 2011 called Advanced Writing Skills, which was available to both undergraduate and graduate students. In this course, I explained the process of writing a research proposal in English. In the future I hope to refine my approach to teaching this course and integrate the course's content in more effective ways with other courses that I teach.

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>Covering Complex Relationships: A New Institutional Approach to United States International News Reporting</u>	Doctoral dissertation submitted to the Graduate School of Asia Pacific Studies at Waseda University		February, 2012

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
<u>Covering Complex Relationships: Testing a Centrality Model of Routine U.S. International News Reporting</u>	International Communication Association annual conference, Political Communication Division pre-conference	Boston University, Boston, Mass.	May, 2011

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

In my doctoral dissertation, I test the applicability of new institutionalism as an analytical framework for the study of U.S. foreign policy news reporting. Determining the limited applicability of this framework, my study produced three main findings about the relationship between news organizations and foreign policy making in the United States. First, the prominence of news coverage on an issue and the attention this issue receives in the U.S. Congress are correlated. Second, this correlation is persistently stronger with coverage from particular news organizations. Third, these particular news organizations also tend not to deviate from official foreign policy preferences set by the executive branch.

I presented these findings in Boston at the conference listed above. In the near future I hope to publish articles based on each of these findings in journals related to political communication and international communication. As each finding is different in terms of making a theoretical or empirical contribution, I hope to publish three articles in three different journals.

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	Advanced Writing Skills	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

The aim of my Advanced Writing Skills course is to teach students how to write a research paper in English. Students acquire necessary skills for this by designing an original research project and writing a research proposal. Because the structure of a social science paper is universally known and clearly separates the study's literature review, methodology, findings, and conclusion, I refer to this structure most frequently. However, students are free to use alternative structures for academic writing; they may also write a policy proposal.

After teaching this course in 2011, I received a number of comments from students, most of which were positive and noted how useful they felt the course was. However, because the course emphasizes the practice of *rewriting*, students are required to submit multiple drafts of some assignments. As such, some feedback from students noted the need for me to help them reflect better on what they had already written. Therefore, as I am now teaching this course again, I give more detailed assessments of each student's writing and provide more concrete advice for improving their drafts.

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

Attended Public Communication Center Working Group meetings

February, 2012: Organized and participated in the Public Communication Center Workshop

February, 2012: Organized and participated in the Public Communication Center Field Trip

上巻を参照。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	International Communication Association
学会等役員・編集委員	Manuscript reviewer for the International Journal of Press/Politics Manuscript reviewer for International Relations of the Asia-Pacific

古谷 貴之（民法・特命講師）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究面では、民法における瑕疵担保責任の研究を行なった。その内の一部につき、学外研究会での報告を行なった。本研究を早期に完結させることを目標に今後も研究を継続する。教育面では、法経連携専門教育プログラムにおける授業（法経総合概論Ⅱ、法経連携基礎演習、問題解決実践研究）や課外活動（裁判所や刑務所、原子力発電所の見学会）に参加した。プログラムのさらなる発展のため、自分の職責を果たせるよう今後も努力する。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(研究報告)

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
欧州司法裁判所 2011 年 6 月 16 日判決—追完の範囲をめぐる問題—	EU 消費者法研究会	龍谷大学ともいき荘	2011 年 11 月 5 日

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010 年度及び 2011 年度は、民法における瑕疵担保責任の研究を行なった。具体的には、売買契約において売主が瑕疵ある物を引き渡した場合に問題となる目的物の「瑕疵」の概念や買主の追完請求権に関して研究を行なった。その研究の一部として、2011 年 6 月に出された欧州司法裁判所の判決の判例研究を行い、同年 11 月に開催された EU 消費者法研究会において研究報告を行なった。今後は、ドイツにおける瑕疵担保責任の判例・学説の展開をまとめ、日本の議論との比較検討を試みることを研究の目的とする。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	特別講義共通・法経総合概論Ⅱ	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	特別講義共通・法経総合概論Ⅱ	2
	特別講義法経連携演習	2
	特別講義問題解決実践研究	2

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2010 年度

特別講義共通・法経総合概論Ⅱ（2010 年度）：本講義におけるコーディネーター及び最終講義（2 コマ）を担当した。授業アンケートの結果を見る限り、学生の興味を引き出せる授業内容だったように思われる。

2011 年度

特別講義共通・法経総合概論Ⅱ（2011 年度）：本講義におけるコーディネーター及び最終講義（2 コマ）を担当した。2010 年度と同様、学生の興味を引き出せる授業内容だったように思われる。

特別講義法経連携演習：経済学部の科目（法経連携演習）と共同開講した。法学部と経済学部の学生とともに、「法と経済学」に関するハンドブックを輪読した。テーマを限定せず広範なトピックスを扱ったことから、個別テーマについて詳しい内容に立ち入ることができず、学生の興味・やる気を十分に引き出すことができなかつたように思われる。その反省に基づき、2012 年度の授業計画を大幅に変更した。

特別講義問題解決実践研究：経済学部（問題解決実践研究）と共同開講した。法律と経済に跨る社会的問題の発見及びその実践的解決能力を養うことを目標に授業を行なった。2011年1月に実施された法経連携専門教育プログラムに対する外部評価の結果を踏まえ、2012年度の授業内容を改善する。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

授業期間中に、特別講義共通・法経総合概論Ⅰの授業を参観し、法経総合概論Ⅱの授業計画の参考にした。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本消費者法学会
------	----------

平成 23 年度末までに退職した教員

赤坂 正浩（憲法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

教育面では、法科大学院教育の経験をふまえて、『憲法講義（人権）』という教科書を出版した。研究面では、早稲田大学 GCOE やドイツ憲法判例研究会の科研費研究への参加を契機に、ドイツにおける憲法の観念、とりわけいわゆる経済憲法の観念の検討を始めた。今後もこのテーマに取り組みたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
憲法講義（人権）	単著	信山社	2011 年 4 月

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
集会の自由と抗議行動（単著）	平成 21 年度重要判例解説	18～19 頁	2010 年 4 月
憲法の概念について（単著）	立教法学 82 号	74～109 頁	2011 年 4 月
公務員と人権－最高裁判例小史の視点から（単著）	法学教室 370 号	13～20 頁	2011 年 7 月
上諭、前文（単著）	芹沢・市川・阪口編『新基本法コンメンタール憲法』	3～13 頁	2011 年 10 月
衆議院議員選挙「一票の較差」違憲訴訟（単著）	判例セレクト 2011[I]	3 頁	2012 年 2 月
ドイツ法上の職業と営業の概念（単著）	季刊・企業と法創造	8 巻 3 号 85～97 頁	2012 年 2 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
憲法の概念について	ドイツ憲法判例研究会	専修大学	2011 年 1 月
ドイツ法上の職業と営業の概念	早稲田大学 GCOE「憲法と経済秩序」研究会	早稲田大学	2012 年 1 月
社会的市場経済とドイツ基本法	福祉科研研究会	神戸大学	2012 年 3 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

経済と憲法というテーマは、外国法研究の面でも日本国憲法の解釈の面でも、なおさまざまな研究課題を含んでいる。3つの研究会でこのテーマに関連する報告を行ったことで、研究の出発点に立てたと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	憲法問題分析特殊講義	2
LS	憲法基礎	4
学部	応用憲法	2
	憲法Ⅰ	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	憲法基礎	4
	対話型演習憲法訴訟Ⅰ（2クラス）	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

1L「憲法基礎」では、法科大学院設立以来の教育経験をふまえて、未修者にいっそう理解しやすい解説を心がけた。2L「対演憲法訴訟Ⅰ」では、従来の権利別縦割りのテーマ設定に代えて、違憲審査の手法別に判例を分析する授業を試みた。受講者からは一定の評価を得たと考えている。

学部の授業では、レジュメと解説のバランスなど、改善すべき課題を残している。

Ⅳ 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

Ⅴ 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本公法学会、比較憲法学会
学会等役員・編集委員	比較憲法学会常任理事（2011年10月～）

〔社会における活動〕

2010年新司法試験審査委員

2011年新司法試験審査委員

磯村 保（民法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究の中心は、民法改正のあり方に関する諸問題を検討することであり、教育活動としては、法学部、法科大学院、法学研究者養成のための大学院において、それぞれその目的にふさわしい内容と方法で授業を行うことに努めた。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（論文）

論文名（執筆形態）	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
信用組合による歩積み両建ての強要	経済法判例・審決百選	248 頁	2010 年 4 月
取締規定と消費者法	消費者法判例百選	173 頁	2010 年 6 月
数量超過売買における売主の保護	法学教室	372 号 132 頁	2012 年 3 月

* 論文名下線は査読あり

（研究報告）

研究報告名（発表形態）	発表会議名	開催場所	発表年月
契約の解釈について	民事実務研究会	司法研修所	2010 年 11 月
民法／債権法	神戸大学法学会サマ ーセミナー	神戸大学梅田 インテリジェ ント・ラボラト リ	2011 年 7 月

* 報告名下線は選考あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

所属する民法改正研究会は、債権法改正の動きに対応して、独自の提案とその解説の公表のための作業を続けているが、これを公表できる段階には至っていない。2012 年度にこれまでの研究成果を公刊する予定である。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民法）	2
L S	対話型演習物権・責任財産法	4
学部	学部演習	4
	民法応用演習	2
	民法Ⅲ	4

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	実定法特殊講義（民法）	2
L S	民法基礎Ⅱ	4
学部	民法Ⅰ	4
学部	学部演習	4

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

大学院授業については、2010 年度、2011 年度を通じてドイツの財産法体系を学ばせるため、ドイツ民法の体系書を講読しながら、日本民法との違いを明らかにするように努めた。

法学部授業では、2010 年度に民法Ⅲを担当した。その授業資料に、授業で取り扱う項目を並べ、また事例問題を掲載したが、授業アンケートにおいて、項目だけでは予習に利用することが難しいこと、事例の解決についての解説が事後に配布されると復習に間に合わない等の意見もあったことから、2011 年度の民法Ⅰにおいては、項目だけでなく問題点を解説し、また、事例の考え方についても書き込んだ資料を配付するように改めた。授業アンケートではおおむね好評であったが、学生諸君が自分でノートをとる工夫をするという点で、問題も残されている。教員の授業参観レポートでは、授業資料の内容と口頭説明の組み合わせ方について、積極的に評価されていた。

LS 授業では、2010 年度に 3L 生を対象とする科目を、2011 年度には未修者 1L 生を対象とする授業を担当した。学年によって履修者の到達度に大きな違いがあることを意識し、前者については、事例を中心とした資料を事前に配布し、授業における質疑応答を経た上で、授業後に復習用の資料を配付した。後者については、初学者であることを前提に、教科書の利用を前提とした詳しい解説と基本事例を掲載した資料を事前配布するとともに、復習で確認すべき課題を明らかにし、授業で取り上げた事例のポイントを整理した資料を授業の後で配布し、基礎的な学力が着実に身につけられるように工夫した。それぞれ、授業アンケートでも好評であり、また、授業参観のレポートにおいても積極的に評価されていた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD 活動への参加〕

未修者教育の改善策に関するアンケートに回答し、またその検討を行う F D 会合に参加した。

〔国際交流活動〕

2010 年 10 月 10 日・11 日に、ドイツ・東アジア学術フォーラムに出席し、ドイツ法が日本法に及ぼす影響と今後の相互交流のあり方について報告した。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	私法学会、金融法学会、日独法学会
学会等役員・編集委員	民商法雑誌編集代表者

研究会活動	民法改正研究会（代表者:加藤雅信）
シンポジウム等の主催等	2011年度私法学会シンポジウム「不当利得法の現状と展望」の司会担当

〔社会における活動〕

学術会議第一部会員

文部科学省・法科大学院特別委員会委員

大学評価・学位授与機構・法科大学院認証評価委員

神戸市苦情処理審議会会長

井上 由里子（知的財産法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

平成 23 年度前期で神戸大学を離任し、後期より一橋大学に転任することとなっていたため、平成 23 年度前期についてのみ記入する。平成 23 年度前期は、転任前ということもあり、通常 1 年間で担当する授業の単位数を前期のみで担当することとなったため、研究活動に注力する十分な余力は残されておらず、主として教育活動（学部及び法科大学院の授業）に専念することとなった。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の概要と自己評価〕

平成 23 年度後期から一橋大学に転任する予定であり、本来後期に担当する授業も前倒しして前期に担当することとなったこと、特に法科大学院で新しい科目を担当することとなったことから、平成 23 年度前期は、事実上、法科大学院での教育をはじめとする教育活動に専念することとなった。そのため、研究活動に時間を割く余力はほとんど残されていなかったが、「情報法」（有斐閣）の教科書を共著で著すこととなり、その分担部分の執筆を行ったほか、「特許訴訟」（民事法研究会）の分担部分を執筆した。研究テーマとしては、測量行政懇談会の調査検討会委員長として携わってきた地理情報の利活用の在り方について調査研究を契機として、公共部門の情報（PSI）の利活用のありかた（オープン・データ政策）に関して研究を始めた。具体的には、米国、欧州、コモンウェルス諸国でそれぞれ新しい動きがあるので、情報の収集と分析を行った。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
学部	知的財産法	2
LS	特許法	4
	応用知的財産法	4

* 院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

2010年度前期の教育活動とその評価は以下のとおりである。

学部の「知的財産法」では、レクチャー形式で、著作権法、特許法、実用新案・意匠法、不正競争防止法、商標法の知的財産法全体をカバーする講義である。広い領域をわずか2単位で教えねばならないため、表面をなぞるだけで終わってしまうおそれがある。そこで、社会的に関心を集めている裁判例やトピックス、理論的に学生の知的好奇心を喚起するであろう論点については、時間をとって、背景事情も含めて詳細に検討するように心がけた。また、時間の制約から、詳細まで授業で触れることのできない問題については、参考となる文献を提示した上で、考えるヒントを与えるよう工夫した。授業後に熱心に質問する学生も多く、そうした質問を次の回の授業で取り上げて学生の理解を深めるようにするとともに、学生の要望を拾い上げて授業に活かすように努めた。授業アンケートではおおむね満足すべき評価を得た。

法科大学院では、特許法と応用知的財産法を担当した。

特許法は、2009年度に新たに担当することとなった科目であり、2009年度に試行錯誤しながら作り上げた授業計画をベースに、2009年度の授業での反省点を踏まえて、改善を加えて、授業に臨んだ。法科大学院の知的財産法関連のすべての科目の授業では、島並教授その他と共同して編集したケースブック（「ケースブック知的財産法（第2版）」（2008年4月、弘文堂））を、採用しており、特許法でもこれを用い、インタラクティブな形式で授業を行った。教科書は、高林龍「標準特許法（第3版）」（2008年、有斐閣）を用いた。授業では、シラバスに従い当該回の関連する教科書の該当部分を読み、ケースブックの予習範囲の裁判例を読み込んだ上、その後付されている質問に対する回答を準備してくるよう、すべての受講生に求めた。授業は、特許制度の概略をレクチャー形式で簡略に説明した上で、裁判例に関しては、ケースブックを用いた質疑応答を学生との間で行うインタラクティブ形式で行った。特に、特許制度の趣旨と関連づけて裁判例の内容がしっかり理解できるよう促す工夫を行った。授業アンケートでは、概ね高い評価が得られた。応用知的財産法は、①「特許法」の履修を終えた受講生が、特許法の主要論点について理解を深めること、②与えられた仮想問題に対して、自ら解決の道筋を見出すことができる力を涵養することを目的として、授業を行った。具体的には、最高裁判例研究の回と、指定演習教材の仮想事例分析する回を、原則として交互に配し、各回、学生の報告をもとに受講生全員でディスカッションをしながら進めた。最高裁判例研究においては、調査官解説及び主要な判例評釈をもとに、対象裁判例の意義及び射程を明らかにすることを求めた。仮想事例分析では、演習教材（田村善之ほか「論点解析知的財産法」（商事法務、2009））の事例の検討を行い、与えられた事例を法的に分析する力を養うとともに、関連論点についての論文等も併せ用いることにより、当該論点の理解を一步進めたものを目指す。2010年度にはじめて担当する科目であり、受講生の要望も取り入れながら、授業が質の高いものとなるよう工夫を重ねた。

授業アンケートでは、概ね高い評価が得られた。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

授業参観を通じて、教育手法改善を行うよう努めた。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本工業所有権法学会、著作権法学会
学会等役員・編集委員	日本興業所有権法学会理事
研究会活動	東京大学著作権法等研究会、WTO 研究会

〔学外教育活動〕

2010 年度

放送大学（大学院）情報法（非常勤講師・オムニバス形式）

〔社会における活動〕

工業所有権審議会委員

弁理士試験委員

国土地理院・測量行政懇談会委員

小室 程夫（国際経済法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

これまでの研究の集大成として、「国際経済法」（2011 年，信山社）を上梓するとともに，神戸大学における最後の教育を行った。2011 年 3 月に神戸大学を定年退職した。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
国際経済法 2010 韓国語版	単著	一潮閣(韓国ソウル),pp.1-1050	2010
国際経済法	単著	信山社	2011 年 12 月

〔研究活動の概要と自己評価〕

2010 年度はサバティカル制度を利用して，研究の集大成を行った。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
	（平成 22 年度はサバティカルを取得）	

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院	国際経済法特殊講義	
	国際通商と法特別特殊講義	
LS	国際経済法Ⅱ	2

*院=大学院科目、LS=法科大学院科目、学部=法学部専門科目、全学=全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

平成 22 年度はサバティカルを取得し、平成 23 年度は神戸大学における最後の授業を行った。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔国際交流活動〕

世界貿易法学会の理事を務めている。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	世界貿易法学会，日本 EC 学会，日本国際経済法学会，国際法 商取引学会
学会等役員・編集委員	上記各学会の理事

佐藤 英明（租税法・教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

平成 23 年 3 月末をもって、昭和 63 年 5 月以来 22 年 11 か月にわたって在職した神戸大学法学研究科・法学部を退職することとなった。この間の最も大きな成果は、本研究科における教育活動を基礎とした『スタンダード所得税法』と『プレップ租税法』の 2 冊の単著、および、金子宏名誉教授らとの共著である『ケースブック租税法』の、計 3 冊の教育書をまとめることができたことである。幸いなことに、どの書物も読者からの一定の支持を得られており、本研究科における教育活動を、比較的広く社会に還元できたと考えている。

個別の研究テーマとしては、信託税制に関する研究が進行中であり、平成 19 年改正についての一定の評価を後掲「信託と税制シリーズ」の連続講演にまとめ得たことが今期の大きな成果である。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

（著書）

著書名	執筆形態（共著者等）	出版機関名	発行年月
プレップ租税法〔第 2 版〕	単著	弘文堂	平成 22 年 12 月

ケースブック租税法〔第3版〕	共著	弘文堂	平成 23 年 3 月
----------------	----	-----	-------------

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
わが国における「中小企業税制」の意義と展望 (単著)	租税法研究	38号 65-83頁	平成 22 年 6 月
家族法と租税法 (共著)	法学教室	357号 64-71頁、 358号 57-66頁	平成 22 年 7 月、8 月
信託と税制シリーズ	租税研究	731号 147-170頁 732号 127-155頁 733号 128-154頁	平成 22 年 9 月～11 月
「租税債権」論素描 (単著)	金子宏編『租税法の発展』(有斐閣)	3-20頁	平成 22 年 11 月
書評 金子宏著『租税法理論の形成と解明』(単著)	地方税	62巻 2号 24-34頁	平成 23 年 2 月

*論文名下線は査読あり

〔研究活動の概要と自己評価〕

従来からの研究テーマである信託税制と租税債権論の両方について、一定の成果を示せたことに安堵している。他方、個人所得税の領域に関する研究が停滞しており、さらに努力が必要だと考えている。

Ⅲ 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	租税法Ⅰ	2
	租税法Ⅱ	4
	R&Wゼミ租税法	2
学部	税制と法	2
	1年次演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
院		
LS	租税法Ⅰ (夏季集中講義)	2
学部		
全学		

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

LSにおける教育は、これまで通り、一定の成果を挙げ得たと考えている。

学部「税制と法」は、「授業アンケートの結果示された学生の満足度ほどには、試験成績等から判断した教育成果があがらない」という問題点を、最後まで克服することができず、残念である。

また、学部「1年次演習」については、この科目に相当する1年生前期配当の科目を平成11年以来、途中に1年の休みを挟んだのみで連続して担当しており、一定の感慨を覚える。近年の学生の学力低下と幼稚化に適切に対応しうる教育パッケージを開発し得なかった点が、最後まで心残りである。

IV 学内活動

〔学内各種委員等〕

上巻を参照。

〔FD活動への参加〕

学生による「授業アンケート」の指摘を踏まえ、「租税法Ⅱ」を中心として、従来から行なってきた「授業冒頭に前回の復習をする」という手法を継続した。授業時間が不足することとの関係もあるが、学生の要望が大きいと判断されたからである。また、同様に指摘を踏まえ、「租税法Ⅰ」と「租税法Ⅱ」において、話すスピードに十分に留意した。

〔国際交流活動〕

特になし。

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	租税法学会、日本公法学会
学会等役員・編集委員	租税法学会理事

〔学外教育活動〕

とくになし

〔社会における活動〕

平成22年3月 総務省「自動車関係税制研究会」委員

平成22年4月 国税庁国税審議会（税理士分科会）懲戒審査委員

藤井 伊久雄 （法曹実務教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

弁護士実務をふまえ、実際の事件を素材として考える教育を行ってきた。今後は修習指導、弁護士研修との関連をふまえ、法科大学院における実務教育のあり方をさらに検討したい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究活動の概要と自己評価〕

弁護士会の綱紀、懲戒事例に基づいた法曹倫理教育を検討中。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習法曹倫理	2
LS	法律文書作成演習	2
LS	R & Wゼミ 弁護士実務	2

2011年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	ローヤリング	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

具体的な事件について、どのような法的問題があるのか、どのように判断すべきかを通じて基礎的な知識の確認、応用を求めてきた。また、事実の調査、確認、法的判断に必要な事実の選択に関しても留意した。法科大学院生には求めるレベルが高いという懸念はあるが、その方向自体は間違っていないと考えている。

V 学外活動

〔社会における活動〕

地方公共団体の委員、地方独立行政法人の役員等に就任し、法律家として適切な役割を果たすべく努力した。

森澤 武雄（法曹実務教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

授業アンケートの結果などを参考に、実務教育に関して学生の理解が容易になるように修正を加えた。また、授業配付資料が、そのまま実務での初歩的作業に利用できるように配慮した。

II 研究活動の内容と自己評価

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習法曹倫理	2
	R&W ゼミ弁護士実務	2
	法律文書作成演習	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習法曹倫理	2
	R&W ゼミ弁護士実務	2
	法律文書作成演習	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

実務文書起案用の書式が入手しにくいとの学生からの意見をふまえ、簡単な書式集を作成し、交付した。

他の実務系科目（民事裁判・刑事裁判・検察）の理解を容易にするため、必要な箇所については重複（重ね塗り）するようにカリキュラムを組んだ（民事裁判実務に関係して、要件事実のスライドを作成し、スライドのコピーを配布した）。また、既に受講が終了している科目に関し、どの程度理解が定着しているかを確認するように心がけた（基本科目の授業で絶対に触れられている問題点について、学生に起案を課し、授業ノート・教科書を持参させて読み直させるなどの指導を行った）。

IV 学内活動

V 学外活動

〔社会における活動〕

大阪弁護士会司法修習委員

大阪弁護士会紛議調停委員（平成 23 年 3 月まで）

大阪弁護士会綱紀委員（平成 23 年 10 月から）

山地 修（法曹実務教授）

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

裁判所からの派遣教員として、理論と実務を架橋するための実務基礎教育を行うという観点から、民事訴訟手続等の一連の手続を理解させること及び要件事実の考え方と事実認定の基礎を修得させることを目的に、教育活動に従事してきた。派遣期間は平成 24 年 3 月で終了したが、今後も、民事裁判実務について、民事実体法及び民事手続法の理論が民事裁判の各場面でどのように活用されているのかを実務的な視点から考察していきたい。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(著書)

著書名	執筆形態(共著者等)	出版機関名	発行年月
司法研修所編『現代型民事紛争に関する実証的研究－現代型契約紛争(1)消費者紛争』		法曹会	2011.4
廣谷章雄編著『借地借家訴訟の実務』	分担執筆	新日本法規	2011.12

〔研究活動の概要と自己評価〕

法曹実務家であるため、特段の研究活動を行っているわけではないが、平成 21 年度司法研究員として、消費者紛争について実務的な観点からの研究を行った。

〔法曹実務経験の概要と自己評価〕

2010 年度、2011 年度 大阪地方裁判所第 12 民事部（普通部）

任官以来、主として民事裁判を中心に担当している。

III 教育活動の内容と自己評価

〔担当科目〕

2010 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習民事裁判実務	2
	R&W ゼミ民事裁判実務	2

2011 年度

院・学部等の別	担当授業科目名	単位数
LS	対話型演習民事裁判実務	2
	R&W ゼミ民事裁判実務拙	2

*院＝大学院科目、LS＝法科大学院科目、学部＝法学部専門科目、全学＝全学共通授業科目

〔教育活動の自己評価〕

対話型演習民事裁判実務も R&W ゼミ民事裁判実務も、民事訴訟手続を中心とする一連の手続、要件事実の考え方及び事実認定の基礎の理解を目的としている。いずれにおいても、具体的な事例（売買契約、消費貸借契約、賃貸借契約、物権的請求権等に関する言い分方式の設例、模擬記録）を題材にして、学生があらかじめ事例と設問を検討してくることを前提として、双方向の授業を行った。特に、学生が、主張の分析・整理を行う能力や民事実体法・手続法の基礎的知識・理解に基づいて説明・表現する能力を涵養できるよう努めた。また、R&W ゼミ民事裁判実務では、模擬尋問、模擬和解を実施するなどした。

授業評価アンケート等では、民事裁判の具体的な流れの中で民事実体法や民事手続法をより深く理解できるようになったという意見があった。他方、従来の授業評価アンケート等で、要件事実の考え方に慣れるのに時間を要するとの感想や民事実体法と関連づけて理解することに困難さを感じるとの感想があったことを踏まえ、授業において民事実体法・手続法との関連性をより一層意識させる、復習の便宜を図っていくなどの工夫をした。

IV 学内活動

V 学外活動

〔学界における活動〕

所属学会	日本民事訴訟法学会
------	-----------

稲元 勉 (助教)

I 研究・教育活動の総括と今後の展望

研究に関しては、学位論文において今後の課題とした「大規模最適化問題の実質的解決」を達成するための要素技術である、複雑な意思決定規則のルールベースとしての効率的符号化、および最適解の高速な求解に資する成果を得ることができた。今後は、それら要素技術の統合的利用に留意した研究を進める予定である。なお、教育活動は行っていない。

II 研究活動の内容と自己評価

〔研究成果〕

(論文)

論文名 (執筆形態)	掲載誌名	巻・号・頁	発行年月
<u>An Approach Employing Polysemous Rules to Complement Legacy Rules for the Elevator Operation</u> (共著: MATSUMOTO Takuya; OHTA Chikara; TAMAKI Hisashi; MURAO Hajime)	Journal of Advanced Mechanical Design, Systems, and Manufacturing	Vol. 4, No. 3, pp. 651-663	2010年6月
エレベータの運行計画に関する近年の研究動向 - 最適化の観点から(解説)	システム/制御/情報	Vol. 56, No. 3, pp. 120-127	2012年3月

* 論文名下線は査読あり

(研究報告)

研究報告名 (発表形態)	発表会議名	開催場所	発表年月
ジョブショップスケジューリング問題のための多義的ルールベースの分割統治的獲得アプローチに関する予備的調査(共著: 松本 卓也; 太田 能; 玉置 久; 村尾 元)	第54回システム制御情報学会研究発表講演会	京都	2010年5月
多義的ルールベースに基づく遺伝的機械学習手法への多数決制度の導入の効果に関する予備的調査(共著: 松本 卓也; 太田 能; 玉置 久; 村尾 元)	計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会 2010	京都	2010年11月

)			
エレベータ運行計画問題への最適性/実用性を目指す二つのアプローチ (招待講演)	電子情報通信学会 コンカレント工学研究会	山口	2011年1月
エレベータ運行計画問題のための多数議決多義的ルールベースの遺伝的機械学習による獲得 (共著: 松本 卓也; 太田 能; 玉置 久; 村尾 元)	計測自動制御学会 システム・情報部門学術講演会 2011	大阪	2011年5月
<u>An Implementation of Dynamic Programming for Many-Core Computers</u> (共著: MATSUMOTO Takuya; OHTA Chikara; TAMAKI Hisashi; MURAO Hajime)	SICE Annual Conference 2011	Tokyo	2011年9月

* 報告名下線は選考あり

[研究活動の概要と自己評価]

これまで、個別のルールが複数の決定を指示しうるルール設計を考案し、おもにエレベータ運行計画問題へ適用してきた。出勤時や退勤時の交通パターン下では、既存手法よりも有効なエレベータ運行を得られていた。しかし、昼食時の交通パターン下では、既存手法を上回る運行を得ることができていなかった。そのパターン下でも、各ルールに多数決、正確には認定投票、を行わせることにより、既存手法を上回るエレベータ運行を得ることができた。エレベータ運行に関する研究でそのような成果を得たものは見られないこと、および静的なジョブショップスケジューリング問題への適用によっても有効な結果が得られたことから、前述のルール設計は面白い性質を有し、多様な問題に対して有用であることが期待される。

これとは並行して、状態遷移確率を明示的に定式化する枠組みに基づき、GPU上で状態遷移を明示的に計算するよう動的計画法を実装することにより、ある簡単なマルコフ決定過程の求解を直列的計算に対して180倍程度高速化できることを示した。

以上のように、最適解を求めるコストの削減、および柔軟な符号化が可能であると考えられるルール設計の考案により、大規模最適化問題の実質的解決へ一歩近づくことができたと考えている。一方で、研究成果を学術論文としてまとめることができていない点、より一般的な問題への適用を進められていない点で、研究の進捗は不十分であり、さらなる邁進が必要である。

III 教育活動の内容と自己評価

IV 学内活動

[学内各種委員等]

上巻を参照。

V 学外活動

[学界における活動]

所属学会	システム制御情報学会、計測自動制御学会、日本機械学会
学会等役員・編集委員	システム制御情報学会第53・54期校正委員 (～2011年6月)

神戸大学大学院法学研究科・法学部
ファカルティレポート9下巻

平成24年10月発行

／編集／

神戸大学大学院法学研究科・法学部評価・FD委員会

／発行／

神戸大学大学院法学研究科・法学部

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1

T e l 078-803-7232

F a x 078-803-7292

／印刷／

一印刷